

東亞共榮圈

交流貿易政策の推進

昭和十六年十二月八日、歴史的な宣戦布告と同時にきつて放たれた米英撃滅の大作戦は一瞬にして世界地圖の變改を餘儀なくされ、積年米英依存の陥穽に陥つてゐた南方圏は、續々と我が日章旗の下に畏伏し來つた。先づ最初に、ハワイの米太平洋艦隊を覆滅して太平洋を我が制空、制海權の下に掌握、續いてフィリッピン、香港、シンガポール、東印度、マライ、ビルマと僅か半歳を出でずして南方圏は逐次東亞共榮圈の一翼たらんことを誓ひ、こゝに一面戰鬪、一面建設の兩様の長期戦に備へ、廣大なる戰線の維持増強のため、從來までの貿易政策もまた一擲せざるを得なくなつた。

先づ第一に交流物資の價格の問題に就いては、爲替政策によつて解決され、關稅、輸出入等の助成金なども必然的に一役を買ふであらう。貿易の方式の問題は既に國家機關に依る交易方式が採られ、物資の配分に就ては自由主義貿易時代とは全く反對に國家に依る意識的な配分が行はれつゝある。現地に於ける物資取得の方法、賣買の方法等もそれら、大本は決定し、問題は物資の生産配分であるが、これも自給圏の範圍に依つて自ら政策を樹てられるであらう。今や米英蘭の勢力が排除されて見れば南方貿易の政治的障害は完全に除去された譯である。自由貿易時代には重大な要素であつた經濟的な障害も、物資の需給に重點を置く共榮圈物資交流の方式には問題ではない。残るものは技術的な問題、自然的な問題、その他戰爭による諸事象が努力の對象となるのであらうが、これは國運を賭して大東亞戰爭を遂行してゐる以上、それに相應した努力が拂はれるであらう。

貿易統制令一 元的改正成る

支那事變の發生と第二次歐洲大戰の勃發とに依つて、我が對外貿易は種々變革を遂げたが、一昨年十二月八日大東亞戰局の勃發に依り、大東亞共榮圈の物資交流を迅速的確ならしむるため、商工、農林省令を以つて四月十三日貿易統制令施行規則が改正された。

從來まで圓域、南洋、第三國に對する貿易統制については必要に應じてその都度急速に立案遂行して來た關係上、貿易統制に關する法規は數も多く、又複雑多岐に亘つて居る。即ち

- 一、關滿支向輸出調整規則(十四年九月)
- 一、關滿支向輸出水産物輸出統制規則(十四年十月)
- 一、關滿支貿易調整規則(十五年九月)
- 一、南洋貿易調整規則(十五年十二月)
- 一、貿易組合法に依る統制命令及び舊統制法令にもとづく各種の告示

の多くが發令されて居つたが、これらの法規は廢止され、同時に四月十三日公布、十六日實施に依る商工、農林省令第一號を以つて貿易統制令施行規則が改正された。今回の改

正に依る要旨は

一、輸出許可物品の指定

一、關滿支に對する指定輸出品、輸出調整機關の指定

一、同輸入品、輸入調整機關の指定

一、關滿支以外の地域に對する指定輸出品

及輸出機關の指定

一、佛印及び泰に對する指定輸入品輸入調整機關の指定

一、佛印及び泰に對する指定輸入品輸入調整機關の指定

等の諸點であつた。これに依ると從來までの施行規則は輸入命令と輸入許可制度の規定のみであつたのを、新に輸入調整機關に依る調整に關する規定が織込まれたこと、又輸出に關する規定は輸出命令輸出許可制度の規定、輸出調整機關に關する規定等は從來の儘となつて居る。この規則改正及び告示に依つて整備される諸點は如左。

一、輸出調整機關として輸出統制會社十八となる。又輸出統制會社は從來圓域は除外されて居たが、今後は原則として圓域、第三國共通の輸出調整機關となる

また從來の要輸出許可品目は約二百八十品目に及んだが、今回約四分の一の七十

一品目に減じ、他は輸出調整機關の調整に委されることとなる。

一、輸入調整機關は關滿支については從來の東亞輸聯の代りに物資別輸入統制機關(輸入會社、輸入組合)が指定せられ、佛印、泰については從來と同様であつて輸入調整機關の數は二十五(うち圓域十

四、佛印、泰十五、一部共通)となつて居る。

貿易統制會が重要産業團體令に依つて指令を受けたのは昭和十六年十月二十七日の閣令に依るものであつた。

當時米國の對日資産凍結令を繞つて日米間

は頗る緊張はして居たが、まだ最後の事態に立ち到つて居なかつたので、貿易界は第三國への貿易に期待を残して居た。この會名は當初は貿易統制會と名付けたが、これを外國側から見るとき、日本の貿易が強力なる國家の統制下にあるために、この會が無用の關稅を課する動機にあるやうに思はれても云ふ民間側からの希望も入れて、日本貿易會とし

た。然るに大東亞戰爭を契機として、世界の情勢は一變し、貿易は國家の必要とする重要物資の確保のため、こゝに貿易統制會と改稱し、名實ともに貿易統制をすることとなつたのである。

貿易會の目的は貿易の綜合的運營を圖り、貿易に關する國策の立案とこれが協力遂行にあることは勿論であるが、主なる事業は

一、貿易に關する政府の計畫に對する參畫

二、貿易の實行計畫の設定

三、貿易の振興及調整方策の決定

四、貿易に關する統制指導及検査

五、貿易業の整備

六、貿易に關する調査、研究、報道及宣傳

七、貿易に關する施設

等の七條件が擧げられて居る。然してこゝに會員は左の通りの商工大臣の指定したるものをもつて組織することとなつて居る。

一、貿易組合及貿易組合聯合會

二、輸出の統制をなす會社

三、輸入の統制をなす會社

四、輸出又は輸入の統制をなす團體

五、主要貿易業者

となつて居り、昭和十七年九月現在の會員は貿易組合及び貿易組合聯合會は四十五、輸

貿易統制會と

その機構確立

貿易統制會が重要産業團體令に依つて指令を受けたのは昭和十六年十月二十七日の閣令に依るものであつた。

當時米國の對日資産凍結令を繞つて日米間

は頗る緊張はして居たが、まだ最後の事態に立ち到つて居なかつたので、貿易界は第三國への貿易に期待を残して居た。この會名は當初は貿易統制會と名付けたが、これを外國側から見るとき、日本の貿易が強力なる國家の統制下にあるために、この會が無用の關稅を課する動機にあるやうに思はれても云ふ民間側からの希望も入れて、日本貿易會とし

た。然るに大東亞戰爭を契機として、世界の情勢は一變し、貿易は國家の必要とする重要物資の確保のため、こゝに貿易統制會と改稱し、名實ともに貿易統制をすることとなつたのである。

貿易會の目的は貿易の綜合的運營を圖り、貿易に關する國策の立案とこれが協力遂行にあることは勿論であるが、主なる事業は

一、貿易に關する政府の計畫に對する參畫

二、貿易の實行計畫の設定

三、貿易の振興及調整方策の決定

四、貿易に關する統制指導及検査

五、貿易業の整備

六、貿易に關する調査、研究、報道及宣傳

七、貿易に關する施設

等の七條件が擧げられて居る。然してこゝに會員は左の通りの商工大臣の指定したるものをもつて組織することとなつて居る。

一、貿易組合及貿易組合聯合會

二、輸出の統制をなす會社

三、輸入の統制をなす會社

四、輸出又は輸入の統制をなす團體

五、主要貿易業者

となつて居り、昭和十七年九月現在の會員は貿易組合及び貿易組合聯合會は四十五、輸

出及び輸入統制會社、團體は三十六、昭和十四年、十五年の年平均實績一千萬圓以上の主要貿易業者五十三をもつて組織されてゐる。

これらの中統制會の下部機構として活動して居る輸出、輸入の調整機關は別記の通りである。統制會は結成後、直ちに貿易機構の再編成をなした。その第一は従來の市場別雜貨組合は悉く統制機能を剩奪し取扱品目は原則として日本貿易振興株式會社をして取扱はしめ

その他は商品別の輸出調整機關の取扱品目に編入した。第二は従來まで第三國向け輸出調整機關であつたところの、輸出振興會社を同時に圓域向け輸出調整をも併せ行はせることとした。但し日本貿易振興會社は取扱品目の範圍が廣汎に涉るため、取敢ず第三國向けだけを取扱ふこととした。その外には統制機構たる商品別輸出組合の整理、輸入調整機關を商品別統制會社を原則とすること、又國內配給統制機關と同時に輸入統制を行ふものは、これを輸入統制機關として認めること、等であつた。貿易機構の再編成と共に、國內貿易業者の整理統合を左の如き要領の下に推進した。

一、第三國向け輸出貿易杜絶の影響を受けた業者を従來の三割程度に整理することに。

(但し取扱金額からみれば従來の八割に

整理)この整理に就いては業者の企業合同を勸奨する。然して企業合同の基準は(1)綜合基準に於いて五十萬圓以上の合同體とし、取扱商品の種類に關係なく包括的なものとする。 (2)商品別基準において商品群別に二、三十萬圓の單一商品群を取扱ふ合同體とすること。

二、圓域向け輸出統制の方法については統制商品別にその輸出計畫總額(現在の輸出組合の輸出統制品目に限る)の六割は圓域輸出實績者に割當て、二割は第三國輸出業者(外商を除く)と認められたる者に割當て、殘餘の二割を申請割當とする。

三、泰國及佛印向輸出統制、泰國向け輸出統制の方法については統制商品別にその輸出計畫總額の六割は泰國向け輸出實績者に割當て、二割は第三國向け輸出業者と認められたる者に、當該業者の第三國向け輸出實績に比例して割當て、殘餘の二割を泰國向け輸出實績者及び右の第三國向け輸出業者の申請割當とすること。

企業合同の形態としては商法上の會社、有限會社、商法上の匿名組合、法上の組合をとること、この整備促進のため統制會のとつ

た態度は

一、貿易業轉廢業者の有する未解決輸出手形の處理促進を圖るため「貿易業轉廢者の輸出手形に對する融資規程」に依り融資を行ふ。

二、貿易業統合體組織の促進強化に資するため「貿易業統合體に對する融資規程」により共助資金の貸付をなす。

三、貿易業經營者またはその従業員にして南方占領地域における蒐荷配給事務擔當者として進出せんとする者については、貿易統制會に登録せしめ、關係當局指導の下に順次これが實現を期することとする。同時に右事務擔當候補者の證衡を貿易統制會において一元的に行ふこととしこれが證衡のため南方進出者證衡委員會を設置する。

輸入調整機關

日本南洋輸入組合

大阪市東區平野町三丁目六番地(電日本橋一四二九)

飼料配給株式會社

東京市京橋區木挽町四丁目四番地ノ一(電京橋八〇四六、三四七一—五)

日本原皮株式會社

東京市日本橋區通二丁目二番地國分ビル(電日本橋四〇五一—六)

日本護謨輸入組合

神戸市西區西町三十四番地（電鑛地三三四七）

東亞漆統制株式會社

東京市神田區材木町四番地（電浪花二七三四、三〇四四）

大日本燐礦株式會社

東京市京橋區京橋一丁目二番地國際ビル（電京橋一八六八、一八六九、五八六〇、九五二六—七）

日本石灰株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目八ノ六（電丸ノ内三七〇、三三五—九）

鐵礦原料統制株式會社

東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地ノ一（電丸ノ内六九四、八四二、四七五二、五四九二）

帝國鐵業開發株式會社

東京市京橋區木挽町八丁目十九番地ノ十（電銀座四九一八八八、一〇四二、二五三、六六六〇、七八一一）

帝國滿鐵株式會社

東京市京橋區木挽町八丁目十九番地ノ十帝國鐵業開發株式會社內（電右同）

南洋故屑鐵輸入統制組合

東京市京橋區樫町一丁目五番地梅田ビル內（電京橋一四九六）

日本鐵屑統制株式會社

東京市京橋區京橋二丁目八番地

帝國輕金屬統制株式會社

東京市麴町區大手町一ノ六大手町會館（電丸ノ内五六二—三）

日本金屬配給株式會社

東京市日本橋區茅場町二丁目八番地

日本タンニン商事株式會社

東京市京橋區銀座八ノ八新田ビル（電銀座六〇四六、四八四—）

日本棉花輸入統制株式會社

大阪市東區備後町三ノ八總業會館內（電神田五〇二七、二四九〇）

日本南洋輸入組合

東京市日本橋區通一ノ一（野村ビル）ニシテ前掲ノ電話番號ハ出張所ノ分ナリ

日本護謨輸入組合

東京市京橋區入船町三丁目二番地ニシテ前掲ノ電話番號ハ出張所ノ分ナリ

纖維製品輸出振興株式會社

神戸市西區海邊通二丁目外ノ八（三ノ宮二四九、六七四）

人絹絲布輸出振興株式會社

大阪市東區南本町二ノ三七ノ一（船場一六二三、一六二四）

日本貿易振興株式會社

東京市麴町區大手町二（丸ノ内六九八五—六九八七、六四二八）

日本機械輸出振興株式會社

東京市京橋區銀座一丁目二（京橋七四九三、七四九五、七四九六）

陶磁器輸出振興株式會社

名古屋市西區幸本町一ノ一聯商工館內（宋局四八〇二—四八〇五）

硝子製品輸出振興株式會社

大阪市西區川口町一（電話西四〇四—四〇五）

護謨製品輸出振興株式會社

神戸市西區京町七〇神戶貿易會館第二分館（三ノ宮一九〇—一九〇四）

日本輸出自轉車販賣株式會社

大阪市東區南久寶寺町四ノ九（船場二一六一、二一六二、五一—二）

セルロイド輸出振興株式會社

大阪市東區成田今里町六六五（南三四七、六八五七）

化學製品輸出振興株式會社

東京市芝區田村町二丁目四ノ六（銀座三三八一、三七六三、六九八八）

日本皮革製品輸出振興株式會社

大阪市東區備後町二ノ一（本町五六二、四五八）

日本農產物輸出組合

東京市京橋區銀座八ノ一第百銀行銀座支店三階（銀座七四三〇、七四三一）

日本雜話輸出組合

東京市麴町區丸ノ内二ノ二丸ビル七階（丸ノ内六〇〇〇、三七二〇、五三二三）

日本水產物輸出組合

東京市日本橋區兜町一ノ八東株ビル六階（茅場町四四七四、五六二三）

日本青果物輸出組合

東京市京橋區銀座西七ノ三日本貿易會館內（銀座一四〇八、一四〇九、五三三七）

日本茶輸出組合

靜岡市北番町七五（靜岡四〇四）

日本飲食料品輸出組合

東京市京橋區實町一ノ七味ノ菜ビル七階（京橋七一—九一、七一—九二）

日本砂糖輸出組合

東京市麴町區有樂町一ノ七糖業會館內（丸ノ内七二—一—九）

日本毛皮輸出組合

京橋區築地四ノ二第三ビル三階

日本合板仕組板輸出組合

神戸市神戶區江戶町一〇〇染工ビル(三ノ宮四八八〇)

日本纖維屑輸出組合

神戸市葦合區細幸通四ノ七(葦合六九〇〇)

日本綿絲布輸出組合

大阪市東區本町二ノ二六染工聯合會館内(本町二三一四、四三五、五八三、八四七七八)

日本毛麻絲布輸出組合

大阪市東區内本町橋詰町三(東三七一、六三三一、五八三)

日本生絲輸出組合

廣瀨市中區本町三ノ三一橫濱取引所内(本局二七八五三四四七)

日本貿易振興株式會社

東亞向輸出調製業務取扱營業所、東京市京橋區築地町石町四八(築地一一八五一一一八九)

日本刷子輸出組合

大阪市西淀川區海老江上一丁目五九(福島二八四〇、二八四一)

日本石鹼輸出組合

大阪市西區京町堀通五ノ五(六一八、六三八、六四八)

日本セメント輸出組合

大阪市東區平野町五ノ一

對東亞輸入調整機關

日本東亞輸入組合

東京市日本橋區室町三丁目二番地一貿易統制會東亞局内(東京・日本橋五六八一―四)

日本大豆統制株式會社

東京市麴町區大手町一丁目六番地(大手町會館)(東京・丸ノ内六七七一九)

東亞雜穀輸入株式會社

大阪市深川區佐賀町一丁目二十四番地(東京・深川一八二)

飼料配給株式會社

東京市京橋區大船町四丁目四番地一(東京・京橋八〇四一六、三四七一一五)

東亞植物油原料輸入株式會社

東京市京橋區銀座西三丁目一番地(菊正泰ビル五階)(東京・京橋三一五一六)

東亞漆統制株式會社

大阪市東區農人橋詰町二十八番地(大阪・東一五四一)五一六)

日本原皮株式會社

東京市日本橋區通一丁目二ノ一(東京・日本橋四〇四九)

日本原麻株式會社

東京市芝區濱松町三丁目五番地(東京・芝四一六七九)

東亞豚毛輸入株式會社

大阪市西淀川區海老江上一丁目五九(大阪・福島二八四〇―一)

東亞副蠶絲輸入株式會社

大阪市東區伏見町五丁目四番地(日本徴兵館三階)(大阪・北濱四一三)

日本榨蠶製品株式會社

東京市日本橋區通一丁目四番地四(東京・日本橋四三七〇、五五九〇)

東亞纖維屑輸入株式會社

東京市麴町區内幸町二丁目五番地(二場ビル内)(東京銀座六三二一七)

東亞木材貿易株式會社

東京市京橋區明石町四十八番地六(東京・築地一八八三、三〇七九、三〇八三)

日本石炭株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地六(東京・丸ノ内三三七五九)

日本膠原料輸入統制株式會社

大阪市東區瓦町二丁目五十五番地(和ビル内)(大阪・北濱四七二一)

南方共榮圈とわが交易方式

わが交易方式

南方共榮圈との貿易方式は大東亞戰爭が開始された直後に樹立され、見方に依つては未だ理念の域を脱しなかつたが、占領地の經濟開發方式、物資交流方式、資金供給方式等が具體化され、南方經濟對策に關する諸構想は現實化し、實行に移す地點にまで進んで來た。こゝに於いて從來までの貿易方針は一擲され、大東亞戰爭以後に於ける南方方面に對する經濟開發、物資交流その他一切の經濟行動に對する資金は第七十九議會の協賛を得て臨時軍事費から支出されることゝなつた。南方經濟行動資金を何故臨時軍事費の中に入れたかと云ふことは、南方經濟對策に關する國家の根本理念と結付けて考へなければならぬ。元來ならば臨時軍事費は純粹な戰鬥費である。況んや純然たる民間消費物資の購入資

金まで臨時軍事費の出動を仰がうといふのは少し軌道に外れた観があると見る人も多かつた。にも拘らず臨時軍事費を以つて一切の南方經濟行動資金に充てようとなふのは、戰闘と經濟行動の密接不可分な一體化のためであり、戰闘力を維持増進させて行くためにも、基礎的な經濟力の確保が絶対に必要であると同時に、將來南方共榮圏の經濟活動を國家力で以つてこれを行ひ、個々の經濟人の利潤追及の衝動に推進された經濟行動は之を許さない、と云ふ根本方策を實行するために、豫めその出發點を規定して置く必要があつた。斯くの如く南方經濟開發は東亞共榮圏確立のためであり、個々の經濟人の利益を招來するが如き方策はこれを許さないとすれば、臨時軍事費の充當は誠に當を得た資金の供給方法である。こゝに於いて政府は

一、臨時軍事費特別會計法の改正と擴大された機能の發揮

一、南方開發金庫の設立と機能の發揮

一、昭和十五年法律第七九號改正

の三つを最も基本的な足掛りとして、南方經濟諸行動に對する融資機關とした。南方經濟行動融資中樞機關としての南方開發金庫は資本金は一億圓、その使命は南方地域の資源

の開發利用、資金の供給及び通貨金融の調整を目的とするもので、南方諸地域の金融機關の親銀行たる機能を果すこととなつて居り、將來場合に依つては發券することも考へられる。南方開發金庫が一方に於いて臨時費を借受け、地方に於いてはこの借受資金を投資融資して南方諸地域の經濟開發に參畫することとなつて居り、その業務規定に「資源の開發及び利用の爲め必要な物資又は投資を爲す」とあり、現地各金融機關に貸付を行ふこととなつて居る。この外地金銀の賣買、通貨の交換等も行ふこととなつて居るし、場合に依れば敵産管理等も行ふものと見られる。臨時軍事費と南地諸地域に活動する、又は活動せんとする事業會社又は經濟人の經濟資金に關する細部的な問題は、未だ不明であるが、兎に角臨時軍事費から軍票資金の供給を受け、右資金を以つて物資を購入し、購入した物資は再び臨時軍事費を以つて軍に買上げると云ふ方式に決定して居る。この場合、事業會社乃至經濟人は軍と密接な關係に於いて働くのであるが、軍の職務委託者として軍に代り軍資金を以つて物資の取得に當るか、一億獨立の經濟的機關として活動するかに依つて多少資金の貸借の上に相違を來すが、前

者の場合は云はゞ軍の雇傭人たる關係に於いて働くと云ふならば、初めから軍資金の貸借の問題は起らず、唯勞務と經驗と組織とを提出するだけである。後者の場合即ち經濟的に獨立機關として事を爲すと云ふならば、軍資金の借受、次に物資の取得、賣却と經濟的に三段の形を取つて經濟行動は進められる。だがさうした事は經濟活動の内容から見て形の相違だけで、經濟活動そのものには何等變りはない。問題は現地に於ける取得物資が現地に於いて一應軍の手に買上げられると云ふことである。この特徴的な經濟行動の形態は現地と内地とに於いて、外國爲替現象の起り得る基礎を除去する爲で、第二の理由は取得物資の處理、配分の統制である。この方式で將來貿易が進められるので、今後の貿易は全く國家貿易となり、從來の貿易的特質は全く消え失せて、所謂物資の意識的交流となる。大東亞戰爭の經濟建設が物資の國家意識的な開發、運輸、配分、生産、その他處理と云ふことにあるならば、この交易方式はその基礎となすものであり、その出發となるものである。

東京東亞輸出組 の發展的解消

貿易統制令の改正に基き、關係當局では着實貿易一元化を圖しつゝあつたが、圓プロツク輸出に關してもその整備のため、日本東亞必需品輸出組合は昭和十七年九月を以つて、日本貿易振興株式會社に合併し、名稱を同社滿支部と改稱し、組合員其の他を現機構のまま吸収しこゝに日本東亞必需品輸出組合は發展的解消を遂げることとなつた。同組合の前身は東京滿蒙輸出組合と呼ばれ昭和八年三月二十九日、商工省指令第一二三五號を以つて認可されたものである。生活必需品の圓域向けの調整は昭和十三年以來、日本東亞輸出組合聯合會が主として當つて居た。關滿支に對する輸出制限の強化に伴ひ、これが承認事務を輸出組合の自治的統制に移行させるため、同十五年二月二十日に告示を以つて所屬組合十六の設立を公表同年八月二十七日には「日滿支に對する貿易の調整に關する件」を商工省令第六十六號を以つて發表、舊名の東京東亞輸出組合は東京東亞必需品輸出組合と名稱を變へ同組合及び商品別輸出組合を統轄する

日本東亞輸出組合聯合會を結成、更に輸入組合をも統合の上、聯合會の機構を整備、政府の監督の下に價格調整に當る等幾多の功績を残し、昭和十六年一月には統制機關として指定され、統制品の範圍も擴大されて今日に到つたもので、今回の日貿への合併に際して、從來各地の組合も左記の如く滿支部と改稱された。

日本貿易振興株式會社

東亞向輸出調整業務取扱營業所

築地分館 (本店調整第二部)

東京市京橋區明石町四八番地 (電話築地(55)一、二八五一九)

東京支店滿支部

東京市京橋區藤屋西七丁目六番地 (電話銀座(57)七九二六、七九二七)

東京支店滿支部新潟出張所

新潟市古町通四番町四八〇(芳屋二階) (電話新潟三、九四三)

東京支店滿支部小樽出張所

小樽市狸越町東六丁目四番地 (電話小樽七九)

橫濱支店滿支部

橫濱市中區山下町五一(彌渡領事館内) (電話木局五、二三四)

名古屋支店滿支部

名古屋市中區御幸本町通(愛知縣商工館内) (電話本局六三)

名古屋支店滿支部岐阜出張所

岐阜市神田町九(岐阜商工獎勵館内) (電話岐阜七九)

名古屋支店滿支部清水出張所

清水市相生町二(清水商工會館内) (電話清水一、三二七)

名古屋支店滿支部富山出張所

富山市富山縣廳商工水産課内(電話富山三、一〇二)

名古屋支店滿支部福井出張所

福井市大手町四番地(電話福井三、三八〇)

名古屋支店滿支部金澤出張所

金澤市西町一(電話五〇)

大阪支店滿支部

大阪市西區江戶堀北通五丁目二四番地(電話土佐堀七、五〇二、五二四一五)

大阪支店滿支部高知出張所

高知市丸ノ内五番地(高知縣商工課内) (電話高知二、五〇〇)

大阪支店滿支部徳島出張所

徳島市公園(徳島縣物産廳所内) (電話徳島二、七二一)

大阪支店滿支部京都出張所

京都市下京區新町四條下ル(電話下局五、九九七)

大阪支店滿支部奈良出張所

奈良縣南葛城郡御所町三三九番地ノ一(電話御所一、二八)

神戸支店滿支部

神戸市神戶區海岸通二(電話三宮一、五一九)

神戸支店滿支部愛媛出張所

松山市一番町甲十五番地ノ一(愛媛縣廳商工課) (電話松山一、六七二)

廣島支店滿支部

廣島市中島本町五一番地(電話中七、二二一)

廣島支店滿支部下關出張所

下關市西南町一六二番地ノ四（坂本ビル）（電話下
關（呼出）三、四〇三）

福岡支店滿支部

福岡市大字春吉字藤原八六一ノ一（電話西一、二八六）

福岡支店滿支部長崎出張所

長崎市櫻町一番地（長崎商工會議所）（電話長崎四、
九三三）

福岡支店滿支部門司派出所

門司市港町二丁目十一番地

東亞共榮圈に於る業界市場

變轉極りなき世界情勢に對處するため、日滿華三國締盟が結ばれてより二周年を迎へた昭和十七年は、大東亞戰爭が勃發したより一ヶ年、國を擧げて暴戻なる米英擊滅に全力をつくしてゐるときである。この密接不可分の關係にある盟邦、滿洲國、中華民國ともに同甘共苦の、固き締盟のもとに共存共榮の實を擧げつゝあるのである。

締盟國中、滿洲國は昭和十七年をもつて建國十周年を迎へ、首都新京にては九月十五日、皇帝陛下臨御の下に盟邦日本よりの功勞者も參加して盛大なる祝賀大會を開き、國力の發展を祝つた。人口も四千三百萬の多きに達し、住民はみな多大の希望と歡喜をもつて樂土建設にいそしんで居る。然して「亞細亞は一體なり」の理想を身をもつて具現し共榮國確立に努力邁進してゐるのである。

中華民國もまた同様、これまでの單なる善隣友好より一歩進んで同生共死の意氣を持つて、百年來の米英の桎梏から脱し、中華民國本然の姿に復り、東亞の共敵に對抗し、大東亞戰爭勃發するや、欣然これに加はり、日本國が前線を擔當すれば滿洲國、中華民國は後方を擔任し、三國紐帶を益々強固にし、締盟の精神を昂揚しつゝある。

大東亞共榮圈の傘下に新たに南方方面が加はり、ともすれば北邊の護りを忘れがちであるかの如く見受けられるが、これは大いなる過ちで、日本の國防上にも、兵站基地としても忘れてならないのはこの二ヶ國の巨大な存在である。

人口の分布状態からみても、世界人口二十一億の中、日滿華の三國をもつて半數に近い數字をもつて居り、物資に於いてもまた然りである。

滿洲

滿洲國は康徳九年（昭和十）建國十周年を迎へ日滿兩國は益々緊密の度を加へ、昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや、滿洲國に於いても米英に對して宣戰の布告をなし、畏くも大詔が渙發せられたる八日を詔書奉戴日と定め、毎月四千三百萬の住民は等しく、我が皇軍の武運長久を祈願するとともに、前線將兵の勞苦を偲びつゝある。

又我が國に於いても盟邦滿洲國の建國を心から祝ひ、畏き邊りに於かせられては高松宮殿下を御名代として御差遣遊ばれ、五月二十六日空路を御出發遊ばされた。

國內産業に於いては康徳八年が滿洲産業五ヶ年計畫の最終年度を迎へた。滿洲國の三大基本國策は（一）産業五ヶ年計畫、（二）北邊振興計畫、（三）開拓政策である。これが五ヶ年計畫の結果は康徳三年末第一期の基礎的國家工作を完了し、四年度より民生の伸張、國防の強化をめざし、産業五ヶ年計畫を樹立しこれが實施に移つた。然るに支那事變の勃發について

歐洲戰亂の擴大があり、當初は準戰的餘裕を存した原案は日滿不可分の關係に依り、日本の急速なる戰時體制整備の必要に呼應すべく全面的に編成替されたが、その要綱は重點主義の強化であつた。康徳六年、第三年度の實績をみると支那事變の進展、ノモンハン事件並に歐洲動亂の勃發等に依り、この計畫の進展に多大の影響を受けたが、政府及び關係擔當諸機關は日本側の支援の下に協力し、未曾有の難關に逢着したにも拘らず、相當の好成績を擧げることが出來た。

以上の通り鐵工業部門は四國の情勢に處し、石炭、鐵、非鐵金屬、電力等に重點を置き、計畫の實現に邁進した結果鐵銅、石炭、アルミニウム、鉛、亜鉛、電力何れも好成績を擧げ他にマグネシウム、石炭液化の成功、モリブデン、タングステンの確認、油田の發見等があつた。農産部門、蓄産部門、交通通信部分は殆んど一〇〇%の實績を占めるに至り就中資金調達計畫は一〇〇%の成績を擧げたことは大なる成果と云はねばならぬ。斯くて第四年度(康徳七年)を迎へて内外の情勢益益緊迫化しつゝある折柄、これが計畫遂行は萬全を期するの要があり、重點主義の強化、同一産業部門に於ける重點主義等の大綱を發

表し、これが遂行に萬全を期するところがあつた。

斯くの如く第一次五ヶ年計畫の重點は鐵、石炭、電力にあつたが、第二次計畫の目標は大豆と石炭に集中され、大東亞戰爭に對應して着々とその實を擧げつゝある。

二

滿洲國産業政策の根幹は滿洲國經濟建設要綱並びに日滿經濟方策要綱に依ることは云ふまでもないが、これが基本方策に依り昭和十二年より二十ヶ年に百萬戸、五百萬人の移民の計畫を樹て、第一次計畫は康徳八年をもつて終了、十萬戸の入植目標であつたが、種々なる事情に禍されつゝも、八萬一千三百戸を送り出した。

第二次五ヶ年計畫は本年より開始せられるが、最初の五ヶ年計畫は幾多豫想外の困難を克服し、實に驚異的な數字を示した。

昭和十七年七月、政府發表に依ると、昭和十三年(康徳三年)を一〇〇とすれば次の如き數字を示して居る。

農業部門

高粱一一六、粟一一五、水稻三三〇、陸稻八八、小麥一〇〇、大麥五三、燕麥三

八三、大豆八五、棉花一五六、洋麻二二七、亞麻五四六、柞蠶一二九(康徳六基準) 煙草一〇八三、甜菜四五六

蓄産部門

馬一〇五、牛二二〇、豚一〇九、綿羊一二五、羊毛一三〇

交通部門

國道二一五、私鐵二〇八、自動車路線二八一

鑛工部門

銑鐵二一九、鑛塊一五四、鋼材二六四、石炭一七八、鉛一二三三、亞鉛三九八、銅(康徳五、基準)五一七、石綿(康徳四、一〇〇)四八二八、電力二四一、硫酸一〇四、鹽一五〇、曹達灰五四五、苛性曹達(康徳六、一〇〇)三五〇〇、アルミ(康徳五、一〇〇)一六六六、パルプ七九〇、液體燃料一六〇

開拓部門

入植者數日本人一五三二、朝鮮人四五一 資金部内

資金總額六七〇(千萬圓) 内日本より導入せるもの四〇〇(千萬圓)

と云ふ正に驚異的な數字を擧げて居る。

三

斯くの如く順調なる産業方面の進展に伴ひ人口も逐次増加して全面積一、三〇三、一四三、二五二平方料に對して、人口は四三、一二、九八〇人に達してゐる。

然してこれが省別の人口割は
 奉天省 七、五五、五九八 吉林省 五、六八、九三八
 熱河省 四、五五、三二六 錦州省 四、三二、八三三
 賓江省 四、三四、三〇六 四平省 三、〇〇、五〇〇
 北安省 二、三八、九五七 安東省 二、三三、五七七
 龍江省 三、〇九、五〇〇 三江省 一、四五、六三三
 興安南省 一、〇三六、六三三 通化省 八、九二、三三七
 間島省 八、四八、一九七 興安西省 七、六三、七七一
 牡丹江省 六、八、四四四 新京特別市 五、五、〇〇九
 東安省 五、三、二四〇 興安東省 一、九、五三三
 黑河省 一、四九、九七七 興安北省 一、三三、四六四
 總計 四三、一二、九八〇

物價問題に就ては、由來同國は生産施設に對して巨額な投資が行はれて居り、且つ生産設備が既に騰貴した諸材料を用ひて成立して居る關係上、生産品の原價が自然に高くなつてゐる爲である。

これが一例として五ヶ年計畫の當初の豫算が二十五億圓であつたが、再修正の結果所要

資金は六十億圓餘にも上つてゐるやうな有様で、自然消費物資の騰貴を促進した結果になつてゐる。

これを防ぐため政府では徹底せる低物價政策を施行し、昭和十六年七月には價格等統制令を公布、同月二十五日現在で停止令を布きさらに昨年より國民儲蓄令法を公布して年十五億圓を目標に邁進してゐる。

四

續つて交易方面をみると康德八年(昭和九年)六月、滿關貿易機構調整要綱が決定し、滿關間の物資流通は配給と看做すとの建前のもとに統制機關統合を斷行し、大東亞戰爭の完遂、共榮圈確立に協力することとした。從來まで主要生活必需品の輸入並に配給統制を行ふため、甲號品を滿洲生活必需品株式會社、乙號品を滿洲生活必需品輸入聯盟、丙號品を滿洲十三品目統制組合聯合會にそれぞれ統制せしめて居たが、今回の整備統合の結果、甲號品は従前通り滿洲生活必需品株式會社をして滿關を通ずる統制機關とし、乙號品に就ては從來の滿洲生活必需品輸入聯盟を解散して新に關東州の業者を包含する滿關重要日用品統制組合の設立をみた。

業界に最も關係の深い丙號品に就ては、康德八年十一月、文房具、呉服、服飾品、化粧品、世帯道具、家庭用陶磁器、靴靴、履物、家具、時計眼鏡、藥品、玩具を一括する滿洲十三品目統制組合を滿洲雜貨統制組合と編成替して單一組合となしたが、同年の五月これに食品を加へると共に、新に滿關を一體とする滿關雜貨統制組合を結成、茲に十三品目に關する滿關一體の一元的統制機構の整備確立を見るに到つたのである。

組合の組織は品別に十三部會に分ち各部會を構成して居る。即ちこれが構成は

- 第一部會 文房具、第二部會 呉服
 - 第三部會 服飾品、第四部會 化粧品
 - 第五部會 世帯道具、第六部會 家庭用陶磁器
 - 第七部會 靴、第八部會 履物
 - 第九部會 家具、第十部會 時計眼鏡
 - 第十一部會 樂器、第十二部會 玩具
 - 第十三部會 食品
- となつて居り、全組合數は二、二三四名であり、これが分布状態は
- 大連管内 六一五名 奉天管内 五三二名
 - 新京管内 二九〇 哈爾濱管内 四四八
 - 牡丹江管内 一三六 安東管内 七四
 - 錦州管内 六二 圖們管内 七七

然して組合の主なる事業は

一、輸出入、莫貨及配給の統制

二、輸出入、莫貨及配給並に其の委託

三、價格の統制

四、共同施設並に之が經營

五、組合員の商取引の仲介斡旋

六、前各號に附帶する事業

七、其他組合の目的を達するに必要なる事項

項

となつて居り、各部には部會があり、部會

には主査一名、副主査二名があり、各部の運

營に努めて居る。

輸入統制の方法は割當輸入、代行輸入、直

接輸入の三種があり、何れも品目別、四半期

別に行ひ、日本の輸出統制に對處する爲め特

に必要な場合は組合に於いて直接輸入をも

爲し得るやうに規定せられて居る。

割當輸入

四半期別輸入計畫額を組合員各自の輸入

実績額の比率に依りそれゝ割當し、その

割當範圍内に於て組合員をして直輸入をせ

しむるのであるが、日本側の輸出割當に應

じ組合員をして最高能力まで輸入し得るや

う考慮されてゐる。

代行輸入

日本の統制が強化せられ、單一又は特定

の少數輸出業者に限定して輸出される商品

については輸入國に於ても之と對應し、一

定の代行輸入業者を指定し、之等代行者に

依り計畫的に輸入を爲すものである。

直接輸入

組合は必要ある場合は日本側輸出調整機

關と直接輸入契約を爲すことが出来る建前

となつて居る。

然して輸出統制は滿洲國及び關東州内に於

ける生産品と日本品の再輸出とに大別されて

居るが、その方法は輸入に準じて居る。

配給統制は組合員の構成状態が複雑であり

然かも統制品目が多種多様に互つて居るため

組合員が従來有する配給ルートを踏襲するこ

とを承認して來たが、物資の輸入状態が平常

通りにゆかず、殊に邊陲の地域には不圓滑と

なつて來たので、主要品目に就ては各省を單

位とする計畫配給を準備中である。

價格統制に就ては監督官廳の指示に依つて

統制品の中でも重要なものは、既に公定價格

の決定をみて居り、この種の商品には輸入卸

小賣の各段階に價格の統制が行はれて居るが

この中でも⑤の設定された商品に關聯を有す

る品目については緩急の度合を計り、品目を

追加すると共に、價格間の不均衡を是正、既

設公定價格の修正等に努力してゐる。又一般

商品についても出来るだけ早く協定價格の設

定方針につとめて居る。

尚業界關係の第三部會及第四部會の委員、

稅番は如左。

第三部會（服飾品）

主査 新京 常務 理事 安田 清稻

副主査 奉天 西尾 洋行 西尾一五郎

同 大連 陸屋 商店 市原三六郎

委員 大連 野崎洋品店 藤田 藤盛

同 大連 伊藤萬商店 奥田善四郎

同 奉天 入江 洋行 入江 壽男

同 奉天 服部 本店 中島 信幸

同 新京 岡田 洋行 岡田 寅一

同 哈爾濱日本綿花株式會社松谷哲夫

同 安東 菊屋洋品店 原田 忠次

同 牡丹江 丸宮號百貨店 上田國元

同 齊々哈爾 共愛洋行 加藤 留藏

同 新京 滿關百貨店組合 落合光亮

第四部會（化粧品）

主査 新京 常務 理事 安田 清稻

副主査 新京 滿泰 洋行 石黒 義博

委員 大連 峰大 洋行 石垣 康郎

同 大連 華昌 公司 家守 藏次

同 奉天 前田徳商店 前田 スカ
 同 奉天 西尾 洋行 西尾一五郎
 同 新東京 大信 號 阿知波卯吉
 同 哈爾濱 南海 洋行 谷口 廉
 同 哈爾濱 中村 商店 中村 房市
 同 安東 富屋 洋行 鹽見 圭造
 同 圖們 前田政洋行 荒井 捨一

服飾品部

稅番 品 名
 七〇三 カラー及カフス(男子用ノモノ)
 七〇四 ネットクタイ
 七〇七 シヤージ、スウエーター其他
 類似の編ミタル上衣
 七一〇 肩掛及襟卷
 (乙) 其他
 七一二 洋袴釣、スリーヴサスベンダー
 及靴下止
 七一三 衣服用ベルト(パツクルノ有無
 ナ別タズ)
 七二四 雨衣
 七二五 ホタン、スタンダード及ベルトパツ
 クル(裝身用ノモノ)
 七二九 傘、日傘並ニ其ノ部分品及附屬
 品但シ紙張雨傘ヲ除ク
 七三一 身邊裝飾用品及ハンドパツク、

東 壺 共 榮 園

財布其ノ他類似ノ身邊携帶品並
 ニ其ノ部分品(別表ニ掲ゲザル
 モノ)ノ内ハンドパツク、財布
 名刺入、簪、帶止及笄
 七三三 衣類、同附屬品及部分品(別表
 ニ掲ゲザルモノ)
 (乙) 其ノ他ノ内
 婦人洋服、子供洋服、子供用外
 套羽織紐、コルセツト及乳パン
 ド

一〇四一 手縫針及手編針
 但シ疊針、及麻袋用手縫針ヲ除
 ク
 一二一五 プラシ
 (丁) 其ノ他ノ内
 洋プラシ
 一二二二 喫煙用雜貨(乙) 其ノ他

化粧品部

稅番 品 名
 一四八 香油、化粧粉、口紅其ノ他別號
 ニ掲ゲザル各種ノ化粧品及美容
 品染毛劑並ニ「シツカロール」
 「ポアール」「フミナイン」「毛
 生液」「バミール」薬用美顔水
 及「ハルナー」ヲ除ク

五一七 ゴム入ノ組紐及綯紐
 七一四 ヘアネット
 七二六 安全ピン、ヘアピン、其ノ他裝
 身用ノピン類
 八五二 紙製品(別ニ掲ゲザルモノ)ノ
 内
 元結及丈長
 九三〇 硝子鏡(別號ニ掲ゲザルモノ)
 (乙) 其ノ他ノ内
 懷中鏡及脚附鏡
 剃刀及同部分品
 一三〇三 セルロイド及別號ニ掲ゲザルセ
 ルロイド製品
 (乙) 其ノ他ノ内
 石鹼函、洗面器、齒刷牙箱、白
 粉入、水白粉入、クリーム入、
 バフ入、溶キ皿、洗粉入、化粧
 盆、櫛入、化粧セツト容器、湯
 桶及裁縫箱
 一二二四 櫛(獸畜用ノモノ除ク)
 一二二五 プラシ
 (甲) 鬚剃用プラシ及化粧用刷
 子
 一二二二 化粧匣及別號ニ掲ゲザル化粧具

五

次に、滿洲國政府では大東亞戰爭に於いて所期の産業の開發經濟の遂行上、物價對策の重要性に鑑み、康徳七年六月物價物資統制法を、康徳八年九月には價格等臨時措置法その他の取締法規を制定實施して、わが國と歩調を合せて公定乃至停止等の價格の統制をなし貿易並びに配給機構の合理化を行つて來たが昨年即ち康徳九年五月には經濟平衡資金制度を制定し、側面的には財政勞務及び金融等の諸點よりも適切な措置を講ずるなど、いろいろな角度よりこれらの對策を進めて來たが、現在（十七年九月）までに價格の統制をなしたるものは銘柄別に二萬に近い數字を擧げてゐる。

然し滿洲國の經濟は特殊事情にあり、その他の事情にも依り物價對策の成案は充分ならず、公定された價格にも再検討の餘地を残してゐる状態にあるので、これが對策に就いて政府では經濟部商務司に於いて原價計算制度に依る價格の統制方式を確立すべく研究中のところ、日滿各方面の有識經驗者の意見を參酌して價格差檢出鑄型式の「輸入品價格根基表」の完成を見るに至つた。

これは國內物價對策の重點を占める輸入品價格についてこれを輸出地の統制價格を出發點とし、輸入後の小賣販賣價格に至るまでの間を各種諸掛、口錢、販賣の二十に及ぶ段階に分ち、各品目間の段階毎における價格差檢出、その横斷的不均衡を調整して各種品目の総合的な合理的な適正價格を算出してとするもので價格統制の新たな方式として頗る注目されてゐる。右輸入價格根基の各段階ならびにその構成内容は左の通りである。

- (一) 内地輸出基準價格 概ね最終卸賣公定價格とし、消費税、物品税等は輸出の際拂戻しを行ふもの故これを含まず
- (二) FOB までの價格 適法諸掛荷造費輸出検査料、組合統制料、積込港までの運賃、船積費および關稅諸掛、保管費等
- (三) 適正FOB 價格 前記(一)と(二)を合計したものである
- (四) CIF までの價格 受託者手数料、本船運賃、保險料等
- (五) CIF 價格前記(三)と(四)の合計
- (六) 關稅 實支拂額
- (七) 國稅 右に同じ
- (八) 國內基準價格 前記(五)と(六)と(七)の合計
- (九) 埠頭諸掛(イ) 連絡運送の場合、連關通關代辦手数料、接續せる補修せる補修費等(ロ) 打切中繼運送の場合、陸揚貨残荷手数料、埠頭保管料、留置料、荷繰料、倉敷料、通關費、補修改裝費、運送店取扱料等(ハ) 市内出庫の場合、埠頭よりの引取賃、倉庫保管料、市内運賃、通關費、補修改裝費、運送店取扱料等
- (十) 國內鐵道運賃 大連新京間鐵道運賃の別級別に終記
- (十一) 價格平衡調整料 國內運賃のブル計算制を採用せる品目につき、徵集或は交付を受けたる金額
- (十二) 輸入業者詰掛保險料、取扱手数料
- (十三) 荷採要、荷卸賃、引取賃料、倉庫料等
- (十四) 輸入業者口錢純手数料
- (十五) 輸入業者販賣價格 (八)より(十三)までの合計
- (十六) 卸賣業者詰掛、引取料、倉庫料、市内運賃
- (十七) 卸賣口錢 純手数料
- (十八) 卸賣價格(十四)より(十六)までの合計
- (十九) 小賣割價格、經費および口錢の合計

計

(十九) 小賣價格 (十七) および (十八)

の合計

(二十) 小賣販賣價格 小賣價格は輸入時

の取引單位によるものであるため、一切の小賣販賣時における單位の販賣價格を

記載

而して各段階中に第八の國內基準價格を十とし、主要品目銘柄の各段階において指數を算出、かくて各銘柄指數の價格差を検出し得る仕組になつてゐる。この方式によつて經濟部では先づ東亞輸聯扱ひの主要二十品目。

茶、砂糖、水産物、寒天、味噌、醬油、煉乳、罐詰食料品、瓶詰食料品、麥酒、清酒、皮革製品、石鹼、化粧石鹼、鉛、鋳、文房具、紙類、陶磁器、硝子製品等

についてその銘柄別に調査を行ひ逐次他の品目に擴充して行くことになつてゐるが、この價格差檢出によつて從來の公定價格はすべて再検討され、その横斷面凹凸並びに各段階における非合理性は明確に調整され得るわけである、又今後における價格公定もすべてこの方式に基いて行はれる。而してこの下調査は各關係統制組合をして行はしむるため、この程右輸入價格根基表並びにその算出明細表

を經濟部から關係方面に交付し、可及的速な調査方を督勵中である。今次價格差檢出鑄型式により輸入價格適正化對策の展開によつて滿洲國の物價對策には一大刷新が齎されるものと期待されてゐる。

六

滿洲に於ける業界品の進出は誠に目覺しいものがあり、今や全く邦貨一色に塗りつぶされてゐる。特に化粧品品の需要は旺盛で各本舗ともこれらの需要に應じ兼ねてゐるやうな有様である。小間物も同様であるが、これは化粧品と違ひ直接滿人に使用されるものが少かつたが、最近では所謂日本色が濃厚となり今では現地人の間に相當もてはやされてゐる。大體に於いて内地が各本舗とも原料關係に種々なる制約を受け、尙その上東亞必需品組合同より實績に依る割當を受けてゐるとは云へ小間物化粧品を通じて大體手一杯の輸出を行つてゐる。

貿易業整理について業界の中でも一昨年末政府より發表の貿易業整備要綱に應へて、基準實績に達せざる業者は企業合同をなして居るものもあり、又特殊事情に依つて殘存して居るものもある。

小間物關係に於いては、日本橋區横山町飛川商店を主體とせるもので皇都貿易株式會社があり、これは第三國を主とせる小間物業唯一の殘存企業體である。圓域方面を主とせるものに大東亞貿易株式會社があり、これは百八十の商社が統合して結成されたもので常務取締役には水口徳之助、取締役伊藤彌三郎、伊藤房太郎、大塚直藏、金丸文郎、梶田文治郎、田中貞三、多崎由太郎、竹鼻四郎、監査役には岡田吉次郎、後藤源次郎の諸氏が就任して居る。

化粧品業界には日本化粧品同合輸出株式會社が統合體として又唯一の殘存業者として殘つて居る。同社は昭和十五年五月に商工省の懲罰もあつて創立された資本金百萬圓の業界人を株主に網羅せる會社で、その重役陣には化粧品業界の大本舗がごとくその名を連ねて居る。

中華民國

汪精衛氏を首席とせる新生中華民國國民政

府とわが國との國交關係は、一心同體共生共死のもので、昭和十六年十二月八日、日本が米英に對して宣戰の布告をなすや、汪主席は同月十八日南京放送局を通じ新支那の大東亞戰に對する態度を明らかにし、斷乎米英擊滅を中外に聲明した。越えて十七年三月七日には東亞保衛精神作興に資するため、毎月八日を東亞保衛記念日と定め實施する旨の聲明を發したことに依つても明らかなる通り、眞に大東亞共榮圈確立に協力しつゝある。

一方清郷工作も漸次進捗し、清郷工作後南京上海方面の鐵道、揚子江岸一帶は人口が六十萬人増加し、土匪は一掃され治安は確立され物價は安定した。これが一例として同方面の江蘇省政府の収入は前年六百萬——八百萬元であつたのに比し、十七年上半年のみで千六百萬元に達して居つた。その上重慶より孫良誠將軍が部下二萬餘名と、もに和平陣營に参加して來た。

支那は所謂不可思議な國としてその存在を續けて來たので、その人口等についても確たる資料はなく、物資の移入狀況その他に依つて四億——六億と推測されて來た。いろいろな調査資料の中でも最も信の置かれる英文中國年鑑（一九三五——七）に依ると四億三千八

百萬人となつて居る。これが内譯は、

北支	河北 二六、七四〇、三九一	山東 三四、五六六、九七〇
	山西 一〇、八八八、六九〇	察哈爾 一、七八二、九三二
	綏遠 二、一五六、五九二	
中支	江蘇 三、四五五、五六五	江西 一五、七三四、四二二
	浙江 二〇、二〇八、四九九	湖北 二六、五五一、二六四
	安徽 三三、〇〇〇、五九一	湖南 二八、三三五、〇三一
	河南 三三、二三三、九三三	陝西 一〇、一一二、二二〇
	四川 四六、八三三、六六五	
南支	福建 九、七四一、七九四	廣東 三、四〇六、〇五七
	廣西 一三、三六五、二二五	雲南 二、七五五、四八六
外省	貴州 七、〇三二、八〇四	
	甘肅 六、〇八〇、五五九	青海 一、一九五、〇五四
	新疆 二、四五三、三九二	寧夏 六、六六八、八九〇
	西康 一、〇四八、〇九一	
外蒙		
外蒙	九三九、三〇〇	西藏 七五〇、〇〇〇

北支

政治的には華北政務委員會の統治下にある地域、即ち河北、山東、山西、河南の四省、黃河、白河の流域と山東半島、山西の山地帯では金融物價の安定政策は、これまで日本側の協定價格、許可制などが行はれて來たが、支那側は無統制に置かれ種々政策遂行の圓滿を缺いてゐたが、日華兩當局の折衝に依りこれが對策の決定を見、昭和十七年六月十日發表、即日實施となつた。

これに依ると日華提携に依る中央物資對策委員會を設けて、諸般の物價の適正價格について指導をなさしめ、この下部機構として華北政務委員會に中央物價委員會を各地方には地方物價委員會を設けてこれが連絡に當らしめることとなつて居る。これが金融物價統制機構は左の通りである。

一、物價統制機構

- (1) 日本側は軍、興亞院、大使館を以つて組織する中央物資對策委員會に於いて、物價對策を管掌し各地方物資對策委員會に於いても該地區物價事務を管掌する。

- (2) 中國側は華北政務委員會を設け地方行政公署にも地方物價委員會を設く。

- (3) 日華當局事務調整のため中央及び地方

に日華聯絡會議を設く。

二、適正價格の設定

日華を通じ生活必需品その他の重要物資に適正價格を設定、中國側組合公會などをしてこれを實行せしむ。

三、配給機構の整備

(1) 輸入機構の整備について現在の機構を整備強化する。

(2) 主要集散地に卸賣機構を整備する。

(3) 卸賣機構は原則として日華人をもつて一組に組織せしむる。

(4) 小賣機構は日華人別個に組織せしむ、物資需給は日、滿、華及び南方より輸入並に現地増産に努むると共に、さし當り食糧その他生活必需品の総合的需給計畫を確立する。

五、金融通貨關係浮動資金を吸収すると共に必要事業資金供給は極力圓滿を期す。

六、生産費並に中間費用の引下げ。

七、生活必需品生産工業の助長。

中南支

支那本土中最も人文が發達し經濟の中心を

形成して居るのは中支である。事變前の人口は約二億と稱せられて居り、その面積は百三十萬平方料と云はれてゐる。

首都南京に於いては昨年三月が、宛かも國府遷都二周年に當るので同月三十日、國民大會堂に於いて盛大なる記念大會を開き、益々日華提携精神の昂揚に努めた。

弊制の改革は國府遷都宣言に基き中央儲備銀行の創設を見た。これは重慶側の通貨たる舊法幣に對する宣戰布告であつたが、爾來順調なる發展をなし來たり大東亞戰爭勃發以後我が軍の租界進出とも俄然形勢は一轉し斷然壓倒的優位を占むるに至つた。十七年六月にはその發行高は實に十億二百萬元に達した。然して舊法幣のパー・リンクを切斷した三月には、舊法幣百元に對し儲備券七十七元のレートをもつて特定銀行をして交換せしめたが舊法幣の滔々たる下落に對處し、順次このレートを引下げ遂に百元——五十元、即ち二對一となつたが、越へて六月に到るとこれが舊法幣の法的通貨性の取消し、六月二十五日には南京特別市及び上海舊市街並びに兩特區の舊法幣使用禁絶となり、新法幣——儲備券の完勝に終つた。

又産業方面に於いても著しい成績を擧げ、

中支那振興株式會社の十七年度上半期の成績は前年通りの成績を示した。即ち投資七二七萬八千圓、融資増加額四八二・五萬六千圓、年度未投資額六一七〇萬四千圓、融資殘高一〇八八二萬圓となつて居り、合計一七〇五二萬四千圓で、創設以來政府補助金百五十餘萬圓を償却し、尙ほ純益百十二萬圓を擧げた。

然して物價問題については騰貴、缺乏するこの方面の對策については南京國府の當面する重要問題であるが、これについては昨年七月初旬、我が陸海軍、外地機關、興亞院、特務機關、憲兵隊を含む上海地區物價委員會が設けられたが、これについて國府では新條例の立案を急ぐともにも實業部長海思平氏は物價問題について政府は現狀に對する應急措置を講ずるとともに、これが物價の昂騰を抑へ、社會機構の改組をまつて根本方針に着手する旨の聲明をなし各方面の示唆を與へた。

蒙疆

蒙古聯合自治政府では大東亞戰爭勃發せる昭和十六年十二月十一日、全東亞民族を英米の桎梏より解放すべき大戦の使命に基き物心

を擧げて盟邦日本に協力すべき旨の聲明を發した。同政府は常に日本朝野の支援に感謝し日蒙不可分關係を強調して特殊防共地帯として、決戦下日本の戰時資源の増産増送に邁進すべき旨を述べて居る。

同政府下の總面積は内蒙古の大部分を占め四十五萬平方キロにして、人口は五、二五四八三名である。國籍別にすると

- 日本人 内地人 三三、〇一七人
- 半島人 二、七六九
- 臺灣人 一四二
- 漢人 三、〇一九、九八七
- 蒙古人 一五四、二〇三
- 回人 三七、七四八
- 滿人 六、五〇〇
- 外國人 四二一
- 無國籍 四五

となつて居る。然して産業方面は殆んど鑛産を主として居る。鐵の埋藏量は一億二千萬噸と稱されて居り、就中有名なものに龍燃鐵鑛山がある。石炭の埋藏量は二百——四百億噸と稱されこれは大同、察南、大青山の各炭田に分れて居る。

業界からの輸入品に就いては現在まで見るべき數字も擧げては居らないが、支那事變勃

發後日本人は二萬餘名であつたが、大東亞戰開戦とも内地人は三萬三千餘名となつて居るので將來は相當な成績を擧げ得るものと見られて居るが、何分にも京色、同藩の兩鐵道以外には交通の便なく、その他には牛馬駱駝等よりなき爲めに輸入に就いては相當窮屈になつてゐる。

南洋

「熱帯を制するものは世界を制す」と云ふ言葉がある。これは南洋の政治的意義をもつとも強く現した言葉であるが、實際的に南洋はいろんな意味から世界の焦點の中心であらう。その尤なるものゝ一つは、英米等の民主主義國家群に依つて代表される南洋の植民地的現状維持の勢力であり、今一つは世界新秩序建設の理念の下に南洋の廣域經濟圈的意義を昂揚せんとするわが國の南方政策である。この相容れない二つの勢力の政治鬭争こそが南洋の政治的重要性を示すものであらう。

南洋をわが國を基準として區別した場合、これを内南洋と外南洋とに二分することが出来る。内南洋とは國際聯盟に加入して居た當時、我が國の委任統治下にあつた南洋群島を

指すもので、外南洋とはアジア大陸の東端部を占めるタイ、佛印、英領マレーとその外縁のマレー諸島、即ちフィリッピン、英領ボルネオ、蘭領東印度、葡領チモール等を總稱するのが普通である。然してビルマは印度に屬するが南洋に屬するかと云ふことも云はれて居るがこれは政治的考慮からも南洋に屬すべきであり、宗教、風俗等はタイに似て居るので當然この南洋に含まれるのである。

この南洋の總面積は四百四十萬平方料で人口は約一億四千萬人居る。然して我が國內地の十二倍ほどであるが、人口は約二倍にすぎないので、その密度は我が國の六分の一にか當つて居ない。

	面積	人口
佛領印度支那	六〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇人
タ	一〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
マ	一六,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
ピ	六五,〇〇〇	一六,二一九,〇〇〇
蘭領東印度	一,九四四,四六六	六,〇七七,三三三
フィリッピン	二九六,九五五	一六,〇〇〇,〇〇〇
舊英ボルネオ	三二,二五六	九〇〇,〇〇〇
葡領チモール	一八,九九	四〇〇,〇〇〇

計 四、四三、八八八 一三七、五七七、三三三

業界の交易關係からこの南洋方面をみると、佛印、タイを除く以外は從來まで全く米英蘭の勢力圏内にあつた。よめ、格別見るべき數字は擧がつて居らないが、佛印、タイは特殊の事情等もあり化粧品、小間物等相當の地盤を有して居る。然して南洋方面は將來、油脂、香料等總ゆる方面よりして原料生産地であり、又商品市場であり二様の性格を備へてゐるので、業界として忘れてはならない存在である。

今こゝに業界よりして輕々たるこれが見逃しや原料資源の問題に就いて論議する前に、先づこの豊富なる資源や、その宗教、風俗より來る國民性、地理等に就いての再三再四の充分なる研究が必要であることは言を俟たざるところであらう。

比 島

【地域】 フイリツピンは馬來群島の北東部を占め、我が臺灣の南方百六〇浬の地點にある大小七千八百三十三の島嶼より成る群島で、東は太平洋、西は支那海を隔て、亞細亞大陸に面し、北は臺灣、南はセレベス海を経て、ボ

ルネオ、セレベスと相對峙して居る。

【面積】 全面積は二十九萬六千二百九十四平方浬でこの中呂宋島が十萬五千平方浬、ミンダナオ島が九萬五千平方浬となつて居る。この全面積を我が國に較べると、本州、四國並に北海道を併せた位の大きさである。

【氣候】 北緯四度四十分より二十一度四十分東經百十六度四十分より百二十六度三十四分に島嶼が散在して居るので、熱帶圏に屬し、一年中氣溫の差は少ないが、四、五月は暑熱酷烈であるが、他の月は規則正しい季節風が吹き、夜は冷涼である。雨量は北東季節風地帯に屬するため頗る多く、一ケ年平均二千浬内外を示して居る。平均溫度は過去二十年間に於ける統計に依ると二十度見當を示して居る。マニラに於ける最高溫度は三十八度六分最低溫度は十四度五分であつた。

【人口】 一九三九年現在の人口は一千六百萬三百三人であつたが、土着の比律賓人は一千五百八十三萬人餘となつて居り残り十一萬七千四百六十一人の外國人でその内譯は
▽日本人二九、二六二▽米國人八、七三九
▽スペイン四、六三七▽英國人一、一三四
▽獨逸人一、〇五九▽ソ聯人二一三▽佛國人一九二▽和蘭人一七二▽其他四、一〇八

となつて居る。これを各主要都市別にすると、

▽カヒマ二三八、五八一▽セブ一、〇六八、
〇七八▽ダヴァオ二九二、二六〇▽リサール四四四、八〇五▽サンボアンガ三五五、
七八四▽マニラ六二四、四九二

然してこれが平均密度は一平方浬五十四人である。

【風習】 民族的關係から見るとフイリツピン人はマレー人系に族して居り、タガログ、ビサヤ、イロカノ、ピコール、パンパンガ、パンガシナノ等の種族が、宗教をも異にして居る關係上、風習は多種多様であるが、男子は白洋服を、女子はメスチザドレスと稱する服などを着込み、なか／＼の文化人が多いが別に文化の低いニツパ、ハウスに住む野蠻人も居る。言語は公用には英語、スペイン語が用ひられて居るが、近來タガログ語を國語とする旨が決定され、全島の公私立學校ではこれを教授して居る。

【貨幣制度】 貨幣單位はペソで、百ペソは日本金の百圓に相當して居る。

【資源・産業】 豊富なる農産資源に恵まれて居るフイリツピンは農業を根幹となし、耕地面積は全土の五十%に達し、重要輸出品の

五位までは農産物となつて居る。また全土が森林におはわれて居る關係から、林産資源もまた豊富で、建築、橋梁、造船用材やベニヤ板も多く産して居る。鑛産資源も主要資源の一つとして數へられ、鐵鑛の埋藏量は約十億トンと推定されて居る。金の産額は世界第七位と稱されて居る。主要物産の產出量は、

椰子果	三、四五〇、〇〇〇個
マニラ麻	三六〇〇、〇〇〇ピクル
煙草	七〇〇、〇〇〇キントル
コーヒ	九五〇、〇〇〇
農産物總產額	四十一億七千萬ペソ
金	三、〇〇〇キロ
鐵	一、一五〇、〇〇〇トン
クローム鐵	一三〇、〇〇〇トン
マンガン鐵	三九〇、〇〇〇トン
銅	五、〇〇〇トン
鑛産物總產額	八千四百萬ペソ

斯くの如く豊かな資源に富んで居り、砂糖の年產額は壹千萬トンと謂はれ、世界第一位の產出量を有して居るが、鑛業、水産業、農業等に於いても改善すべきものを多く持つて居るので、その生産に將來期待すべきものを大なりと云はざるを得ない。

【貿易狀態】南洋諸國に比較して特に優良な鑛産物を持たず、農産物以外に見るものがないにも拘はらず、この國の貿易尻は最近まで常に出超を示して居たが、最近第二次歐洲大戰。支那事變等の影響を受けて入超を示した。最近四ヶ年間の貿易尻を見ると、一九四〇年は統計には出超とはなつて居るが、米國への金銀輸出を除けば逆に三千七百萬ペソの入超となつて居る。

年	輸入	輸出	入出超
一九三七年	二八〇、五二	三〇二、五三三	八四、四八一
一九三八年	二六五、三五	三三、五九一	△三三、六四一
一九三九年	二四五、五五	二四三、四五三	△三〇、〇八三
一九四〇年	二六九、七〇	三〇九、五八〇	三九、八八〇

(△印は入超)

從來まで比島の經濟は米國との自由貿易同様にあり、貿易總額中輸出八三%、輸入七八%は米國が占めて居り、商品に就いては砂糖椰子油等の主要産物の殆んどが米國向きとなつて居る。これが輸出品別に掲げると

(一九四〇年・單位千ペソ)

▽砂糖	九一、一七四
▽椰子油	一九、七二四
▽マンニラ麻	二五、三九六
▽木材	七、七七七
▽鐵鑛	五、五二八
▽クローム鐵	三、八八四

となつて居るが、日本との貿易は從來まで第二位に位して居つたが、左の統計表の通り一九四〇年には對日通商條約廢棄の影響で輸出入とも〇となつた。(單位千ペソ)

年	米國	日本	英國	佛國	獨逸	支那	英印	總額
一九四〇年	一八四、二六三	一五、五三〇	六、六二五	三、五六二	一、九八四	二、〇二九	一、六三〇	二四二、四五七
一九三九年	二五六、〇六五	七、〇二五	三、一一八	三、六八七	二、六九九	三〇九、五八〇		

(單位千ペソ)

▽鐵及鐵鋼製品 二八、四六七
 ▽綿織物 二二、四〇六
 ▽機械及部分品 一五、八八一
 ▽紙巻煙草 一二、八九八
 ▽肉及牛乳製品 一二、〇〇九
 ▽綿製品 一二、三九一
 ▽化學製品 八、六〇八

となつて居り、これが主なる輸入國名は、

米國	一六六、八五六
日本	一五、二二七

三九年
四〇年

英國	三、七五八	五、九六一
佛國	一、五七六	一五四
獨逸	五、九六一	三、七六〇
支那	五、二八八	六、二二二
英印	四、五一六	七、八一九
總數	二四五、五六〇	二六九、七二〇

日本との貿易關係は古く一九〇九年ごろは比島貿易の第十位であつたが、一九一九年頃には第二位に上り、一九二九以後は第二位を保つては居たが、第一位の米國との比較は十分の一にも足りぬ状態であつた。昭和十二年は最高額に達したが、翌年は支那事變の影響で激減し、米に次ぐ第二位は保つては居たが永年の比島側入超がはじめて出超に轉じた。日本からの輸出入品に就て一九三九年の統計表を見ると

日本よりの主な輸出品(單位千圓)

- ▽纖維詰食料品一、二八九▽綿織物五、九八四▽綿織絲一、二四五▽人絹織物、六九三▽陶磁器、五八二▽硝子及製品、四七四▽機械類、七三四▽(其他を含む)二四、七四四

比島より主な輸入品

- ▽麻類一〇、四五七▽ラワン材一〇、〇二一▽鐵鐵、金屬二、五二五▽葉煙草六九二

▽皮革九二九▽計(其他を含む)四九、二一〇

泰 國

【地域】 泰國の位置はほぼ印度支那半島の中央に位し、北は佛印ラオス及び暹印シヤンステーツと境し、西は下ビルマに、東メコン河を境には佛印ラオス、カンボジヤに隣して居る。

【面積】 總面積は六十三萬平方籽で隣邦佛印と同面積である。この中の十一萬三千平方籽は昭和十六年東京條約に依る佛印よりの割讓が含まれて居る。地勢は北に高く、南に低く、河川、山脈は南北に縦走して居る北部は山嶽地帯、中部は肥沃な大平原、東部は原始林で蔽はれ、南部に鑛泉を産する。

【氣候】 位置は南は北緯五度三十五分から北は北緯二十度十五分に至り、西は東經約九十七度三十分から、東は東經百六度の間にあり、るので完全な熱帶性氣候を有して居る。明確に乾雨の二期に分れ、四月—十一月までが雨期で、乾期を涼期と暑期に分ち涼期を十一月—二月半、暑期を二月半—四月と割け

て居る一年の平均溫度は二十九度である。中部地方即ち盤谷附近は十月から二月までが最も涼しく日中の日盛は三十度にも騰るが、朝夕は二十度位に降る。

【人口】 約千五百七十一萬八千人と云はれ密度は一平方籽三十人弱と云ふ稀薄さである。

これを人種別にするると
 ▽タイ國人一千三百十八萬人▽支那人七百二十三萬人▽印度及び馬來人四百七十七萬人▽その他二百四十五萬人

であるが、この統計には佛印の割讓地帯の百五十萬内外は含まれて居ない。地方別の統計はないが、古い統計に依ると人口の密度に甚しい差がある。即ち中部平原地方は一平籽四十四人弱、本部高原地方は二十三人強、南部半島地方は十八人弱、北部山岳地方は十六人強である。主要都市の人口分布状態は

▽バンコック九十三萬一千人▽チェンマイ三十五萬人▽六昆三十一萬人▽ラムパーン二十五萬人▽ラーチブリー二十二萬人▽ペトリュー十六萬人

【風習】 階級がハッキリ區別されて居り、現在は上層階級と農漁民とに依つて構成され中間階級は缺如して居る。上層階級は豊かな

生活を營んで居るが、下層階級は陋屋に住み粗衣まとつて居る。男女とも最近までは散切であつたが、近頃では男子は整髪し、女子は歐風に從つて近代的な斷髮をして居る。

【貨幣制度】貨幣單位は「バート」と定められて居るが、一般に「ナカル」と稱せられ一バートは我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】泰國は古來から米の國と云はれて居る米産國だけにその資源の根幹をなして居り、この國の資源を農業資源、林業資源、畜産資源、鑛業資源と分つことが出来る。農

林資源の中米の年産額は三千八百萬石と云はれ、その四割が海外に輸出され、かつては總輸出額の七割を超過したことがあつたが、今では四割四分に上つて居る。ゴムは世界第五位の産出量を有し、昭和十三年には四萬二千

噸であつたが、現在は躍進的に昇進しつゝある。林業資源は申すまでもなく世界に著名なチーク材で年額四百萬弗は輸出して居るが、

これが伐採特許權の八五%は英國、佛國、丁抹人の六會社が獨占し、残り一四%が泰國の手になると云ふ歐米依存の經濟方針であつた。鑛山資源は科學的な系統的調査が未完了

の爲め未知數ではあるが、錫は米穀に次ぐ重要輸出品となつて居り、昭和十四年の産額は

一萬四千噸と云はれて居る。その採鑛方法は原始的な方法である。

【貿易狀態】泰國の貿易は常に出超を見せ居り(單位千鎊)

昭和十二年 五七、六六九
十三年 七四、七九一
と云ふ同國貿易史の最高の數字を昭和十三年に見せて居る。これを品種別にすると

▽米九七、四一九▽錫鑛三〇、八一四▽ゴム二五、一〇一▽チーク六、六九四

斷然米が輸出品の大半を占めて居り、これが輸出先は昭和十三年の統計に依ると(單位磅)

▽マレー聯邦一〇、四八八、六二七▽アメリカ合衆國二、〇五九、九九二▽香港一、九六三、八一一▽獨逸五五九、五一三

輸入品は綿製品、金屬製品、鑛油、機械類車輛等が主で、これも昭和十三年の統計に依れば(單位磅)

▽マレー聯邦三、〇八六、一三一▽日本一、七三八、八二〇▽英國一、三八五、二三八
▽香港七七〇、八六四▽英領印度六九九、三九六

となつて居る。日本との貿易關係は十七世紀の初頭から始まり、近年まで日本に不利な

片貿易であつたが、最近是有利な出超を見て居り、昭和十四年度の貿易尻は二千六十三萬圓の出超を見せて居る。二百七十一萬圓の輸出品の中主なるものは(單位圓)

▽綿織物一四、一六三、〇〇〇▽人造絹織物一、三九二、〇〇〇▽鐵及金屬類一、〇二六、〇〇〇▽サロン八七七、〇〇〇▽陶磁器ガラス製品六七八、〇〇〇

然し昭和十五年度からわが國の米の輸入激增に依り著しく輸入超加となつた。

佛領印度支那

【地域】佛領印度支那はアジアの東南部に位する一大半島たる印度支那半島の東半を占め、南北約一六〇〇軒、東西約七六〇軒にして、北は中華民國の廣東、廣西、雲南の三省に接し、南と東は南支那海と臺灣とに面し、西は泰國とビルマとに接して居る。

【面積】總面積は六十三萬平方軒で、わが國の六十六萬五千平方軒に較べるとやゝ小さく。地勢は一般に北は高く、南は低く、半島の中央部を峻嶒なテベツト山系の支脈が縦走して居る。これが爲め域内は面積の割に平野

が乏しいが、諸河川の流域、殊に下流には廣大、且つ肥沃な平野がある。

【氣候】 位置は南は北緯八度三十分から北緯二十三度二十分まで、西は東經百九度から東は東經百九度三十分にあるので、氣候は熱帯乃至亞熱帯の特徴を持つて居る。本土が南北に長くその上北部は山地に富み南部は一般に平地なるため、緯度及び高度の差に依り氣候は著しく異つて居る。即ち交趾支那方面では一年を通じて寒暑の差が無いのに反し、北部東京地方では多夏季の劇然たる區別がある。交趾支那、西貢方面は大差なく平均二十度六分で、四月から六月までの最も暑氣の激しい時は三十五度に騰る。カンボヂヤ方面は平均二十七度。安南方面は北部タンホア附近は平均二十三度、東京地方は乾期は頗る清涼でデルタ地方では十度乃至八度に下る。暑熱の甚しい五月―八月で三十二度に昇る。

【人口】 約二千二百萬人で、密度は一平方糎三十五人強である。これを人種別にすると
 ▽安南人一千六百萬人▽カンキヂヤ人二百九十萬人▽支那人四十三萬五千人▽佛國人四萬一千人▽その他
 これを地方別にすると
 ▽交趾支那四百六十一萬人▽安南六百二十

一萬人▽カンボヂヤ三百四萬人▽トンキン九百二十六萬人▽ラオス百二萬人

となつて居るが、この地域の中から百五十萬人内外は昭和十六年の東京條約に依つてタイ國へ割讓された人口を含んで居る。主要都市の人口分布状態は
 ▽ハノイ十三萬四千人▽ハイフオン十萬人▽コエ三萬人▽サイゴン十二萬人▽シヨロン十六萬人▽ブノン十萬人

【風習】 神を崇め祖先を尊ぶ佛印土着民は容貌は日本人に酷似して居るが、常夏の國だけに怠惰のものが多くやうである。然し女は温順で良く働く、都會地の上品な女はサンダルのやうな木製靴を履いて居るが、大體は裸足で働いて居る。一般に入俗の習慣がないのでうす穢くじめくして居る。言語は安南語が斷然多く。カンボヂヤ語、ラオス語の次がフランス語で公用、商用、都會地以外は殆んど通ぜぬやうである。

【貨幣制度】 貨幣單位は「ピアストル」で一ピアストルは十フラン、我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】 農業はこの地方の生命で就中米の輸出は世界的であるが、粗放な收穫方法には未だ研究増産の餘地は充分にある。そ

の他に護謨、玉蜀黍、甘蔗、コ、椰子、茶、チーク、香料等を産する。鑛産資源は豊富でホンゲイの無煙炭、錫、亞鉛、タングステン、鐵等の埋藏資源も相當に昇つて居る。一九三九年の統計に依ると、(單位千ト)
 ▽ゴム五八、八八▽米六、三〇八▽タングステン、三二▽錫一、六▽ホーキサイド七、〇▽亞鉛鐵四、九六▽石炭二、三〇八
 大東亞戰爭勃發後、文部省資源科學研究所では調査員を派遣して資源地圖を作成しつゝあるので、これら資源の開發には今後に俟つものが多し。

【貿易状態】 第二次歐洲大戰の勃發、佛本國の敗戦に依り、東亞に於ける新事態の發生までの貿易状態は殆んど佛本國本位であつた。一九三九年の統計に依ると(單位百萬法)

	輸出	輸入
佛本國	一、一二七	一、三三四
米國	四一八	九九
シンガポール	三五八	一〇一
香港	三〇八	一六七
英領印度	二六二	一二〇
支那	一七一	一〇六
日本	一六七	四〇
英國	一三一	六七

フイリッピン	七六	—
和蘭	四七	一九
雲南(支那)	四〇	四二
蘭印	三八	一〇五
泰	—	四一
ベルギー	—	二八

是を見ても判る通り輸出國は佛印に對する政治的勢力に反映して、佛本國及び植民地香港、支那、米國、シンガポールが重要なもので、總輸出額の七十%を占める情勢にあつた。然して輸入に於いてもその通り佛本國は佛領印度支那に對し原料獲得地として以上に、製品販賣市場としてその重要性を示し比率は壓倒的である。最近五ヶ年間の輸出入額は

一九三五	輸入	輸出	入超過
九〇一、二九八	三九七	七三三	—
六	九七五、七〇八	七三三	—
七	一、五六二、二、五九四	一、〇三二	—
八	一、九四三、二、八四三	九〇〇	—
九	二、三八二、三、四九四	一、一二二	—

と云ふ素晴しい數字を擧げて居る、然して日本との貿易は

輸出	一、九八一、〇〇〇圓
輸入	二、六五二、〇〇〇圓

と云ふ、正に十三對一の片貿易であつた。勿論、大東亞戰爭の勃發と共に佛印の立場には當然大きな變化が生じつゝある。

ビルマ

【地域】ビルマは印度支那半島と印度との中間に位し、東は支那雲南省、佛印ラオス及び泰國に接し、南はベンガル灣及マルタバン灣に臨み、西は英印アッサム州ベンガル州に接し、北は支那西康省のチベット高原の一部に接壤して居る。

【面積】總面積は六十萬五千平方料であるが、この中四十二萬五千平方料がビルマ本土で、残りの十八萬平方料は保護領となつて居る。南北に狭長い關係上地勢は單一でなく、大體北は高く南は低く、爲に主な山河、河川は皆南北の方向を取つて居る。域内を流るゝ延長二千キロに及ぶイラワヂ河は古來から「恵みの河」と稱へられ、その河名も雨神イラヴィデイに因むて居ると云はれて居る。

【氣候】經緯度は西は東經九二度から東は百一度に及び、南は北緯十度から北は同じく二十八度に及ぶ狭長な地帯を有して居り、氣

候は概して熱帯性である。一月—四月までが乾季で九十五、六度になり、上及び中ビルマでは百二、三度になる。九月—十二月までが雨季で朝夕は涼しくなるが、日中は未だ暑い。然し土地が南北に長いので一樣に論ずることは出来ない。雨量もアラカン地方は年五千耗に及ぶ地域もあるが、中心部アラカン山脈の蔭に入れば五百耗内外の乾燥地となつて居ると云ふ複雑な状態にある。

【人口】昭和十六年の調査に依ると千六百八十二萬人であるが、種族別の調査は今より約十年前の調査であるが

▽ビルマ人	九、〇九二、〇〇〇▽シヤン人
一、三六七、〇〇〇▽カレン人	一、五三、〇〇〇▽カリン人
三、四八〇〇〇▽チン人	三、四八、〇〇〇人
▽アラカン人	三、三三六、〇〇〇▽タライン人
一、三三八、〇〇〇▽巴拉ウ	一、三三八、〇〇〇▽歐洲人
及び歐洲混血人	三、〇〇〇▽印度ビルマ混血人
一、八二二、〇〇〇▽支那人	一九二、〇〇〇▽印度人
一、〇一七、〇〇〇	

主要都市の人口分布状態はラングーン四十萬人マンダレー二十萬人となつて居る。

【風習】佛敎國ビルマの風習は總て佛敎に關して居り、ビルマ人は祖先は佛陀である

と信じ、衣食住を簡素にし佛塔、僧院の爲めに喜捨する。僧侶は又民衆の信頼の的であり僧侶は民衆の爲めに死をも恐れないと云つたやうな、佛教信仰に由來するものが多い。

又ビルマ人の祖先と日本人の祖先は同じであると同し、中でもフン族は身長、骨格、頭髪等が日本人に良く似て居る。言語は人種が八十に達するので種類も多いが、現在では西藏支那語系とモンフマイル語系の二つに分たれる。その中でも西藏支那語系のビルマ語が最も多く用ひられ、その外には印度語、支那語、雲南語、英語等である。

【貨幣制度】 貨幣單位「インド・ルピー」であり我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】 世界有数の米産地であり、住民の四分の一は農業に依つて生活を立て、居り、小麥、豆類、棉、煙草、落花生などを産し、未開の可耕地も多く今後期待出来るものが多い。林業はチークが斷然首位を占め、ゴム樹の栽培も近年勃興して來た。鑛業では石油、タンクステン、亜鉛、アンチモニー、ニッケル等を産するが、石油脈はイラワヂ河の流域到るところにあるが、英國人、ビルマ人以外には調査も探掘も許されて居ないので、その埋藏量は現在までは判明して居らない。

大體年産額二億五千萬方ロン程度である。農林、鑛業の年産額は

▽米六百萬噸▽棉十五萬俵▽チーク三十五萬噸▽石油三億五千萬ガロン▽亞鉛鐵五萬四千噸▽ニッケル鐵四萬四千噸▽タンクステン五萬三千噸

この他にも銅及び金の埋藏量が相當に上り東亞に於ける最大の需要國日本に取つては、非金屬の供給地として樞要なる位置を占めて居ることは云ふまでもない。

【貿易狀態】 農業、鑛業ともに盛んなビルマの貿易は極めて旺盛で、貿易尻は毎年出超となつて居る。最近五ヶ年間の輸出入額は

(單位百萬ルピー)

	輸出入額	輸出額	輸入額	出超額
一九三六	五四一	二〇八	三三三	
〃	七五六一	二四七	三四三	
〃	八五〇四	二三八	二六七	
〃	九四八五	二〇七	二七七	
〃	四〇五五〇	二五一	二九八	

然して主要輸出品の品名は及び金額は (單位千ルピー)

米	一五一、二四四
鑛	一一七、三七四
油	二二、八四七
木材	

チーク 一〇、九七〇
棉花 一〇、〇四九
錫 七、〇四七
ゴム 三、三〇一
雜穀 一二、七四一
皮革 二、〇七四

これらの主要輸出先は印度が第一となつて居り全輸出額の五十%を占めて居り、次が英國で三十一%で、日本は僅か四%にしか過ぎない。斯くの如く今日までのビルマは英國又は植民地等の英領各地が大部分を占めて居つた投資に於いてもその通りで、英、印度が各七千萬磅宛投資して居り、支那事變以來は米國の投資が非常に活潑となつて來て居つた。輸入先では總輸入額の五十六%が印度で英國は第二位で二十六%、日本は第三位で十六%を占めて居つた。日本との貿易は一九四〇年ビルマ政府が四十七品目の輸入禁止を發表するなど、綿織物、綿製品、綿糸、金屬製品等を二億七百五十七萬ルピーを日本から輸入し、これに對して米綿花、鑛物等を輸出して居つた。輸入禁止品の中には陶磁器、琺瑯鐵器、硝子器、文房具等が含まれてありた。大體ビルマの立場は原料の輸出國であり工業製品の輸入國であるだけに攻略後の工業

國日本との貿易には期待すべきものが多くある。

マライ

【地域】 マライ半島の南半を占め、北は半島のタイに連り、東は支那海に臨み、南及び西はマラッカ海峽を隔て、スマトラ島に相對して居り、南端は南方の寶庫の支關口と呼ばるる新生の昭南島が占めて居る。

【面積】 總面積は十三萬二千平方桿で、丁度我が國の北海道と九州を併せた位の大きさである。地勢上から見るとめばしい河川は無く、ところどころに山地丘陵が島嶼の如く立つて居る。南端の昭南島は二百二十平方哩、人口六十萬を擁した近代的な港灣都市で邦人經營の商社、銀行が進出目覺しく活況を呈して居た。

【氣候】 純然たる熱帶性を有して居る。三方に海を巡らして居るので季節的變化が乏しいことが特色で昭南島では年平均二十七度一分、最も暑い八月が二十七度九分、最も寒い一月で二十五度九分位である。この特色は一年を十一月——三月までを北東季節風の時

季として濕氣が多く、五月——九月までを南西季節風の乾燥期と分つことが出来る。平均温度は六十乃至九十八%であるが、日没後の夜間は九十%以上になることが多い。

【人口】 マライは一名人種の展覽會場とも云はれる位、世界中の總ゆる人種が集つて居り人口の増加も、植民地の特殊性に反映して移民入植の關係で常に大きな變化を示して居る人口は約五百三十萬と云はれて居る。古い統計に依る人種別を見ると

▽マライ人二、〇六四、三四七▽歐米人二、七三〇▽同混血人一七、三五九▽中華人一、八二五、〇九六▽印度人六、四一九、八四〇▽その他五三、六九二

となつて居り、一平方桿當りの密度は四十人となつて居るが、マライの特色としては密度の差が甚しいことで、パハン州は一平方哩十三人であるに反し、昭南島の如きは實に千九百九十三人と云ふ數字を示して居る。尙この人口は女に對し男が斷然多い。主要都市の人口分布状態は如左。

▽昭南港五十二萬人▽マナン十六萬人▽マラッカ四萬二千人

【風習】 人種が雜多であり、言語や宗教が多様であるやうに風習にも植民地色が濃厚で

あり、昭南島、マナン、マラッカなどは異國情緒が豊であるが、一度都會を離れるとジャングルに猛獸を追い掛け廻して居る人がありさうかと思ふと土侯や豪士は昔ながらの遺風を守つて多くの家來に取巻かれて豪奢な暮らしに日を送つて居ると云ふやうな多種多様である。これと同様言語も總ゆるものが語られ、官廳の告示の如きも最近までは馬來語、支那語、印度語、英語の四ヶ國語で揭示しなければ用が足りない」と云ふやうな状態である。

【貨幣制度】 普通シンガポール・ドルと呼ばれて居り、日本金との換算率は百ドルが百圓となつて居る。

【資源産業】 生産額は世界第一位と謂はれるゴム産業はマライ自體に取つても第一位の産物で世界總産額の四十六%を占めて居つたが、遂に一九三九年には生産制限の結果二十七%に低下、その後又この數字は昇つて居る。ゴムに次ぐ産物には錫を首位として鐵、マンガ、燐酸石灰等が擧げられる。錫は世界産額の三〇%を占めて居り、鐵は從來まで日本資本が獨占して居り石原産業、日本鑛業、飯塚鐵鑛など進出、主として日本鐵鑛業に依存して來た。最近の統計に依ると

▽ゴム五三九、六五五噸▽錫八五、〇〇〇

噸▽鐵一、九四五、〇〇〇ドル▽金二九、七七一オンヌ

農林資源の中米はゴムの生産にさまげられ佛印、ビルマ、泰などから年々五百—六百噸づゝ補給を仰いで居り、蓄産資源もその通りである。こゝで注目すべきは日本の投資である。従来まで英本國の投資は十二、三億圓と推定されて居り、米國は五、六千萬圓、日本は六千萬圓後に昇つて居り、この中四千萬圓は鐵鑛業に投資されて居る。従来までも日本資本に獨占されて居つたこの鑛業の豊富な埋藏量は將來に大きな期待を持たれて居る。

【貿易状態】 錫とゴムとの世界第一の供給地であるため、貿易尻も毎年大きな出超を見せて居る。最近五ヶ年間の統計を見ると

	輸出	輸入	出超額
一九三六	六六、七六	五二、〇〇	一五、八六
一九三七	六五、〇五	六九、四五	二六、五三
一九三八	五八、五四	五九、四九	三、〇四
一九三九	七五、一四	六八、一四	二七、〇〇
一九四〇	二六、六九	八三、五五	二七、八六

主要輸出品の大半はゴム及び錫の二商品で占め、大量給出先は米國で總額の五十五%を

占めて居り、次に英本國、佛、日、伊、獨の順であつた。これを一九四〇年の數字に見ると、(單位千ドル)

▽ゴム	六三二、一六七	▽錫	二八四、二四八
▽石油	四四、二四八	▽コブラ	六、三三六
米	一〇、四九二	▽鐵鑛	九、一〇二

となつて居る。これに對する主要輸入品は工業諸國よりの完成品、近隣植民地からの再輸出國としての原料で、石油は蘭印、サラワク等より、錫鑛は泰、佛印、ビルマ等より輸入して居る。總輸入額は蘭印が第一位で次が米國、泰國、英本國である。(單位千ドル)

▽ゴム 一八一、三八六
▽錫 九六、八一六
▽石油 八二、九四九
▽米 六二、三八七
▽綿製品 三五、五四五

これも一九四〇年の數字である。日本よりの輸出品の主なるものは綿織物、鐵製品、人絹織物、メリヤス製品あり、輸入されるものの中、生ゴム、燐鑛石が主なるもので、次ぎに鐵鑛、屑鐵、錫、椰子油がある。過去四ヶ年間の數字は(單位千圓)

昭和十一年	六一、二一一	八〇、二九九
十二年	七一、一九七	一一五、五九〇
十三年	二二、八七七	一〇〇、九六七
十四年	二二、四三〇	一〇五、八三九

シンガポールを對手とせるこの英領マレー對日貿易は第一次歐洲大戰の勃發に依り、常に伸張して來たが、支那事變以來同地方の華僑に依る反日ボイコット及び英國の援將政策の積極化に依つて、對マレーに於ける貿易數字は著しく低下して來た。然しこれは單なる一時的現象でしかないことは勿論である。

ボルネオ

【地域】 舊英領ボルネオは世界第二の大島であるボルネオ島の北部を占め、總面積十九萬六千方料で、丁度我が國の臺灣の四倍に相當する。西は支那海、東はスルー及びセレス海に臨み、南方は舊英領ボルネオに接して居る。保護領であつたサラワクはボルネオの北西部で、北は北ボルネオに接し、東西南の三方は舊英領ボルネオに接して居る。ブルネイはボルネオ島の西海岸にある土民王國で、北ボルネオとサラワクとの中間にあり、現在までサラワクと共に英國の保護領となつて居た。

【面積】 舊英領ボルネオは七萬五千五百八十六平方料、サラワクは十二萬四千三十七平

方料、ブルネイ六千四百七十五平方料となつて居る。地勢は何れも海岸の低地並に河川に沿へる平野を除いては山岳重疊し、僅かに北ボルネオを除く以外は交通の便悪く開發が遅れて居る。

【氣候】 勿論熱帶的で四季の變化なく、北ボルネオでは沿岸地方と内陸地方とに依つて多少は異つて居るが、大體七十度から八十五度近くを往來して居る。雨量は大したことはない。サラワク地方では七十二度から九十二度を上下して居るが、海岸に近きため海洋風を受けて炎暑は多少緩和されて居る。ブルネイ地方は日中は八十度から九十度になるが、夜間は八十度以下となり、降雨量は非常な差がある。

【人口】 北ボルネオでは一九三五年の推定に依ると、二十八萬四千八百十三人で、平方料の密度は四人である。然し最近は三十萬人と推定されて居る。これが種族別はブスン、ムルト、バジャウの三種族に大別される。ブスン族は支那人系であり、他のムルト、バジャウはマレー人系と謂はれて居る。サラワクでは最近の調査報告がないが、一九三五年の推定人員は四十四萬二千九百人となつて居る。これが一平方料の密度は四人弱であ

る。この人種別構成は複雑多岐であるが、これをマレー人、ライドガイヤ、シーガイヤ等の土着民族、支那人の三種に別けられるが華僑の数は十萬を下らぬと云はれて居る。ブルネイは一九三一年の調査に依ると三萬百三十五人となつて居る。この人種別は如左。
 ▽マレー人三〇、一三五▽支那人二、六八三▽印度人三七七▽ヨーロッパ人六〇▽その他四三

これが主要都市の人口分布状態は

▽サンダカン一萬五千人▽セセルトン一萬七千人▽クチン二萬五千人▽シプラー一萬人▽ブルネイ一萬二千人▽ラブアン七千人

【風習】 種族がこの通り雑多であるので、風習も言語も實に多種多様である。ボルネオのサンダカンの法廷で三二種類の言語が飛び出したと云ふ例もあり、言語の統一に頭を悩まして居ることが良く判る。然し北ボルネオ、サラワク、ブルネイともにマレー語なら話しが通じる。

【貨幣制度】 俗に海峽ドルとも呼ばれて居る。ドルが單位で我が國との換算率は百ドルに就て百圓となつて居る。

【資源・産業】 北ボルネオの重要産業の首位は農業であつて、ゴム、椰子、米、煙草等

が擧げられ、鑛山資源としては石炭、金が産出される。石油は湧出量が少く問題にはならない。わが國でも久原産業が試掘したこともあつた。

サラワクの重要なものはゴムと石油である。從來まで英國東洋艦隊の重要な給油地となつて居た程である。一九三〇年には六十八萬八千トンその後一九三七年には八百五十八萬弗を算した。然しなんと云つても未開發の状態にあるので輿地資源の調査は不明である。熱帯地産業の特性であるゴムの產出量には到底及ぶべきものもない。ブルネイの重要産業は石油とゴムである。一九三六年末には現在生きて居る油田の油井が五十三本あり、年産額は四十五萬一千トンで、外に天然ガスが九四〇、四五五、四四二立方呎を算した。次がゴムで一九三四年末は一萬四千エーカー、サラワクの二十一萬二千六百エーカーに較べれば問題ではないが、それでも一ヶ年五七六、一九五九海峽弗を輸出して居る。

【貿易状態】 北ボルネオの貿易は累進的に出超が増加して居る。最近の統計は

一九三九年 四、三七〇、三六八 海峽弗出超
 一九四〇年 八、一九三、〇〇六

となつて居り、これが一九四五年度の輸出品

別は

▽ゴム一一、一九三、四七六ドル▽木材一、六四五、九一七▽カッチ四七三、〇三〇▽煙草四三五、二四二▽麻三九六、〇一二▽計(その他を含む)一五、六二一、四七四これに對して輸入品別は(單位ドル)

▽米粗一、〇三三、九八三▽織物衣類九一八、四二〇▽食料品七四〇、〇五〇▽鐵器雜貨七四〇、〇五〇▽煙草四六一、〇九九▽計(その他を含む)七、四二八、四六八我が國との貿易に日本よりの輸入品は

(單位海峽ドル)

▽鐵器、金屬品七四、八九五▽織物衣類六五、二七〇▽食料品二八、二四〇日本への輸出品は

▽ゴム三、三六二、七五二封度▽木材一、四八三、五八〇立方呎▽麻一八、四三、五ピクル

サラワクの貿易尻も北ボルネオに劣らぬ出超を示して居る。

一九三八年 三、七六四、〇〇〇海峽ドル
一九三九年 八、二〇五、六二八

貿易品中最も重要なものは燃料油、ゴムベンジンで、輸入の主なるものは原油、米、煙草、綿布などである。

主要輸出品(一九三八年・單位海峽ドル)

▽原油五、六五三、〇〇〇▽米二、二六九、〇〇〇▽煙草一、三五五、〇〇〇▽鐵銅及製品二、五四二、〇〇〇▽綿布六五〇、〇〇〇

主な輸入品

▽栽培ゴム七、九六八、〇〇〇▽燃料油六、四四八、〇〇〇▽ベンジン三、一〇五、〇〇〇▽燈油一、四三四、〇〇〇
ブルネイも前二回と同様、出超を示して居る。(海峽ドル)

一九三六年 二、三〇〇、〇〇〇出超
一九三九年 四、六〇〇、〇〇〇

となつて居り、これが輸出入の主なる品名を擧ぐれば

輸出(一九三五年單位海峽ドル)

▽原油二、七八五、〇三七▽天然ガス六五、三七五▽栽培ゴム五七六、一五九▽カッチ一七七、九一〇▽セルトン四五、〇六〇

輸入(同前)

▽正貨地金銀四二一、四四〇▽機械物三九四、〇〇一▽米一八七、四二一▽食料品一六、八五二▽煙草九二、一一五
サラワク、ブルネイとも日本との貿易關係に就て見るべき數字は現在まで無かつた。

東印度

【地域】 舊屬領東印度は亞細亞大陸の南東に位する大小三百に餘る島嶼より成る。世界最大の群島で東西五千キロ、南北二千キロに及ぶ廣大なる地域を領して居る。この星羅棋布せる群島を左の四區分に分つことが出来る。

△大スندگان群島——スマトラ、ジャワ、ボルネオ、(但し東南部の舊屬領) セレベス

△スندگان群島——バリ、ロムボク、スマバワ、フロレス、スマバ、チモール(但し西南部) サブー、ロテー

△モルトッケン群島——ハルマヘーラ、パチヤン。オビラ、アールー、セラム、アムボン、スーラ、バンド

△ニューギニア——ニューギニア(但し西半部) アルミソール、ワイゲオ、サラワテ

【面積】 總面積實に百八十九萬九千七百五十平方呎で、舊和蘭本國の五十八倍に相當する。これを我が國に比較すると約三倍に當りロシアを除きたる歐洲の半に匹敵する。

【氣候】全土が熱帯に屬する爲め高温、多濕で寒暑の差は殆んどなく、一年の平均温度は二十五度で、雨量は極めて多い。赤道氣候帯に屬して居る。緯度は北緯六度より南緯十一度、東經九十五度より百四十一度に涉つて居る。

【人口】人口は六千七百萬人でその中の四千二百萬人、即ち七十%がジャワ附近に居住して居る關係上、一平方料當りの密度は平均一三百十五人強と云ふ稠密さである。ジョクジャカルタ地方は四百九十二人と云ふ世界一の稠密さである。これを一九三九年の人類別を見ると

- ▽インドネシヤ人四千百萬人▽華僑百萬人
- ▽白人二十三萬人▽日本人九千人
- でありこれを地域別に大別すると
- ▽西部ジャワ一、三九七、一四六▽中部ジャワ一、一四一、六二九▽東部ジャワ一五、〇五五、七一四▽スマトラ八、二三八、〇〇〇▽ボルネオ一、八〇〇、〇〇〇▽セレベス四、二三一、九〇〇
- となつて居るが、これは一九三〇年の國勢調査に依るもので、現在はこれよりは大分増加して居る。然してこれが主要都市は
- ▽パタヴィヤ五十三萬人▽バンドン十七萬

人▽ツヨクジャカルタ十萬人▽スラバヤ三十一萬人▽スマラン二十萬人▽メダン七萬人▽パレンバン十萬人▽バンジエルクマシ六萬四千人▽サマリダ九萬人▽マカッサル八萬六千人▽メナド三萬人

【貨幣制度】貨幣單位はギルダで百ギルダは我が國の百圓に相當して居る。

【風習】言語は三百種類のものを使用されて居る通り、風習も實に多種多様であるが、總じてインドネシヤ人は朴訥で、早くから日本人になつて居る。言語は普通マレー語であるが、支那人の間には支那語が用ひられ、公式用語はオラン語であつた。商用には英語が用ひられて居る。華僑の使ふマレー語はバ、マレー語と呼んで居る。

【資源・産業】天然資源に恵まれて居る東印度は「世界の寶庫」と叫ばれる程、農業、林産、鑛産物に富んで居る。護謨、砂糖、胡椒、規那の如きは世界の市場を左右すると云つても過言でない。砂糖の如きは年三百萬噸を生産して居るが、生産制限の爲その約年額である百七十萬噸に止められてあり、規那の如きは世界産額の九十三%を生産して居る。一九三九年の統計に依ると(單位噸)

- ▽ゴム三七二、〇〇〇▽砂糖一、五七五、

九〇五▽ゴヒー一五七、〇九三▽錫二八、三四二▽石炭一、七八〇、六三二▽石油七、九四八、六九四▽ボーキサイド二三〇、六八八

となつて居り、ゴムの生産は世界第二位、石油世界第六位、錫は世界第三位となつて居る。と云ふ誠に豊かな資源を埋藏して居る。又水産資源も魚貝類は豊富であるが、漁撈法が幼稚であるため未だ見るべき數字は擧つて居らない。

【貿易状態】この貿易も勿論、輸出超過となつて居る。一九四〇年の如きは實に四億ギルダの出超となり、一九二八年以來の好景氣を招來した。これは歐洲戰爭の勃發により歐洲品の輸入の激減に加へて謂ゆる強質物産と稱せらるゝ石油、ゴム、錫、規那等の輸出激増に依るものである。(單位百萬ギルダ)

- ▽輸入四四四▽輸出八七三▽差引出超四二九
- となつて居る。これが品種別は
- (單位百萬ギルダ)
- ▽ゴム三三二、三▽石油及製品一七四、四
- ▽鑽石、非金屬七七、七▽茶五〇、四▽砂糖五三、一▽香料藥材三七、一
- であり、これが輸出國別は(單位百萬ギルダ)

▽アメリカカニ九一▽シンガポール一八二▽イギリス五五▽オランダ四八▽日本四八▽濠洲及びニューシラランド三七

これに對する輸入は依然綿織物、食料品等が大きな部分を占める外、金屬品、機械品、工具類が激増して居るのが注目される。前述の如く歐洲よりの船便の關係で輸入は激減して居る。前年の四億六千九百萬ギルダーに對し、一九四〇年は四億四千四百萬ギルダーとなつて居る。これが品種は大別すると、

(單位百萬ギルダー)

▽食料品、日用品六六四、四▽絲、織物、衣類二一〇、四▽金屬品七三、〇▽化學製品五二、〇▽機械工具類四〇、七▽乗車、運搬船車二四、三

これに對する輸入は和蘭本國が從來まで首位を占めて居つたが、變轉極りなき國際情勢はこれをアメリカ本國と代へるに止むなきに至つた。即ち輸出に於けると同様、輸入に於ても對米への貿易は、東印側の生活品及び工業用の資材の要求するところが大きかつた。主要輸入國名は(單位百萬ギルダー)

▽アメリカ一〇三▽日本一〇一▽オランダ六二▽イギリス三六▽支那一七▽濠洲及び新西蘭一六▽印度、ビルマ一六▽シンガポ

ール七

日本との貿易は第一次世界大戰以前は何も無かつたが、大戰後、ジャワ糖の買付以來昭和三年まで日本は常に蘭印に對し入超であつた。其後綿布の輸出増加、ジャワ糖の輸入減退のために日本は出超に轉じ、然かも非常な片貿易となつた。昭和六年日本の金輸出禁止後、圓爲替の低落に主因して日本商品は世界市場に氾濫するに至つた。然し蘭印は日本に對するいろ／＼な手段に依つて政治的、經濟的に障礙を試みたが、歐洲からの供給を斷たれた爲め對日依存は最近の日蘭會商決裂までは依然として強かつた。これが統計を見ると

(單位百萬圓)

昭和十年	輸 出	輸 入	出 超
一四三、〇	七、二	六四、九	
一一年	二九、五	一三、五	一五、九
一二年	五〇、一	一五、五	四六、六
一三年	一四〇、一	八、二	一五八、九
一四年	一三九、九	七、六	一五八、三

これが主要輸出入品名は昭和十四年の統計に依ると(單位千圓)

主要輸出品
▽綿織物五三、一五五▽綿織絲一四、〇九
▽人絹織物九、四一〇▽メリヤス製品六、

三四九▽鐵製品四、九七五▽陶磁器二、九
九二▽硝子及製品二、七四三
主要輸入品
▽生ゴム一六、一七七▽木材一、七九三▽
採油用原料一、二〇七▽砂糖一三二

昭和十四年實に六千六百萬圓の出超を最期に對蘭印貿易は一大暗礁に乗り上げ、小林、吉澤兩全權大使の半歳の苦心も空しく交渉は不調に終り、昭和十六年七月二十六日、米英兩國の對日資産凍結に慣ひ、蘭印側も資産凍結の擧に出て、舊蘭兩國の經濟關係はこゝに斷絶となり、十二月八日の大東亞戰爭の勃發の導火線の一つとなり、遂に和蘭は地球上より潰え去つた。

軍政職員一覽表

香港占領地總督 陸軍中將磯谷廉介△軍政顧問(陸軍)前鐵拓相永田秀次郎△前選鐵相村田省藏△前農政次官砂田重政△侯爵宮川義親△前拓選内相伯爵兒玉秀雄△前拓政次官櫻井兵五郎△前拓務次官北島謙次△海軍△前商相原銀次郎△前企畫院總裁竹內可吉△前大藏次官大野龍太△日商會頭藤山愛一郎△司政長官(陸軍)前内務警保局長總領事郡司喜一△杉田芳久△前新嘉坡總領事元警視總監池田清△司政官(陸軍)利和△熊野周二△福光正義△木村強△藤澤喜久郎△高村佐久治△中島義平△宇佐川宮景吉△山修二△山崎隆△宗宮信次△二宮和久△山實△貴地邦春△安岡九十九(陸軍囑託)前代議士增永元也

貿易統制令施行規 則(四三月)による業 界關係指定物品並 に指定機關

一、輸出許可制

- 一〇七の内 鯨油
- 一四三 生インディアラツパー、生ガタバイチヤ及その代用物
- 一四四 アラビアゴム、セルラツク、松脂その他別號に掲げざる護謨及樹脂(醫藥用のものを除く)
- 四一二 貴石

二、圓域以外への指定輸出品

- 二六の三莖麻子、日本農産物輸出組合
- 七四の内豚毛、日本刷子輸出組合
- 七九獸骨(醫藥用のものを除く)、日本貿易振興會社
- 八七鼈甲、同右
- 八八鼈甲製品(別號に掲げざるもの)、同右
- 八九珊瑚、同右
- 九〇珊瑚製品(別號に掲げざるもの)、同右
- 九一眞珠、同右
- 九五の内薄荷油、日本農産物輸出組合

- 九七ヒマシ油、同右
- 九九椰子油、同右
- 一〇〇落花生油、同右
- 一〇一大豆油、同右
- 一〇二椰子油、同右
- 一〇三桐油、同右
- 一〇七の内魚油、日本水産物輸出組合

一〇八獸脂、化學製品輸出振興株式會社、

- 一一〇ステアリン、同右
- 一一一オレイン、同右
- 一一二ワセリン、同右
- 一一四パラフィン、同右
- 一一五漆蠟及檟蠟、日本貿易振興會社
- 一一五の三カノーパーラツクス、同右
- 一一六蠟燭、同右
- 一一七石鹼、日本石鹼輸出組合
- 一一八薰香を付したる油、脂、蠟及その製品、日本貿易振興會社
- 一一九香水、同右
- 一二〇別號に掲げざる油、脂、蠟(硬化油及脂肪酸並に大風子油、脱水ラノリン肉柱脂、巴豆油、ラウリン脂及ヨード化油を除く)
- 日本農産物輸出組合
- 一二〇の内硬化油及脂肪酸並に大風油、脱水ラノリン、肉桂脂、

- 巴豆油、ラウリン脂及ヨード化油
- 化學製品輸出振興會社
- 一二一油、脂、蠟製品(別號に掲げざるもの)日本貿易振興會社
- 一二八の内大風子、大茴香小茴香
- 化學製品輸出振興會社
- 一三七桂皮、同右
- 一四八硫黃、同右
- 一五三硼酸、同右
- 一六〇樹脂酸、同右
- 一九八グリセリン、同右
- 二二〇人造麝香、同右
- 二二〇のニイオノン、同右
- 二二一ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピンその他別號に掲げざる類似の薰香性化學藥、同右
- 二二二齒磨粉、齒洗藥、化粧粉その他別號に掲げざる調製薰香類、日本貿易振興會社
- 三五八パツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は鼈甲を用ゐたるものを除く)
- (セリユロイド製又は類似可塑物製のものを除く)
- 日本貿易振興會社
- 三五八の内セリユロイド製又は類似可塑物製のもの、セルロイド輸出振興株式會社三五九身邊粧飾用細貨類(セリユロイド製又は類似

- 可塑物製のものを除く)日本貿易振興會社
- 三五九の内セリユロイド製又は類似可塑物製のもの、セルロイド輸出振興會社
- 四一五琥珀及琥珀製品(別號に掲げざるもの)日本貿易振興會社
- 四五五硝子珠玉及硝子球(模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等の硝子珠玉を含む)人造眞珠及和泉玉を除く)硝子製品輸出振興會社
- 四五五の内人造眞珠及和泉玉、日本貿易振興會社
- 四九一懐中時計用鍵、眼鏡用鍵その他身邊裝飾用鍵、日本貿易振興會社
- 五〇五縫針、編針、留針類(身邊裝飾用のものを除く)日本貿易振興會社
- 六一六の内燻煙灰及活性炭、日本貿易振興會社
- 六三八造花(模造の葉、果實等を含む)及同部分品日本貿易振興會社
- 六三九化粧具匣(セリユロイド製又は類似可塑物製のものを除く)
- 同右
- 六三九の内セリユロイド製又は類似可塑物製のもの、セルロイド輸出振興會社

三、關滿支に對する指定

輸入品

二六の三莖麻子、東亞植物油原料
輸入會社

七四の内豚毛、東亞豚毛輸入會社
九七ヒマシ油、東亞植物油原料輸
入會社

九九椰子油、同右
一〇〇落花生油、同右

一〇一大豆油、日本大豆統制會社
一〇二棉子油、東亞植物油原料輸
入會社

一〇三桐油、同右
四三五の内螢石、日本東亞輸入組
合

四、關滿支への指定輸出品

二六の三莖麻子、日本農產物輸出
組合

七四の内豚毛、日本刷子輸出組合
七九獸骨(醫藥用のものを除く)
日本東亞必需品輸出組合

九五の内茴香油、カヤブテ油、チ
ミアン油、白檀油、冬綠油及ヘノ
ボチ油、日本東亞必需品輸出組合

九七ヒマシ油、日本農產物輸出組
合

九九椰子油、同右
一〇〇落花生油、同右

一〇一大豆油、同右
一〇二棉子油、同右

一〇三桐油、同右
一〇七の内魚油、日本水產物輸出
組合

一一〇ステアリン、化學製品輸出
振興會社

一一一オレイン、同右
一一三ワセリン、同右

一一四パラフィン、同右
一一五漆蠟及植蠟、日本東亞必需
品輸出組合

一一六蠟燭、同右
一一七石鹼、日本石鹼輸出組合

一一八薰香を付したる油、脂、蠟
及其の製品、日本東亞必需品輸出
組合

一一九香水、同右
一二〇別號に掲げざる油、脂、蠟
(硬化油及脂肪酸並に大風子油、
脱水ラノリン、肉桂脂、巴豆油、
ラウリン脂及ヨード化油を除く)

日本農產物輸出組合
一二〇の内硬化油及脂肪酸化學製
品輸出振興會社

一二一油、脂、蠟製品(別號に掲
げざるもの)日本東亞必需品輸出
組合

一二八大茴香、小茴香、同右
一四〇の二麝香、同右

一五三硼酸、化學製品輸出振興會
社

一六〇枸橼酸、日本東亞必需品輸
出組合
一九七酒精、化學製品輸出振興會
社

一九七の二變性酒精、同右
一九八グリセリン、同右

一九九フルトエツセンス、リキ
ユールエツセンス、その他類似の
もの、化學製品輸出振興會社

二二〇人造麝香、同右
二二〇の二イオノン、同右

二二一ヴァニリン、クマリン、ヘ
リオトロピンその他別號に掲げざ
る類似の薰香性化學藥、同右

二二二齒磨粉、齒洗藥、化粧粉、
その他別號に掲げざる調製薰香類
日本東亞必需品輸出組合

二二九の内人造香料、化學製品輸
出振興會社

三三二の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三五八バツクル、ソツク及アイ類
(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、
寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙
又は贗甲を用たるものを除く)
(セリユロイド製又は類似可塑物
製のものを除く)日本東亞必需品
輸出組合

三五八の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三三九の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三三九の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三三九の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三三九の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

三三九の内セリユロイド製又は類
似可塑物製のもの、セルロイド輸
出振興會社

組 合 團 體

商工組合法の改正

戰時經濟の進展に伴ひ重要産業に於いては各統制會の設立を見て着々體形を整催しつゝあるにも拘らず、その下部機構ともなるべき中小商工業に於いては、舊態依然たる指導方針と形體に止まり、然かも工業組合、商業組合、重要物産同業組合、重要産業團體令による統制組合等の濫立ありて、その數は全國に

工業組合	八五〇〇
工業小組合	六〇〇〇
同業組合	一三〇〇〇
商業組合	一三〇〇〇
商業小組合	六〇〇
統制組合	一五（鑛山關係のみ）

以上合計四萬餘に上る組合を有する現狀である。従つて商工省に於いてはこれ等の各種組合を統制して簡素強力なものとし、政府の統制を各關係業種の末端まで滲透せしめるため、商工組合法案を立案の上、第八十一議會に提出すべく、企業局に於いて作成されたる原案を昭和十七年十一月十日開催の閣議に提出、他の法律案とともにその件名を決定し越えて十一月二十四日開催の閣議に於いて正式決定さるべきところ、諸般の事情よ

りして第八十一議會への提出は留保さるゝやに傳へられた。然るに業者側の熾烈なる要望と、舊組合改組の必然的要求は、遂ひに同法案を閣議に提出せしめるに至り、十二月一日開催の閣議に於いて議會提出のことに決定されるに至り、同時に情報局よりその要綱を別項の如く發表した。

發表の要綱によれば新たに統制組合、施設組合及び商工組合中央會が設立せられ、既存の組合は一定期間の準備期を経て漸次統合せられてそれぞれ統制、施設の兩組合に改組さるゝとともに、現在の工業組合中央會、商業組合中央會等の中央團體も商工組合中央會に單一化されることになり、重要産業に於ける統制會の設立と相呼應して中小商工業の侮り難き生産力を重點的に結集して、戦力増強の有力なる一翼を形成するとともに、政府の統制力を中小商工業の末端にまで滲透せしめ、決戰體制の全きを期することとなつた。

よつて法案の通過を見、準備期を經過すれば、各業種とも既存組合の解散或ひは改組が行はれるのであるから、本年鑑が収録せる業界關係組合も恐らく變更を見ることがなるであらう。従つて本年鑑の収録せる組合は、云はゞ舊體制組合の最後の情況を記録することとなるのである。

業界關係 全國同業組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

樺太

組 合 名 稱	所 在 地	設 立 年 月 日	組 合 長 名	書 記 長 名	組 合 員 數
樺太石鹼移入組合	豐原市西一條南一〇丁目	昭一七・七・四	松村敏夫	村野治之助	一七
敷香化粧品販賣業組合	敷香町山手通北二丁目	昭一四・六・月	田中持太郎		一七
大泊小間物化粧品商組合	大泊本町大通南一ノ一三	大二・七月	○田邊清志		一五
眞岡化粧品小間物商組合	眞岡町本町二丁目	昭一四・三・五	米津 鼎	確井龜松	一四

北海道

札幌小間物化粧品卸商組合	札幌市南二條西四丁目	昭六・一・月	○長谷川四郎	宮岸彌助	一七
札幌小間物化粧品小賣商組合	札幌市南五條西四ノ七	大一〇・二・一一	○小笠原楠彌		五三
札幌香粧品製造組合	札幌市南二條西四丁目	昭一五・七・一八	長谷川四郎		一一
小樽洋物小間物商組合	小樽市稻穂町西六ノ九	明二九・五月	○河邊甚藏		五四
小樽美粧品雜貨卸商組合	小樽市永井町一ノ一	昭一五・一・二八	○壽原英太郎	島野一二	二一
岩内小間物化粧品商組合	岩内町廣臺町一二五	明四〇・一〇・一五	○齋藤爲太郎	米田俊夫	一四
帶廣小間物商同業組合	帶廣市中央通南十一丁目、有田方	大五・一月	有田重太郎		八二
釧路洋物小間物商組合	釧路市南大通リ六、村瀬方	明四五年	○村瀬兼次郎		二一
函館化粧品小間物卸商組合	函館市西川町三ノ東日本工業社内	昭一五・八・二四	大總一郎	池田隆	二〇
函館小間物化粧品石鹼小賣商組合	函館市西川町一三ノ二	昭一六・九・一五	池田馬藏		二七
北見四郡化粧品商組合	網走町南四條東一丁目、久田方	昭一三・一月	○高橋政芳		二五
遠輕小間物化粧品組合	紋別郡遠輕町大通三五七	昭八・七月	○槌賀喜代市		二三
伊達町小間物化粧品商組合	有珠郡伊達町網走町	昭四・二・一一	寺田源藏	伊藤久之助	一一

組 合 團 體

青森縣

青森化粧品商組合

青森市大町一九四

昭一三・一二・一二

樋口藏吉

五八

岩手縣

盛岡化粧品小間物商組合
岩手縣石鹼化粧品商卸商組合
花卷小間物化粧品同業組合

盛岡市數町三〇三、池野方
盛岡市肴町、熊本本店内
岩手縣花卷町二二三

大元・八月
昭一五・一〇・二八
大五・四・一

池野金太郎
熊谷長八
岩田豐藏

一二二
一八
一一

秋田縣

秋田市小間物商組合
能代小間物商組合
本莊小間物同業組合

秋田市大町三ノ二五
能代町上手マルキ洋品店內
由利郡本莊町大町三九

明三一・二・一一
大四・五月
大九・二・二八

○木内隆一
岸部儀助
伊藤久吉

三七
二四
一〇

山形縣

酒田小間物洋品文具商組合

酒田市大工町

明三八・二月

高山菊次郎

六二

宮城縣

仙臺小間物雜貨商組合

仙臺市東二番丁一〇三

明三一・一〇月

齋川久吉
井澤慶太郎

三六

福島縣

平小間物雜貨商組合
郡山化粧品小間物雜貨商組合

平市四ノ二六
郡山市中町二番地

大二三・二・一五
昭一五・九・一〇

○猪狩庄平
佐藤波平

會計
中野庄吉

一〇
二五〇

茨城縣

水戸小間物化粧品商組合
土浦化粧品品組合
行方郡小間物化粧品石鹼商商組合

水戸市商工會議所内
土浦市大町八三八
行方郡香澄村牛堀前島商店内

明三八・七月
明八・一〇・二五
昭一五・九月

○西原三平
○上野源吉
前島久米吉

前橋藏之助

九八
三〇

栃木縣

栃木縣小間物化粧品卸商組合
栃木市小間物化粧品組合
足利市化粧品統制組合
小山小間物化粧品商組合

宇都宮市旭町一、宇都宮商工會議所内
栃木市倭町二丁目、杉江方
足利市通二丁目二、七五五
栃木縣小山町二、二一五

昭一五・四・一五
昭一五・一月
明二三年

笠間文悟
杉江龜松
富岡光三郎
野田喜平

一一
五六
八五
一五

群馬縣

前橋小間物商組合
高崎小間物化粧品組合
高崎小間物化粧品小賣商組合
群馬縣西部化粧品小賣商組合
高崎小間物化粧品石鹼雜貨卸商組合
沼田小間物化粧品商組合
佐波間小物化粧品商組合
群馬縣石鹼化粧品卸商組合
群馬縣洗粉製造組合
伊勢崎小間物化粧品組合

前橋市立川町二〇
高崎市本町九九須田方
高崎市紺屋町六、廣兼方
高崎市田町九五
高崎市九藏町九番地
利根郡沼田町大字沼田一〇二六
伊勢崎市一、〇八七
高崎市本町一一五番地
高崎市本町九九、須田方
伊勢崎市本町九九、磯野方

明四〇年
昭一一・三・一六
昭一七・八・八
昭一七・一・一月
昭一五・九・二
昭一五・一・一二
大九・一・四月
昭一五・九・一〇
昭一五・九・一〇
昭一四・三月

高橋政次郎
須口健三
廣兼國久
國舉辰治
齋藤忠三郎
宮下善次郎
○星野春藤
清塚佐太郎
須田健三
磯野德太郎

副組長兼會計
阿久澤秀吉
國舉辰治

三一
一一
一三
一四
一五
四〇
一六
一五
二二
二三

埼玉縣

川越市小間物化粧品袋物商組合
秩父化粧品商組合
埼玉化粧品商組合

川越市南町九〇五
秩父町一、三八七
久喜町四一三

昭二・一・一月
昭五・三月
昭一二・六・二二

長谷川重吉
○平井久吉
○服部清十郎

内田豐吉
梓澤豐吉

六七
一五〇
一五六

組合團體

組 合 團 體

高蒲地方小間物化粧品商組合
 鴻巣町化粧品商組合
 本庄小間物化粧品石鹼雜貨卸商組合
 大里郡化粧品商組合

南埼玉郡高蒲町大字高蒲二二九
 鴻巣町
 本庄町二、八〇四番地
 大里郡深谷町稻荷町三二一

明三九・三月
 昭一三・六・一三
 昭一五・九・一〇

水野末吉
 五味曾右衛門
 入治郎
 木村長平

遠藤由太郎
 今井四郎

七八
 二八
 五
 一〇九

千 葉 縣

千葉化粧品石鹼商組合
 佐原小間物化粧品商組合
 野田町化粧品同業組合
 木更津化粧品商組合
 小見川小間物化粧品商組合

千葉市本町三ノ二七
 佐原町佐原イ四八七
 東葛飾郡野田町野田二四六
 君津郡木更津町九四七
 香取郡小見川町小見川六四

昭四・一・一一
 大三・二・二一
 大一〇・五・三
 大一五年
 大七・四月

宇津木市太郎
 大木宗藏
 岡田安司
 清水松太郎
 岡野萬助

飯島俊之助
 茂木直藏
 池田久司

一〇二
 一八
 三五
 三〇
 二〇

東 京 府

○東京小間物化粧品卸商同業組合
 東京香料商組合
 ○東京袋物同業組合
 東京荒物問屋組合
 東京荒物卸商組合
 東京線香薰香商組合
 ○東京セルロイド同業組合
 ○東京ゴム同業組合
 東日本クレンザー製造組合
 東京黃楊櫛製造組合
 東京鬘形産業組合
 東京鬘人毛商工組合

日本橋區馬喰町三ノ三
 日本橋區室町四ノ五
 淺草區淺草橋三ノ一〇
 日本橋區小網町一ノ二
 神田區司町二ノ二
 日本橋區本町三ノ三ノ一〇、河合ビル内
 淺草區淺草橋二ノ八
 日本橋區本町一ノ二
 淺草區桂町一、二、金時ビル内
 下谷區西町四七
 日本橋區橫山町一〇、高津方
 向島區寺島町七ノ一九

明二五・四・一九
 明四〇・九・一七
 明三八・二・一五
 大五・五・一六
 昭一四・二・二二
 昭一五・九・九
 大五・一・一一
 大七・二・二五
 昭一七・一月
 寬政十一年
 明二三・一〇・九
 明一八年

板倉安兵衛
 安宅孝三郎
 遠藤藤次郎
 中村茂八
 木村榮三郎
 中造金三
 荻村龜太郎
 坂田善太郎
 岩崎邦太郎
 吉田末吉
 高津卓三
 佐野松之助

日南田慶富
 若狹榮造
 中島義一
 村上長登
 小林茂

一、三三八
 四三
 六三〇
 二九
 約四〇〇
 五一
 三八四
 六〇〇
 五四
 六〇
 三六
 一九五

八王子小間物化粧品小賣商組合

八王子市八日町六五

大一二・一月

片岡英一郎 二見 勘藏

一五九

神奈川縣

○横濱化粧品雜貨卸商同業組合
厚木化粧品商組合
横須賀雜貨化粧品卸商組合
秦野洋物化粧品組合
三崎化粧品組合

横濱市浪花町六番地
厚木町二、六〇四番地
横須賀市若松町五〇
秦野町片町二、六九八
三崎町日ノ出六八

大元・九・四
昭二・一〇月
明二五・四・二〇
明四二・二・二三
昭六・四・一

○霜田七郎
岡部熊太郎
荻谷愛太郎
○高橋常刀
○佐々木元三郎

江畑榮次郎

三〇
三二
一二
二二

新潟縣

新新潟化粧品小間物雜貨卸商組合
新新潟市化粧品小間物洋物雜貨商組合
高田市小間物化粧品雜貨商組合
三條小間物雜貨商組合
長岡市小間物雜貨商組合
新發田洋品小間物商組合
小千谷小間物同業組合
堀ノ内町小間物商組合
堀ノ内町藥種小間物商組合
新津町小間物同業組合
新潟化粧品小間物卸商組合

新潟市本町通六番丁、小黒方
新潟市本町通八番丁
高田市本町五、野口方
三條市一ノ町
長岡市東千手町
新發田町新道四六五
北魚沼郡小千谷町、西脇方
北魚沼郡堀ノ内町堀ノ内
堀ノ内町堀ノ内三二一
新津町上山谷吉田町

昭四・五月
大一一・四月
明四〇・一・一三
大四・五月
明四三・二・一
昭一三・一・一一
明三五年
大一一・一〇月
昭三・七・三〇
大一一・六・六
昭一六・一・一〇

小黒喜三郎
○川崎統三
○野口峯吉
○吉田熊次
山口健造
齋藤太四郎
西脇新次郎
宮榮作
宮榮作
○吉田傳次
川崎又吉

吉田秀雄
吉田秀雄
五十嵐重吉

一五
四三
三九
七〇
七〇
三一
三九
一一
一八

富山縣

富山市小間物化粧品小賣商組合
富山小間物卸商組合
高岡化粧品小賣商組合

富山市東四十物町四、矢郷方
富山市西三番町二三、成田方
高岡市末廣町九七一、篠原方

昭五・九・一七
昭七・一〇・一五
昭六・一一・八

○安井榮次郎
○成田松太郎
山口林造

一七〇
二九
一九

組合團體

一九一

組合團體

魚津雜貨小間物商組合

魚津町金屋町稻葉方

明三五・六・一〇

○淺尾久晴

二〇

石川縣

金澤小間物化粧品雜貨商組合

金澤市高岡町二六

大二・二・二九

○野村吉六

一〇三

金澤雜貨小間物卸商組合

金澤市片町二八

昭四・三・一一

○山田藤太郎

二四

小松町小間物化粧品組合

小松町茶屋町四

大二三・二・二〇

○和田靜夫

一六

石川縣石鹼化粧品小間物卸商組合

金澤市高岡町二六

昭一五・九・一二

○野村吉六

八六

福井縣

福井小間物化粧品商組合

福井市尾上下町三〇

大一一・七・二

○三田崎政治

五〇

敦賀化粧品石鹼小間物商組合

敦賀市神縣、白崎方

昭一五・一〇・七

○白崎卯太郎

四五

武生小間物化粧品商組合

武生町桂六、上田方

明四四・二・一〇

上田宗治郎

八三

長野縣

松本市小間物化粧品雜貨商組合

松本市本町三丁目

大五・一一・三

○百瀬長十

四五

上田小間物化粧品商組合

上田市海野町四、七五八、酒井方

大二・二月

酒井數良

二四

須坂小間物化粧品組合

須坂町四〇番地

大正元年

○彌津喜久治

三五

諏訪小間物化粧品卸商組合

岡谷市小口六、五二一

大八・五・一六

小口正一

一六

岡谷小間物化粧品小賣商組合

岡谷市小口六、五二一

大八・四月

小口正一

八五

岡谷小間物化粧品同業組合

岡谷市小井川、増澤方

大八・四月

小口正一

八六

南佐久化粧品同業組合

野澤町九三

大八・四月

石塚二郎

三八

岐阜縣

大垣小間物化粧品商組合

大垣市岐阜町九四七

大一一・一〇月

○名和清一

一〇四

關小間物化粧品商組合

關町本町二、小木方

昭一三・一・一〇

○小本富次郎

二七

中津化粧品同業組合

惠那郡中津町二〇九

昭一三・四・三

〇田口熊一

一五

滋賀縣

大津化粧品小間物商組合
長濱小間物化粧品商組合
滋賀縣化粧品石鹼卸商同業組合
長濱化粧品小間物商縣聯加盟組合
長濱化粧品小間物商縣聯加盟組合
彦根小間物化粧品商組合

大津市上榮町、松村方
長濱町大字宮三五
大津市元會所町二
長濱町大字宮三五
彦根市荻橋町八丁目

大一〇・五月
明四二・四月
昭一三・五・一四
昭一五・七・一九
昭一五・九月

松村留次郎
中島昇
〇橋金治
〇中島昇
〇安藤誠分

一一〇
三〇
三〇
八〇

静岡縣

静岡縣化粧品小間物商組合
都岡縣化粧品小間物商組合中部支部
濱松化粧品卸商組合
濱松縣化粧品小間物商組合西部支部
沼津小間物商組合
清水化粧品商組合
小山町小間物化粧品商組合
伊東化粧品商組合
富士南部小間物化粧品商組合

静岡市金座町四五
靜岡市吳服町五ノ二一、伏見屋方
濱松市東田町一〇三、中川方
濱松市傳馬町一、七九四、金原方
沼津市本通横町二七
清水市入江町一ノ九九、久保田方
小山町小山七一、八木方
伊東町玖須美竹之内
吉原町二七一

昭一五・七・一五
昭一四・六・一六
昭一四・四月
昭一五・八・二
明三八・六月
大八・五・一
大一〇・六月
昭元・一二・五
大一二・三・二〇

〇岡部服太郎
〇市川文平
〇伊藤茂雄
〇西島小作
〇久保田勝五郎
〇八木貢作
〇德永靜馬
〇渡邊勇吉

村松正雄
稻葉鑛一
原四男作
井原伊八
渡邊勇吉

二五
一七
一六
一〇
八一
四〇
二八
九八

愛知縣

名古屋化粧品小賣業組合
愛知縣石鹼卸業組合
愛知縣髮油製造業組合
〇名古屋金屬小間物製造同業組合
愛知縣髮商工組合

名古屋市赤門通
名古屋市中區飯田町二ノ四一
名古屋市中區門前町三ノ五名古屋
商報社內
名古屋市中區南新町三ノ五、箕浦方
名古屋市中區門前町五ノ四

大一一・一〇・一〇
昭一五・六月改組
昭一六・七・一三
大八・九・一
大九・八・八

〇後藤庄太郎
〇永井鎌吉
〇森庄助
〇近藤留吉
水野信太郎

山森康光
加藤博
長井逸平
緒川禎太郎

二、三〇〇
一八〇
三〇
二九

組合團體

組合團體

豐橋化粧品小賣商組合
東三小間物化粧品袋物雜貨商組合
半田化粧品石鹼同業組合
豐川町半久町小間物化粧品組合

豐橋市中八町一一一、松井方
豐橋市
半田市末廣町、大西方
豐川町、松井屋方

昭二・四・一四
昭一六・一三改組
大七・一一・七
昭三年

○森下長次郎
坂田市三郎
○鷹羽政治
○松井健三

中村三藏
大西藤次郎
大井峯次

六八
五二
五五

三重縣

松坂小間物化粧品組合
桑名小間物化粧品商組合
上野小間物化粧品組合

松坂市新町
桑名市職人町一、一九三
上野町忍町二、六五六

大一一・四月
大一一・四月
明二五・一月

○井田正名
○後藤精一
○川合久吉

三〇
四〇
一三

京都府

京都石鹼卸商組合
綾部化粧品同盟組合
綾部藥粧組合

京都市下京區東洞院五條上ル
綾部町北西町
京都府下綾部町東本町、岩崎方

明一五・六月
昭四・五・二五
昭二年

○森英吉
○梅垣英次郎
岩崎勇治

四〇
一七
一七

兵庫縣

姫路化粧品石鹼卸商組合
飾磨石鹼化粧品小間物小賣商組合

姫路市北條口四四
飾磨市須加二番地

昭七・一・一六
昭一五・二・二三

○額田管治
小川熊七

大東正義

一三
七八

大阪府

○大阪化粧品同業組合
○大阪石鹼同業組合
大阪白粉商組合
大阪香料商組合
○日本貝卸同業組合
西日本洗磨料製造業者組合

大阪市東區博勢町二ノ五
大阪市南區安堂寺橋四ノ三二
大阪市天王寺區上本町九ノ三二
大阪市東區南本町二丁目、明治屋ビル内
大阪市天王寺區大道一ノ一六
大阪市南區新齋橋筋三、なぐらビル

大九・六・一八
明三三・一〇・一
明三五・三月
大一一・一〇・二八
明四一・一・一一

中山太一
藪田善治郎
神田莊治郎
田村眞策
岡井善三郎
林原保吉

石川靜三郎
森脇正道
土田市夫

五八五
一三一
一七
四八
三二
四三

大阪袋物加工組合
大阪小間物化粧品小賣商組合
支部

布施市荒川一ノ一九、近藤友
布施市足代一ノ一〇〇

昭一・一〇・一
昭一五・七・一一

○近藤三男雄
吉川朝之助
奥野文一郎

一五〇
五八

和歌山縣

和歌山縣小間物雜貨卸商組合
新宮化粧品商組合
新宮小間物商組合
海南小間物化粧品商組合
田邊小間物化粧品商組合

和歌山市橋向町九
新宮市仲之町三七七
新宮市新宮
海南市四方
田邊町榮町六三

昭一五・四・一五
昭一七・八・二五
改組
昭二年
昭四年
昭一二・一月改組

岡本忠男
木下幸助
○正木安康
○小島由太郎
○山本喜一郎

五三
二五
一〇
三五
七五

鳥取縣

米子小間物化粧品商組合
米子雜貨小間物商組合
鳥取石鹼化粧品小間物商組合
松江小間物化粧品卸商組合

米子市加茂町、米子商工會議所內
米子市、商工會議所內
鳥取市川端三ノ五六
松江市白湯本町、梶谷方

昭一五・八・一
昭五・六・一九
大二・四・一
明二五年

○森脇善助
○神庭政七
○松田重雄
○梶谷種一郎

六二
三五
二〇〇
六

岡山縣

岡山小間物化粧品商組合
岡山縣化粧品石鹼卸商組合
岡山縣化粧品卸商組合
淺口郡小間物化粧品商組合

岡山市上之町
岡山市新西大寺町
岡山市上之町
淺口郡玉島新町、商工會議所內

昭一五・一一・三
昭一五・一・二七

三宅横吉
中野和一
中野和一
○岩田七三郎

一七

廣島縣

廣島化粧品小間物卸商同業組合
○廣島縣除蟲菊同業組合

廣島市細工町廣島クラパ販賣株式會社內
廣島市

昭一一・五・六
大七・六・一三

○佐久間勇
安保安恭作
小河喜作

三六
九八六

組合團體

一九五

組合團體

尾道小間物化粧品袋物商組合
吳化粧品小間物卸組合
三原市小間物化粧品商組合
○矢野髮同業組合

尾道市土堂町、三宅方
吳市商工會議所内
三原市本町一、五六三
安藝郡矢野町役場内

昭一五・七・二〇
昭六・四月
昭一二・四・二五
大六・六月

三宅保次郎
○山縣鐵之助
兒玉清一
濱井大二

岩崎松太郎
平岡德之助

五〇
三六
四七
八三

一九六

山口縣

山口小間物商組合
山口縣石鹼化粧品小間物卸商組合
字部化粧品組合
下關市小間物袋物商組合
防府石鹼化粧品小間物小賣商組合

山口市西門前町三〇、來栖方
下關市西南部町三〇、夏川本店内
字部市東區常盤一丁目
下關市西端町
防府市三田尻町

昭一五・八・二〇
昭一五・九・一三
昭一五・九・一四

○來栖信助
夏川和造
甲斐原英太郎
○藤井義太郎
○前田忠雄

九
四三
三五
三九
二八三

德島縣

德島縣小間物化粧品卸商組合
德島化粧品小間物小賣商組合
德島化粧品商組合

德島市二軒屋町二ノ二二、大石方
德島市西新町一丁目
德島市、商工會議所内

昭四四・六・二六
昭一三・五月
昭一四・一・二五

大石德藏
田村勝實
○田村保

西豐勝

二三
七五
二六

香川縣

香川縣小間物化粧品組合
高松小間物化粧品同業組合
丸龜化粧品小間物組合
善通寺化粧品組合
多度津化粧品同業組合
觀音寺化粧品組合
香川縣化粧品製造販賣商組合

高松市南新田一五、綾田方
高松市兵庫四〇、金光方
丸龜市松屋町筋、小西方
善通寺町赤門筋、城井方
多度津南町、西岡方
觀音寺町、松崎方
高松市片原町一、清水方

大一年
昭六・一二・五
大一年
昭一〇・三・二五
昭三・三・一五
昭一六・七・一五

○綾田吉之助
○金光常吉
○小西篤治
○城井小彌太
○石川嘉左衛門
○松崎秀太郎
高岡政市

國友蕃
中野幸吉
西岡芳助

六五
五七
一一
三六
四五

四五

愛媛縣

今治小間物化粧品組合
 ○伊豫除蟲菊同業組合
 八幡濱市化粧品小間物商組合
 今治化粧品小賣商組合

今治市中小路
 今治市
 八幡濱市船場通二五三
 今治市川岸端

大一年
 大一二・七・一九
 昭一四・一・一月
 昭一五・七・二七

○増田茂八郎
 中村經滿
 大谷長九郎
 淺田隆
 達川繁一

三一
 六二
 一四〇

高知縣

高知化粧品同業組合
 高知小間物化粧品卸商組合

高知市堺町八
 高知市本丁筋四ノ一〇六

昭一三・八・五改
 組

○宇田喜太郎
 佐野敏雄

三〇
 四二

大分縣

大分化粧品商公認組合
 佐伯小間物化粧品石鹼小間物組合
 白杵町化粧品同業組合

大分市竹町通六丁目
 佐伯市朝日區一、一八三
 白杵町壘屋町

○中山善助
 元木眞一郎
 ○江藤乙一

吉良眞吉

一五三
 八五
 二六

福岡縣

全九州下關化粧品卸商組合
 福岡縣藥種化粧品小賣業組合
 福岡縣小間物商組合
 福岡縣小間物袋物卸商組合
 門司化粧品商組合
 北九州五市小間物商組合
 北九州五市小間物袋物商組合
 門司榮町六丁目、島生方

福岡市行町五三、九州商報社內
 福岡市新柳町大門通、高倉藥局內
 福岡市行町五三、九州商報社內
 同
 同
 門司市榮町六丁目、島生方
 小倉市魚町四、西村方
 門司市榮町六丁目、島生方

昭一三・三・八
 昭一五・五・三
 昭一五・九・一九
 昭一五・九・月
 明元・一二・一〇
 昭一四・一・一七
 昭一四年

正清彌七
 中尾映己
 ○相部正太郎
 ○木村巳之吉
 相部正太郎
 森山留次郎
 同
 ○島生利三郎
 西村幸三郎
 島生利三郎

一二〇
 六八
 七
 二二八
 一五〇
 二五

組合團體

組合團體

門司小間物袋物商組合	同	昭一四・四月	○島生利三郎		一八
小倉化粧品商組合	小倉市魚町、西村方	昭一五・四・六	○西村幸三郎		二一六
福岡縣小間物袋物化粧品商聯盟會	小倉市魚町四、西村方	昭一四・四月	○西村幸三郎	前崎友次郎	一、五〇〇
若松市化粧品小間物組合	福岡縣若松市明治町三丁目	昭一三・四月	宮地俊作	伊豆善十	八八
飯塚嘉穂小間物化粧品同業組合	飯塚市本町	昭九・六・六	○伊藤彌三郎	寺島次郎	一五〇
福岡香油商組合	福岡市掛町二五	昭一二・四・一	熊川國造	波邊誠治郎	約六〇
戸畑化粧品商組合	戸畑市明治町五ノ四二八九	昭二・三月	○重松重一	梅田倉一	四六
久留米小間物商組合	久留米市三本松町	昭一四・一二・一五	○大石德藏		四〇
直隸小間物化粧品同業組合	直方市古町	昭一三・一〇・二〇	鋤田虎五郎		一三七
眞鍮化粧品石鹼小間物商組合	直方市殿町五四〇	昭八年	長谷川仁市		一五〇

佐賀縣

唐津化粧品石鹼卸商組合	唐津市大石町峯方	昭一三・四月	○峯直		一〇
武雄化粧品小間物商組合	武雄町溫泉通一丁目、前田方	大一一・七月	前田英一		一九
佐賀縣化粧品小間物商組合	佐賀市遮池町七七	昭一五・八・三〇	小部松一郎	秀島敬太郎	一、一六五

長崎縣

長崎小間物化粧品商組合	長崎市廣馬場町四	明四四年	富永政彦		三三〇
長崎鼈甲業組合	長崎市今魚町五七	昭二年再立	○江崎榮造		二〇
佐世保小間物化粧品小賣商組合	佐世保市高砂町六一	改組 昭一七・一・一二	小田安太郎		二七九
西肥化粧品商組合	東彼杵郡早岐町、村山方	大一二・三・二〇	○谷口爲八		七〇
島原化粧品小間物商組合	島原市中堀町六五	昭一二・三・二〇	谷口爲八		四二

熊本縣

熊本縣小間物雜貨卸商組合	熊本市橫船屋町、商工會議所內	昭一五・六・一九	高田松美		七
熊本化粧品商組合	熊本市西坪井町一丁目	正一四・二・一七	正清彌七		三六五

熊本化粧品卸商組合 熊本市鹽屋町裏之番町十
 葦南化粧品商組合 葦北郡水俣町濱三、一二四
 昭一五・八・五 益田彌平
 大三・四・一〇 米澤市藏
 四八 一五

宮崎縣

都城化粧品商組合 都城市西上町、商工會議所内
 都城小間物化粧品小賣商組合 同
 宮崎縣化粧品組合 延岡市祇園町
 昭一三・四月 〇瀬戸山武助
 昭一五・三・六 〇同
 和田忠雄
 三五〇 七五

鹿兒島縣

鹿兒島縣小間物雜品卸商組合 鹿兒島市仲町一、二四、大丸商店内
 鹿兒島縣化粧品卸商組合 鹿兒島市仲町一、二四、大丸商店内
 川内洋品雜貨小間物化粧品商組合 川内町向田町二、五三
 志布志化粧品組合 志布志町
 昭一五・八・三一 大工園達藏
 昭一五・八・二五 大工園達藏
 大五・三・一五 奧村義雄
 昭一四・一・二〇 〇伊藤長次郎
 常任幹事 上村治三
 二〇 四〇 六一

臺灣

臺灣藥粧品石鹼統制組合 臺北市京町四ノ一〇
 高雄小間物商組合 高雄市榮町二ノ一六、高雄商工會
 臺灣藥粧品石鹼組合 臺北市榮町三ノ二二
 昭一五・七・二〇 神木次郎 完田盛吉
 昭一四・一二月 宮川精九郎 完田盛吉
 昭一六・六・一六 神木次郎 完田盛吉
 二五〇 二二 一六六

朝鮮・關東州

京城化粧品小間物商組合 京城府大和町二ノ九
 朝鮮化粧品製造業組合 京城府元町二丁目、東邦ビル内
 釜山小間物商組合 釜山府辨天町二ノ四一、夏川方
 釜山化粧品品組合 釜山府大倉町三ノ四
 仁川化粧品同業組合 仁川府本町三、吉田洋品店內
 昭四・九・一 岡田永治 中島義雄
 昭一六・五月 西脇竹次郎
 昭一五・八・二二 夏川義信
 昭一・一・二一 西尾角藏
 昭三・三月 〇吉田信次郎
 五二〇 一九 二八 三四二 四三

組合團體

日本レンザ製造組合聯合會
 北見四郡化粧品組合聯合會
 樺太小間物化粧品商組合聯合會
 栃木縣小間物化粧品商組合聯合會
 千葉縣化粧品小間物石鹼商組合聯合會
 富山縣西部化粧品小間物商組合聯合會
 愛知縣小間物雜貨小賣業組合聯合會
 滋賀縣小間物化粧品業組合聯合會
 京都府化粧品業組合聯合會
 京都府小間物雜貨業組合聯合會
 中國、四國除蟲菊同業組合聯合會
 廣島化粧品小間物小賣商組合聯合會
 四國化粧品小間物卸賣商組合聯合會
 西讚粧業組合聯合會
 全九州化粧品商組合聯合會
 直方、鞍手、遠賀化粧品石鹼商聯合會
 全九州及下關化粧品組合聯合會
 長崎、薩甲組合聯合會
 福井縣石鹼化粧品小間物商組合聯合會
 臺中州雜貨商組合聯合會

東京市淺草區桂町一二、金時ビル
 北海道網走町南四條西三丁目、高橋方
 豐原市西二條南六ノ五
 宇都宮市杉原町三、二三五
 千葉市龜井町七二
 富山縣高岡市新橫町一、二四五
 名古屋市中區岩井通二ノ一一
 名古屋市中區門前三ノ五
 半田市末廣町、大西方
 京都市下京區東洞院五條上ル
 同
 尾道市土堂町六八八
 廣島市堀川町
 香川縣高松市新町二ノ一五
 丸龜市富屋町六一、赤丸商店内
 熊本市坪井町一ノ九、正清方
 福岡縣直方市殿町、長谷川方
 戶畑市明治町五ノ四八二九
 長崎市江戶町六八
 福井市佐佳枝町四八
 臺中州榮町二ノ五

昭一七・四月
 昭一三・五・一〇
 昭一五・八・一八
 昭一五・八・三
 昭一五・九・二五
 昭一五・九・一三
 昭一六・四・八
 昭一六・四・一一
 昭一六・三・一〇
 昭一五・一一・九
 昭一五・五・一
 昭一五・一一・三
 昭一六・一一・一〇
 昭一五・一〇・一
 昭一五・九・四
 昭一〇・五月
 昭二・四・二〇
 昭二・一月
 昭一三・九・一〇
 昭一五・九・一一
 昭一五・八・一一

岩崎邦太郎
 高橋政芳
 野原常太郎
 藤井源太郎
 宇津木市太郎
 野村岩太郎
 早川德三郎
 森本善七
 大西藤次郎
 橋金治
 今西與兵衛
 安保恭作
 熊谷忠一
 綾田吉之助
 大井季茂
 正清彌七
 長谷川仁平
 重松重一
 垣立富藏
 野地光男
 高橋虎二

田村一疋
 栗原茂
 加藤憲史
 吉崎德太郎
 笹江幸知
 同
 小河喜作
 大西萬六
 江崎榮藏
 江原幸一

二組合
 一二二名
 四〇〇名
 七四八名
 一七組合
 一八組合
 七五〇名
 一八組合
 九八〇名
 一〇組合
 五組合
 四組合
 三〇〇名
 五、〇〇名
 六〇〇名
 七八名
 三二組合
 九八五名

註

▼純潔業關係組合は、「潔業・藥品」の部に置く▼組合名簿上部の〇印は、重要物資同業組合法によつて設立されたものである▼回答なき分の中、當方に於いて知り得る限りの組合は之を努めて収録した▼又、全然根據なき未回答組合に就いては便宜上前年度末年鑑發載の分を踏襲した。即ち、代表者氏名の上に〇印あるのがそれである。

組 合 團 體

業界關係 全國工業組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

組名	設立・認可年月日	地區	組合員數	出資總額	事務所	代表者
北海道除蟲菊製品工業組合	昭七・一二・二〇 <small>以下昭を略す</small>	北海道一圓	五	五〇〇,〇〇〇	札幌郡琴似村大字琴似一五七七ノ一	關口憲次郎
札幌護謨工業組合	一〇・三・一	札幌、旭川市、石狩、空知上川支廳管内	一二	二四、四〇〇	札幌市南一條西四ノ一七	根尾定策
函館護謨工業組合	一〇・三・一	函館市	二	一〇,〇〇〇	函館市追分町七〇	田山宗市
小樽護謨工業組合	一〇・三・一	小樽市及後志廳管内	一一	一五,〇〇〇	小樽市入舟町二ノ三五	中村仁郎
北海道澱粉工業組合	九・五・三	北海道一圓	三三	三〇〇,〇〇〇	小樽市堺町二五	濱下市郎
北海道精油工業組合	一三・八・一五	北海道一圓	四	一〇〇,〇〇〇	札幌市北六條東二ノ三三	辰繁又一郎
室蘭地方皮革製品工業組合	一三・一〇・二九	室蘭市、膽振、日高各支廳管内	六五	二,〇〇〇	室蘭市海岸町四三	秦訪次郎
空知留萌皮革製品工業組合	一三・一〇・二九	空知、留萌兩支廳管内	一〇七	二,〇二〇	岩見澤町三條東一ノ八	倉増新八郎
根釧皮革製品工業組合	一四・二・一	釧路市、釧路根室支廳管内	三六	一〇,一〇〇	釧路市北大通六ノ二	小杉滋二
北海道屑ゴム利用製品工業組合	一四・一〇・二四	北海道一圓	四七	一五,七五〇	小樽市花園町三ノ六	濱村由太郎
保證責任北海道化粧品工業組合	一七・三・二〇	北海道一圓	二八	一五,二〇〇	札幌市南二條西四丁目ノ一	長谷川四郎
弘前金屬製品工業組合	九・三・七	弘前市、中津輕郡	五一	三,〇〇〇	弘前市在府町六一	木村隆三
青森皮革製品工業組合	一二・八・一二	青森市、東津輕郡下、北郡	二八	三,二八〇	青森市新町七八	川島彌四郎
青森縣菜種油工業組合	一六・一・一九	青森縣	五	二,〇〇〇	弘前市和德字僕元三九弘前油脂工業株式會社內	川村東一郎
岩手縣金屬製品工業組合	一六・九・三	岩手縣	三七	六,〇四〇	盛岡市仁王地刺字菜園二〇ノ四	山下謙治
岩手縣小麥澱粉麵工業組合	一三・七・一六	岩手縣	一六六	五,〇〇〇	岩手縣花卷町黑川口三地割	八重樫健吉
宮城縣皮革製品工業組合	一四・六・二二	宮城縣	一六	二〇〇,〇〇〇	仙臺市東四番町三三	秦勝治
東北護謨工業組合		宮城、瀧島、山形、秋田、青森、岩手			仙臺市長町東裏北五五	杉江仙次郎

北海道地方

奧羽地方

宮城縣線香工業組合	一七・九・四	宮城縣	仙臺市本荒町七	佐藤慶治郎
山形縣菜種油工業組合	一五・五・一七	山形縣	山形市六日町一九三	工藤善作
山形縣化粧品工業組合	一七・五・二三	山形縣	山形市宮町二〇〇二	鈴木吉助
福島皮革製品工業組合	四・一・一八	福島市、信夫郡、伊達郡	福島市本町二八	山崎武雄
會津若松飾箱工業組合	一五・四・一七	若松市	會津若松市石堂町三八六	東瀨守藏
福島縣菜種油工業組合	一五・七・二五	福島縣	若松市材木町一五一	成田延八
福島縣化粧品工業組合	一七・二・一九	福島縣	福島縣安達郡二本松町字木町一ノ三	梅澤彌四郎

關東地方

茨城縣澱粉工業組合	一四・五・一	茨城縣	茨城縣鹿島郡新宮村大字畑田	田枕福治
茨城縣菜種油製造工業組合	一五・二・一九	同	水戸市袴塚町二六二	飯田清
茨城縣化粧品工業組合	一六・八・二二	同	茨城縣下館町大町二丁目	日向野省平
栃木縣菜種油工業組合	一五・五・三	栃木縣	宇都宮市今泉町一〇八三	橋本代吉
群馬縣菜種油工業組合	一五・八・一五	群馬縣	群馬縣木崎町大字木崎七七〇ノ一	佐藤胤四郎
埼玉縣澱粉工業組合	一五・三・四	埼玉縣	埼玉縣蓮田町大字蓮田四、三四五	相原寬
埼玉縣菜種油工業組合	一五・一〇・一五	同	埼玉縣岩槻町大字岩槻	關根喜兵衛
埼玉化粧品工業組合	一六・九・三〇	埼玉縣	大宮市大字大宮三七七一	鈴木德兵衛
千葉縣東部澱粉工業組合	一〇・五・二三	銚子市、海上、香取、匝瑺各郡	銚子市新生町三ノ四〇一	齋藤寬
千葉縣澱粉工業組合	一三・一・一四	千葉市、千葉郡	千葉市吾妻町三ノ二六	山本秀一
千葉縣植物油工業組合	一五・一・一二	千葉縣	千葉縣榮町五〇、經濟俱樂部	齋藤市藏
神奈川縣菜種油工業組合	一二・一〇・八	神奈川縣	神奈川縣秦野町會屋三〇	佐藤佐四郎
神奈川縣製革工業組合	一三・六・二九	神奈川縣、山梨縣	橫濱市神奈川區入江町二ノ二〇	野村常雄
橫濱刷毛、刷子工業組合	一三・一・二六	橫濱市	橫濱市中區相生町五ノ九五	小笠原克太郎
神奈川縣澱粉工業組合	一四・九・二五	神奈川縣	神奈川縣藤澤町大庭一二	竹內與作
神奈川縣化粧品工業組合	一七・八・一	神奈川縣	橫濱市花咲町一ノ一八	和田治衛

東京府

組合團體

組 合 團 體

東京ハヤトネット工業組合	一五・二・二三	東京市	二七	一〇、〇〇〇	同	岩谷竹次
東京化粧品工業組合	一五・五・三	東京市	二五一	八一、四〇〇	同	小林富次郎
東京パフ工業組合	一六・一・九	同	九	一〇、〇〇〇	同	河合仁平
日本齒磨工業組合	一七・八・一三	内地一圓	三一	一八、五〇〇	同	小林喜一
東京輸出セロイド玩具工業組合	二・一月	東京府	二三〇	五三、八〇〇	淺草區柳橋二ノ一一	永峰兼松
東京刷子工業組合	四・一・八	同	六二	一二、〇〇〇	本所區吾妻橋二ノ二	名兒耶清松
東京セロイド玩具工業組合	六・六・一〇	同	九	三〇、〇〇〇	板橋區志村長後町二六三三	木村近太郎
日本東部護謄工業組合	七・七・一九	東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬各府縣	二三五	九五、五〇〇	向島區寺島町五ノ一四六	櫻田益次郎
東京輸出金屬雜貨工業組合	八・三・三	東京市	二五七	四三、〇〇〇	淺草區壽町二ノ二	井村松五郎
東京セロイド櫛工業組合	八・六・一三	同	四一	一六、四〇〇	淺草區淺草橋二ノ一	戸谷佐治
江東皮革工業組合	九・九・二一	向島區、江戸川區	九一	八六、四〇〇	向島區吾嬬町東七ノ六八	永井正幸
東京ゴム製品工業組合	一三・一・一八	東京府	四三四	三〇、六五〇	本所區向島二ノ一ノ三	澁谷雄太郎
東京セロイド再製生地工業組合	一三・二・二二	同	一一	九、五〇〇	淺草區淺草橋二ノ一	鎌田乙吉
大日本再生ゴム工業組合	一三・七・二一	内地一圓	一八	四五、〇〇〇	京橋區八丁堀四ノ三本間ビル	大河内正敏
東京ハトメ製造工業組合	一三・九・二八	東京府	三五	一〇、〇〇〇	向島區吾嬬町西九ノ六〇	朝比奈佐太郎
東京革屑加工工業組合	一三・一〇・五	同	三七六	三〇、〇〇〇	淺草區今月三ノ一〇	岡山勇
東京金屬釦工業組合	一三・一〇・一一	東京市	四五	二〇、六〇〇	荒川區尾久町一ノ一	堤初太郎
東京皮革腕時計バンド工業組合	一三・一一・二八	同	一七八	二六、八五〇	淺草區壽町三ノ一一	越村曉久
東京袋物工業組合	一三・一一・二五	東京府	三一六	五九、九五〇	淺草區淺草橋三ノ一〇	田中與會一
東京糸組物工業組合	一三・一二・六	同	二四七	一八、〇〇〇	淺草區淺草橋三ノ一〇	栗田忠作
東京養口金具工業組合	一三・一二・七	東京市	二〇七	一九、七〇〇	本所區厩橋一ノ二〇	宮本伊吉
東京籠甲製品工業組合	一四・二・一四	同	一〇八	三〇、〇〇〇	淺草區桂町一三金時ビル	秋山榮藏
日本糠油工業組合	一四・二・二二	内地一圓	四七	一二、一〇〇	麴町區丸ノ内二ノ一八、昭	横尾惣三郎
關東鍍力製鐵工業組合	一四・三・三	東京府、神奈川縣	一二八	四八、〇〇〇	神田區東紺屋町二一	赤羽彌吾司
東部合成樹脂製品工業組合	一四・四・二一	同	三九七	五〇、〇〇〇	赤坂區溜池町陸王ビル	鈴木與一
日本合成樹脂工業組合	一四・五・八	内地一圓	一六三	一一、五〇〇	同	鹽原禎三
東京造花工業組合	一四・五・三一	東京市	一五八	九、一五〇	澁谷區幡ヶ谷本町三ノ五〇	中澤源一郎

東京金屬小間物工業組合	一四・八・七	東京府	一三五	一二、八〇〇	飛川源吉
東京金屬押出チユーブ製造工業組合	一四・八・二八	同	一七	八、八〇〇	池田萬次郎
東京バブ製造工業組合	一四・一・一〇	同	四七	一、一四〇	勝川悅昭
東京平紐工業組合	一四・一・一〇	同	一七	五、〇〇〇	伊藤利太郎
東京澱粉工業組合	一四・一・三〇	同	五	三、〇〇〇	野澤良助
日本大豆油工業組合	一四・二・二六	内地一圓	一一	五五、〇〇〇	杉山金太郎
東京セルロイド型工業組合	一四・二・二七	東京市	七〇	四、〇〇〇	見上兼太郎
東京ゴム布製品工業組合	一五・六・三	東京府	一五三	七、一五〇	橋口巳二
東京セルロイド雜貨工業組合	一五・二・六	同	二四	五五、四〇〇	杉山保象
東京合成香料工業組合	一六・一・三〇	同	五	一〇、〇〇〇	安宅孝三郎
東京セルロイド新製生地工業組合	一六・三・一〇	同	五	二五、〇〇〇	藤本雅彦
硬化油工業組合	一六・八・六	内地一圓	一四	一〇、〇〇〇	村山威士
アリセリン工業組合	一六・八・六	同	一四	一〇、〇〇〇	同
日本染毛劑工業組合	一七・二・一八	内地一圓	五三	三、〇〇〇	山本吉太郎
日本小麥澱粉工業組合	一六・二・四	同	八二	三二、〇〇〇	籠島忠作
日本石鹼工業組合	一七・六・一	同	八二		久保田四郎

中部地方

静岡縣製紐工業組合	一二・二・二二	静岡縣	一六	三、二四〇	杉山市太郎
静岡縣澱粉工業組合	一四・一〇・一三	同	七	一〇、〇〇〇	小山田仙次郎
静岡縣茶種油工業組合	一五・四・二	同	一一	三〇、〇〇〇	青木銀藏
遠州紐類工業組合	一五・七・四	濱松市濱松郡外四郡	一〇	五、〇〇〇	大林稔
静岡鏡工業組合	一五・八・八	静岡縣	七	六、〇〇〇	望月政吉
静岡縣化粧品工業組合	一七・四・一三	同	一八	四、〇〇〇	八木專之助
山梨縣茶種油工業組合	一六・二・四	山梨縣	三	三、〇〇〇	戸栗行一郎
山梨縣化粧品工業組合	一七・二・二二	同	六	四、〇〇〇	秋本乙次郎

組合團體

組合團體

東信皮革工業組合	一三・一二・二七	南、北佐久郡	二四	二、六〇〇	長野縣小諸町二、七九	高橋長治
飯田元結工業組合	一四・二・三	飯田市下伊那郡	三〇	一六、七五〇	飯田市上飯田二、二一一	市瀬泰一
長野縣茶種油工業組合	一五・一二・二七	長野縣	六	八、八〇〇	長野市西後町一、五六二	増田菊三郎
長野縣北信化粧品工業組合	一七・三・二三	北佐久、小縣、更級、埴科、七の他上信州	一六	五、〇〇〇	長野市權堂町二、二二七	渡邊綱雄
愛知縣護謄工業組合	一・六・三〇	愛知縣、岐阜縣	一九	一〇、〇〇〇	名古屋市中區小島町八〇	井上愛一
愛知縣製紐工業組合	一三・二・二八	愛知縣	一五四	一五、四五〇	名古屋市中區西川端町四四	山田外次郎
愛知縣線香工業組合	一三・四・二七	名古屋、西春日井郡、中島郡、津島郡	二五	一〇、〇〇〇	名古屋市中區錦子種木町一〇	石黒新一
名古屋皮革工業組合	一三・一・一八	愛知縣	六	四、〇〇〇	千田方市西區綠場町一ノ一四一三、	千田勇吉
名古屋輸出金屬雜貨工業組合	一三・一・二四	名古屋	五五	一七、九〇〇	名古屋市中區榮町五ノ八、榮屋三階	大塚晃正
愛知縣茶種油工業組合	一四・一二・二七	愛知縣	二〇	二四、九〇〇	名古屋市中區南外堀町〇ノ三	加藤孝三
愛知縣澱粉工業組合	一五・二・二三	愛知縣、三重縣	五	四、〇〇〇	愛知縣田原町田原東大塚一三七	伊藤賢二
津島皮革工業組合	一六・一・一〇	海部郡、津島町	一四	八、〇〇〇	愛知縣津島町津島字川原毛坪木ノ割四二六ノ一	加藤
名古屋セルロイド製品工業組合	一六・三・一〇	名古屋	五〇			小西種三郎
名古屋袋物工業組合	一六・八・一	名古屋	一四九		名古屋市中區矢揚町一ノ五九	淺井春次
愛知縣化粧品工業組合	一六・一・一	愛知縣	五七	四一、〇五〇	名古屋市中區飯田町三ノ四	河合喜三郎
岐阜縣化粧品工業組合	一七・一・一七	岐阜縣	三一	一〇、〇〇〇	岐阜市長住町五ノ三、五〇	國木角之丞
岐阜縣茶種油工業組合	一五・一〇・二六	岐阜縣	一五	一〇、〇〇〇	大垣市久瀬川町二一四	安藤三五
福井リボン工業組合	一三・二・一	福井縣	二三八	一二、九〇〇	福井市城町下馬四	久末田寬讚
福井縣桐實油工業組合	一三・一二・一二	同	一五	四、五〇〇	敦賀市蓬萊	坂井佐助
福井縣種油工業組合	一五・七・一五	同	一一	四、二〇〇	福井縣南條郡武生町柱一六	藤井惣吉
富山縣吳東皮革製品工業組合	一三・九・一三	富山郡、七、中、下、新川	九八	八、〇〇〇	富山市新宮町六九〇	橋本源次郎
富山縣吳西皮革製品工業組合	一三・八・二四	高岡市、時水、水見、東磯波、西礪波郡	六二	五、〇〇〇	高岡市末廣町九七四	市村正一
富山縣護謄工業組合	一三・三・二二	富山縣	七	五、〇〇〇	富山市神道二九〇	中條一
富山和燭燭製造工業組合	一五・二・一九	同	五五	九、三〇〇	富山市鍛冶町五	稻波三郎右衛門
富山縣茶種油製造工業組合	一五・一〇・一一	富山縣	四	二、〇〇〇	富山市上リ立町六	中川善三郎
富山縣エム布製品工業組合	一六・一・一八	同	一六	三、〇〇〇	富山市西町五	有澤正雄
石川縣リボン工業組合	一三・二・五	石川縣	三〇	一、七五〇	石川縣江沼郡山中町二ノ六	梅田庄助

石川縣工業組合	一四・五・一五	同	四、五〇〇	浪速區西關谷町一ノ七七	谷口米吉
石川縣金屬工業組合	一五・三・一九	金澤市	四、四四〇	大阪市此花區吉野町一ノ二三	稻田和安
石川縣布製品工業組合	一六・二・二五	石川縣	五、〇〇〇	同市東成區大今里町六六一	稻葉伊之助
石川縣菜種油工業組合	一六・八・二八	石川縣	三、〇〇〇	同市天王寺區筆ヶ崎町三一	西田常藏
新潟縣菜種油工業組合	一六・一・一七	新潟縣	四、九一五	同市東成區猪飼野大通三ノ九	室文治
新潟縣化粧品工業組合	一六・一・二九	同	五、三〇〇	同市東區大手通二ノ四七	富山徳次郎
北陸化粧品工業組合		富山、石川、福井各縣	七、五〇〇	同市天王寺區田町五	榎本友吉
				同市東區區鶴橋北之町三ノ四	霜村盛郎
				同市東區區大今里町六五五	尾形柳太
				同市住吉區天王寺町三、三六	清水源治郎
				同市浪速區榮町四ノ三二	荒木雄治
				同市西區京町堀通一ノ三二	大崎重保
				同市天王寺區石ヶ辻町二四	安藤珍成
				同市北區天神橋筋三ノ二一	上杉藤美市
				同市南區內安堂寺町一ノ三	小原與三松
					本城眞吉

大阪府

日本硝子腕環工業組合	大・一・五・三・三・一	內地一圓	九	一、七〇〇	
大阪化粧刷子工業組合	大・一・五・七・七・五	大阪府、兵庫縣	七・七	三、八五〇	
日本セルロイド腕輪工業組合	大・一・五・七・七・三	大阪府	二・一	四、七五〇	
大阪セルロイド生地工業組合	昭一・七・四 以下昭を略す	同	六	六、五〇〇	
大阪輸出セルロイド玩具工業組合	二・八・二	大阪府、徳島縣	二・六	三、〇〇〇	
大阪骨製刷子工業組合	三・一・〇・一・六	大阪府、奈良、兵庫縣	七・九	二、五〇〇	
大阪工業用刷子工業組合	三・一・二・一・八	大阪府	一・四・七	四、〇〇〇	
日本セルロイド刷子工業組合	三・一・二・一・八	大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、廣島、愛媛、徳島各縣	一・四・八	二、五八、五〇〇	
大阪輸出セルロイド櫛工業組合	三・一・一・九	大阪府、兵庫縣	一・二・三	一、三、〇〇〇	
大阪護謨工業組合	六・五・九	大阪、京都、石川、和歌山、滋賀、福井各縣	二・五・七	六、六〇〇	
大阪セルロイド再製生地工業組合	一・〇・八・二・八	大阪府	二・九	四、五〇〇	
大阪豚毛加工工業組合	一・三・三・一	大阪、奈良、和歌山、兵庫	九・七	三、七、六〇〇	
大阪皮革工業組合	一・三・三・二	大阪、徳島、京都、愛知	四・九	一、五五、二五〇	
日本擬革工業組合	一・三・一・二・二	大阪府(吹田市を除く)	一・七	三、一、四〇〇	
大阪袋物工業組合	一・三・一・二・一〇	和歌山、埼玉、宮崎縣	二・六・三	六、四、九五〇	
大阪輸出金屬化粧品工業組合	一・三・一・二・二六	大阪府	一・六	六、四、六〇〇	
大阪輸出金屬化粧品工業組合	一・三・一・二・二六	同	五・〇	二、〇、〇〇〇	

組合團體

組合團體

大阪府靴工業組合	一四・一・六	同	二九九	三二、三五〇	同市南區瓦屋町四番丁六	難波伊三郎
大阪セロロイド工業組合	一四・一・二一	同	二五八	二九、一五〇	同市東成區大今里町六五五	小山勝之助
大阪府織香工業組合	一四・一・二一	大阪府、兵庫縣	四五六	四二、六五〇	同	植木義三
大阪府線香工業組合	一四・三・四	大阪府	四六	二三、八〇〇	堺市市之町一七	尾田八兵衛
大阪府日本蓖麻子油加工工業組合	一四・七・二九	大阪、東京、京都、和歌山 愛知、三重、兵庫	七七	四八、七〇〇	大阪市港區三老町三ノ一〇	小野茂平
大阪ヘヤーネット工業組合	一四・八・一一	大阪府	一五	一〇、〇〇〇	同市南區末吉橋通一ノ一七、 二、一方社内	佐藤富男
大阪パフ工業組合	一四・一二・六	同	一七	一〇、〇〇〇	同市南區紀伊國町九〇四	大西龜太郎
大阪化粧品工業組合	一四・一二・六	同	一七九	七五、七〇〇	同市東區博勞町二ノ五	中山太一
大阪牛角齒工業組合	一五・三・六	大阪府、兵庫縣	二二	八、六五〇	同市東區小橋元町九一	鍵田忠藏
關西除蟲菊工業組合	一五・六・三	大阪、京都、兵庫、岡山、 香川、愛知、奈良	四一	五一、四〇〇	同市東區南久寶寺町四ノ七、大分ビ ル	上田勘太郎
日本乾性油工業組合	一五・六・五	内地一圓	九四	九四、五〇〇	同市中之島三ノ七	吉原定治郎
大阪蠶甲製品工業組合	一五・六・二七	大阪府	八四	九、二〇〇	同市南區末吉橋一ノ一七	所原庄吾郎
大阪府茶種油工業組合	一六・八・二九	同	一四	二四、五〇〇	大阪市此花區安井町一六	志方勢七
大阪蠶蠶工業組合	一七・四・二四	同	四七	一〇、〇〇〇	同市東區北久寶寺町一七	石原佐市

近畿地方

兵庫縣護謨工業組合	二・七・四	兵庫縣	一九三	一一二、七〇〇	神戸市林田區神樂町一ノ六	尾崎周平
高木皮革工業組合	一〇・一二・七	花田村	一九六	二二、五八〇	兵庫縣花田村高木七七ノ一	小山一雄
兵庫縣川西皮革工業組合	八・六・二〇	川邊、武庫兩郡	五四	五五、六五〇	兵庫縣川西町火打字郡七二	北澤卯三郎
上鈴皮革工業組合	一三・二・二三	田鄉村、御野村	一五	一五、八八〇	兵庫縣飾磨郡御野村 _{御着} 五五	高山音吉
松原皮革工業組合	一三・四・二一	揖保郡	七八	一〇〇、〇〇〇	兵庫縣揖保郡揖保村 _{松原} 二八	岡田秀一
譽田皮革工業組合	一三・六・一六	同	一三	二〇、〇〇〇	兵庫縣揖保郡譽田村一五二	出口徳之助
西日本硝子壘工業組合	一三・一二・一二	兵庫、岡山、廣島	一七	一一、〇〇〇	神戸市葺合區琴緒町一ノ三四	宮崎常吉
兵庫縣鐵力製鐵工業組合	一三・一二・一四	兵庫縣	一九	五、一五〇	神戸市神戶區加納町五ノ三	則武
北攝皮革工業組合	一四・二・八	川西町その他	六三	二〇〇、〇〇〇	三服部 _{ヘル}	平野秀平
姫路革細工業組合	一四・三・二四	姫路市	一一	四、五〇〇	兵庫縣川西町火打字廣山三	堅木忠太郎

但馬製針工業組合	一四・九月	但馬國、美方郡一圓	九	三、〇〇〇	兵庫縣美方郡濱坂町	岡部富藏
播州室津革製品工業組合	一五・一〇・一四	揖保郡室津村二〇	二〇	四、六〇〇	兵庫縣揖保郡室津村二六一	津田嘉七
兵庫縣化粧品工業組合	一六・二・一七	兵庫縣	四二	一、二、七〇〇	神戸市神戶區下山手通六丁目	酒井幸雄
兵庫縣茶種油工業組合	一六・九・三	兵庫縣	一三	五、〇〇〇	神戸市林田區濱町二ノ一	吉原定次郎
和歌山製革工業組合	八・三・八	和歌山、海草郡	七九	一、二〇〇〇	和歌山市岡田官地二六ノ一	宮本芳信
紀州棕栝工業組合	一・一〇・二	和歌山縣	二三四	八、八四〇	和歌山縣那賀縣中野上村大字字野上 中一六七	田中平吉
和歌山除蟲菊製品工業組合	一四・一・一四	同	四三	四八、五〇〇	和歌山縣有田郡箕島町箕島八七六	上山薰
和歌山縣化粧品工業組合	一五・二・二三	同	一五	六、五〇〇	和歌山字須三七四	鳥村富次郎
近畿輸出セロイド腕輪工業組合	一二・六・二五	三重縣、和歌山縣	六	五、〇〇〇	三重縣上野玄番町二三六	安屋元郎
三重縣セム工業組合	一一・二・一三	三重縣	一一	一〇、五〇〇	津市下部田一、六一八、二〇	西村普太郎
三重縣製革工業組合	一三・一一・一五	桑名郡	二七	一三五、〇〇〇	三重縣桑名郡深谷村深谷二三	杉野金六
三重縣茶種油工業組合	一五・五・二九	三重縣	一八	四七、〇〇〇	四日市市新丁三、〇二二、〇四	丹羽傳一
中部ヘヤーネット工業組合	一五・九・五	三重、愛知、静岡、滋賀縣	三四	一〇、〇〇〇	三重縣桑名郡城南村大字三〇二	横井榮太郎
奈良縣護謄工業組合	一〇・三・二〇	奈良縣	一〇	一一、〇〇〇	奈良縣高田町三倉堂一二	安田信太郎
奈良縣骨鈿工業組合	一一・六・三〇	同	二九	九、八〇〇	奈良縣北葛郡陵西村野口	井上伸一郎
日本水牛鈿工業組合	一一・九・一〇	奈良、大阪、京都	六二	一〇、八五〇	奈良縣高市郡八木町一七八	杉山徳治郎
關西水牛鈿生地工業組合	一三・五・四	奈良、大阪	三二	九、一〇〇	奈良縣高市郡鴨公村大字飛騨一〇六	川口龜太郎
奈良縣皮革工業組合	一三・六・九	奈良縣	一〇	五、三〇〇	奈良縣北葛郡陵西村市場	守道俊夫
奈良縣茶種油工業組合	一五・二・二四	同	九	三、〇〇〇	奈良市今在家町一〇	松石源三郎
奈良縣袋物工業組合	一五・九・一六	同	二二	五、〇〇〇	奈良縣北葛郡高田町	西田鹿藏
奈良縣セロイド製品工業組合	一六・五・一三	同	四二	一〇、〇〇〇	奈良縣生駒郡法隆寺村	卯川喜太郎
滋賀縣茶種油工業組合	一五・一〇・二五	滋賀縣	二二	一〇、〇〇〇	大津市下堅田町二五	奥田金之助
京都府菜種油工業組合	一五・一一・一一	京都府	九	五、〇〇〇	京都府相樂郡川西村字菅井小字西ノ 過二九	堀池徳衛
京都府袋物工業組合	一六・四・八	同	一七	一〇、〇〇〇	京都市東山區本町一一二	檜崎美鳥
京都府化粧品工業組合	一六・九・一八	京都府	三一	一〇、〇〇〇	京都府伏見區南都町七八	藤木久夫
京都府刷毛工業組合	一六・九・一九	京都府	一六	一二、五〇〇	京都市中京區寺町通佛光寺角	
岡山縣護謄工業組合	七・五・一三	岡山、鳥取、島根各縣	一六		岡山市下石井三八四	

組 合 團 體

中國地方

岡山縣金屬鉦工業組合	一五・六・二二	岡山縣	六	五、〇〇〇	岡山縣兒島郡兒島町 <small>柳田二、四九八</small>	永井 樟夫
岡山縣除蟲菊工業組合	一七・五・一九	同	一三	二〇、〇〇〇	岡山市上石井三三二	吉村 象太郎
廣島縣縫針工業組合	二・一・二五	廣島縣	五六	一、二〇〇〇	廣島市猿樂町、産業獎勵館	森村 義信
廣島縣護謄工業組合	六・三・七	廣島、山口、福岡、佐賀、熊本、沖繩	三五	一五、六〇〇	廣島市東白島町宮有五ノ一	西川 文二
中國澱粉工業組合	八・二・二二	廣島縣、愛媛縣の一部	二一	二五、〇〇〇	廣島市塚本町一	平本 幾太郎
廣島縣除蟲菊製品工業組合	一三・一・二二	廣島縣	一〇	四、〇〇〇	廣島市猿樂町、産業獎勵館	大下 大藏
吳皮革製品工業組合	一四・一・九	吳市、安藝郡、加茂郡 <small>(竹原町除外)</small>	二六	一三、〇〇〇	吳市本通五ノ一	藤國 末吉
廣島縣ヘヤーネット工業組合	一五・七・三	廣島縣	一〇	一〇、〇〇〇	廣島縣安藝郡矢野町 <small>五、四四</small>	畠山 節男
山口縣茶種油製造工業組合	一五・五・二四	山口縣	一八	七、〇〇〇	下關市本町五丁目	林 佳介
鳥取縣植物油工業組合	一五・二・一八	鳥取縣	一一	二、〇〇〇	鳥取市東品治町五四	象澤 佳夫

四國地方

香川縣輸出鉦工業組合	一三・六・九	香川縣	二五	六、〇〇〇	香川縣大川郡鶴羽村	天野 彌作
土佐珊瑚工業組合	一三・八・一二	高知縣	二〇	六、〇〇〇	高知市中島町一四	山本 磯濱
愛媛縣澱粉工業組合	一五・一・一一	同 <small>(一部を除く)</small>	三	六、〇〇〇	宇和島市大通	河野 藤貞
愛媛縣茶種油工業組合	一五・五・二四	愛媛縣	六	四、〇〇〇	松山市南花立町二丁目	松岡 富太郎
愛媛縣化粧品工業組合	一七・六・五	同	二〇	二、〇〇〇	松山市千船町	和泉 乙三郎

九州地方

福岡合成樹脂製品工業組合	一五・二・六	福岡縣	一三	四、二五〇	福岡市比惠明治町一、四八	原田 平五郎
福岡縣茶種油工業組合	一五・五・九	同	六九	四三三、〇〇〇	福岡市春吉八六二ノ一、西中州水上關三階	八尋 八右衛門
福岡縣研磨料工業組合	一六・一・二八	同	三七	四〇、〇〇〇	長崎縣大村町杭出澤七九六	竹内 榮人
長崎縣澱粉工業組合	九・一・二七	長崎縣	九〇	一三、一二五	長崎市船大工町三一	垣立 寅藏
長崎縣醫甲製品工業組合	一四・一・二七	長崎縣	三七	一三、一二五	長崎市船大工町三一	垣立 寅藏

長崎縣茶種油工業組合	一五・一二・四	長崎縣	三三	一三、四〇〇	長崎縣諫早市永昌名一三	島田知嘉藏
日向澱粉工業組合	一三・七・一六	兒湯郡、廣瀨、佐土原町	九	一二、五〇〇	宮崎縣兒湯郡高嶺町北高嶺一、四一	矢野義雄
宮崎縣茶種油工業組合	一四・八・二一	宮崎市、宮崎郡、兒湯郡、東諸縣郡	二三	八、〇〇〇	宮崎市橋通四ノ六三	關本雅弘
宮崎縣西部澱粉工業組合	一五・四・五	宮崎市、外四郡	一〇	九、九〇〇	都城市上町二、五一〇	西阪信太郎
佐賀縣茶種油工業組合	一二・四・一六	佐賀縣	四四	六〇、〇〇〇	佐賀縣神崎郡千歲村崎村八九五	小森竹一
佐賀縣砲臺工業組合	一五・一二・一二	同	九	一二、〇〇〇	佐賀市元町	鶴辰一
佐賀縣ゴム布製品工業組合	一六・一・二三	同	六	六、〇〇〇	佐賀市赤松町城內	園田一郎
熊本縣澱粉工業組合	一五・三・九	熊本縣	七	四、一〇〇	熊本縣天草郡赤崎村二、〇〇三ノ一	田野純三
熊本縣茶種油工業組合	一五・六・一七	同	一六	一〇、〇〇〇	熊本市本庄町	竹田誠一
大分縣茶種油工業組合	一五・七・三	大分縣	一〇	四、〇〇〇	大分市米屋町一、三五八	川島唯資
鹿兒島縣大隅澱粉工業組合	八・一〇・二六	肝屬郡	二九	七九、四〇〇	鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七、三〇	池田源秋
薩摩澱粉工業組合	一三・一・一七	鹿兒島縣	一四	一〇、〇〇〇	鹿兒島市金生町十五銀行內	本坊東吉
種子島澱粉工業組合	一三・一二・一	熊毛郡	一四	五、五〇〇	鹿兒島縣熊毛郡西之表町七〇七九	和田稔
鹿兒島縣髮洗粉工業組合	一四・二・七	鹿兒島縣	一七	八六〇	鹿兒島市西千石町一六一	吉元定次
鹿兒島縣茶種油工業組合	一五・三・二三	同	六八	二五、〇〇〇	同市汐見町四三	白石榮之助

その他の地方

沖繩縣澱粉工業組合	一六・一二・九	沖繩縣	四	一〇、〇〇〇	那覇市通堂町一ノ一二	和氣化學工業公
天津石鹼工業組合	一六・三・二四	滿洲國一圓	六		天津日本情界宮島街、東亞ビル	內外化學工業公
奉天齒磨化粧品工業組合	一六・一〇・一六	滿洲國一圓	三三			松本芳郎

聯合會

日本人造眞珠硝子珠工業組合聯合會	二・六・二八	日本全國	二組合	一〇、〇〇〇	大阪市南區高津町一番丁二四	米田若信
日本刷子工業組合聯合會	四・一・一〇	同	五組合	二五、〇〇〇	大阪市東區勝山通七ノ八	富山德次郎
日本護謄工業組合聯合會	六・一〇・五	內地一圓	六組合	八、〇〇〇	神戸市神戶區北長狹通四ノ一	並河武雄
關東セルロイド工業組合聯合會	七・四・三	東京府	二組合	二、〇〇〇	東京市荒川區尾久町二ノ五六	黒田伊三郎

組合團體

組 合 團 體

責任 北海道護謨工業組合聯合會	一、二、四、三〇	北海道一團	三組合	一、五〇〇	札幌市北二條西二ノ二	鯉江
日本セロイド櫛工業組合聯合會	一、二、一〇、二五	内地一團	二組合	五〇〇	大阪市東成區大今里六五五	西田文七
日本皮革工業組合聯合會	一三、二一、四	内地一團	三組合	一、二、五〇〇	東京市芝區新橋二ノ三〇、和泉ビル	新田愛祐
日本硝子工業組合聯合會	一三、六、四	同	九組合	三七、五〇〇	大阪市北區梅ヶ枝町八八	德永芳治郎
鹿兒島縣澱粉工業組合聯合會	一三、二一、一〇	鹿兒島縣	四組合	二〇、〇〇〇	鹿兒島市金生町、十五銀行内	有馬純
日本澱粉工業組合聯合會	一三、二一、二六	内地一團	二七組合	一〇、三〇〇	東京市日本橋區西一ノ二、西河澤ビル五二號	岩瀬亮
北海道皮革製品工業組合聯合會	一四、二一、六	北海道一團	一二名	一、七〇〇	札幌市西五條西五ノ二二	川中乙松
日本紙力製品工業組合聯合會	一四、三、三	内地一團	八組合	二一、〇〇〇	東京市日本橋區兜町一ノ八東株ビル六階	藏原敏捷
日本貝卸工業組合聯合會	一四、九、二三	奈良、大阪、香川	四組合	一、一〇〇	奈良縣磯邊郡川西村大字唐院	福山幾藏
日本木蠟工業組合聯合會	一四、二一、一三	根、和歌山各縣	三組合	一、〇〇〇	福岡市須崎土手一八ノ九	田北不礎人
日本燐寸軸木工業組合聯合會	一五、三、一	内地一團	二組合	七、五〇〇	神戸市林田區御崎本町三ノ四	田付蘭
日本セロイド再製生地工業組合聯合會	一五、六一、五	同	二組合	一、〇〇〇	東京市淺草區淺草橋二ノ一	鎌田乙吉
廣島縣皮革製品工業組合聯合會	一五、六一、七	廣島縣	五組合	一六、〇〇〇	吳市本通六ノ一三	藤國末吉
日本革屑加工工業組合聯合會	一五、六、二八	東京府、大阪府、愛知縣	三組合	一〇、〇〇〇	東京市淺草區吉野町一ノ二〇	岡山通
日本セロイド製品工業組合聯合會	一五、八、二五	内地一團	六組合	一〇、〇〇〇	大阪市東成區大今里六五五	八木卯三郎
日本再製ゴム工業組合聯合會	一五、九、二〇	同	二組合	二〇、〇〇〇	京都市日本橋區室町二ノ四六、三和ビル	橋口巳二
京都金屬工藝品工業組合聯合會	一五、一一、一〇	京都府	四組合	一〇、〇〇〇	京都市下京區河原町通四條下ル二丁	坪田光藏
全國合成樹脂製品工業組合聯合會	一六、九、二七	内地一團	二組合	五〇、〇〇〇	東京市赤坂區溜池町、陸王ビル	鈴木與一
日本化粧品工業組合聯合會	一六、七、一一	同	五組合	五七、五〇〇	東京市神田區元久右衛門町一ノ七	板倉安兵衛
日本ヘヤーネット工業組合聯合會	一六、一〇、二八	同	四組合	二五、〇〇〇	東京市京橋區京橋三、仙安香ビル	岩谷竹次
日本除蟲菊製品工業組合聯合會	一六、一一、五	内地一團	三組合	五〇、〇〇〇	大阪市北區堂島濱通り一八七	安住伊三郎
日本染毛劑工業組合聯合會	一七、三、一八	東京府、大阪府、愛知縣	三組合	一七、〇〇〇	東京市淺草區藏前一ノ三	山本吉太郎

業 界 全 國 商 業 組 合 一 覽

【昭和十七年九月三十日現在】

組 合 名	設立・認可	地 區	組合員數	出 資 總 額	事 務 所	代 表 者
-------	-------	-----	------	---------	-------	-------

組合團體

仙臺化粧品商業組合	八・七・一二	仙臺市	二一四	二七、七六〇	仙臺市南町四五	佐藤太治石衛門
釜石商業組合	九・六・二九	釜石市、北閉伊郡外四ヶ村	七九六	七〇、九二〇	釜石市大字釜石第二地割八九	大久保 惣太郎
責任新庄洋品小間物商業組合	一三・六・二二	新庄町外四ヶ村	四六	八、一四〇	山形縣最上郡新庄町五日町六五	五十嵐榮治
三春荒物雜貨商業組合	一三・一・二四	田村郡三春町、小泉村、巖田村	五	一〇、〇〇〇	福島縣田村郡三春町字中町六八	橋本捨五郎
青森工業製品小賣商業組合	一三・二・二二	青森市	一〇五	一一、六二〇	青森市大字新町	平澤 鐵雄
秋田小間物商業組合	一四・一・二六	秋田市	一七一	六、二〇〇	秋田市大町三ノ二五	○木内隆一
木造織物護謨製品商業組合	一四・二・九	木造町外十ヶ村	四〇	四、四〇〇	青森縣木造町清水二八	○葛西金三郎
深浦護謨製品小賣商業組合	一四・二・二八	深浦町	一〇	四、〇〇〇	同縣深浦町四九七	○兵藤吉之助
石卷工業皮革製品小賣商業組合	一四・四・二三	石卷市、牡鹿、桃生、木吉各郡	一五八	一〇、〇〇〇	石卷市裏町八八、石卷商工會議所内	吉村 忠藏
鶴岡小間物洋物商業組合	一四・六・九	鶴岡市外十一ヶ村	九三	二、一八〇	山形縣鶴岡市上看町乙二二	鷺田 克己
岩手縣荒物雜貨卸商業組合	一五・三・八	岩手縣	八三	七五、五〇〇	盛岡市仁王第四地割字森園二三	川村金太郎
花輪洋品小間物小賣商業組合	一五・五・二四	花輪町外四ヶ町村	三五	四、四二〇	秋田縣花輪町一七三	淺利 庄治
山形縣植物油卸商業組合	一五・六・一三	山形縣	五	四、〇〇〇	山形市宮町二、〇〇二	鈴木 吉助
宮城縣荒物雜貨商業組合	一五・六・二六	宮城縣	三〇	六、〇〇〇	仙臺市大町五ノ二〇九	保原千代吉
秋田縣植物油卸商業組合	一五・一〇・一	秋田縣	一四	四、六〇〇	秋田市茶町菊之丁	三浦千代松
山形縣荒物卸商業組合	一五・一・一八	山形縣	一七	一七、〇〇〇	山形市六日町	秋山彦太郎
青森縣荒物雜貨卸商業組合	一五・二・一九	青森縣	二〇	四、〇〇〇	青森市米町一七	中村 準助
岩手縣植物油卸商業組合	一六・一〇・二	岩手縣	二〇	一〇、〇〇〇	盛岡市仁王第五地割字材木町二八八	宮 平吉
福島縣植物油卸商業組合	一六・一〇・九	福島縣	二五	一六、〇〇〇	郡山市字本町五〇	岩崎吉之助
青森縣植物油卸商業組合	一六・一・一一	青森縣	一七	二八、三五〇	青森市大橋一三	金原多三郎
弘前日用雜貨小賣商業組合	一七・一・二五	弘前市	四八二	一〇、〇〇〇	弘前市一番町一八	關 藤 吉
秋田縣小間物化粧品卸商業組合	一七・三・二五	秋田縣	一四	一〇、〇〇〇	秋田市上通町	中村長十郎
山形化粧品小間物卸商業組合	一七・九・二九	山形縣	六五	一〇、〇〇〇	山形市香澄町小鏡町一	酒井 吉次
青森縣小間物化粧品卸商業組合	一七・九・二九	青森縣	四三	四三、〇〇〇	青森市大町三ノ三八	寺島末太郎

關東地方

組 合 團 體

土浦地方小間物化粧品卸商業組合	一五・二・一七	土浦警察署管内	六三	五、七八〇	土浦市九七七	大竹正之助
埼玉縣化粧品卸商業組合	一五・一・二〇	埼玉縣	一七	五、〇〇〇	川越市上松江町一、一九六	染谷清四郎
伊勢崎紙荒物雜貨小賣商業組合	一五・一・二二	伊勢崎市及七ヶ町村	九〇	一五、二八〇	伊勢崎市紺屋町二〇	中澤元吉
神奈川縣小間物小賣商業組合	一六・一・二四	神奈川縣	一五〇	三、七三五	橫濱市中區長者町八ノ一三三	福長政吉
川崎荒物雜貨小賣商業組合	一六・一・二四	神奈川縣	七四七	一〇、〇〇〇	川崎市東一ノ四一	森五郎作
茨城縣化粧品雜貨卸商業組合	一六・五・八	茨城縣	一三	一〇、〇〇〇	水戸市馬口勞町二、一九二	西原三平
足利市 <small>商業組合</small> 小間物化粧品部會	一六・七・二九	足利市郡一圓	八九	八九	足利市、商工會議所内	富岡光三郎
矢板 <small>商業組合</small> 小間物化粧品部會	一六・八・二九	鹽谷郡 矢柄町、泉村外一圓四分	二六五	二六五	栃木縣矢板町矢板、二七九	大貫準作
安蘇郡 <small>商業組合</small> 小間物化粧品部會	一六・九・八	安蘇郡一圓	六九〇	一六、〇〇〇	栃木縣鹿沼町大字町一〇七一	三木高道
芳賀郡 <small>商業組合</small> 小間物化粧品部會	一六・九・九	芳賀郡南部四町九ヶ村	四五三	二、三〇〇	足利市通二丁目	塚原清吉
銚子家庭用雜貨小賣商業組合	一六・九・九	銚子市	五八四	八二二	足利市中區日ノ出町一	小野庄太郎
足利紙文具化粧品荒物雜貨日用品雜貨商業組合	一六・九・九	足利市	八二二	八二二	橫濱市中區尾上町、朝日ビル内	遠山定隆
神奈川縣植物油卸商業組合	一六・九・九	神奈川縣	同	一五〇	茨城縣麻生町	前島小三郎
麻生地方生活必需品小賣商業組合	一六・一〇月	麻生地方一圓	一五〇	五六七	伊勢崎市新町三七	中澤元吉
伊勢崎雜貨小賣商業組合	一六・一二・二六	伊勢崎市外一町八百村	五六七	五〇	神奈川縣小田原市鎌町一ノ五一	西島榮一
千葉縣家庭用雜貨小賣商業組合化粧品石鹼部	一七・三月	千葉縣	一一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	千葉市本町三ノ二七	宇津木市太郎
栃木地區商業組合小間物化粧品部會	一七・三月	栃木地區	三四三	三四三	栃木市境町一、二四七	宇都宮市長
宇都宮商業組合小間物化粧品部會	一七・六・二改組	宇都宮市	九一	九一	宇都宮市日野町三四	宇都宮市長

東 京 府

東京七ルロイド生地商業組合	一〇・四・一一	東京府	一四一	二八、〇〇〇	淺草區淺草橋二ノ一	戶谷佐治
東京皮革代用品商業組合	一〇・五・一七	東京府	二八八	五六、四〇〇	淺草區駒形二ノ七	奥田卓英
東京七ルロイド再製原料商業組合	一二・四・九	東京府	二四	一一、二五〇	淺草區淺草橋二ノ一	矢崎包茂
東京ゴム原料卸商業組合	一三・一・三一	東京府	二四	一、〇〇〇、〇〇〇	京橋區入舟町三ノ二	金田信武

東京セロロイド精洗商業組合	一三・六・一八	同	一八	四、〇〇〇	葛飾區奥戸新町一、五一九	森居康
東京再生ゴム材料卸商業組合	一三・八・一六	關東及奥羽地方	一〇〇	三二五、〇〇〇	荒川區日暮里町一ノ一、七九三	宮城常三郎
八王子南多摩砂糖雜貨商業組合	一三・一・二一	八王子市外二郡二町村	三九八	一四、三二〇	八王子市本町六、商工會議所内	城所莊藏
東京工業用ゴム製品商業組合	一三・一・二八	東京市	一七二	二九、五〇〇	神田區松富町一二	坂田善太郎
東京ゴム藥品商業組合	一四・四・二七	同	四七	九一、四〇〇	京橋區靈岸島一ノ一六ノ五	正岡經利
東京再生ゴム卸商業組合	一四・四・二七	同	六六	二七、〇八〇	京橋區入舟町三ノ二	金田信武
東京組糸製品卸商業組合	一四・六・五	東京府	一〇六	一〇、六〇〇	日本橋區本町四ノ二ノ一	西田嘉兵衛
東京腕時計バンド卸商業組合	一四・七・一	同	六四	一〇、〇〇〇	下谷區西町一四	外園盛吉
東京王冠コルク商業組合	一四・九・一八	同	三六	二三、七五〇	下谷區東黒門町五	碓氷成一
大島椿油商業組合	一四・一〇・二二	大島一圓	三四	四、〇〇〇	東京府大島町元村一八、大島支廳内	阿部森之丈
東京卸卸商業組合	一四・一〇・二二	東京市	一五七	八一、一〇〇	日本橋區馬喰町三ノ三	伊藤彌三郎
東京原毛卸商業組合	一四・一〇・三一	東京府	二七	一四、八〇〇	京橋區京橋二ノ三	青木榮次郎
東京手藝裁縫用品卸商業組合	一四・一二・一三	東京市	七三	一六、七〇〇	日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内	關口次朗
東京縫針卸商業組合	一四・一二・一三	同	三四	一三、四〇〇	同	池田藤兵衛
東京布帛製品卸商業組合	一五・一・一九	同	七二六	九五、六五〇	日本橋區横山町三	宮入正則
東京植物油卸商業組合	一五・一・二一	東京府	一一〇	一、六〇、〇〇〇	日本橋區觸鼓町二ノ六	館野榮吉
西多摩郡南部砂糖雜貨商業組合	一五・二・二一	五日市町外九ヶ村	一八〇	一〇、四六〇	東京府下五日市町五四	森田爲助
東京造花卸商業組合	一五・三・二六	東京市	三九	二〇、〇〇〇	淺草區雷門一ノ二九	安藤精之助
東京北多摩砂糖雜貨小賣商業組合	一五・五・二五	北多摩郡	六四二	一八、六六〇	立川市榮村三、八二九	比留門萬吉
東京刷子卸商業組合	一五・六・一四	東京市	一三八	二六、八五〇	日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内	鳥飼光三
東京袋物卸商業組合	一五・六・二五	同	八二	四五、五五〇	淺草區淺草橋三ノ一〇	長谷川五郎
東京小間物雜貨卸商業組合	一五・七・一〇	同	二〇三	八五、〇五〇	日本橋區馬喰町三ノ三	天野源七
東京理容器具小賣商業組合	一五・八・三一	同	七四	三二、七六〇	神田區元佐久間町、松倉方	松倉龍二
東京羊革商業組合	一五・九・二一	東京市	六二	三〇、八〇〇	本所區東駒形三ノ九	厚川辰五郎
東京植物油小賣商業組合	一五・九・三〇	東京府(島嶼を除く)	六〇四	三〇、二〇〇	日本橋區富澤町二ノ三	森本力三
東京獸油脂商業組合	一五・一〇・三	東京市	一八	一九二、〇〇〇	本所區綠町一ノ一六	森本庸允
東京美容器具卸商業組合	一五・一一・八	同	二〇	七、四〇〇	小石川區東古川五	坂本進

組 合 團 體

組 合 團 體

東京小間物小賣商業組合	一五・一一・一五	品川區外五區	七五〇	五九、八五〇	日本橋區本町二ノ三	平野 恒三
東京城南荒物雜貨小賣商業組合	一五・一二・一三	東京市	三七五	一〇、一二〇〇	大森區入新井六ノ四五	大西 貞吉
東京擬甲工藝品卸商業組合	一五・一二・二六	東京市	五六	一五、〇〇〇	日本橋區濱町二ノ一一	木村 金三
東京薰物線香卸商業組合	一六・一一・二五	本郷、牛込、小石川、四谷、淀	三三	四〇、〇〇〇	京橋區橫町一ノ七	熊谷 直之
東京山之手荒物雜貨小賣商業組合	一六・一二・二五	內地一圓	七九一	七〇、〇〇〇	四谷區新宿二ノ五四	林 隼三
日本皮革商業組合	一六・六・四	本所、深川、向島、江戸川、葛	七九二	三五八、四六〇	淺草區猿若町二ノ一八	廣瀬 惣一郎
東京江東荒物雜貨小賣商業組合	一六・八・一	錦、城東各區	九三三	九六、〇〇〇	城東區龜井町五ノ一〇九	上野 麻二
東京城北荒物雜貨小賣商業組合	一六・八・一	瀧野川、王子、板橋、荒川、足	七六五	五一、二〇〇	瀧野川區瀧野川町一、八三	高木 權次郎
東京中央荒物雜貨小賣商業組合	一六・八・一	立各區	三七六	三〇、七〇〇	神田區東神田一八	松宮 久兵衛
東京化粧品原料商業組合	一六・八・二六	麴町區外八區	二八	九二、〇〇〇	內 淺草區京橋二ノ一、山坂以字警商店	森田 一郎
東京手藝工作用品小賣商業組合	一六・九・一八	東京市	一一二	一〇、〇〇〇	淺草區淺草橋三ノ四	野村 富治
東京香料商業組合	一七・一一・二二	東京府	三六	五五、三〇〇	日本橋區室町四ノ五	安宅 孝三郎

中 部 地 方

愛西化粧品小賣商業組合	八・七・一〇	一宮市、中島郡、養樂郡	一三五	五、〇〇〇	一宮市本町通一ノ五	角田 利壹
愛知縣化粧品卸商業組合	八・一〇・月	愛知縣	二八六	一四、四九〇	名古屋市中區飯田町三丁目	加藤 寛次郎
岡崎化粧品小賣商業組合	八・一二・一〇	岡崎市、泊海郡、矢作町	四八	五、〇〇〇	岡崎市本町三〇	多羅尾 八郎
勝山化粧品小賣商業組合	一一・二二・二六	勝山町及近郊	五二	四、〇〇〇	福井縣勝山町袋田	中村 金作
甲府化粧品小賣商業組合	一一・二〇・二八	甲府市、西山製郡、王滝村	七八	四、一八〇	甲府市柳町七三、商工會議所內	深澤 隆之甫
愛知縣皮革卸商業組合	一一・八・二三	名古屋、住生村、豐橋、岡崎、一宮、半田、瀬戶各市	二一	一〇、〇〇〇	名古屋市中區矢場町三ノ一六	高田 光太郎
富山縣謨製製品卸商業組合	一一・九・三〇	富山縣	一四	五、〇〇〇	高岡市小馬出町	大間知 喜一郎
中新川郡小間物雜貨化粧品商業組合	一一・一一・四	中新川郡	七七	一一、五〇〇	富山縣滑川町一、八六四	堀邊 久右衛門
中部日本再生工業材料卸商業組合	一一・一一・九	愛知、靜岡、山梨、長野、岐阜	七	四、〇〇〇	名古屋市中區老松町五ノ三	渡邊 梅三郎
山梨縣縫糸小賣商業組合	一一・一一・二八	山梨縣	二二	一〇、二二五	甲府市三日町太田商店內	太田 英作
中越工業製品小賣商業組合	一一・一一・三〇	長岡市外六郡七村	三三五	三六、五〇〇	長岡市旭町一丁目	谷 源吉
池田織物洋品工業製品小賣商業組合	一一・一二・一七	池田町外一町五ヶ村	四一	四、〇〇〇	長野縣池田町三、一八〇	平林 瑛正

新潟縣護謨製品卸商業組合
 長野縣皮革小賣商業組合
 北越ゴム製品小賣商業組合
 大町織物洋品ゴム製品小賣商業組合
 南信護謨製品卸商業組合
 下越ゴム製品小賣商業組合
 刈羽郡ゴム製品小賣商業組合
 保登上伊那ゴム製品小賣商業組合
 飯山荒物卸商業組合
 飯田小間物化粧品小賣商業組合
 名古屋擬革卸商業組合
 上越ゴム製品小賣商業組合
 松本ゴム製品小賣商業組合
 靜岡縣荒物雜貨卸商業組合
 甲府荒物雜貨卸商業組合
 西蒲原郡洋品化粧品雜貨小賣商業組合
 愛知鉤裁縫手藝用具卸商業組合
 岐阜縣化粧品卸商業組合
 松本荒物化粧品雜貨卸商業組合
 名古屋線香卸商業組合
 長野小間物化粧品小賣商業組合
 愛知縣小間物雜貨卸商業組合
 中越小間物雜貨卸商業組合
 上水内荒物日用品雜貨小賣商業組合
 高岡化粧品小間物卸商業組合
 名古屋袋物卸商業組合
 靜岡縣油脂卸商業組合

一三・二二・二二
 一三・二二・二八
 一四・一・一三
 一四・一・二三
 一四・二・一〇
 一四・二・一七
 一四・四・七
 一四・四・二〇
 一四・七・三
 一四・八・二九
 一四・一〇・一四
 一四・一〇・二三
 一四・二・二〇
 一五・二・一七
 一五・二・二〇
 一五・四・一六
 一五・五・三一
 一五・六・四
 一五・六・五
 一五・七・二
 一五・七・六
 一五・七・二三
 一五・七月
 一五・八・五
 一五・八・五
 一五・九・九
 一五・九・九
 一五・九・一五

新潟縣
 長野縣
 三條市、南蒲原郡
 北安曇郡大町外十ヶ村
 松本、岡谷、外九郡
 新潟市外六郡
 柏崎市、刈羽郡
 上伊那郡
 下水内郡飯山町
 飯田市
 名古屋市
 高田市、中、東、西頸城郡
 松本市
 靜岡縣
 甲府市並に隣接地區
 西蒲原郡
 名古屋、一宮、豐橋各市
 岐阜縣
 松本市南、北安曇郡東、西
 筑摩郡
 名古屋市
 長野市
 愛知縣
 上水内郡
 高岡市
 愛知縣
 靜岡縣

四二
 七
 九二
 九五
 一七
 六四六
 一一九
 一二三
 一八
 九五
 一四
 三七〇
 六六
 一〇〇
 二四
 一八一
 五一
 六〇
 四八
 一三
 三七〇
 一一九
 五〇
 三七三
 一一
 一七
 二〇

八二、五〇〇
 四、〇〇〇
 四七、九五〇
 六、五〇〇
 四、〇〇〇
 一三一、九五〇
 二四、八五〇
 四、六〇〇
 四、四〇〇
 四、四〇〇
 一〇、〇〇〇
 四五、〇〇〇
 四、〇〇〇
 四、〇〇〇
 六六、六六〇
 一二、五〇〇
 七、二四〇
 一〇、〇〇〇
 一二、四五〇
 一〇、〇〇〇
 一〇、〇〇〇
 二〇、〇〇〇
 二〇、〇〇〇
 八、九八〇
 一〇、〇〇〇
 一〇、〇〇〇
 一〇、〇〇〇

長岡市表町四丁目
 長野市長野岩吉町二四七
 三條市北四日町、吉田方
 長野縣北安曇郡大町一四四五
 松本市大字白坂五四八山、池原商店
 新潟市吉町通六、新鷲ビル二階
 新潟市廣小路町
 長野縣上伊那郡伊那町三、四八一
 長野縣下水内郡飯山町
 飯田市知久町三、井上方
 名古屋市中區矢場町三、一六
 高田市本町六、五四、一
 松本市本町六四
 靜岡市茶町一、二八
 甲府市綠町五一山本方
 新潟縣卷町、竹内敏榮方
 名古屋市中區廣三ツ藏町五、一
 岐阜市白山町一、一一
 松本市大字白坂四九八、五
 名古屋市花東町三、一〇
 長野市廣間横町四
 名古屋市中區門前町三、五
 長岡市、商工會議所内
 長野縣上水内郡大豆島村九三七
 高岡市新横町一、二四五
 名古屋市中區入江町三、四
 靜岡市紺屋町四六

太刀川新助
 牧野清太郎
 吉田熊次
 中村直太郎
 池原金次郎
 阿部五一郎
 小林多助
 三澤福治
 東喜助
 井上關太郎
 服部頼之助
 宮澤直太郎
 矢口六郎
 杉山春吉
 山本宗市
 吉川嘉一郎
 若原六兵衛
 和田
 石原與吉
 箕浦德藏
 山田金藏
 森本善七
 中村清松
 野村岩太郎
 淺井春次
 鈴木政七

組 合 團 體

組合團體

愛知縣收容用品小賣商業組合	一五・五・二五	愛知縣	三九	一〇、〇〇〇	名古屋市中區金澤町三	鈴村宮三郎
飛騨化粧品小間物小賣商業組合	一五・九月	飛騨國	一四三	七、一五〇	高山市安川通一、四一四	山下齊
新潟縣除蟲菊製品卸商業組合	一五・一〇・九	新潟市、西蒲原郡外五郡	一四	五、〇五〇	新潟市礎町二ノ十	卷淵市郎
福井化粧品小賣商業組合	一五・一〇・一四	福井縣	一〇五	八、〇〇〇	福井市尾上下町三〇	三田崎政治
責任 上伊那郡那野雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一五	上伊那郡	二八一	七、五四〇	長野縣上伊那郡伊那町	三澤福治
幡豆郡那野雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一五	幡豆郡	二〇〇	一、六五〇	愛知縣西尾町大字肴町	鈴木丈八
瀨戶小間物化粧品小賣商業組合	一五・一〇・一五	瀨戶市、東春日井郡一部	五〇	一、八〇〇	瀨戶市大字瀨戶九四四	塚本專一
上田荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	上田市	一三四	七、八八〇	上田市四、〇四四	花岡爲雄
長野市荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	長野市	一四四	四、〇〇〇	長野市南石堂町一、二八四	塚田傳治郎
諏訪荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	諏訪郡、上諏訪町外一町一八ヶ村	二二二	七、五二〇	長野縣上諏訪町四、一七五	河西善雄
更級郡荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	更級郡	一一四	四、五四〇	長野縣更級郡稻荷山町	前田久四郎
高田化粧品石鹼小賣商業組合	一五・一〇・二二	高田市、中瀨城郡、新井町、直江津町、新造村	一六八	八、七〇〇	高田市本町六丁目	青山德信
東筑荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・二五	東、西筑摩郡奈川村	三六一	七、五二〇	長野縣東筑摩郡新町	與清人
埴科郡荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・二五	埴科郡	一六六	四、七〇〇	長野郡埴科郡埴生村小島	山崎正二
富山化粧品小間物雜貨卸商業組合	一五・一・一四	富山市外四郡	二七	六、六四〇	富山市古鍛冶町	成田松太郎
北安曇郡荒物雜貨小賣商業組合	一五・一・一五	北安曇郡	七九	二、二〇〇	長野縣北安曇郡大町二、二三五	腰原富治
靜岡縣油脂小賣商業組合	一五・一・一七	靜岡縣	二二〇	五、〇〇〇	靜岡市紺屋町四六	八木專之助
寶飯郡中郷化粧品小賣商業組合	一五・一・一九	豐川町外一、二ヶ町村	九四	八、七〇〇	愛知縣豐川町大字豐川字久通木	松井健三
長野縣小間物卸商業組合	一五・一・一六	長野縣	四五	五、一〇〇	長野市大門町南三七並井小間物店內	笠井萬吉
富山化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二二	富山市堀川町	一二二	八、八五〇	富山市東四十物町四	安井榮次郎
岐阜縣東濃化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二一		三七六		多治見市二、〇九六	栗田正之
豐橋化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二一	豐橋市	一二八	一四、〇〇〇	豐橋市西八町一四九	山本岩次郎
靜岡縣荒物雜貨卸商業組合	一五・一・一七	靜岡縣	九六	三一、三〇〇	靜岡市榮町一ノ二八	杉山春吉
福井縣澁粉卸商業組合	一五・一・一九	福井縣	二六	一、二〇〇	福井市佐佳枝下町二二	內山常吉
富山荒物商業組合	一五・一・二二	富山市	四〇	二、〇〇〇	富山市二番町	野村國納
靜岡縣化粧品雜貨卸商業組合	一六・一・一〇	靜岡縣	三三	五、〇〇〇	靜岡市金座町四五	岡部服太郎
靜岡縣手藝裁縫用品商業組合	一六・二・一六	靜岡縣	一四	二、〇〇〇	靜岡市吳服町四ノ二九	松永莊策

遠州化粧品小問物小賣商業組合 一六・二・六
 山梨縣植物油卸商業組合 一六・二・一五
 小縣荒物雜貨小賣商業組合 一六・二・一八
 愛知縣荒物雜貨卸商業組合 一六・六・五
 岐阜縣植物油卸商業組合 一六・八・二二
 富山縣植物油卸商業組合 一六・八・二五
 岐阜縣植物油小賣商業組合 一六・九・一二
 福井縣縫絲商業組合 一六・九・二七
 福井縣植物油卸商業組合 一六・一〇・二四
 敦賀家庭雜品小賣商業組合化粧品部 一六・一〇月
 名古屋小問物雜貨小賣商業組合 一六・一・二・六
 高岡荒物雜貨小賣商業組合小問物化粧品部 一六・一・二・七
 岐阜化粧品小賣商業組合 一七・一・八
 石川縣小問物類卸商業組合 一七・一・一六
 福井地區家庭雜品小賣商業組合小問物化粧品部 一七・二・七
 福井縣植物油小賣商業組合 一七・二・二七
 山梨荒物雜貨卸商業組合 一七・二・二二
 河北郡荒物雜貨小賣商業組合 一七・三・二
 珠洲郡荒物雜貨小賣商業組合 一七・三・二
 石川縣小問物類卸商業組合 一三・三・六
 新潟縣化粧品小賣商業組合 一七・三・九
 新潟縣開物園雜貨卸商業組合 一七・三・九
 石川縣植物油卸商業組合 一七・三・一二
 福井縣荒物雜貨卸商業組合 一七・四・六
 甲府家庭雜貨小賣商業組合 一七・四・九
 小松荒物雜貨小賣商業組合 一七・四・九
 石川縣荒物雜貨卸商業組合 一七・四・九
 輪島荒物雜貨小賣商業組合 一七・四・一三

濱松市外四郡 六八〇
 山梨縣 六
 小縣郡 三六二
 愛知縣 一八九
 岐阜縣 八一
 富山縣 一六
 岐阜縣 九九四
 福井縣 三四
 福井縣 一四
 名古屋市 四三二
 高岡市 五八五
 石川縣 二〇八
 福井市 七〇
 福井縣 九一
 山梨縣 七二
 河北郡 二四
 珠洲郡 三〇五
 石川縣 一九三
 石川縣 九一
 新潟縣 一六二
 石川縣 三一
 敦賀三方、邊敷、大飯四郡 三〇
 甲府市及西山梨郡の一部 六三〇
 小松市、能美郡 五三三
 石川縣 三三
 鳳至郡 九六

濱松市東田町一〇三 一六、〇〇〇
 甲府市三日町五九 一四、四八〇
 長野縣小縣郡縣村大字田中 一四、四八〇
 名古屋市西區傳馬町五ノ一 四〇、五〇〇
 岐阜市神田町九ノ二、八七六 五一、〇〇〇
 富山市表町、商工會議所内 一九、八八〇
 岐阜市神田町九ノ二、八七六 一〇、〇〇〇
 福井市佐佳枝下町四四 四六、〇〇〇
 福井市常盤木町一四 一三六、八〇〇
 名古屋市中區岩井通二ノ一 二〇八
 高岡市小馬出町二九 七〇
 岐阜市、商工會議所 九一
 金澤市下松原町二七 四〇、〇〇〇
 福井市尾上下町三〇 三、六三七・五
 福井市綠町五一 一六、九五〇
 石川縣津幡町字清水イ一三三 三四、八五〇
 同縣飯田町字一三ノ二七 九〇、〇〇〇
 金澤市下松原町二七 八、一〇〇
 新潟市本町八 八五、〇〇〇
 石川縣尾張町五二 一〇、一〇〇
 福井市佐佳枝中町七四 七一、〇五〇
 甲府市柳町一五 一〇〇、〇〇〇
 小松市三日市三五 二七、五〇〇
 石川縣下近江町二七 一七、五〇〇
 石川縣輪島町河井町三部九

市川文平
 寺田喜作
 西澤廣八
 山崎重兵衛
 神山憲治
 須田藤次郎
 林民吉
 金子三郎
 岡田吉太郎
 岡田長太郎
 早川德三郎
 井本和平
 德永文太郎
 板倉末吉
 光本清助
 山本宗一
 岩井重文衛
 亦木文作
 得永文太郎
 川崎又吉
 中寺藤市郎
 勝本志津摩
 中村英一
 織部久吉
 竹内餘所松
 桐田周作

組 合 團 體

組 合 團 體

射水荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・一四	射水郡	五七五	二九、〇〇〇	富山縣小杉町	明 與
中新川荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・一四	中新川郡	二五二	五六、五〇〇	富山縣滑川町	堀邊 久右衛門
水見荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・一六	水見郡	二九一	一二、六六〇	富山縣水見郡水見町	神 野 備
婦負荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・一八	婦負郡	三七〇	四一、〇五〇	富山縣婦負郡八尾町	大 坪 嘉七
金澤小間物雜貨小賣商業組合	一七・五・七	金澤地區	六〇〇	二九、八五〇	石川縣金澤市南町四九	野 村 吉六
上新川荒物雜貨小賣商業組合	一七・五・七	上新川郡	一八七	三〇、〇〇〇	富山縣大澤野町上大久保	伊 藤 直榮
江沼郡荒物雜貨小賣商業組合	一七・五・八	江沼郡	二三二	一六、五〇〇	石川縣大聖寺町南町ホ五	宮 崎 與一
東礪波荒物雜貨小賣商業組合	一七・五・一	東礪波郡	七四四	六〇、〇〇〇	富山縣福野町	木 村 長次郎
下新川荒物雜貨小賣商業組合	一七・五・二	下新川郡	二〇二	一一、五〇〇	富山縣魚津町	北 原 辰郎
富山荒物雜貨小賣商業組合	一七・五・一八	富山市	八八〇	四四、〇〇〇	富山市二番町一〇	安 井 榮次郎
石川郡荒物雜貨小賣商業組合	一七・六・二	石川郡、能美郡の一部	三三〇	二五、〇〇〇	石川縣松任町殿町八六	三 須 榮次郎
七尾荒物雜貨小賣商業組合	一七・六・二	七尾市、鹿島郡羽咋の一部	五〇一	五二、三五〇	七尾市橋町五一	伊 藤 良作
金澤荒物雜貨小賣商業組合	一七・六・一五	金澤地區	六二六	三一、三〇〇	金澤市下近江町二七	餘 野 松三
西礪波荒物雜貨小賣商業組合	一七・七・二〇	西礪波郡	二三〇	二、五〇〇	富山縣石動町	平 野 新一
羽咋荒物雜貨小賣商業組合	一七・七・二二	羽咋郡	三五九	六五、〇〇〇	石川縣羽咋郡羽咋町タ二五	千 田 未代治

近 畿 地 方

保壽 紀州除蟲菊乾花卸商業組合	一・六・二六	日高郡	四〇	七、六〇〇	和歌山縣日高郡那南	貴 志 德右衛門
阪神荒物雜貨商業組合	一・七・一三	西宮、蘆屋市、武庫郡、鳴尾村、瓦木村	三三	七、五〇〇	西宮市寺後町一、〇六九	中 野 安一
京 都 油 商 業 組 合	一・三・二・九	京都市	一二二	八、〇〇〇	京都市大宮通松原上ル高辻大宮町一	永 井 勝二郎
三重縣毛絲卸商業組合	一・三・二・九	三重縣	二七	五〇、〇〇〇	津市岩田町一、二六四	丸 山 好亮
奈良縣皮革小賣商業組合	一・三・三・二〇	奈良縣	四	一〇、〇〇〇	奈良市東之阪町	松 島 順三
阪神護謨原料卸商業組合	一・三・五・二〇	大阪市、神戸市	六五	八〇〇、〇〇〇	神戸市神戸區西町三四	首 藤 新八
兵庫縣荒物雜貨卸商業組合	一・三・九・五	兵庫縣	五一	七五、〇〇〇	神戸市釜合區希引町四ノ一、中央ビル	阿 郎 市太郎
京都半襟服裝品卸商業組合	一・四・一・三一	京都府	一五六	二五、二〇〇	京都市下京區佛光寺通室町西入京屋	井 上 元次郎
三重縣ゴム製品小賣商業組合	一・四・二・一六	三重縣	一、五三	二六、一〇〇	津市地頭領町	梅 本 宗二郎

洲本化粧品小賣商業組合	一四・三・七	洲本市	四一	五、〇〇〇	兵庫縣洲本市外通町乙三〇四	勝村熊藏
神戸再生ゴム卸商業組合	一四・五・一九	神戸市	九七	一〇〇、〇〇〇	神戸市神戸區榮町一ノ一九	村井常三
神戸護謄工業藥品卸商業組合	一四・六・一六	同	三五	二八、九〇〇	神戸市林田區菅原通五ノ一	村井常三
兵庫縣皮革商業組合	一四・七・八	兵庫縣	二一	五、九五〇	神戸市神戸區中山手通八ノ三二七 菜倉館内	山田宇一
京都組絲製品卸商業組合	一四・八・一一	京都市	七五	二二、五〇〇	京都市中京區烏丸通錦樂阿下ル、絹	足立文次郎
奈良市製物商業組合	一四・九・二〇	奈良市	四六	四、〇〇〇	奈良市高畑町九〇六	名和駒藏
三重縣ゴム製品卸商業組合	一四・一〇・三	三重縣	一六	一一、四〇〇	津市地頭領町	梅本宗二郎
兵庫縣服裝雜貨卸商業組合	一四・一一・一五	兵庫縣(除姫路市)	五一	二五、五〇〇	神戸市神戸區加納町二ノ四	長田 潤
京都リボン類商業組合	一四・一二・二九	京都市	五〇	六二、〇〇〇	京都市下京區富山路通松原上ル中之 町四八三	近藤與宗治郎
兵庫縣手工藝材料用具卸商業組合	一五・一・二五	兵庫縣	八三	五七、三五〇	神戸市兵庫區水木通三ノ八〇	土井儀一郎
神都化粧品商業組合	一五・二・一〇	宇治山田市	五一	五、七五〇	宇治山田市會彌町一七三	和田善兵衛
神戸小間物化粧品小賣商業組合	一五・二・二四	神戸、西宮、瀧屋各市、武庫郡	二六四	一六、二六〇	神戸市湊東區多聞通六ノ一〇	柴吉一
神戸荒物雜貨卸商業組合	一五・四・一	三重縣	八八	四、五〇〇	神戸市兵庫區東柳原町五二ノ一	山下富夫
三重縣荒物雜貨卸商業組合	一五・六・二五	津市	二八	二二、〇〇〇	津市大門町商工會議所	山川幾太郎
津化粧品商業組合	一五・七・二二	一志郡	九五	二、〇〇〇	津市大門町津一、一一〇	松岡謙造
一志荒物雜貨小賣商業組合	一五・七・二二	神戸市	八四	六、五五〇	三重縣一志郡久居町	箕田信太郎
神戸輸出卸商業組合	一五・七・二九	奈良縣	二五	六、四〇〇	神戸市養合區磯上通四ノ七一	谷村又太郎
庫良縣化粧品小間物卸商業組合	一五・八・五	奈良市	一五	三〇、〇〇〇	奈良縣磯城郡田原本町	楠田庄一
奈良市小間物化粧品小賣商業組合	一五・一〇・一〇	神戶市	九七	二、〇〇〇	奈良市興寺町	小林米藏
神戶荒物小賣商業組合	一五・一〇・二三	滋賀縣	三〇九	六、一八〇	神戸市湊區多聞通三ノ二	福井豐二郎
滋賀縣植物油卸商業組合	一五・一〇・二三	四日市市	二六七	一五、〇〇〇	大津市下堅田町二五	西田利七
四日市日用雜貨商業組合	一五・一〇・二五	京都市	一一二	六、二〇〇	四日市市	中島庄太郎
京都府荒物卸商業組合	一五・一一・九	京都市	八一	三七二、六〇〇	京都市上京區西堀川通丸太町上ル	清水吉之助
京都府和裝既製品卸商業組合	一五・一一・一九	京都市	一六五	三五、四〇〇	京都市中京區京町通三條下ル烏帽子 屋町四八三	伊藤太一郎
海南紙荒物雜貨小賣商業組合	一五・一一・二一	海南市	五六	一〇、〇〇〇	海南市日方三八〇	柳忠右衛門
海南石鹼化粧品小賣商業組合	一五・一一・二一	海南市	七六	四、五六〇	海南市日方三三四	山本常助
兵庫縣擬革卸商業組合	一五・一一・二七	兵庫縣	三〇	一五、〇〇〇	神戸市林田區若松町一ノ一七一	福岡幸治

組 合 團 體

組合團體

和歌山石鹼化粧品商業組合	一五・二一・二七	和歌山縣
京都手藝裁縫具洋裝材料商業組合	一五・二二・四	京都市
京都縫針卸商業組合	一五・二二・二三	同
京都府袋物卸商業組合	一五・二二・二六	京都市府
和歌山縣荒物雜貨卸商業組合	一六・一・六	和歌山縣
兵庫縣植物油卸商業組合	一六・七・九	兵庫縣
奈良縣荒物小賣商業組合	一六・八・二	奈良縣
京都府小間物卸商業組合	一六・八・二五	京都市府
京都府化粧品卸商業組合	一六・八・二五	同
兵庫縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一六・八・二六	兵庫縣
三重縣植物油卸商業組合	一六・九・二二	三重縣
三重縣植物油小賣商業組合	一六・一〇・一	三重縣
京都化粧品小間物卸商業組合	一六・一〇・二〇	京都市(七條堀川警察管區)
京都荒物小賣商業組合	一六・一〇・一一	京都市
京都府植物油卸商業組合	一六・一二・三	京都市府

大阪府

大阪刷子卸商業組合	八・五・一	大阪府
大阪セルロイド生地卸商業組合	八・九・二九	同
大阪鏡卸商業組合	九・三・二九	大阪府
大阪皮革代用品商業組合	一三・四・六	大阪、神戸、姫路各市
大阪豚毛卸商業組合	一三・六・一四	大阪府
大阪生護謨卸商業組合	一三・六・一四	同
大阪皮革小賣商業組合	一三・一〇・二七	大阪府
關西再生護謨材料卸商業組合	一四・一・七	大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、香川、德島各縣
大阪袋物卸商業組合	一四・四・一一	大阪府

三八	五、一六〇	和歌山市本町一ノ二	士井英之助
六四	一五、〇〇〇	京都市中京區中町通竹屋町上ル末丸	林英三
一一	一〇、〇〇〇	京都市下京區富小路通松原上ル中之	山口忠兵衛
六一	一五、〇〇〇	京都市下京區寺町通松原下ル植松町	近藤庄七
五六	一六、八〇〇	和歌山市新通一ノ二八	南方守一
四一	一八〇、〇〇〇	神戸市兵庫區鍛冶屋町三ノ一	奥田俊之
六〇〇	一二、〇〇〇	奈良市鶴町一	福田檢藏
五三	二三、五〇〇	京都市下京區東洞院五條上ル	今西彌三郎
一一九	三〇、〇〇〇	同	橘金治
二四七	八一、五〇〇	神戸市湊東區多聞通三ノ四	竹本梅吉
九二	四六、〇〇〇	津市丸之内本町二、二九	堀川宇三郎
七三〇	一四、六〇〇	同	同
六〇七	五〇、〇〇〇	京都市上京區新町通丸太町上ル春帶	梅澤禧一
八八一	五三、一〇〇	京都市中京區三條通高倉西入菱屋町	岩本義徳
三	一六五、五〇〇	京都市中京區西ノ京北聖町八	山田武正

一四七	一六、四五〇	大阪市東區博勞町三ノ三二	平井米吉
二二	二〇、〇〇〇	同市東區區猪飼野大通三ノ九	小野由藏
二五	一二、五〇〇	同市南區順慶町三ノ七三	吉本由雄
六一	三五、二〇〇	同市南區笠屋町五一	由良小一郎
四五	二二、五〇〇	同市此花區中江町七五	西村伊藏
八	七、二〇〇	同市東區區鶴橋北ノ町一ノ一四八	井上靜逸
一六八	四一、四五〇	同市浪速區西園中通一ノ一四	宮前卯之助
一〇四	一二、〇〇〇	同市東區區中川町四ノ一五	松村彌一郎
七〇	一〇、〇〇〇	同市東區區久太郎町一ノ二一	松田長太郎

大阪エム藥品材料卸商業組合	一四・五・一八	大阪府、愛知縣	五八	一〇六、二〇〇	同市東成區大今里町六三七	新谷哲之助
大阪服裝雜貨小賣商業組合	一四・六・二二	大阪府	一九八五	四八八、〇〇〇	同市東區鎗屋町二ノ一七	信保數三
大阪植物油卸商業組合	一四・七・八	大阪府	六九	五七九、〇〇〇	同市東區備後町二ノ五六、第二野村ビル	中島太助
大阪小間物雜貨裝身具卸商業組合	一四・一〇・二一	同	三三四	二九、九五〇	同市東區北久寶寺町一ノ一七	鳥井清吉
日本白鞣皮商業組合	一四・一〇・二七	大阪、京都、東京、兵庫各府縣	二五	一六、〇〇〇	同市浪速區小田町一五五	上杉源五郎
大阪羊皮商業組合	一四・一一・二五	大阪府	四四	一八、七〇〇	同市南區鍛冶屋町六	川島義雄
大阪セルロイド容器具卸商業組合	一四・一〇・一九	同	一一二	一九、一〇〇	同市東區博勞町三ノ三二	平井米吉
大阪釦卸商業組合	一四・一二・一五	同	二六一	三八、八〇〇	同市東區北久寶寺町一ノ一六	青山輝三
大阪鞆卸商業組合	一四・一二・一九	同	六五	三〇、〇〇〇	同市東區內本町橋詰町五六	中西茂
大阪婦人洋裝手藝材料卸商業組合	一五・一・八	同	一五〇	一九、一〇〇	同市東區北久寶寺町一ノ一六	三栖信之
大阪擬革卸商業組合	一五・二・二二	同	七三	五二、五五〇	同市西區京町堀通一ノ三二	永田兵太郎
大阪小間物化粧品小賣商業組合	一五・三・一九	同	一三三	一一八、〇〇〇	同市東區博勞町二ノ六八	染井巖
布施化粧品小間物小賣商業組合	一五・三・三〇	布施市	一一七	五、八〇〇	布施市足代一ノ一〇〇	○吉川朝之助
大阪セルロイド再生原料商業組合	一五・七・四	大阪府	三二〇	一八四、二〇〇	大阪市東成區大今里町六五五	松井善次郎
大阪硝子製品卸商業組合	一五・一〇・九	同	六一二	一八、三七〇	同市北區地下町一七	士出忠治
大阪植物油小賣商業組合	一五・一〇・九	大阪府	七〇	一五、五〇〇	同市西區南堀江上通一ノ一	神谷勉
大阪薰物線香卸商業組合	一五・一一・一三	大阪市	一一五	一〇、〇〇〇	同市南區心齋橋筋二ノ二〇	伊藤清右衛門
豐能郡荒物雜貨小賣商業組合	一六・四・一九	豐能郡、池田市、豐中市	四五	一一二、一五〇	池田市元新町二六九八	中井末吉
大阪香料商業組合	一六・七・二六	同	二六三	一四七、三〇〇	大阪市東區禰屋町二	田村眞策
大阪中央荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	地區內一圓	三八一	一〇〇、五〇〇	同市東區鎗屋町二	川中伊三郎
大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	地區內一圓	二四五	九八、三〇〇	同	西山正明
北大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	二二三	一一八、八〇〇	同	村主德三郎
西大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	三一三	四七、五〇〇	同	笹島宗助
南大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	一八九		同	鈴木泰助
大阪淀川荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	堺市	一〇八		堺市市之口、花正商店內	阪本又治郎
大阪化粧品小賣商業組合堺支部	一七・八・七	大阪府				大枝正三郎

組 合 團 體

組合團體
中國地方

今市町化粧品小賣商業組合	一三・五・四	鏡川郡今市町	三三	鳥根縣鏡川郡今市町	片岡信助
中國四國皮革販賣商業組合	一四・一・二三	岡山廣島山口愛媛香川 島根鳥取德島高知各縣	一九	廣島市南三條町三九七ノ三	大國昇
岡山縣植物油小賣商業組合	一四・二・一三	岡山縣	三二〇	岡山市瓦町二七	樹本猛夫
尾道金屬製品卸商業組合	一四・三・二	尾道市	二五	尾道市土堂町六〇五ノ七	富永貫一
鏡川郡出物雜貨小賣商業組合	一四・一〇・六	鏡川郡外三ヶ村	三一	廣島縣鏡川郡置賜村	岡田茂
廣島縣除蟲菊商業組合	一五・六・三	廣島縣	一四五	尾道市土堂町六八八	安保恭作
岡山縣除蟲菊薄荷商業組合	一五・六・六	岡山縣	二六三	岡山縣小田郡笠岡町二四二五	小川郷太郎
廣島縣東部薄荷商業組合	一五・七・二五	廣島縣 安郡	七六	福山市府中町二八	岡田金一
廣島縣石鹼化粧品卸統制商業組合	一五・一〇・八	廣島縣	一〇七	廣島市基町二、商工會事務所	佐久間勇
鳥根縣植物油卸商業組合	一五・一〇月	鳥根縣	一六	松山市寺町	北垣芳次郎
廣島縣荒物雜貨卸商業組合	一五・一二・一〇	廣島縣	五七	廣島市	中野代吉
廣島市鞆袋物小賣商業組合	一六・一・一五	廣島市	七四	廣島市大平町一ノ五一	山田竹太郎
福山鞆袋物小賣商業組合	一六・一・一七	福山市	四一	福山市笠岡町一八	熊谷忠一
廣島小間物化粧品小賣商業組合	一六・二・七	廣島市	一八四	廣島市堀川町九二	河村峯藏
德山必需品小賣商業組合化粧品部	一六・二・一〇	德山市	四九〇	德山市吉屋町三、六四一	淺井梅太郎
鳥根縣植物油小賣商業組合	一六・二月	鳥根縣	六二六	鳥根縣寺町	草原準一
福山鞆小間物類小賣商業組合小間物化粧品部	一六・三・二〇	福山市	六五	福山市笠岡町一〇〇、芳原方	前田榮植
防府生活必需品小賣商業組合化粧品小間物石鹼部	一六・六・二七	防府市	七〇	防府大字三田尻町一、五八七	佐久間勇
廣島縣袋物小間物卸商業組合	一六・七・二一	廣島縣	四七	廣島市播磨屋町一〇	小畑百合藏
山口縣植物油卸商業組合	一六・八・二〇	山口縣	二〇	下關市東南部町一八五	榊本猛夫
岡山縣植物油卸商業組合	一六・八・二二	岡山县	八〇	岡山市瓦町二七	中野和一
岡山縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一六・九・一〇	岡山縣	一六	岡山市仁玉町三五	部長長太郎
鳥取縣植物油卸商業組合	一六・一〇・四	鳥取縣	一〇、〇〇〇	鳥取市行徳二五ノ二	本宮浩藏
廣島縣生活必需品小賣商業組合化粧品小間物部	一六・一一月	廣島縣	二五	廣島縣府中町字府中七四九	松田恒藏
鳥取縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一七・八・一	鳥取縣		鳥取市二階町二ノ二五	

尾道市商工會議所內

一七・八・七

一九七

尾道市商工會議所內

部長 三宅保次郎

四國地方

坂出化粧品商業組合	八・一・三〇	坂出町金山村	一七	二・四五〇	德島縣坂出町一、六四一	〇鎌田英夫
松山化粧品小賣商業組合	九・三・二一	松山市及附近	一三一	六、〇二〇	松山市一番町	宇野常三郎
撫養化粧品小賣商業組合	一四・九・二三	德島縣三町三村	五一	六、三五〇	德島縣撫養町林崎南殿町五三	泊伊之助
香川縣化粧品卸賣商業組合	一四・一〇月	香川縣	三八	四、〇〇〇	高松市南新町二ノ一五	綾田吉三郎
高松小間物化粧品小賣商業組合	一五・三・六	高松市	三三	六、六〇〇	高松市片原町六七	國友 蒼
愛媛縣化粧品石鹼卸賣商業組合	一五・四・二一	高知市	七	八、〇〇〇	宇和島市朝日町五四六	黑田利三郎
高知工ム被服類小賣商業組合	一五・六・七	愛媛縣	一〇一	八、四〇〇	高知市京町五	宇田喜太郎
愛媛縣化粧品小間物卸賣商業組合	一五・六・二八	香川縣	五四	一五、〇〇〇	松山市三番町八	和泉仁一郎
香川縣除蟲菊商業組合	一五・八・二九	同	二一	四、〇〇〇	高松市古新町讚岐會館內	福井正三郎
香川縣化粧品小賣商業組合	一五・一・二二	德島縣	一八	四、〇〇〇	高松市南新町二ノ一五	綾田吉三郎
德島縣植物油卸賣商業組合	一五・一・月	愛媛縣	七	四、〇〇〇	德島市東船場町三丁目	高 原 義 資
愛媛縣除蟲菊商業組合	一六・七・一一	高知縣	六〇	五、六〇〇	今治市	村 瀨 武 男
高知縣植物油卸賣商業組合	一六・九・一〇	香川縣	六	一〇〇、〇〇〇	高知市北本町二ノ二一	西山利平
香川縣植物油卸賣商業組合	一六・九・一七	同	一三	一〇〇、〇〇〇	高松市古馬場町二九	久米加壽種
香川縣植物油小賣商業組合	一六・九・一七	同	八三	一〇〇、〇〇〇	同	中 橋 幸 一
高知縣小間物化粧品卸賣商業組合	一七・七月	同	一八	一〇〇、〇〇〇	高知市本丁筋四ノ一〇六	佐野敏雄

九州地方

小倉化粧品小賣商業組合	大・一・五・四・六	小倉市	二五〇	六、六〇〇	小倉市魚町四西村方	西村幸三郎
鹿兒島化粧品商業組合	昭八・六・一四 <small>以下昭受略す</small>	鹿兒島市	三三七	六、〇八〇	鹿兒島市東千石町九六	多田謙三
熊本化粧品商業組合	九・二・二八	熊本市	三二	四、〇〇〇	熊本市中唐人町一一	岩本鐵雄
久留米化粧品商業組合	九・八・二〇	久留米市	六七	四、〇〇〇	久留米市本町三四九	吉武武助
佐賀化粧品商業組合	一〇・一・二八	佐賀市及附近町村	一四	五、〇〇〇	佐賀市、商工會議所內	小部松一郎

組合團體

二二七

組合團體

大牟田化粧品商業組合	一・二・一〇・二二	大牟田市	一三二	四、七八〇	大牟田市有明町商工會議所內	川野忠吉
九州皮革小賣商業組合	一三・九・七	九州、沖繩	二八	五、四五〇	福岡市中島町四一	兒島善四郎
大分縣工業製品卸商業組合	一三・一〇・一四	大分縣	二〇	六、五〇〇	大分市荷揚町六二	小橋多一郎
九州再生工業材料卸商業組合	一四・三・二七	九州一圓	四	四、〇〇〇	久留米市野中町一四〇	宮本芳三郎
大分化粧品商業組合	一五・一・二〇	大分市	七六	四、〇〇〇	大分市中上市町	小林昇一郎
別府化粧品商業組合	一五・二・六	別府市	三五	四、〇〇〇	別府市中濱筋四	溝部猶平
福岡市荒物小賣商業組合	一五・一〇・三	福岡市、糟屋郡、早良郡	二〇二	四、〇六〇	福岡市草ヶ江町八	大穗甚太郎
宮崎縣植物油卸商業組合	一五・一〇・二九	宮崎縣	二三	五七、五〇〇	宮崎縣黒迫町一ノ一二	關本雅弘
佐世保植物油卸商業組合	一五・一〇月	中津市	一七	一七、〇〇〇	佐世保市萬澤町一	○
中津化粧品商業組合	一五・一〇月	中津市	三六	七二〇	中津市一三七四、小林二八堂內	小林龍二
廣津化粧品商業組合	一五・一・一七	唐津市	六八	三、〇四〇	唐津市、商工會議所內	白井新作
宮崎縣化粧品小間物卸商業組合	一五・一・二〇	宮崎縣	三二	五、三五〇	宮崎市橋通五ノ五〇	橋本銀三
長崎縣小間物化粧品卸商業組合	一五・一・二・五	長崎縣	一二	四、〇〇〇	長崎市築町二二	丸橋三五郎
八幡化粧品小賣商業組合	一五・二・二・五	八幡市	七九	一〇、〇〇〇	八幡市尾倉二二六	佐治與三郎
長崎縣植物油小賣商業組合	一六・五・三	長崎縣	六五	三〇、〇〇〇	佐世保市萬澤町一	辻一三
鹿兒島縣植物油卸商業組合	一六・七・二・六	鹿兒島縣	四五	三〇、〇〇〇	鹿兒島市堀江町一八	西村新藏
大分縣植物油卸商業組合	一六・八・一・六	大分縣	三六	二七、三〇〇	大分市字大分三三四ノ二	上野新次郎
戶畑化粧品小賣商業組合	一六・八・一・八	戶畑市	七二	六、〇〇〇	戶畑市猪ノ坂通一丁目	平川幾太郎
宮崎化粧品小間物小賣商業組合	一六・八・二・二	宮崎市、赤江町	一二〇	七、九〇〇	宮崎市橋通一ノ一二	栗林藤吾
延岡化粧品小賣商業組合	一六・八・二・二	延岡市	一二三	五、七〇〇	延岡市柳澤町四八	安東重左衛門
長崎縣植物油卸商業組合	一六・八・二・三	長崎縣	一七	二五、〇〇〇	長崎市五島町四一	松本靜治
小倉化粧品小賣商業組合	一六・九・二	小倉市	一九五	五、八六〇	小倉市魚町一二四	西村幸三郎
都城小間物化粧品小賣商業組合	一六・九・一・六	都城市	五八	五、〇六〇	都城市八幡町三、三八八	上津定吉
長崎小間物化粧品小賣商業組合	一七・四・一・一	長崎市	二〇〇	五、〇〇〇	長崎市廣馬場町四	富永政彦
福岡小間物化粧品小賣商業組合	一七・四・九	福岡市	四〇	五、〇〇〇	福岡市川端町一ノ二	前崎友次郎
熊本縣化粧品卸商業組合	一七・六月	熊本縣	四〇	五、〇〇〇	熊本市市十橋通、益田合名會社內	益田彌平
福岡縣小間物袋卸商業組合	申請中	福岡縣	四〇	五、〇〇〇	福岡市行町五三、九州商報社內	森山留次郎

朝鮮化粧品小間物元卸商業組合

一七・五・二三

朝鮮全道

一三〇

一〇〇、〇〇〇

京城府古市町三ノ一〇

宇惠吉藏

聯合會

日本皮革卸商業組合聯合會

一三・六・二四

內地一圓

二組合

一、〇〇〇

大坂市南區長堀橋筋一ノ二〇ノ一、
中區ビル

廣瀬惣一郎

日本護謨原料卸商業組合聯合會

一三・一・二二

同

二組合

二〇、〇〇〇

神戸市神戶區西町三四

首藤新八

新潟縣ゴム製品小賣商業組合聯合會

一四・五・五

新潟縣

五組合

一〇、〇〇〇

新潟市古町運六番町、新潟ビル内

阿部五郎

日本再生ゴム材料卸商業組合聯合會

一四・五・九

內地一圓

六組合

四六八、〇〇〇

東京市下谷區池之端仲町九

永田正夫

茨城縣織物雜貨小賣商業組合聯合會

一四・六・二〇

茨城縣

五一名

一〇、〇〇〇

水戸市北三ノ丸

大津清次郎

福井縣吳服雜貨卸商業組合聯合會

一四・一・九

福井縣

三組合

三五、〇〇〇

福井市大和町五六

吉田達次

千葉縣洋品服裝雜貨小賣商業組合聯合會

一四・一〇・二五

千葉縣

一、〇八〇

一〇〇、〇〇〇

千葉市長州町一ノ八七

杉本郁太郎

石川縣纖維製品小賣商業組合聯合會

一五・五・二七

石川縣

三組合

二〇〇、〇〇〇

金澤市森下町一〇四

津田猪平

北海道雜穀澱粉商業組合聯合會

一五・八・一九

北海道

三組合

四〇〇、〇〇〇

札幌市北四條東二ノ八

三谷榮次郎

四國小間物卸賣商業組合聯合會

一五・九・四

四國一圓

四組合

八〇〇、〇〇〇

高松市畢新町二ノ一五

綾田吉之助

日本卸商業組合聯合會

一七・一・九

東京市、大坂市、名古屋市

三組合

一〇、〇〇〇

東京市神田區岩本町二

伊藤彌三郎

愛媛縣生活必需品商業組合聯合會

一七・七・二五

愛媛縣

三組合

一〇、〇〇〇

愛媛縣松山市

相田梅太良

全國家庭需用雜貨小賣商業組合聯盟

一七・五・四

內地一圓

三組合

五〇、〇〇〇

東京市大森區入新井六ノ四五

大西貞吉

三重縣日用品雜貨商業組合聯合會

一七・七・三〇

三重縣

三組合

五〇、〇〇〇

津市藏町一、〇二四

村田仙右衛門

業界關係 全國貿易組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

○印は貿易組合中央會未加入組合

組合團體

組 合 名 設立年月日 地 區 事 務 所 理 事 長

組合團體

日本伊太利輸出組合	昭一三・九・三〇	内地一圓	東京市京橋區銀座八ノ一、第一銀行銀座支店	淺間龍藏
日本貿易輸出振興株式會社南支部	昭一四・一二・一九	同	同市同區明石町四八番地	森平兵衛
日本玩具輸出組合	昭八・九・二一	同	橫濱市中區山下町二〇四、ストロング商會	中村楠太郎
○中米藥品輸出組合	昭三・八・二四	同 (東京府を除く)	富山市千石町一九五	白上佑吉
日本刷子輸出組合	昭六・六・三	内地一圓	大阪市西淀川區海老江上一ノ五九	岡田治
日本比律賓メリヤス輸出組合	昭一〇・一二・四	同	大阪市北區信保町一ノ三六	淺利弘次郎
日本硝子製品輸出組合	昭一・二・一七	同	同市西區京町堀通五ノ五	吉田久四郎
日本皮革製品輸出組合	昭一三・一一・二五	同	同市西區川口町一	島田一郎
日本燐寸輸出組合	昭九・五・一八	同	同市東區南久太郎町三ノ三六	桑木官吉
日本莫大小輸出組合	昭九・六・一二	同	神戸市神戸區海岸通一ノ一六、神戸商工會事務所	三保耕造
日本護謄製品輸出組合	昭九・八・二一	同	同市同區東町一二六、神戸貿易會館内	岡島精一
○日本タオル毛布輸出組合	昭一六・六・一一	同	同市同區京町七〇、神戸貿易會館第二分館内	田島長三郎
日本毛皮輸出組合	昭一四・八・一二	同	同市葺合區磯邊通四ノ七、神戸ビル五階	天野吉次
大和賣藥東亞輸出組合	昭八・一一・二〇	奈良縣	同市神戸區江戸町一〇〇、染工ビル内	福井菊三郎

輸入組合

日本伊太利輸入組合	昭一三・九・三〇	内地一圓	東京市京橋區銀座八ノ一、第一百銀行銀座支店内	淺間龍藏
日本東亞輸入組合	昭一五・一〇・一五	同	同市日本橋區室町三ノ二ノ一	關桂二
日本中南米輸入組合	昭一三・八・二三	同	大阪市今橋二ノ二二	南郷三郎
日本南洋輸入組合	昭一四・七・二二	同	大阪市東區平野町三ノ六	大城荒三
日本護謄輸入組合	昭一三・三・二四	同	神戸市神戸區西町三四	田島由松
日本東亞輸入組合聯合會	昭一五・八・二一	同	東京市日本橋區室町三ノ二ノ一	會長代理 菅野理事 黑田鴻五

その他

東京小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合	昭一五・一二・二	東京市	東京市日本橋區馬喰町三ノ三	天野源七
------------------	----------	-----	---------------	------

大阪小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合
 京都小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合
 朝鮮小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合
 山東必需品輸入配給組合
 山東必需品輸入配給組合(化粧品小間物部)
 天津化粧品輸入配給組合
 天津石鹼輸入配給組合
 天津雜品輸入配給組合

昭一五・一・二九
 昭一五・一・二〇
 昭一五・八月
 昭一五・一・二三
 同
 昭一五・七・二二
 昭一五・七・一一
 昭一五・一〇・一三

大阪府
 京都府
 朝鮮一圓
 山東省
 同

大阪市東區博勞町一ノ八
 京都市下京區富小路通松原上ル
 京城府古市町四三
 青島市鉞陶路山東輸入配給組合聯合會內
 同
 天津日本租界旭街天賀ビル內
 同
 同

西脇竹次郎
 今西彌三郎
 中江和一
 金森健二
 太田健造
 小林洋行
 日本油脂株式會社
 武齋洋行

全國工業組合統計表

〔昭和十七年九月末現在〕

北海道	工業組合	二五三	同聯合會	一一
青森	九七	七		
岩手	九七	二		
宮城	一〇三	六		
秋田	一〇一	六		
山形	一五四	五		
福島	一七一	七		
茨城	一九八	八		
栃木	八七	三		
群馬	一二三	四		
埼玉	一六五	八		
千葉	一四五	四		
東京	六六九	一		
神奈川	二一八	二		
新潟	二一三	一		
富山	一六九	五		
石川	一七〇	四		

組合團體

福井	八八	三		
山梨	一〇二	四		
長野	二二五	二		
岐阜	一五二	八		
靜岡	二一〇	一		
愛知	二六五	六		
三重	一一一	二		
滋賀	一一九	四		
京都	一七八	九		
大阪	四九四	三		
兵庫	二三三	八		
奈良	一三九	〇		
和歌山	一三一	四		
鳥取	一〇八	九		
岡山	一〇四	四		
廣島	一〇五	三		
山口	二一一	八		
山形	一四〇	三		
德島	一二六	五		
香川	一〇九	五		

愛媛 一四一 一〇
 高知 一一八 四
 福岡 二九四 一〇
 佐賀 一一六 六
 長崎 一四八 六
 熊本 一八一 七
 大分 一一一 一
 宮崎 一一一 四
 鹿兒島 一九三 七
 沖繩 四六 一
 計 七、九四八 四一四

各種組合中央會等要覽〔東京〕

- ①商業組合中央會
 麴町區內幸町一の一
 會長 鶴見左吉雄
- ②工業組合中央會
 麴町區內幸町一の一

- 會長 伍堂卓雄
- ③日本實業組合聯合會
 日本橋區本町一の二
 會長 中野金次郎
- ④東京實業組合聯合會
 日本橋區本町一の二
 會長 中野金次郎
- ⑤東京府商工組合研究會
 京橋區西銀座一の三實業ビル
 會長 安積得也(府經濟部長)
- ⑥工業組合中央會東京支部
 麴町區丸ノ內東京府經濟部總務課內
 支部長 安積得也
- ⑦商業組合中央會東京支部
 麴町區丸ノ內東京商工會議所新館三階
 支部長 安積得也

藥業藥品

昭和十七年 藥業界の諸問題

昭和十七年は藥界の再編成準備期であり現實に即して之れを見れば過渡期的變革の一年であつたと云へるであらう。具體的に云へば醫藥制度の改善問題と藥業整備に關する問題が一切の問題の根本且つ中心を爲して幾多大小の問題が派生した一年であつた譯である。従つて此の二つの問題に重點を置き多少長きに亙るを省す解説することとした。昭和十八年は之れ等の問題の結實に依り藥界新體制の確立を見ること疑ひ無くその成果は大いに期待されるころである。

賣藥營業整備 に關する問題

厚生省では藥業に關する整備を商工省と切放し別箇の立場に於て行ふ方針に基き、昭和十六年十二月十一日開催の醫藥制度調査會第

三特別委員會に對し左の方針概要を提示し意見を求めたが、之れが藥業整備に關する政府の最初の公式方針發表であつた。

藥業整備に關する方針概要

一、趣旨

現下の事態に鑑み醫藥品に關し之が供給確保に萬全を期し軍作戰遂行に缺くる所無か

らしむると共に、戰時下國民保健に遺憾なからしむるのみならず更に其の供給力の増強を圖るの要眞に緊切なるものあるに付ては、之が目的達成の爲生産性の飛躍的昂揚を圖るべく生産配給兩部面に付き速に藥業整備の措置を講ぜざるべからず、而して之が方途に付ては事の恒久的性質に屬するものに在りては今後醫藥制度調査に於て鋭意考究の上實施することとし、差當り當面急施を要する事項に付き概ね左の方針に基き措置せんとす。

二、一般方針

(一) 生産部門

- (1) 醫藥品中醫療上最も緊急なる品目の重點的生産を更に一層徹底せしむること
- (2) 前項の緊要醫藥品の生産に要する原材料に付ては物資動員計畫編成上特別の考慮を拂ふものとする
- (3) 生産は可及的之を優秀工場に集中、生産性低き工場は之が整理統合の措置を講ずること
- (4) 必要に應じ技術公開の措置を講ずること

(二) 配給部門

- (1) 配給業者の地域的配置消費者との關聯

等に付考慮を加へ更に一層配給組織の整備を圖ること

(2) 前項の目的その他一般國策の要請に對應する爲、配給業者の整理統合を促進するの處置を講ずること

三、具體的方策

(一) 薬局方收載藥品に付ては左の措置を採ること

薬局方收載藥品は醫藥品生産上原則として重點を置くべきも更に其中特に緊要なるものゝ重點的生產を徹底せしむること

(二) 新藥新製劑に付ては左の措置をとること

(1) 新規發賣に付き新たに法制上特別の措置を講ずること

(2) 既存のものに付ては之が成分、效能、生産性等に付検討を加へ整理を行ふこと

(三) 賣藥に付ては左の措置をとること

(1) 新たなる賣藥の免許に當りては當分之を抑制する方針の下に十分の検討を加へ慎重を期するものとする

(2) 既存のものに付ては之が成分、效能、生産性等に付き検討を加へ整理を行ふ而して業者側に於いても國策に協力し整備の促進を圖らんが爲め全國賣藥業團體聯合會

或は日本藥劑師會等は夫々對策考究に努めつゝあつたが、日藥では十六年十二月廿六日藥業整備意見を厚生省へ提出した。十七年一月九日に至り厚生省は全國有力賣藥業者十五名を招致し官民懇談會を開催、左の賣藥營業整備要綱を内示し意見を徴したが、出席業者は當局の方針に協力の決意を表明し之に應へるところがあつた。招致せられた賣藥業者並に當局内示の整備要綱は左の如きものであつた。

▽官民懇談會に招致せられた業者氏名

東京藥業同業組合長石井絹治郎、大木合名會社々長大木良輔、株式會社玉置商店社長玉置源一郎、東京賣藥工業組合理事長藤井得三郎(以上東京)森平兵衛、高橋崑吉、太田千貞、竹村幸次郎(以上大阪)荒木甚助、北野治作、石黒七三(以上富山)岡村一雄、南方次郎、増田彌内(以上大和)今堀辰三郎(名古屋)の十五名

別項の整備要綱は賣藥の大政奉還なりと稱せられた程に根本的な整備革新を盛つたもので内示せられた業界代表者も之が實現に關する責任の重大さを痛感したのであつたが、當時當局より公表を許されなかつた爲め一般賣藥業者はその内容を諒解せず、只一部機敏

なる業者により整備對應の賣藥製造卸賣同業會なるものが一月十七日創立された。又藥事奉公會に於いては賣藥整理に關する委員會を設置し業者と當局の間を斡旋せんと意向を表示したが、當局案の公開を許されない關係上反響は一部分に止まつた。

此の間に於て厚生省當局は生産部門よりも配給部門を先決せしむべく一月十六日東京大阪兩地の賣藥大問屋を招致懇談を爲し、更に二月五日には第二回を開催日本賣藥配給統制株式會社(假稱)の設立を命じ左の十一名の設立世話人を指名し四月迄に設立すべきことを要理した。

▽日本賣藥配給統制株式會社設立世話人

株式會社玉置商店、大木合名會社、中田支店、株式會社わかもと本舖、星製藥株式會社(以上東京)森平兵衛、森下博、高橋盛大堂、參天堂、小林大藥房、大阪賣藥株式會社(以上大阪)

次いで二月十八日に至り厚生省は前記賣藥營業整備要綱を厚生次官の名を以て各地方長官に通牒すると共に一般に公表したので、茲に始めて賣藥界は整備に直面することとなつたが、厚生省は右整備の計畫を五月迄に決定し完了を年一杯に行ふ様にその方針を指示し

た。全國賣藥團體聯合會では之れが對策の爲め二月二十五日東京に大會を開催し本舖賣藥、配給、直卸、配置賣藥、店頭賣藥の五部門別に整備對策を練りその結果三月十二日對て厚生大臣に整備に關する陳情書を提出した。

三月二十四日には厚生省より配給部門の整理に關し賣藥配給統制株式會社設立要綱が發表され、併せて設立發起人の指名があつたが前記の世話人に比し三名の増加となつて十四名が選任された。設立要綱左の如くである。

賣藥配給統制株式會社設立要綱

一、目的

賣藥の供給を確保する爲厚生大臣の監督の下に其の配給統制を行ふこと

二、名稱

日本賣藥配給統制株式會社

三、事務所々在り

(一)本店東京市に置くこと

(二)支店大阪市其の他必要の地に置くこと

(三)出張所必要の地に置くこと

四、資本金五百萬圓、拂込額金額

五、株主

(一)株主は左に該當する者より之を定むること

と

イ、賣藥元卸の實績ある卸業者

ロ、甲種本舖の生産者

(二)同時に本會社の株主と道府縣卸賣機關の組合員又は株主を兼ねることを得ざること

六、株式に關する事項

(一)株式の割當

イ、前項の元卸業者と生産者との持株割合は六對四とし兼業者は何れか一方の立場に於て株の割當を受くるものとす

ロ、前項卸業者に於て甲種本舖賣藥元卸の實績生産者に於ては甲種本舖賣藥の生産の實績を基準として割當ること

(二)株式の譲渡

株式は取締役會の承認を受くるに非ざれば譲渡することを得ざるものとする

七、事業

會社に於ては賣藥の配給を統制する爲め左の事業を營むこと

(一)賣藥その他厚生省の指示したる醫藥品類の買入及販賣

(二)賣藥その他厚生省の指示したる醫藥品類の輸出及輸移入

賣藥營業整備要綱

業に決定したる藥業整備に關する方針に基き賣藥營業に付き之を具現する爲概ね左に依り之が整理統合を行ひ速に其の整備を圖らんとす

第一生産部門

一、藥局賣藥以外の賣藥

一、整理統合の方法

(一)整理統合の措置は各道府縣に於て賣藥工業組合を指導して行はしむること、但し必要に應じ全國的視野に於て之が整理統合の統制を行ふこと

(二)賣藥生産企業は原則として一道府縣一企業體に統合するものとする、但し特に必要ありと認むるときに數企業體となす事を得ること

(三)整理統合は生産性優秀工場を中心として施設、技術等を重點的に使用し最高度の生産能率を發揮する様留意すること

(四)新企業體はなるべく有限會社、株式會社等會社形態とする

二、新企業體の設立及運営

(一)新企業體の理事者は人格識見共に卓越し新經濟體制下に於ける企業の擔ひ手たる

(八)前二項の外賣藥の需給調整を圖る爲必要なる事業

八、會社の役員

(一)取締役若干名

(二)監査役若干名

九、專業執行の方法

(一)甲種本舖賣藥に付ては生産者、輸入業者

又は移入業者より一手に買取ること

(二)會社に買取りたる甲種本舖賣藥に付道府縣醫藥品卸賣機關等の注文を基準として配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之れを實施すること

(三)會社の業務代行は之を認めざるものとすること、但し會社設立後適當なる經過的措施を考慮すること

(四)取扱品の買取價格及販賣價格は當分の間從來の實情を基準として取扱價格を定むること

(五)會社は厚生省の指定する府縣に限り直接小賣商業組合に販賣することを得ること此の場合小賣商業組合の注文は會社に於て直接取纏むること、尙當該府縣に於ける賣藥の卸賣業者に付ては本會社の株主たる資格を認むるものとする

十、監督

藥業藥品

會社は厚生大臣の監督を受くるものとし概ね左の事項を定款に記載すること

(一)役員を選任、定款の變更、利益金の處分合併又は解散の決議は厚生大臣の承認を受くるに非ざれば其の效用を生ぜざること

(二)每營業年度の初めに於て其の營業年度に關する事業計畫を定め厚生大臣の承認を受くること

(三)厚生大臣は會社の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は検査を爲し得ること

(四)以上の外會社は其の業務に關し厚生大臣の指揮監督を受くるものとする

▽賣藥配給統制株式會社設立發起人

森平兵衛(發起人代表) 小林吉太郎、森下博、三田忠幸、藤田信二、赤坂英二郎、大木良輔、中田勇吉、長尾欽彌、星一、玉置源一郎、石井絹治郎、藤井得三郎、今堀辰三郎

以上が本舖賣藥、配置賣藥並に卸部門に對する當局の整備要綱の全貌であるが、之れが實行に就いては目下進行途上にあるので今日までの狀況を中間報告として述べて見れば左の如くである。

に適したる者を選ぶ様留意すること

(一)新企業體の資本金は徒らに増嵩を來さざる様留意すること

(二)新企業體の設立に當りては從來賣藥生産の實績あるものは原則として參加の資格あるものとする、但し休止生産物等は之を除外することを得るものとし尙參加資格あるものと雖も補償金の給與等により不参加となすことを得ること

(三)株式の割當は從來の生産額實績等を參考として之を定むること

(四)整理統合後に於ける生産施設は既往に於ける施設中質的量的に最も能率高き優秀工場の中少數の特定工場を選び他は之を休止又は廢止すること

三、處方整理

(一)企業體の整理統合に伴ひ處方に付ては同種のものばなるべく之を一種又は數種に整理する等速に之が整理統合を行ふこと

(二)再許可の場合に當りては整理統合を了したる企業體の申請に係るもの以外は原則として許可を與へざるものとする

一、藥局賣藥
別途措置を爲すべきこと
三、輪移入賣藥に對する取扱

本舗賣藥の企業整備

本舗賣藥の企業整備は厚生省の要綱に基き各道府縣に於て賣藥工業組合を指導して行はしめつゝあるが、厚生省自體としても昭和十七年五月十二日より全國を六プロツクに分け賣藥營業整備に關する地方別事務打合會を逐次主催し連絡指導を行ひ整備の促進を圖るところがあつた。

而して厚生省では九月九日に至り各地方長官に通牒を發し整備の進捗狀況に付き報告方を求めたが、其の結果に關し十月十三日同業紙記者に大要左の如く發表した。

賣藥營業整備に關し既に計畫を樹て厚生省に提出したものの三十數縣にして、その内北海道、栃木、神奈川、滋賀、岡山、廣島、徳島、長崎、鹿兒島の道縣にありては其の提出計畫を適當なりと認め之れが實現可期せしめつゝあり。その他の府縣に於いても目下計畫促進せられつゝあり。

右の發表に依れば全國的に見て整備は順調に進捗してゐると云つて差支へないが、全國の模範となるべき東京及び大阪の兩府に於いては地域の廣大、業者數の多大なる關係上他府縣に比し整備に困難多く計畫決定に種々の

問題を惹起した。

東京

即ち東京に於いては東京賣藥工業組合が同組合に整備委員會を設置し警視廳の指導の下に整備に當ることとなつたが、先づ關係團體との緊密なる連絡を採る可く警視廳の斡旋により四月六日左の團體を糾合し東京賣藥整備協議會を結成した。

▽東京賣藥整備協議會

加盟團體、東京賣藥工業組合、東京藥業同業組合、東京賣藥製造組合、賣藥製造卸賣同業會、東京藥事聯合調查會、東京藥業振興會、東京配置賣藥同業會、東京府藥劑師會の八團體（會長藤井賣藥工組理事長）斯くて東京賣藥工業組合では數次の整備委員會に依り整備實施方法案を作成し五月三十日臨時總會を招集之れを附議決定するに至つたが、該案は所謂五萬圓企業體案と呼ばれたもので主要點を摘記すれば左の如きものである。

賣藥營業整備實施方法案

一、統制 新生産體を株主とする東京賣藥生産統制株式會社を組織す。統制會社は左の業務を行ふ

當局との連絡、原材料の割當其の他の統制

輪移入賣藥の處方整理に關しても一の三に準じ取扱ふものとする

第二 販賣部門

一、配置賣藥

一、配置賣藥の決定
配置賣藥たるべきものは厚生大臣之を決定するものとする

二、配給統制機關の設立

配置賣藥の配給を統制する爲左に依り道府縣を區域とする商業組合又は會社を設立すること、之を設立すべき道府縣は厚生大臣之を定むること

(一) 統制機關は業務執行に付ては厚生大臣の指揮監督を受くるものとする

(二) 統制機關の組員又は株主は所謂懸場帳主とすること

三、統制機關の購入及販賣方法

(一) 統制機關は厚生大臣の決定せる配置賣藥を共同購入し之を共同販賣とすること
(二) 行商者及賣子は凡て統制機關の賣子とすること

(三) 各統制機關は毎年協議會を開き配置區域を協議決定し同一地方又は同一世帯へ同種賣藥の配置を爲さざる様にすること

(四) 統制機關は四半期毎に配置する賣藥に付左の配置計畫を樹立し厚生大臣の承認を

生産體の物資確保、賣藥の改善向上及び品質の検査並原料資材の研究、各生産體への生産指令並販賣機關との連絡、その他略

二、處方の整備 處方は生産體に於て自治的に左の如く處理するものとす

休止處分は原則として之を廢止す
廢止可能な處方は極力之を整理す
工業組合は全般的視野に於て更に之を整理するものとす

三、生産體の整備 生産體は實績(定價年賣上額)五萬圓以上を原則とすること
右の案は一統制會社(資本金三十萬圓豫定)五萬圓生産體案として發表されたが、之れは厚生省の要綱の一府縣一企業體若しくは數企業體の要求に相當の距離があり且つ統制會社方式は厚生省要綱に於て認めてゐないものなので厚生當局の容るゝところとならず、遂に再度案を練り直すこととなり十一月十日改めて左の實施方法案を作成組合員に通牒した。

東京賣藥工業組合の賣藥營業 整備實施方法案

一、生産實績額(年販賣定價實績)の如何に拘らず適當數の同志統合又は買收合併をなすものとす。其の基準は既存生産實績額百

萬圓に對し
(一)生産體數に於て十六以上

(二)生産實績額に於て金二十七萬圓以上の割合にて各自の生産實績額に比例し統合或は買收するものとす

二、年生産實績(年販賣定價額)金五萬圓以上を有する生産體は原則として新生産體として取扱ふことを得るも計畫經濟の本則として總て生産計畫書の提出、當局の裁定、生産指令の發動の場合を考慮するとき當然原材料獲得の困難を豫想せらるゝが故に、新生産體は可成生産實績五十萬圓以上とするを以て理想とす、但同一世帯内に於て出征軍人傷痍軍人を存する生産體若しくは軍人遺家族の經營に係る生産體は現經營責任者が既存の儘獨立生産體を希望する場合は別箇に取扱ふものとす

三、買收金額は被買收生産體が轉廢業を爲すと假定するとき交付を受くべき共助金額を以て標準とす但し共助金は厚生省に於て近く發表せらるゝ豫定

四、備考
(一)茲に云ふ生産實績額は一應本年五月十五日締切を以て警視廳に申告せる昭和十五年十六年の生産實績の年平均額を以て計

受け之を實施すること

配給計畫

イ、内地向(府縣別とすること)

ロ、輸出向

ハ、移出向

四二に依り指定したる道府縣以外の道府縣に於ては必要に應じ申し合せの統制團體を組織せしむることあるべきこと

二、本舖賣藥

一、本舖賣藥は之を左の二種に分つものとする
甲種本舖賣藥 厚生大臣決定するものとす
乙種本舖賣藥 右以外の賣藥とす

(一)甲種本舖賣藥の配給系統は「生産者—賣藥配給統制會社—道府縣醫藥品卸賣機關—小賣業者—需要者」とすること

(二)乙種本舖賣藥の配給系統は「生産者—道府縣醫藥品卸賣機關—小賣業者—需要者」とすること

(三)乙種本舖賣藥の生産者特別の事情により地方長官の承認を得たる時は差し當り當分の間之を自己の營業所に於いて小賣することを得ること

二、賣藥配給統制會社

(一)甲種本舖賣藥の配給統制機關として左に

上するものとす、但し必要ある場合は其の前後年度の実績を參酌することあるべし

(二) 新生産體を結成する中核生産體は十一月三十日まで其の計畫を樹立し豫定の様式により新生産體整備計畫届を當組合に提出するものとす、轉廢業生産體は決定次第所定の様式により轉廢業届を當組合に提出するものとす

右に依り組合は十一月三十日迄に計畫書の提出を求め目下積極的に統合斡旋を爲しつゝあるが、完了は十八年一月以後となる可く殘存企業體は三十乃至數十となる筈である。

大阪

次に大阪府の整備状況を述べてみると、大阪は當初東京側と協調の態度を示してゐたが東京が前記五萬圓企業體案に傾くを見るや全く態度を異にし、百萬圓企業體案の作成に着手し大體の計畫を取纏めつゝあつたところ、東京側五萬圓案の發表を見た爲め百萬圓案に反對少からず一頓挫を來し東京側の形勢觀望となつた。然るに前述の如く東京側が五萬圓案より五十萬圓案に進展するに至つたので大阪側も當初の計畫通り百萬圓案を完遂することとなり十二月三日大阪賣藥工業組合整備總委員會に於て之れ

が實施要綱の最後の決定を行つたその内容左の如くてある。

大阪府賣藥營業整備要綱

第一條 大阪府は賣藥生産企業體數〇〇數個を目標として賣藥營業の整備に努力するものとす

第二條 整備統合の標準は年生産実績額(定價)百萬圓以上を原則とするも整備促進の爲協調的合意に基き原則として年生産実績額の千圓以上の者十名以上を統合し相當の生産能力を有する工場を中心とする者は一企業體として認むるものとす、但し此の場合共助金の負擔に堪へ統合後處方の整理を行ふも企業體の運営上何等支障を來さざるものたることを要す

第三條 統合の母體(統合體の構成員中最高の年生産実績額を有する者を謂ふ)は自己の年生産実績額(千圓未満の者の生産額を含みざるものとす)の割合を以て他の業者を統合すべきものとす

第四條 年生産実績額千圓未満のものは原則として企業體に加入せず完全轉廢業を行ふものとす、但し此の場合共助金、厚生資金に付き充分考慮するものとす、年産額千圓

より賣藥配給統制會社を設立すること
イ、統制會社は厚生大臣の指揮監督を受けるものとする

ロ、統制會社の株主は賣藥元卸業の實績あるものとする

二、統制會社の販賣方法

統制會社は甲種本舖賣藥を其の生産者より引取り四半期毎に左の配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之を實施すること
配給計畫

イ、道府縣卸商業組合同

ロ、輸出向

ハ、移向

ニ、特殊向

三、道府縣醫藥品卸商業組合の購入及販賣方法

(一) 卸商業組合は四半期毎に四半期開始前一月前迄に賣藥配給統制會社に一四半期間の賣藥の注文を爲すこと

(二) 卸商業組合は甲種本舖賣藥に付ては賣藥配給統制會社より、乙種本舖賣藥に付ては當該道府縣の生産者よりそれ〴〵賣藥を引取り之を當該道府縣内の小賣商業組合の注文に基き組合に對し割當配給すること

以上のものにして企業體に加入せず完全轉廢業を行ふ場合は前項但書を適用す

第五條 出征軍人、傷痍軍人又は軍人遺家族の經營する生産體に對しては別に考慮を拂ふものとす

第六條 統合を促進する爲官民合同の統合幹旋委員會を設置し統合の指導幹旋を行ふものとす

第七條 統合を行はんとする者は統合の計畫を樹立したるときは統合幹旋委員會に左記事項を記載したる書面を提出し其の計畫の適否に付委員會の承認を受くるものとす、其の計畫を變更せんとするときはまた同じ

一、企業體の名稱（個人に在りては氏名）
二、資本金額
三、統合又は買收の生産體名並各生産體別昭和十五、十六年の生産実績額

四、統合又は買收の各生産體の工場所在地
五、企業の中心工場となるべき各直轄工場
の所在地及其の年生産実績額

六、分工場の所在地その各年生産実績額
第八條 企業體に加入せず完全轉廢業を行はんとする者は左記事項を記載したる書面を統合幹旋委員會に提出するものとす

一、營業所及び氏名（法人にありては名稱

及び代表者氏名）

二、昭和十五及十六年生産実績額

三、被買收なるときは其旨

四、兼業の場合は賣藥營業額と全營業額との比率

五、賣藥營業年數

六、廢業者の處置、家族及従業員數、不要施設不要資材を生ずる場合は其の構造、員數、見積金額、轉業先を希望する場合

は履歴書及其の希望事項添付
第九條 第七條の規定により統合幹旋委員會の承認を得たるときは速かに企業體設立計畫を樹て左記様式により省廳に届出づるものとす

一、名稱

二、營業所々々在地

三、企業體形態

四、資本金（法人たる既存營業者資本金の累計を附記すること）

五、株主又は社員員數

六、株式又は出資口數の割當基準

七、新企業體の使用すべき工場數及當時工場に使用する者の概數（既存營業者の工場にして當時十人以上使用するもの、工場數及び使用人の總數を附記すること）

(三) 卸商業組合は四半期毎に一四半期間の小賣商業組合別配給數量を地方長官に報告すること

四、小賣商業組合の組織並に購入及販賣方法

(一) 賣藥請賣業者は其の營業所々々地域の小賣商業組合に加入せしむるものとすこと

(二) 小賣商業組合に賣藥部を設置すること

(三) 小賣商業組合は組合員の注文を取纏め之に基き卸商業組合に注文の上共同購入し組合員に割當てること

三 藥局賣藥
藥局賣藥は一應乙種本舖賣藥中生産者が地方長官の承認を得て小賣を行ふ場合と同様に取扱ふものとすこと

第三 轉廢業に關する處置
(一) 轉廢企業に従事し居りたる者はなるべく新企業體に引繼ぐこと

(二) 其の他の事項に關しては國民職業指導所國民更生金庫等と連絡を密にし遺憾なきを期すべきも轉廢業に伴ふ處置は成る可く同業者間に於て協力一致共助金の提供等に付善處すること

配置賣藥統計計畫案

八、工場は自己所有か賃借かの別、賃借のものにありては之に關する今後の方針
 九、處方整理の概要（既免許處方總數を附記すること）

十、既存施設に對する處置方法の概要
 十一、餘剩勞働力轉換に關する事項
 十二、その他

第十條 新設する企業體は有限會社又は株式會社組織とし其の出資方法は現金又は現物とす、資本金は昭和十五、十六年の年平均總生産實績額（定價）の二割程度とするものとす

第十一條 買收金額は被買收生産體が轉廢業を行ふと假定するとき交付を受くべき共助金額を以て標準とするものとす

第十二條 共助金に關する事項は共助委員會を設置し之をして共助金交付率及供出方法等を考究せしむるものとす

附則 一、新企業體は必要に應じ、一方劑年生産額五千圓以上の實績を有する工場を其の分工場に指定する事を得るものとす

二、年生産實績額三千圓未滿の處方は之を廢止するものとす但し新企業體に於て特殊の處方と認め當廳の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

尙東京、大阪以外の府縣は一府縣一企業體とし十數萬圓乃至百萬圓程度の賣藥生産會社の設立へ邁進し既に設立完了のものも相當數に上つてゐる。

配給部門の整備

賣藥配給部門の整備は中央に日本賣藥配給統制株式會社を設置し下部機構としては既存の各道府縣醫藥品卸商業組合若しくは會社を利用して各醫藥品小賣商業組合に配給せんとするもので、日本賣藥配給統制株式會社の設立要綱は前掲の如くであるが、當初生産部門に先立ち十六年四月より配給統制を行ふ方針であつたところ、實際問題として矢張生産部門と併行せざるを得ぬ事情に立至り、爲めに十六年三月二十八日第一回設立委員會を開催し爾後七月二十八日に官民懇談會を催し、第二回設立委員會は漸く十月七日に開かれ、次いで第三回は同月二十三日開催されたが未だ何等具體的決定を爲すに至らず十二月中旬頃第四回設立發起人會を開催する豫定であるが、創立總會は結局十八年一月以後となる模様である。

尙、此の間に於て賣藥配給會社の取扱品目として厚生省は八月十一日全國四十萬に達す

各組合別一世帯一袋の懸場帳整理に併せて各組合擔當區域を漸次協議決定せんとす。國策に添ふべく出來得る限り早急に整理を進め配置統制を完了せんとす

各組合別一世帯一袋の懸場帳整理

一、府縣別に（或は適宜アロック別に）懸場帳整理組合を組織し懸場帳整理案を協議決定關係帳主相變り整理規定に基き申告實績を標準に得意先の交換讓渡地域協定等に依り整理案を決定す

イ、帳主別に申告實績の調査
 ロ、地域別に帳主協議會を開き得意先の交換讓渡地域協定等を定む

ハ、交換讓渡地域協定に基き懸場帳の讓渡契約並に清算

ニ、懸場帳にして實權設定せられたるもの

（信用組合、無盡、個人貸借の擔保）及び利潤請負者に對する契約解除の手續整理案決定時期

行商人極めて不足の折帳帳主は旅行勝にて廻商時期一定せず故に帳主の會合は甚だ困難なり、殊に帳主の生活根據たる懸場帳の整理は帳主に取り死活の問題として協議決定容易ならず、且つ懸場帳の讓渡契約並に利潤請負者に對する契約解除等に基き懸場帳

る賣藥の内から五千三百十二品目の本舗賣藥を指定したが、之れを「日本賣藥配給統制株式會社取扱品目」と稱し、一月九日の整備要綱に於て用ひた甲種賣藥、乙種賣藥の名稱は之を使用せぬこととした。

然し實質上指定品目は要綱の甲種賣藥に該當し指定外の賣藥は乙種賣藥に該當する譯てこの乙種に該當する賣藥は當該道府縣の配給機關に於て取扱ふこととなるのである。尙、指定賣藥の各道府縣別内譯は左の如くである。

日本賣藥配給統制株式會社取扱品目

各道府縣別内譯數（厚生省指定）

總品目數五千三百十二方

（品目査定基準、（一）一方割年販賣額（定価）五千圓以上のもの、（二）五千圓未満と雖も廣く他府縣に販賣せらるるもの、（三）右金額に拘らず相當量移出又は輸出せらるるもの）

内譯、東京一五六九、大阪一二二〇、北海道六六、宮城一四、秋田一七、福島二四、茨城一九、栃木一一、群馬四二、埼玉三〇、千葉一七、神奈川四一、新潟四二、富山二九九、石川一九、福井六六、山梨八、長野三二、岐阜二九、愛知二七八、三重一三六、滋賀一〇三、京都一〇五、兵庫八五、奈良一六二、和歌山三八、鳥取一〇、島根一一

藥 業 品

岡山三一、廣島一四四、山口二二、徳島六九、香川六九、愛媛二八、高知一六、福岡七五、長崎五七、佐賀一〇〇、熊本四三、大分四二、宮崎七、鹿兒島二九、沖縄一

尙、配給部門に於ても一つ特記せねばならぬのは各道府縣配給機關の内特殊地域に限り當該府縣賣藥配給機關の新設を認むることとなつたことである。即ち厚生省の整備要綱では各道府縣の賣藥配給は既存の醫藥品卸商業組合（若しくは會社）に行はしむることを原則としてゐたが、東京の賣藥卸業者整備組合の要望を容認し東京府、大阪府、愛知縣等特殊地域に限り別に賣藥配給機關の特設を認めたとである。

之れにより東京では東京府賣藥配給統制株式會社（假稱）を設立することとなり警視廳の指導下に九月中旬左の設立準備委員を選任設立準備に着手したが、上部機構の日本賣藥配給統制會社が決定せぬ爲め一時停頓してゐる。

東京府賣藥配給統制株式會社（假稱）

設立準備委員

準備委員（六名）大木卓、玉置新治、中田清兵衛、林惣次、國友秀夫、福島郡雄

の清算に少からざる日時を要すべく組合所屬懸場全體の一世帯一袋の整理案決定には能ふ限り努力して一ケ年間に完了せんとす。

二、一世帯一袋の整理案實施

整理案に基き配置袋の引上げ及び新たに袋の配置完了には少くも一ケ年を要す

從來懸場の廻商期は所により年一回又は二回の慣習にして近時應召徵用令等にて行商人甚だ不足を來したる結果廻商不能となれる懸場も少くなく又從來の日數にては到底廻り兼ねる現狀にて配置袋引上に際し藥代金並に貸金の清算等少からざる時日を要するものなり

配置擔當區域決定

三、各組合府縣郡市別實績集計調査

イ、各組合實績報告（十月末までに事務所へ報告）
ロ、配置先名簿作成送達（同上）

帳主旅行等の關係により昭和十八年五月末迄に報告
ハ、實績の檢計調査

昭和十八年三月末迄に完了
一、各組合實績府縣郡市別に集計表作成

臨時委員（三名）川手秀次郎、石澤信藏

西村豊七

參與（三名）片山利喜松、黒郎辰次郎、

松田金之助

配置賣藥部門

配置賣藥に就いては厚生省に於て諸種の資料に基き道府縣を區域とする商業組合又は會社を設立すべき道府縣を左の十府縣と決定

東京、奈良、富山、岡山、佐賀、熊本、滋賀、大阪、香川、愛知

六月三十日右十府縣代表を招致厚生省に官民懇談會が開催され十月一日より配置賣藥の配給統制を實施することとし諸般の協議を行つた。尙、前記十府縣の外に當該縣内のみに配置を認むる任意組合を左の四縣に設立せしむることとした。

三重、廣島、鳥取、島根

右により東京府配置賣藥商業組合は七月二十三日創立されたが、同組合は組合員二十三名にて役員左の如く決定

東京府配置賣藥商業組合役員

理事長堀正由、理事日光豊太郎、桑原要
小川友三、三田秀太郎、松田實次、服部
藤左衛門、監事橋本土郎、霜島信明

次いで九月十一日再度厚生省に於て官民協議會を開き左の件を協議決定した。

配置賣藥配給統制に關する件

一、配置區域の設定

(一) 配置賣藥の販賣に付ては配置區域を決定し重複配給を避くるものとする

尙今後配置すべき世帯は原則として從來

配置しある世帯に限ること、註一戸一袋配置の實施と配置の擴張を行はぬこと

(二) 配置區域決定の基礎となるべき配置先註、各統制機關の受持府縣

(三) 配置賣藥の各統制機關（配置賣藥商業組合及縣内配置の任意組合）は左のプロツク毎に協議を行ひ各府縣に付その擔當すべき區域を原則として郡別に決定すること

- 一、北海道、二、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、三、茨城、栃木、群馬、埼玉、四、千葉、東京、神奈川、山梨、
- 五、新潟、富山、石川、福井、六、長野、静岡、愛知、岐阜、七、三重、滋賀、京都、奈良、八、大阪、兵庫、岡山、和歌山、九、鳥取、島根、廣島、山口、十、
- 徳島、香川、愛媛、高知、十一、福岡、佐賀、長崎、大分、十二、熊本、宮崎、

二、理事會に於て調査檢討

三、各組合へ府縣郡市別実績集計表送達

四、擔當區域決定方法に基き郡市別比率算定

擔當區域決定方法に付き協議會に於て再審議の上決定、昭和十八年五月末迄に比率算定終了

五、プロツク別協議會開催、十二プロツク別に協議會を開催し漸次擔當區域を決定せんとす

協議會開催十日前に各組合へ通告すると共に各組合に於て關係帳主會を開き國策に添ふべく擔當區域決定並に決定後の對策用意を協議す

六、擔當區域決定後の配置統制實施

擔當區域決定に基き配置先の交換移讓

イ、非擔當區域より配置袋を精算の上引上げをなす

ロ、擔當區域内交換移讓の新得意に袋の配置をなす

ハ、非擔當區域より配置袋引上げ帳主に對し擔當區域内に新配置區域提供

七、共助施設に關する件

前各項に基き一世帯一袋の懸場整理の實施に當りては各團體別並に各團體相互間に懸場の交換譲渡を行ふものなるによりこれに

場

鹿兒島、沖縄

二、新配置區域設定に伴ふ措置

(一) 配置區域決定の上は關係團體は相互に速かに配置先を交換又は移譲すること

(二) 各統制團體は前項に伴ひ配置先の名簿を關係團體に連絡すること

(三) 配置區域決定に基き配置統制を爲すべき時期——註、厚生省の意向に従ひ出来るだけ速に統制配置を開始する

三、配置區域設定に關し關係官廳と連絡すべき事項

(一) 配置賣藥協議會は擔當地域決定の爲アロツク別の協議會開催に際しては開催月日場所及參加商業組合(縣内配置任意組合を含む)を厚生省及參加組合を管轄する廳府縣に對し會議開催の十日前に通知すること

(二) 配置を擔當すべき郡を決定したるときは配置賣藥協議會は直に厚生省に對し組合別擔當縣郡名を報告すること

四、一世帯に配置すべきもの、内容——註、一戸に配置する一袋中の賣藥の種類や金額の標準

五、現に配置しある賣藥に對する處置——註 厚生省の意向に従ひその回收を行ひ得るや

う處置する。

斯くて日本配置賣藥統制協議會が結成され豫定の十月には配給統制實施を爲し得なかつたが、十月二十一日別項の如き配置賣藥統制計畫案を理事會に於て決定し直ちに厚生省へ提出した。

次いで十一月十一日更に協議會臨時總會を開催したが最後決定に至らず今日に及んでゐる。

以上は大體十七年十一月末現在に於ける賣藥整備の全面的狀態であるが、此の間行政簡素化實施により厚生當局の機構に大改變があつたこと、警視廳の衛生所管が東京府に移管されたこと等により整備の促進に多少の影響があつたが當局の根本方針に何等變更の無いことを附記して置く。

藥事制度とそ の改善問題

藥事制度の改善問題は二つの部分に分けて考へられる。一つは先年來の醫療制度改善問題に關聯した處方箋強制發行の問題と之れに附隨した醫師の調劑權問題であり、他の一つは昨十七年十一月九日醫藥制度調査會より厚

つき相當額の懸場補償金の交付を要すると共に懸場整理に伴ふ轉廢業者につきては一般中小業者として共助補償金を供與せざるべからざるは論なき處なるにより本件に付速かに適法措置を講ずること

厚生大臣諮問第一號に對する
答申(藥事制度改善方案)

答申第二號

昭和十三年七月十一日諮問第一號を以て諮問相成候「國民醫療の現状に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何」に關しては曩に「醫療制度改善方案」に付及答申候處現下の事態に鑑み右と密接不可分の關係にある藥事制度に付速かに所要の刷新整備を加へ以て國民體力の向上を圖るに遺憾ならしむるの要緊切なるものありと認め慎重審議の結果「藥事制度改善方案」別紙の通決定致候條此段及答申候也

昭和十七年十一月九日

醫藥制度調査會長 大口 喜六

厚生大臣 小泉親彦殿

(別紙) 藥事制度改善方案

一、藥劑師に關する事項

(一) 藥劑師の本分

藥劑師は調劑、醫藥品の供給其他藥事衛生

生大臣に答申された「藥事制度改善方策」と之れを採擇して今議會に政府が提案することとなつた藥事法(假稱)の問題である。

前者に就いては昭和十五年十一月醫藥制度調査會より厚生大臣に答申した「醫藥制度改善方策」に於いて、醫師は診療により投薬の必要ありと認めた場合は必ず處方箋を患者に交付すること、患者は此の處方箋により當該醫師の藥室より投薬を受くとも、或は一般藥局に持參して調劑を求むるとも患者の任意選擇に委すこと、右の代償として藥劑師法附則に於いて除外例的に認められてゐる醫師の調劑權を藥劑師法の本則に入れ原則的に認むること、いふ所謂醫師、藥劑師の互諱に依る醫藥分業解決案を盛り込んだのであつたが、時局の進展と醫師會側の反對運動により十六年の議會には遂に法案の提出を見るに至らず未解決の儘持越しとなつてゐた。

然るに大東亞戰爭の勃發により時局は急轉して醫藥制度改善に對する政府の方針も非常な飛躍を示し、國民體位の向上、人口政策の確立に重點を置き醫藥制度の根本的建直しが企圖せられ、その結果十七年の議會には國民醫藥法案が提出されその通過を見るに至つた。

國民醫藥法の内容に就いては直接藥事に關係が無いので説明を省くが、前記醫藥制度調査會答申の「醫藥制度改善方策」に盛り込まれた事項は殆んど國民醫藥法に採り入れられたに拘らず、處方箋強制發行の件並に之れと不可分關係を有する醫師調劑權の本則化の件のみは取り殘され醫藥分業解決案は又復失敗に歸した而已ならず、國民醫藥法に於ける醫藥關係者からも藥劑師が除外される結果となりつた。

勿論時局の重大さは斯る問題を考慮する邊は無いのが當然であるが、今後に於いて如何なる反響を呼んで來るか一應注目される問題を殘してあるものであることを指摘して置かねばならない。

次に後者の藥事制度改善に就いては醫藥制度の改善に伴ふ必然の問題として藥界を擧げて其の速かなる實現を要望しつゝあつたが、特に藥事奉公會と日本藥劑師會とは積極的に當局と協力促進を圖る爲め十七年九月相前後して藥事制度改善意見を厚生省に提出するところがあつた。

厚生當局に於いても其の必要を認め十七年十月六日の幹事會を先驅として同十三日醫藥制度調査會總會を招集し藥事制度改善に關す

を掌り國民體力の向上に寄與するを以て其の本分とすること

(一)業務に關する修習

厚生大臣は藥劑師をして醫藥品の取扱其他藥事衛生に關し必要なる事項の修習をなさしむることを得ることとする

(二)其他

(1)調劑報酬を適當ならしむる様措置すること

(2)藥劑師の免許等に關する事項は概れ現行の通とすること

二、藥劑師會に關する事項

(一)藥劑師會の使命

藥劑師會は藥事衛生の改良發達を圖り國民體力向上に關する國策に協力することを以て目的とすること

(二)藥劑師會の改組

藥劑師會の會員範圍の擴張、總會の改組、役員の地位の強化、日本藥劑師會の強制設立及道府縣藥劑師會に對する統制力の強化藥劑師會に對する行政監督の強化等に付ては醫師會及齒科醫師會の例に準じ措置すること

三、醫藥品に關する事項

(一)醫藥品の範圍

る諮問續行を爲したが、調査會は特別委員會を設置し大口喜六代議士を委員長に十九、廿六、廿七日と連續的に委員會を開き極めて急速に審議を進行し、何等の滯滞も無く十二月九日再び總會を開き「藥事制度改善方策」を可決、直ちに厚生大臣に答申し（別項参照）國策協力の實を擧げた。右答申案は全面的に政府の採用するところとなり藥事法（假稱）として第八十一議會に提出の方針を以て十一月二十四日閣議に附議せられ左の法案要綱の決定發表を見た。

藥事に關する法案

- 一、醫藥品供給の適正を期し以て國民體力の向上を圖る爲め藥事に關する基本的法制を整備し藥劑師法、藥品營業並に藥品取扱規則及び賣藥法の内容は本法に統合規定すること
- 二、藥劑師の本分を明定し調劑のみならず廣く醫藥品の供給その他藥事衛生を掌り國民體力の向上に寄與せしむるものとする
- 三、厚生大臣は藥劑師をして醫藥品の取扱その他藥事衛生に關し必要な事項の修習をなさしむることを得るものとする
- 四、調劑報酬等を適正ならしむる爲め必要な

藥 業 品

- 五、藥劑師會の使命、會員範圍その他につき必要な改正を加へ以てその公共的活動の強化を圖ること
 - 六、日本藥局方外醫藥品については外國藥局方收載藥品、新藥新製劑、賣藥等の區別を廢すると共に醫藥品の製造及び販賣には許可を要すること、以て醫藥品供給の適正を期すること
 - 七、藥局の開設には許可を要する事としその内容の整備及び分布の適正に資すること
 - 八、醫藥品の廣告制限及び内容公示につき必要な措置を講ずること
 - 九、國民保健の爲め特に必要と認むる醫藥品につき品質の確保、價格の適正その他供給確保のため必要な措置を講じ得るものとする
 - 十、既存の藥局開設者並に醫藥品製造業者及び販賣業者については其の業務を繼續するを得しむるの措置を講ずること
- 右により政府は藥事法（假稱）を成案今議會に提出することとなつたが、時局下黨贊議會の性格に鑑み政府原案の通過成立は疑ひ無きところであり、順調に行けば三月頃法律公布の運びとなるであらうと豫想される。本案

醫藥品は日本藥局方收載藥品、外國藥局方收載藥品、何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑（以下新藥新製劑と稱す）、賣藥及賣藥部外品の一部とする

(一)新藥新製劑の許可制
新藥新製劑の製造に付き從來の届出制を改めて許可制とすること

(二)新藥新製劑、賣藥等の區別の撤廢
(1)外國藥局方收載藥品、新藥新製劑及賣藥の區別は之を廢し原則として取扱を一元化すること
(2)賣藥部外品中醫藥品として取扱ふことを適當とするものは醫藥品とし前號と同様に取扱ふこと

四、藥局並に醫藥品の製造及販賣に關する事項
(一)藥局
(1)開設の許可制
藥局を開設せんとするときは地方長官の許可を受くべきこととする

(2)開設者の資格
藥局を開設し得るものは藥劑師又は藥劑師を使用する者とする

(二)醫藥品の製造
(1)製造の許可制

は内容の示す如く薬事制度の劃期的改善案でありその實現は大いに期待される。

行政簡素化實 施と衛生行政

大東亞戰爭の完遂と大東亞共榮圈の確立の爲めには官界新體制の必要が痛感されてゐたが、政府も此の點に深く思ひを致し行政簡素化を斷行することとなり客秋十一月一日之れが關係法令を公布即日實施した。

その結果中央各省を始め地方廳全體に互り局課の統合整理が行はれた外新に大東亞省の新設を見るに至つたが、之れを衛生行政機構のみに就いて見ても劃期的な機構變革が行れたのである。

先づ衛生行政の總本山たる厚生省に於いては豫防局を衛生局に統合し、藥品課を藥務課に統合し、結核課、豫防課、衛生課は消滅して新に醫療課が設置され新衛生局は從來の七課から四課に縮少した。

又、地方廳に於いては從來警察部に置かれた衛生課が内政部に移管されたことは衛生行政上一新紀元を劃するものであり、東京府に於いては從來警視廳に置かれた衛生行政所管

事項の一切が東京府に移管され、新に東京府に保健課の設置を見たのも同様の意味を持つものである。

以下具體的に行政簡素化實施後の衛生行政機構を説明して置く。

厚生省衛生局各課人員配置表

▽衛生局長 灘尾弘吉

▽書記室 理事官塚原政繁(兼務)、書記鶴田寬、屬溝口正三(兼務)

▽醫務課 課長吉富滋、事務官江下孝、技師寺田秀男、大西榮藏、有蘭初夫

▽藥務課 課長木村忠二郎、事務官高田浩運、理事官塚原政繁、技師安香愛二(兼務)、

竹内甲子二、井川俊一、相山庸吉、五十嵐欽也、保見吉亮、秋葉朝一郎、若林榮四郎、大西榮藏(兼務)、屬守屋德幸、末

綱正直、小川稔治、松永信夫、三浦幸太郎、小澤敏夫、岡田實夫、技手吉田太郎

市川可知男、豊田湊、小森弘太郎、江本龍雄、藤田早苗之助、平間好美、阿部正

雄、柴田範男、鈴木文亮、中塚實、近藤英二、石川廉、囑託鈴木辰藏、朝倉勳

▽醫療課 課長(技師)引地亮太郎、事務官富田正、古海正雄(兼務)、理事官藤田孝

行、技師近藤宏二、楠本正康、大久保關

製薬者及賣薬營業者の制を廢し醫藥品を製造せんとする者は厚生大臣の許可を受くべきこととする。但し藥局に於て特に定むる製劑を製造する場合は此の限に非ざることとする。

(2) 製造者の資格

醫藥品の製造を爲し得る者は藥劑師又は藥劑師を使用する者とする。

特別の事情あるときは前號に拘らず醫藥品製造に必要な知識技能を有する者に醫藥品製造を許可するを得ることとする。

こと

(3) 醫藥品の販賣

(1) 販賣の許可制

藥種商及賣薬請賣營業者の制を廢し醫藥品を販賣せんとする者は地方長官の許可を受くべきこととする。但し藥局開設者に付ては此の限に在らざることとする。

こと

(2) 販賣者の資格

醫藥品の販賣を爲し得る者は藥劑師又は藥劑師を使用する者とする。

特別の事情あるときは前號以外の者に對しても品目を制限して醫藥品販賣を許可するを得ることとする。

秋山文雄、山本菊三郎(兼務)

▽防疫課 課長(技師) 南崎雄七(勅任待遇)

事務官古海正雄、技師池田錫(勅任待遇)

川畑愛義、防疫官頓宮康爾、柴山知輝、

館林宣夫、小島三郎(兼任)

東京府内政部保健課(新設)

課長(技師) 加藤寛二郎(舊警視廳醫務

課長) 技師三雲隆三郎(舊警視廳衛生檢

査所長) 藤森宗吉(舊警視廳衛生課技師)

山崎友久(同上)

醫務係兼藥事係長春日長重、豫防兼保健

係長渡邊保敏

生薬配給一元 化と日本生薬

厚生省では醫藥品の自給自足を目指し之れが原料たる生薬の栽培、採集を積極的に奨勵すると共に配給を一元化することとなり、昭和十七年一月廿一日付衛生局長の名を以て地方長官へ「生薬配給統制要綱」を依命通牒し四月より實施方を指令したが該要綱内容は左の如くであつた。

生薬配給統制要綱

第一中央統制機構

薬業薬品

一、中央統制機關

(一)日本生薬統制株式会社、東邦生薬統制

株式会社、國産生薬株式会社の三會社及

元賣配給組合は之を解散し新に生薬統制

會社を設立すること

(二)生薬統制會社の株主は生薬元卸業の實

績あるものたること

(三)生薬統制會社は厚生大臣の指示監督を

受け生薬の買入及販賣を行ふものとする

こと

(四)從來の獨立せる加工團體は生薬統制會

社の委託を受け加工業務を行ふものとする

こと

(五)生薬統制會社は醫師向生薬に付其の容

器又は被包に醫師向配給品たることを明

瞭ならしむるの措置を講ずること

二、取扱品目

(一)昭和十六年五月七日附厚生省告示第一

九六號に依る指定生薬

(二)其の他生薬統制會社に於て取扱の必要

ありと認めたる生薬右は厚生省の承認を

受くるものとす

三、配給計畫

生薬統制會社は生薬の買入數量又は買入

豫想數量に付四半期毎に左の區分により

(一)醫藥品の取扱

(1)内容の公示

日本藥局方外藥品に付ては原則として容

器又は包紙に其の成分(分量を含む)、

成分不明なるものは其の本質及製造法の

要旨を記載せしむることとする

(二)名稱の記載

日本藥局方收載藥品には「日本藥局方」な

る文字及藥局方名を記載し原則として藥局

方名以外の名稱を記載するを得ざること、

(三)廣告の制限

醫藥品の廣告制限に必要な規定を整備す

ること

(四)重要醫藥品の供給確保

國民體力の向上を圖る爲特に必要と認む

る醫藥品に付ては左の措置を講ずる途を

開くこと

(1)厚生大臣の定むる規格に適合するもの

又は厚生大臣の定むる機關の行ふ検査に

合格したるものに非ざれば販賣又は授與

することを得ざることとする

(2)價格を適正ならしむること

(3)其の他醫藥品の製造又は販賣を爲す者

に對し其の供給を確保する爲必要な命

配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之を實施すること

(一) 一般向、(二) 藥劑師の調劑用を含む道府縣別とすること)

(二) 醫師向 (道府縣別とすること)

(三) 局方製劑原料向

四 新藥新製劑原料向

(五) 賣藥原料向、(六) 軍需向、(七) 大口其の他

向、(八) 輸出向、(九) 移出向、(十) 殘置量

第二 地方卸賣機構

一、地方卸賣機關

(一) 道府縣醫藥品卸商業組合 (又は會社)

を以て之に充つること但し特別の事情により厚生大臣の承認を得たるときは別に之に代るべき會社を設け得ること

(二) 現在卸商業組合 (又は會社) の組合員

(又は株主) に非ざる有資格者は地方長官の承認を経て卸商業組合 (又は會社)

の組合員又は株主たらしむること、但し生藥統制會社の株主たるものを除くこと

(三) 卸商業組合は取扱品目の全數量を共同購入共同販賣すること

二、配給計畫

卸商業組合 (又は會社) は割當られたる數量に付四半期毎に左の區分により配給

計畫を樹立し地方長官の承認を受け之を實施すること

(一) 一般向、(二) 醫師向、(三) 大口其の他向、(四) 殘置量

第三、小賣機構

一、小賣機關には醫藥品小賣商業組合を以て之に充つること

二、醫藥品小賣商業組合は地域内の生藥小賣專業者を組合に加入せしむる事とし必要に應じ生藥部を設くること、但し新規

加入者に付ては其の業態を調査し厳選すること

三、一般向生藥に就ては醫藥品小賣商業組合は組合員の注文を取纏め之により卸商業組合に注文を爲し共同購入し組合員に配給すること

四、醫師向生藥に付ては購入券又は醫師の注文を組合員より取纏め之により卸商業組合に注文を爲し共同購入の上組合員に配給すること

五、醫師向生藥は一般向生藥と區分し醫師以外の者には販賣せしめざること

第四 購入券の使用

醫師向需要のものにありては醫師會、獸醫師會等をして豫め之が必要量の調査を爲さ

令を爲すこと

經過的措置

既存の藥局開設者並に醫藥品製造業者及販賣業者に付ては其の業務を繼續するを得しむるの途を開くこと

(備考) 左の現行諸法令は之を統合することとすること

一、藥劑師法 (大正一四、法律四四號)

二、藥品營業並藥品取扱規則 (明治二二、法律第十號)

三、賣藥法 (大正三、法律一四號)

四、何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に關する件 (明治四四、內務省

令一八號)

五、痘苗及血清其の他細菌學的豫防治療品取締規則 (明治三六、內務省令五號)

六、麻藥取締規則 (昭和五、內務省令一七號)

七、賣藥部外品取締規則 (大正七、內務省令二五號)

(希望意見)

現下の戰時態勢に即應し大東亞共榮圈に對する所要醫藥品の自給自足を完全ならしむる爲には其の生産配給並に貯藏の各方面に

互り新なる機構の編成を必要と認む、依つ

しめ成る可く購入券により配給せしむる事
右要綱により左の諸氏發起人となり會社設
立に着手した。

藤澤友吉、菅井豐藏、和東源次郎、三國仁
兵衛、日野作太郎（以上大阪）金原市兵衛
（東京）長岡佐太郎（兵庫）

然し豫定の四月には設立を見ず五月二十二
日大阪に於て創立總會を開催したが、同社は
資本金百八十萬圓にて役員左の如く決定し
た。

取締役社長藤澤友吉、取締役菅井豐藏、同
和東源次郎、同三國仁兵衛、同金原市兵衛
同淺野利一郎、監査役長岡佐太郎、同日野
作太郎

右の如く會社の設立は完了したるも本格的
事業開始には取扱品目に對する公定價格の決
定を必要とするのであるが、公定價格の決定
は厚生省、商工省間に於て協議中なるも種々
困難なる事情あり今日に至るも未だ決定を見
るに至らず、爲めに會社は開店休業の状態を
續け配給は一時停止の有様となつた。

厚生省では之れを遺憾とし十一月二十日に
至り便法として従來通りの價格及機構を以て
一應生業の配給を行はしめることとし左の通
牒を地方長官に發した。

藥 業 品

指定生業（註漢藥）配給に關する件（厚
生省通牒第一四五七號）

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十條
により日本生業株式會社より申請に係る指定
生業の配給計畫に付昭和十七年十一月二十日
厚生省阪衛第一四五七號を以て貴廳府縣醫藥
品卸商業組合（又は會社）及賣藥工業組合同
需要として左記の通配給方承認相成候條御了
知相成度

追て貴道府縣醫藥品卸商業組合（又は會社）
割當數量に付ては客年十二月四日衛乙第一
四三號醫師向指定生業配給に關する件によ
り取扱相成度

記

品目、道府縣醫藥品卸商業組合（又は會社）
向、道府縣賣藥工業組合同、遠志、唐黃耆
唐黃岑、ゲンチヤナ根、ユロンホ根、牛黃
紅花、唐牛膝、唐山歸來、唐柴胡、センナ
藥、芋大黃、麝香、麻黃、益智、良薑

指定生業（註和藥）配給に關する件（厚
生省通牒第一四五六號）

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十條
により東邦生業統制株式會社より申請に係る
指定生業左記の通り貴縣賣藥工業組合同需要
として配給方承認相成候條御了知相成度

て速に之が適當なる計畫を定め其の施設を
進められんことを望む。

記

川芎、和白、和茯苓、和生干芍藥、長麥門
冬、貝母、軸莫菜莢、牡丹皮、青切、赤切
小割枳實、久丸、吉草根、苦棟皮、和香附
子、和地黃、和地黃、丸麥門冬、刀地黃
然し右は飽くまで一應の便法に過ぎない譯
であるから公定價格の決定は一日も速かなら
んことを要望されてゐるのである。

新藥新製劑と
その整備問題

厚生省に於ては賣藥營業の整備に續いて
新藥新製劑の整備を行ふ方針の下に昭和十七
年二月二十六日厚生省に東西有力業者を招致
し官民懇談會を開催した。當日招致により出
席した業者は左の十五氏であつた。

三共株式會社々長鹽原禎三、第一製藥株式
會社專務池田文次、鳥居商店社長鳥居孝一
郎、小西新商店副社長小西專一、田邊元商
店專務田邊金次郎、岩城市太郎、中村瀧商
店中村泰輔（以上東京）、武田長兵衛商店竹

田義藏、鹽野義商店社長鹽野義三郎、田邊五商店豊田、藤澤友吉、東洋製藥社長東代清次郎、小西伊兵衛(以上大阪)錦源兵衛(名古屋)及日本醫藥品配給統制株式會社常務赤井佐一郎

此の會合は一月九日の賣藥整備に關する官民懇談會と同一の性格を持つものと見られたが、賣藥の場合の如く整備の要綱等は提示せられず、全く懇談的に整備方針に關し意見の交換が行れたものゝ如くである。

其の結果當局の方針としては新藥、新製劑の整備は賣藥の場合と少しく行き方を異にし配給部門より先づ整備に着手し生産部門はその後に於いて考慮するといふ方針なることが明かにされたが、配給部門の整備方法に就いては其の後數度の官民懇談が行れたに拘らず未だ適當なる成案を得るに至らず、且、賣藥整備と併行せしめること困難なる事情を認め一應延期することゝして今日に至つてゐる。

然し整備の必要は益々昂まりつゝあるのである。本年三四月頃迄には厚生當局より何等かの整備方針を提示せらるゝものと期待され、業者側に於いても日本新藥工業組合、日本新藥協會及び藥事奉公會等を中心として調査研究を行つてゐるが、現在新藥新製劑約十萬と見て

其の内醫療上必要と認めらるゝものは各病院等の使用率調査表から割出して約一千種程度ではないかと考へられてゐる模様である。

新藥新製劑の 審査制度實施

日本新藥工業組合では製品の品質向上と併せて今後の整備に備へ、厚生省の指導の下に六月十八日製成品審査並に取締規程を設定し、厚生省衛生試驗所内に審査試驗室を設置し製品の審査に着手、九月十二日その第一回審査品目としてスルホンアミド誘導體を決定し更に第二回をスルホンアミド製劑、第三回を惡阻劑、第四回を治癩劑と決定夫々審査を行つたが更に十一月に至り五十一種に互る審査品目分類表を作成、夫々規程の制定に着手し審査の適正強化を圖ることゝなつたが、今後新藥新製劑の整備と睨み合せその成案は注目されてゐる。

末端配給機關 の整備完成す

醫藥品衛生材料の生産配給統制強化に伴ひ

之れが末端配給機關たる醫藥品が小賣商業組合の有機的連絡の必要を認め大厚生省は、七月二十二日全國醫藥品小賣商業組合代表を厚生省に招致し、官民協議會を開催、日本醫藥品小賣商業組合聯合會設立に關し左の指示を爲した。

醫藥品小賣商業組合の全國的團體

整備に關する件

一、新團體の内容

(一)名稱(業者側に於て適宜定むること)

(二)事業内容

小賣商業組合に對する指導關係機關との協調連絡を以て主たる事業内容とする事

(從來の如き事業團體たる性格を連絡協調團體たる性格にすること)

(三)日本藥劑師會、卸賣團體等關係團體との關係

連絡を保つため關係各團體の役員選任等にも考慮を拂ふこと

(四)組織

全國に於ける醫藥品に關する小賣商業組合を網羅すること

(五)出資及經費(業者側にて適宜決定をなすること)

(六)役員(第三項を考慮の上適當に選任のこと)

と)

二、整備の方法

業者側で適當に行ふこと

三、整備完了の時期

大體八月末日を期すること

四、既設薬粧商業組合に對する措置

昭和十五年六月十七日振第四二八一號商工

厚生兩次官通牒により此の機會に改組すべ

き點は通牒の主旨に基き行ふこと

右の當局指示に基き東京吉田達次氏を設立發起人總代とし左の設立委員を擧げ設立に着手した。

- 秋山康之進(北海道)、山田儀助(秋田)、吉田達次(東京)、宮前鐵平(群馬)、横井龜吉(愛知)、依田富重(山梨)、東代清次郎(大阪)、群司賢亮(兵庫)、佐藤清一(山口)、佐藤徳三郎(徳島)、緒方作次郎(熊本)、牟田康彦(長崎)

斯くて種々の障害を排除し豫定より相當遅れたが十一月二十六日に至り全國三百十六組合中二百二十組合の加入同意を得て東京日比谷松本樓に日本醫藥品小賣商業組合聯合會創立委員會を開催した。

定款、事業規程その他諸案件を可決成立を告げたが役員は厚生省滯尾衛生局長の指名に

より左の如く決定を見た。

會長吉田達次(東京、舊全國藥商聯合會)
 常務理事鈴木小善(東京)、鈴木勇雄(同)、
 横井龜吉(愛知)、大槻欽三(京都)、東代清次郎(大阪)、藤川清(徳島)、緒方作次郎(熊本)、山田儀助(秋田)、監事荻村武郎(東京)、佐村清一(山口)、牟田康彦(長崎)

右成立に伴ひ既存の全國醫藥品小賣商業組合聯合會は同月二十七日解散した。

尙、新聯合會の事業内容は當初連絡協調機關たるべきことを指示されてゐたが、舊聯合會の事業範圍に於て共同購入その他の經濟行為を行ふことを容認された爲め全國醫藥品卸商業組合聯合會側より反對意見が提示され多少の波紋を描いてゐることは注目される。

日本薬局方の決戦體制成る

昭和七年六月現行第五改正日本薬局方が公布されて以來厚生省に於いては客觀的事態に對處して再度の改正を行ひ醫藥品の供給確保を圖つて來たが、戦時下内外情勢の緊迫に伴ひ薬局方の決戦體制版とも云ふべきもの、必要を痛感するに至り十六年十二月十日厚生省

令第五十五號を以て薬局方の大改正を公布した。改正の要旨は次の通りである。

第一、藥品の外観、臭氣、溶狀等の試験方法を凡例中に規定し其の則定の統一を圖りたること

第二、アセトアニリド外一三四品に付生産を確保し更に増産を圖らんが爲衛生上危害の虞無き範圍に於て之が試験規定の改正を行ひたること

第三、安息香豚脂外一七品に付其原料中從來海外よりの輸入に仰ぎたるもの其他により入手困難となりたるものに付國産原料を使用し得る如く之が製法の規定を改正したること

第四、賦形藥として其の需要量の莫大なる各種澱粉、乳糖の不足を補ふ爲甘藷澱粉及び柑皮末を新に收載し又苦味健胃藥として從來輸入に仰ぎたるゲンチアナ根に代り第三改正日本薬局方に收載され居りたる睡菜葉を復活收載し當藥龍膽と共に使用の途を拓きたること

次いで更に大東亞戰爭勃發後の事態に對處する爲め十七年十一月三十日厚生省令第五十七號を以て第四次改正を公布したが改正の要旨次の通である。

第一、藥品の容器不足に鑑み之が緩和規定を凡例中に挿入したること

第二、カリ資源を原料とする硝酸銀加硝石外十一品に付國産豊富なる他の資源を使用し得る様製法の規定を改正したること

第三、スルホンアミド劑中アセトスルファミン及チスファミンの規格を設け之が品質の統一を圖りたること

第四、クレゾール及キシソノール又はその混合物にても適合する様規定を改正しその増産を圖りたること

第五、藥品需給の現状に鑑み薬局に於て常に貯藏するを要する藥品に付改正を行ひたること

統制藥品の擴大と統制會社

厚生省では昭和十六年五月醫藥品及衛生材料生産配給統制規則を公布し、同時に同規則に依り第一種、第二種、第三種統制藥品を指定したが、その後時局の進展に應じ品目の改正を行ふこととなり十六年十一月二十二日厚生省告示第五百十四號を以て第二種醫藥品（價格のプール平準化品目）に黃降永等十八

品目を追加し從來三十七品目と合せて五十五品目に増加した。次いで同年十二月一日厚生省告示第五百三十四號に依り第三種醫藥品（配給統制品目）にアセトアニリド等七十六品目を追加し從來の九十品目と合せて百六十六品目に増加した。

更に昭和十七年十一月四日厚生省告示第六百四十一號を以て第三種醫藥品一四四品の大數量追加指定を見るに至り、第三種醫藥品は合計三百十品目となり局方藥品の重要なものは殆んど配給統制を受くることとなつた。而已ならず新規追加品目を中心とする一五七品目に對しては從來の割當制を廢し注文配給制とし需給調整の徹底を圖ることとなつた。

續いて同年十二月八日厚生省告示第六百六十六號を以て第一種醫藥品（生産統制品目）を改正し二十一品目を削除十四品目を追加し又同日告示第六百六十七號を以て第二種醫藥品を一躍一三一品目増加し合計一六七品目とした。

以上の如く統制藥品の擴大強化に依り日本醫藥品生産統制株式會社、同配給統制株式會社の事業は一層擴充されるに至り兩社今後の機構強化は必至と見られてゐる。

グリセリンの藥用配給停止

帝國油脂統制會社並に油脂統制會ではグリセリン對策協議會を設置し、油脂需給關係逼迫下の供給確保とこれが對策及び替代品に就いても研究を進めるとともに高度の重點主義配給を行ふことに方針を決定したが、右協議會に於いて十二月初旬グリセリンの消費狀態の検討を行つたところ

一、醫藥（洗腸、濕布用）人造樹脂、合成酒、ビール、齒磨、煙草、セロファン等の民需品は何れも、代替可能、若くは使用しなくとも差支へないのでグリセリン配給は停止する

二、火藥類、染料、寫眞用等は代替品不可能なのでこの方面に對しては所要量の確保をはかる

三、右の方針に従ひ醫藥代用グリセリンに就ては厚生省が攻究し、煙草用は使用せざること大藏省專賣局に於いて諒解成立

右の如き結論に達し今後グリセリン配給に就いては調期的な高度重點主義を實施することとなり、第四四半期から實施する模様であり醫藥用の配給停止は必至となり、業界は代替品の對策に就いて研究を進めた。

東京大阪藥業關係 組合團體役員一覽

〔昭和十七年十二月一日現在〕

東京藥業同業組合

電話 神田區錦町一〇〇九、二五二三
電話 神田區本町三ノ三

組長 石井福治郎
副組長 津村岩吉
大木卓
吉田達次
田口彌三郎
青柳健次

評議員

藤井得三郎、林惣次、國友秀夫、鈴木勇雄、鈴木小喜、渡邊政治、伊東修吾、大堀朝雄、武井勇、林茂雄、松島龍平、篠原清一、石川平治郎

主事 馬淵重

東京製藥同業組合

電話 日本橋區本町三ノ三、河合ビル
電話 日本橋區本町一八九七番

組長 池田文次
副組長 歌橋憲一
會計主任 岡澤良次
評議員

入江七平、原安三郎、原三右衛門、早野廣、鳥居孝一郎、友田銚三郎、川瀬俊男、中川清博、山科推作、松田吉雄、小林長次郎、三谷桂次郎、守田保太郎

東京藥種貿易商同業組合

電話 日本橋區本町三ノ三
電話 日本橋區二九一九

組長 鳥居孝一郎
副組長 守隨彦太郎
友田貞吉
會計 岩邊金次郎
岩城市太郎

評議員

小西新兵衛、中村泰輔、岡澤良次、金原市兵衛、藤川芳太郎
書記長 淵上敬夫

東京賣藥製造組合

電話 神田區錦町一〇〇九、二五二三
電話 神田區本町三ノ三

組長 堀内伊太郎
副組長 白井正助

理事 東京藥院、大木合名會社、高木與兵衛、玉置商店、津村順天堂、藤井得三郎、守田治兵衛

日本藥劑師會

電話 京橋區銀座六ノ四、交詢ビル
電話 銀座區一八九三、一九九四

會長 河合龜太郎
副會長 石井絹治郎
柳澤保太郎

理事 竹中稻美、高橋勳次、關口彌三郎、可兒重一、武井勇、鈴木秀幹、入江七平、吉田達次、瀧川末一、山本十主松
書記長 登内森一

東京府藥劑師會

電話 神田區神保町一ノ二十一
電話 神田區一八〇六

會長 石井絹治郎
副會長 船戶忠助
關口彌三郎

理事

千葉葉三、老沼秀雄、渡邊政治、成毛英之助、内田兼一、内野良男、梅澤一郎、山本十主松、淺野長次郎、加藤勝衛、平塚善太郎
書記長 佐藤芳政

日本醫藥品生產統制株式會社

電話 日本橋區吳服橋一ノ一、國分第三ビル
電話 日本橋區二五五七、二五五八

取締役社長 竹田義藏
常務取締役 鹽野義三郎
鹽原禎三
池田文次
瀧野勇
手島志郎
東代清次郎
莊原和作
越知昌三
小島敏之
鳥居孝一郎
市野瀨
原安三郎
藤澤友吉
守田保太郎

藥 業 品

日本醫藥品小賣商業組合聯合會

日本橋區本町一ノ六
電話日本橋二五八七、二八八〇

會長 吉田 達次
常務理事 鈴木 小善

監事 鈴木勇雄、横井龜吉、大槻欽三、東代清次郎、藤川清、緒方作次郎、山田儀助

大阪製藥同業組合

大阪市東區道修町二ノ一六

組長 瀧野 勇
副組長 井上治兵衛

評議員會 三宅 馨
兒玉 秀衛
同副議長 原田 高臣

評議員

東代清次郎、黒田重平、松田卯之松、原田藤太郎、米城善右衛門

代議員

清水如水、石津作次郎、乾卯兵衛、今永駒吉、乾保之助、伊藤千太郎、森下日出雄、小野市兵衛、岡野松之助、利田米造、間中綱彦、小西泰藏、神田莊次郎、黒石英次、桑田利三郎、安原富三郎、野口信吉、増田俊三、小谷富三郎、荒川正太郎

大阪府賣藥同業組合

大阪市天王寺區東高津北之町一番地
電話南一六〇九、七二一〇

組長 竹村幸次郎
副組長 榎尾 虎三
小林吉太郎

評議員

伊藤景章、河合榮治、灰谷善太郎、小林知一、中原實平、岡彌三、福原重雄、細井伊久造、岡橋正之、西村茂三郎、橋本定四郎、杉山善太郎、山本啓治郎、橋本彦治郎、稻葉房藏、谷新助、永尾吉一郎、藤田梅吉、橋爪鶴楠、橋本源治郎

大阪府賣藥工業組合

大阪市東區谷町二ノ二六
電話東二三〇四

理事長 森 平兵衛
副理事長 竹村幸次郎

理事 森下博、三田忠幸、高橋富吉、谷口作治郎、谷新助

監事

山田輝郎、藤澤友吉

大阪府藥劑師會

大阪市北區南扇町二二
電話北五一八〇三、〇三〇五三

會長 柳澤保太郎
副會長 瀧川 末一
谷川 潭治

理事

林重雄、榎木辰次郎、小阪靄之助、橋本源次郎、植野一三、大川義春

東京賣藥工業組合

神田區仲町二ノ一二
電話下谷四七七、八五九七

理事長 藤井得三郎
專務理事 横出政五郎

理事 高木與兵衛、堀内伊太郎、大木良輔、玉置源一郎、津村重舍、津村岩吉、中南定太郎、橋本徳次郎、白井正助、武藏徳治郎、上原正吉、眞鍋富次、渡邊久吉

監事 太田信義、山崎嘉太郎、安藤福太郎

日本新藥工業組合

芝區新橋四ノ四
電話芝七八八、一八七一

理事長 鹽原 禎三
常務理事 高松 宗信

理事 池田文次、内藤豐次、友田貞吉、岩垂亨守田保太郎、黒田重平、鹽野義三郎、森本寛三郎、瀧野勇、手島志郎、藤澤友吉

監事

柳澤保太郎、市野瀨濱
鳥居孝一郎、中村泰輔、木場榮熊

東京試藥工業組合

神田區鍛冶町一ノ四
電話神田四九八七

理事長 守隨彦太郎

理事 入江七平、鈴木峯衛門、浦野誠、村井藤

三郎、野澤清人、巨藤芳次郎、小島義忠
青木民次郎

監事
田胡梅治郎、三谷桂三郎、調源次郎

東京錠劑製造組(合)

下谷區長者町一ノ九
電話下谷一三九八

理事長 竹島良一
專務理事 山崎中吉
理事 櫻井金重、秋山市郎、高田喜平、西川福太郎、石塚保

書記長 寺島武男

賣藥製造卸賣同業會

豐島區高田南町三ノ七二四
電話牛込七五三二一五

理事長 上原正吉
副理事長 渡邊久吉
同 伊藤彦一
會計理事 白井正助
同 久保豐藏
同 大金三良

理事
後藤松之助、松本昇、光富留吉、田中敏明、大島龜三郎、佐藤幸吉、高田源兵衛、鍋木由七郎、高濱政之助、岩田峯、林菊三、田口勝久、書記長 木村見吉

東京醫科器械同業組合

日本橋區本石町三ノ四
電話日本橋三五二二

組長 大磯重助
副組長 永島廉平
市河作之助
會計主任 根本榮吉
評議員

藥業關係官廳職員錄

厚生省

厚生大臣 小泉親彦
衛生局長 灘尾弘吉
醫務課長 吉富滋
事務官 江下孝
藥務課長 木村忠三郎
事務官 高田浩運
醫療課長 引地亮太郎
事務官 富田正
事務課長 南崎雄七
衛生試驗所所長 古海正雄
衛生省研究所所長 松尾仁
武井群嗣

東京府

警視總監 吉永時次
保安部長 永岡文男
保安課長 高見三郎
衛生係長 安齋末吉
醫務課長 加藤寛二郎
同主任 天野厚

藥務課・事務管掌

於ける藥務課は從來の藥品課が合併され、藥生行政事務の一切が行はれて居るが、從來の藥品生産、資材の兩課も勿論併合されてゐる。

知事 松村光磨
内政部長 篠山千之
保健課長 加藤寛二郎
藥務係長 春日長重
技師 藤森宗吉
同 山崎友久
主任 江口一夫
衛生課長 鶴卷一郎
防疫課長 草間弘司
衛生検査所所長 大坪五也
衛生検査所技師 三雲隆三郎
細菌検査所技師 伊藤貞生
細菌検査所所長 神野三郎

警視廳
内務大臣 湯澤三千男
防空局長 上田誠一
防空研究 中澤誠一郎

行政簡素化に伴ふ厚生省に

衛生資材に關する事項

藥業界の一年

【自昭和十六年十一月
至昭和十七年十月】

十一月【十六年】

資本金百萬圓、日本合成樹脂統制株式會社の創立總會は役員選任の結果、三共株式會社の鹽原頼三氏就任。

厚生省に於いては賣藥行政今後の施策に資するため六日、厚生省會議室に東京、大阪、富山、奈良、栃木、山梨の六府縣の工業組合代表者各二、三名宛出席し、厚生省より宮田係長、高田事務官、勝屋竹内の兩技師が出席して當面の諸問題について協議。

社團法人藥粧廣告聯盟の發企人會は十一日警視廳會議室に於いて開催、警視廳より細田衛生部長岸本同課長、松本係長等の臨席を得て、光永委員長、大木、板倉、内藤の副委員長を始め會員百餘名は大木氏を議長として、定款、設立委員等について協議。

東京府藥劑師會と東京藥業同業組合の合同支部長懇談會は十一日

京橋中央亭に於いて開催、石井府藥會長、藥同組長を始め各支部長評議員等百三十餘名が出席、石井氏挨拶の後、藥業整理問題、藥業總方體制等各方面の意見に依り協議をなし、近く藥業報國運動を起すことと決定散會。

重要産業團體令に依る貿易統制會の下部組織としての東亞貿易協會結成式は十二日、神田醫師會館に於いて開催し、委員選舉、定款規約等の協議事項は何れも原案通り可決した。尙會長は保留となり委員には醫藥側より七名、賣藥側より六名がそれ／＼選任。

東京藥業同業組合より申請の醫療器小賣協定價格は十三日付、東京府告示第千四百二十二號をもつて告示され即日實施。

日本橋區藥品配給統制會社主催に依る圓域醫藥品輸出の第二回官民打合會は十四日、東京藥貿事務所に於いて開催、厚生省井川技師商工省足立技師、東亞輪船江川主事、これに藥界側より多数が出席し、第一回打合會について醫藥

品輸出に就いて意見を交換、多大の收穫を得て散會。

藥界新體制問題に關する翼賛會と藥界の懇談會は十六日、銀座交詢ビルに於いて開催、翼賛會よりは岸田文化部長、小田倉部員、柳下地方部員等が出席、これに藥界側より河合奉久會副會長、吉田理事長、池田、石井、柳澤、吉田の各理事が膝を交へて懇談した。

日本藥劑師會第二十回定時總會第一回は十八日、日本橋清水ビルに於いて開催、厚生省より加藤衛生局長、岡島保險院醫務課長、竹内技師等の係官が臨席、河合會長を始め各府縣選出の代表議員九十餘名が出席し、河合會長の挨拶に引續き、厚生大臣、保險院長官の祝辭の後勤續議員の表彰式を以つて午前を終り、午後は河合會長を座長に推し議長の推選を計りし結果上田實氏を議長として皇軍決議案を始めとして會務報告を聴取、簡保調劑、醫務調査會等の當面の諸問題について協議をなし第一回を終つた。第二回は同所に於いて秘密協議會に入り配給整備案、醫藥整理案の審議に入つたが、結論に到達せず本會議に移り、醫藥調

査會答申の完全實現を期して決議案を作成。

東京實業藥劑師會では二十日、神田圖書俱樂部に於いて常會を開催、會員百二十餘氏が出席し荻村會長を中心として共販制、企業合同に就いて協議。

東京藥貿組合の藥祖神祭は二十二日、同組合屋上藥祖神々前に於いて執行、上野五條天神瀨川神職を始め友田副組長以下各組合多数が参列した。

厚生省に於いては二十二日附、同省告示第五百十四號を以つて第二種醫藥品十八品目を追加指定した。これを以つて本年五月七日の分を合すると第二種醫藥品は五十五品目となつた。

政府は臨時議會の協賛を経て酒稅等の法律を二十二日付公布、十一月一日より實施することゝなつたが、業界關係にあるサツカリンは一応に對し十圓の課稅が附されることゝなつた。

日本新藥協會東京部會では二十四日、丸ノ内生命保險協會講堂に於いて講演と映畫の會を開催、會

員百數十名が参會し幹事第一製藥日南氏の挨拶に續いて、厚生省慶松技師の講演を聴取後、醫學日本及び佛印等の映畫を觀賞。

東京府藥種貿易商業報國會の結成式は日本橋東洋經濟ビル内に於いて二十四日開催され、東京府本部より半谷總務部長、堀留警察署長等が臨席、守隨氏を議長として結成所定の各事項を審議決定し、訓示あつて後、役員を選任し時局下商業道への邁進を決議。

大政翼賛會主催に依る醫界新體制協議會は二十六日、翼賛會會議室に於いて開催、橋田文相、武井厚生次官、安藤副總裁等多數來賓が臨席、協議會員百三十餘名出席の上當面の諸問題について協議するところがあつたが、業界よりは大口、河合兩氏が議員の資格にて出席懇談を遂げた。

東京府醫藥品卸株式會社總會は二十七日、東京藥賣會議室に於いて開催、松本係長、藤森技師より岸本課長、松本係長、藤森技師等を始め各業者が出席中村專務が議長となつて營業報告、利益處分案等の報告、承認事項を處理したる後

上野同花に於いて懇談會を開催し岸本課長より訓示を受けたるのち隔意なき意見を交換した。

十二月〔十六年〕

東部試藥工業組合の創立總會は一日、日本橋クラブに於いて開催、商工省より池口、谷口の兩技師、文部省より千代資材課長等の臨席の下に、發起人總代守隨氏外三十四名が出席、經過報告後、守隨氏を議長として定款制定、役員選任事業計畫等の議事を終了、臨席の商工省池邊技師等の訓示聴取後散會した。尙ほ初代理事長には守隨彦太郎氏が就任。

厚生省に於ては醫藥品及衛生材料生産配給統制のため第三種醫藥品を二日付、告示第五百三十四號を以つて公布した。今回アレットアニッド等の七十六品の追加であつた。

府藥、藥同の共同主催にかゝる東京藥業報國會は二日、九段軍人會館に於いて開催藥業人二千餘名が参集、厚生省より竹内技師警視廳より岸本課長、松本係長、衛生試驗所よ三雲所長を始め來賓

多數臨席、石井會長を座長に定め皇軍感謝の決議文を朗讀各方面の祝辭披露後、匠瑛海軍少將、情報局藤田中佐の時局講演を聴取、つづいて大口喜六氏の藥業整理問題聴き散會。

東京染料工業藥商業報國會の結成式は三日日本橋實業講堂に於いて開催、同組長小西喜兵衛氏を始めとして組合員二百餘名は、臨席の堀留警察署長、東京市經濟局長警視廳經濟部長等の訓辭を受けて尙ほ一層商業報國へ邁進の熱意を堅めた。初代會長は同組長就任。

全國藥業團體聯合會特別委員會會議は三日神田藥同事務所に於いて開催、全國よりの委品に石井會長を始め本部署が出席し、賣藥業整理問題を中心に検討、京橋中央亭に於いて午餐會を開き、厚生省より臨席の勝屋、慶橋の兩技師臨席、席上これが質疑應答あつてのち散會。

東久邇官殿下には産業御獎勵の長き思召に依り四日、船橋エーテ製造元水産化學工業株式會社工場に御成、長尾社長の御案内にて

工場を御一覽遊ばされた。

日本防蝕加工用ナフタリン配給統制會の創立總會は四日、東京殺蟲防具消毒劑工組事務所に於いて開催し、定款制定、役員選任、事業計畫等の所定の議事を終了したが、初代理事長には小林腦行白井米二郎氏就任。

中將湯本節津村順天堂では理研映畫に依屬して藥草譜なる文化映畫を作製、六日共立講堂に於いて試寫會を開催し、木村博士の講演が行はれ、顧客多數が入場し多大の感銘を與へた。

府藥、藥同の共同主催に依る東京藥業報國運動では八日、役員は東京第一、第二、第三の陸軍病院横須賀海軍病院を訪問、白衣の勇士を慰問した。

商工、厚生兩省の告示第十六號は九日附官報を以つて公布、次炭酸若鉛等の公定價格改正を公布した。これに依る次炭酸若鉛等の四品は値上り、フエ、パリン等五品は値下げとなつた。

藥石日報創刊二十五周年祝賀會は九日、東京帝國ホテルに於いて開

催、來賓として厚生省宮田藥務、安香藥品の兩係長、梅屋衛生試験所長、慶松、渡邊、高橋氏等を始め東西業界有力者諸氏五十餘名が出席、主催者側として安原社長、瀧野取締役が席上を幹旋し晚餐とともにして散會。

日本新藥工業組合第一回臨時總代會は九日日本橋クラブに於いて開催、厚生省より勝屋技師臨席、鹽原理事長以下總代、役員四十餘名が參集、決戦下に於ける業界人の覺悟を固むべき決議文を可決後議事に入り定款一部變更、役員、統制委員の選任等の議事を審議して散會。

全賣主催に依る賣藥並に賣藥業整理に關する關係團體代表者の協議會は十三日、上野精養軒に於いて開催、全賣會長石井氏を始めとして全國より參集せる代表者八十餘名は石井會長を座長として、賣藥整理に關する意見につき協議したが、製造、小賣、配賣の三部に分ち、これに二十三名の委員を擧げ賣藥整理協議會を組織して、これが整理に協力することとなつた。

富山縣に於ける賣藥統合問題に

ついては、着々進捗し、十四日現在にて富山市七社、水橋三社、滑川三社、高田一社、東瀨波一社の都合十五社と決定、縣當局もこれを認可。

日本薄荷卸商業組合の創立總會は十六日、大阪染工聯合會に於いて開催し、定款、統制規定その他を可決したが、初代理事長には株式會社三圓仁商店取締役武部勝治氏就任。

東京藥種貿易、東京製藥兩同業組合は主として海軍へ獻金すべく兩組合員に申込を求めた結果、切の二十日には約九萬圓の巨額の申込を受けた。

日本藥事協會解散に關する清算報告會は二十二日、麹町剛堂會館に開催、河合日藥會長、志村同會長を始め各會員、坂本顧問辯護士が出席し、清算報告を聴取し異議なく可決。

東京府醫藥品配給統制審議會では二十二日神田同事務所に於いて中央委員會を開催、警視廳より藤森技師臨席、石井委員長、青柳副委員長を始め各委員が出席し、第十回及び第十一回の配給に關する

事項を審議可決。

日本藥劑協會では二十三日、丸ノ内中央亭に於いて、同會二十回定時總會に於ける繼續委員會を開催、各委員には河合會長、石井、柳澤兩副會長、役員が出席し富山保太郎氏を委員長に擧げて藥業整備方針概要意見等を審議。

警視廳保安衛生部では企業許可令の打合會を二十三日、同廳に於いて開催、主催者側より岸本課長、松本係長、藤森技師、高野警部、業者側より各組合代表者三十餘名が出席し、松本係長の説明、岸本課長の挨拶を聴取し、質疑應答あつて散會。

商工省、厚生省告示第十九號をもつて局方オレフ油の公定價格を二十四日付官報をもつて告示した。これに依ると卸四割、小賣三割の値上となり卸一圓六十一錢、小賣一圓八十九錢となつた。

大政翼賛會、藥事奉公會共同主催に依る詔書奉戴藥事奉公會は二十六日、日本橋クラブに於いて開催、翼賛會よりは狭間組織局長、岸田文化部長、小田倉、柳下部員奉公會よりは大口、河合の兩正副

會長を始め委員藥業者一千五百餘名參集、來賓として佐藤隆年中將、厚生省宮田藥務係長、竹内同技師等臨席、大口會長詔書奉讀後、狭間局長の訓辭、大日會長の挨拶あつて後、宣誓書を朗讀決議し、閉會後佐藤中將の戰次講演を聴取散會。

東西試藥工業組合設立と、もに圓城輸出に就いて滿洲國大使館に於いて幹旋、三百餘種の註文が來たのを機會に同大使館松岡氏を中心に東西業者が二十七日、膝を交へて懇談。

一月

日本染料工業藥品商業組合では工業用染料商業組合染料と家庭用染料との配給統制を圖るため、全國染料扱小賣業者に對して家庭染料の配給状態につき各方面へ調査方を通告した。

東京染料工業藥品同業組合定時總會並に新年祝賀會は六日、京橋中央亭に於いて開催、小西、紺野正副組合長外各役員、組合員三百餘名が出席し、十六年度事績報告、企業許可令等の事項を聴取、役員

改選を行ひ全部重任と決定、豫算等を審議散會。

賣藥營業の整備に關する要綱案の決定を見たる機會に厚生省主催に依る官民懇談會は九日、同省大會議室に於いて開催、厚生省より加藤衛生局長、宮田藥務課長、高田軍務官、脇屋、竹内、井川の技師その他係官、業者側より東京、石井、大木、玉置、藤井、大阪側より森、高橋、太田、竹村、その他富山、大和、名古屋より代表者が出席し要綱案を中心に協議。

生産者にして配給網をもつ特殊賣藥業者の賣藥營業整備に就いて多大の關心をもつ業者百二十餘名は十四日、日比谷松本樓に於いて會合、十一名の委員を擧げて善處することとなり、越えて十七日も同様の顔ぶれにて協議を續行。

日本新藥協會大阪部會の定期總會は十五日、大阪堺筋中央亭にて開催、會員七十店百餘名が出席し庶務報告、新加入社、會計、決算報告等を終つて後、役員改選を行つて散會したが、東京部會同様陸海軍に各五百圓宛を結議。

商工、厚生兩省告示第一號をも

つて洋藥公定價格十五品目の追加を、十五日官報をもつて公布した今回の品目はいヒチオールスルホン酸アンモン、ウロボラミン、スルホナル等であつた。

東京府藥劑師會並に東京藥業同業組合共同主催にかゝる藥業報國運動獻金は、陸海兩軍に分けて組合員に申込を求めたところ、合計十一萬百四十五圓に達した。

東京府藥劑師會並びに東京藥業同業組合の支部長會は十六日、京縣中央亭に於いて開催石井會長を始めとして各役員、支部長等百餘名が出席し、業界整備問題に就いて石井會長及組長より所信を披瀝續いて臨席の東京府岡本主事、警視廳松本係長より企業許可令に關する講演を聴取して散會。

賣藥整備統合問題に關して特殊賣藥製造業者、即ちチエーン組織に依る業者、行商又は通信販賣網利用に依る業者をもつて結成せる賣藥製造卸賣同業會の總立總會は十七日、日本橋クラブに於いて開催、業者百五十餘名が出席し大正製藥所上原氏を議長として會則その他を審議し、役員選任を終つて

散會したが、初代理事長には上原正吉氏就任。

本舖賣藥の生産配給統制の實現を期すべく厚生省に於ては同會議室に東京、大阪の有力賣藥業者を招致し、主催者側より高田事務官勝屋、竹内の兩技師その他係官が出席し、業者側よりは太田、玉置高橋、森等の十餘名出席して、當面の諸問題に就いて協議。

日本新藥協會東京部會定期總會は二十三日上野精養軒に於いて開催來賓として業會有志が臨席し加藤九十六社百餘名が出席し、一般報告事項等あつて後、三堀三郎、慶松一郎兩氏の講演を聴取、幹事改選を終つて散會した。尙ほ會計報告の結果、臨時費を徴收しこれを陸海軍各五百圓宛を決議。

警視廳保安衛生部主催の統制醫藥品出荷促進懇談會は二十八日、警視廳に於いて開催し厚生省より竹内技師、小森技手、西田技手、警視廳より岸本課長、松本係長、藤森技師、業者側より日本醫藥品生産及配給統制、澁劑協會、府醫藥品卸の各代表者が出席の上、現在の配給機關について種々懇談を

とげた。

二月

職器藥品協議會の創立總會は二日、日本橋實聯講堂に於いて開催來賓として厚生省慶松技師、鈴木川兩技手、農林省川邊技師、折原、小野兩技手等が臨席、發起人鹽野義商店を始め七社外會員多數出席、鹽野義商店を議長として創立總會關係事項を審議。

東京賣藥工業組合の臨時總會は二日、上野精養軒に於いて開催、藤井理事長を始め各理事、監事を始め組合員二百二十七名が出席し藤井理事長を議長として、十七年度收入豫算を可決後、賣藥整備に關する件に就いて慎重審議の結果委員會を設置して委員を以て研究に當り大阪と協調して善處すること、決定、委員二十一名を選任散會。

本舖賣藥の販賣部門を主とせる厚生省主催の官民懇談會は厚生省側より加藤衛生局長、高田事務官勝屋、竹内の兩技師、業者側より大木、玉置、中田、わかもと、星森、森下、小林等業界代表者五十

餘名が出席し、高田事務官より中央販賣統制機關設立事項について説明あり、これが質疑應答あつて後散會。

配置賣藥の整備懇談會は厚生省主催の下に六日、警視廳會議室に於いて開催、主催者側より高田事務官、勝屋、竹内の兩技師その他係官に業者側より富山、奈良、滋賀、岡山、佐賀の各配置賣工代表者が出席し、主として販賣部門に就いて協議。

藥事奉公會主催の藥業整備懇談會は十日、丸ノ内中央亭に開催、新藥、賣藥業界より二十餘氏が出席、これに厚生省、企劃院より係官出席、大口會長外連絡委員、幹事等が出席懇談を遂げた。

警視廳保安衛生部では十三日、同廳衛生課長室に於いて賣藥整備官民合同懇談會を開催、主催者側より岸本衛生課長、松本藥事係長、高野警部、業者側よりは東京府醫藥品配給統制審議會として石井滿治郎氏外四名、東京賣工組より藤井得三郎氏外三名が出席し、當面の諸問題について意見を交換。
東京卸賣藥種商業組合では定時

總會を十四日、且黒雅叙園に於いて開催、警視廳より藤森技師、高野警部が出席、吉田理事長、鈴木小常務理事を始め代議員六十餘名は、吉田氏を議長として報告事項、事業及び豫算の承認理事監事營業統制委員の選任について協議するところがあつた。尙ほ定款を變更し今後は東京都南藥品小賣商業組合と改稱。

東京外十五縣を構成員とせる東部染料商業組合の創立總會は十九日、日本橋實聯講堂に於いて開催、商工省より入江技師、染料合販より鳥居課長が來賓として出席、組合員百餘名は南川日染商理事長を議長として定款制定、事業計畫、理事、監事の選任等を審議した。尙ほ同商組の資本金は三百萬圓で初代理事長には南川章次氏就任。

向は東部染料商組の地域は如左。
東京府 青森縣 秋田縣 山形縣 新潟縣
福島縣 宮城縣 岩手縣 茨城縣 栃木縣
群馬縣 千葉縣 神奈川縣 山梨縣 長野縣 埼玉縣

東京殺蟲防具消毒劑工業組合定時總會は二十日、日本橋實聯講堂に開催、境野理事を議長として組合員五十餘名は定款一部變更、役員改選、報告事項等を協議した。

尙ほ役員改選の結果、全役員重任と決定。

東京殺蟲防具消毒劑商組合の定時總會は二十日、日本橋實聯講堂に於いて開催、境野、小松兩副組長以下組合員多數が出席し、十六年度決算、十七年度豫算の懸案事項を慎識したる後、工業組合結成に就き協定價格認可等當面の諸問題が終了後、正式に解散と決議散會。

商工、厚生兩省では醫藥品の價格につき價格等統制令に依り許可の申請をなすべき場合について二十一日付、商工、厚生省告示第五號を以つて告示した。これは九・一八價格を超えて販賣する場合の許可に關するものである。

新潟縣西蒲原郡の賣藥製造業者五十軒、發賣方劑五百餘種を統合西蒲原郡賣藥生産統制株式會社を設立し、資本金十五萬圓となし國策に順應。

全國賣藥業團體聯合大會の特別委員代表者會議は二十四日、神田藥局事務所内に於いて開催。本部側石井會長、青柳事務理事、關口、大木、吉田の各理事を始めと

して、特別委員代表十三名が出席して、二十五、六日の兩日に涉る大會に對する準備並に整備案に對する檢討を行つて散會。

警視廳主催の賣藥整備懇談會は二十五日、府比谷賣藥會館講堂に於いて開催、日下賣藥關係業者八百餘名が參集、主催者側より岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、高野警部が出席し、岸本衛生課長の訓示あつて後、厚生省高田事務官より賣藥整備に關する説明講演を聴取し多大の感銘を受けたる後、質疑應答に入り散會。

賣藥の整備統合問題を議題の中心として全國賣藥業團體聯合大會の第一日は二十五日、日比谷電氣クラブに於いて開催、來賓として厚生省官田業務課長、警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、大口藥事奉公會長、武井日藥理事等が出席し、本部側より石井會長、青柳事務理事、大木、關口、吉田の各理事を始め各團體代表約百五十餘名が出席。石井會長の挨拶の後陸海兩軍並びに各地最高指揮官に感謝決議の件を可決ついで厚生大臣警視總監、市長等の祝辭披露あり、正午一旦休憩

して、特別委員代表十三名が出席して、二十五、六日の兩日に涉る大會に對する準備並に整備案に對する檢討を行つて散會。

アモパンヤ 薬用



南方の豊かな稔り

パパヤの美果から採るパパイン酵素と
アルモンド應用專賣特許の三大姉妹品

パパヤ化粧水 薬用

パパヤ洗粉 薬用



東京市四谷區花園町
株式會社
杉田商店

アイデアル化粧品料

ク
リ
ー
ム
液
状
ク
リ
ー
ム
化
粧
水



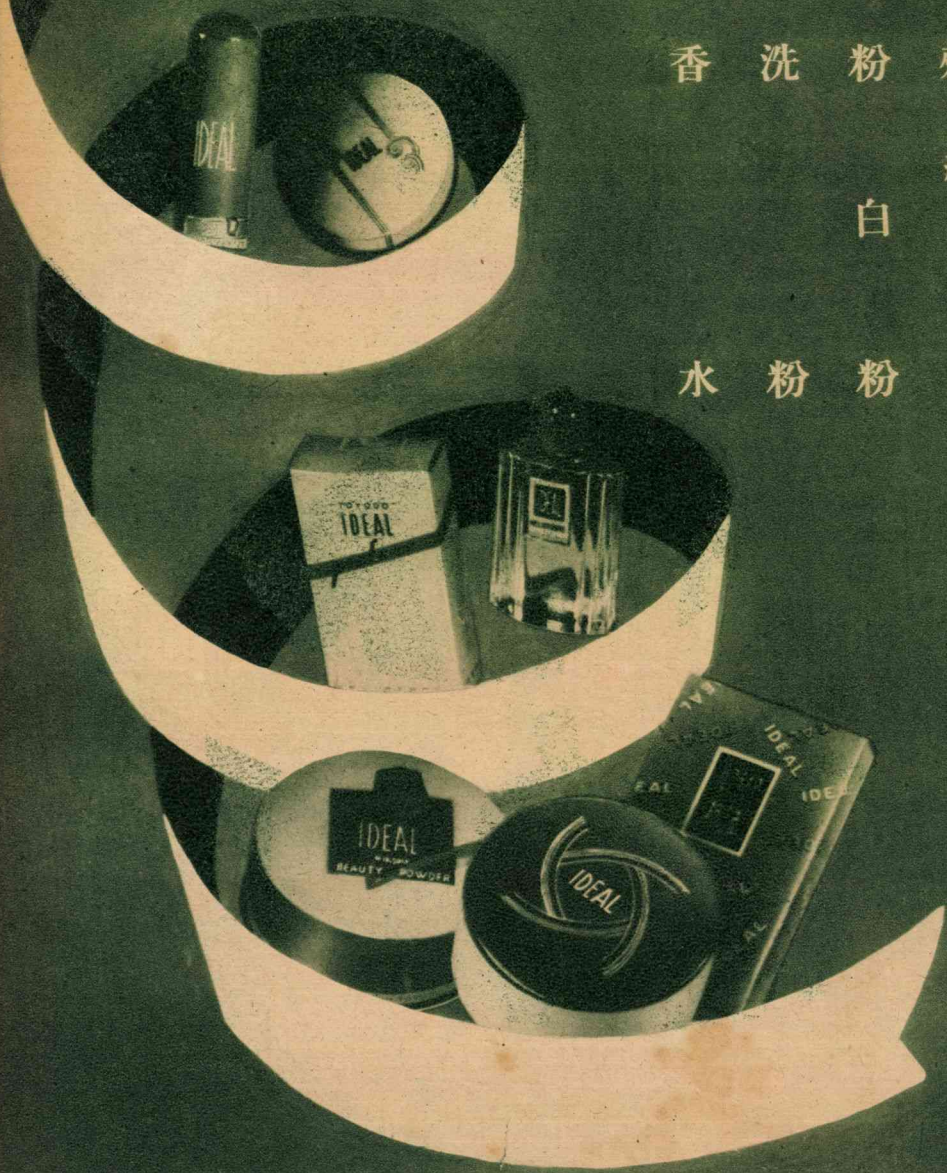
高橋東洋堂 株式會社

香 洗 粉 頰

紅 · 口

白

水 粉 粉 紅



ニードの
三大製品



性活用薬

ニード洗粉

許特賣專

ニード洗粉

入袋布

ニード洗粉

國產 香料

一般化學合成香料
 果實エツセンス香料
 天然香料

豐玉化學工業所

東京市芝區西芝浦四丁目一番地

電話三田(45) 一七七八番

振替口座東京六五三八九番

受信略號 シハカオリ

第二工場 東京市本所區江東橋三丁目九

電話本所(73) 六八〇七番

興津工場 靜岡縣興津町

電話興津 二五〇番

滿洲工場 滿洲國奉天市大和區浪速通

電話春日(3) 八四〇一番

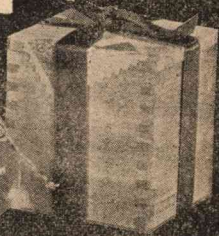
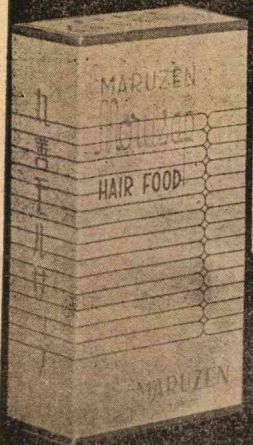


丸善藥齒磨丸善ベールラム

アテナ齒刷子 丸善モルサップ

アテナ自動研安全剃刀器具 メロールローション

アテナ替刃香水ゴヤ



發賣元 丸善商事株式會社 東京日本橋



青春素・皮膚榮養クリーム

スキンケア 榮養クリーム

髪が若返へる 頭髮香油

マーセラ-養毛素

明るい個性美を生かす

ピカソ化粧料

正しい粧ひを映す

サンスキン化粧料

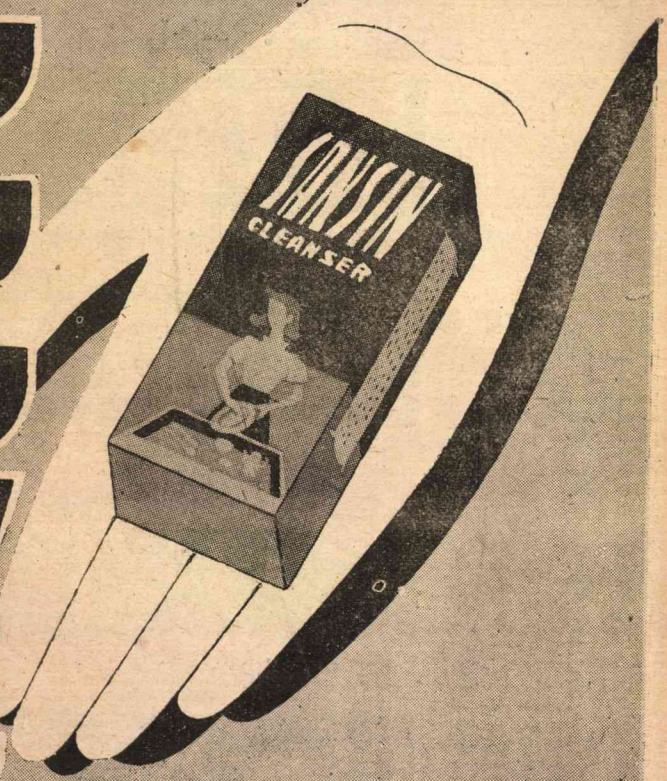
化粧品と石鹸

朝日堂株式会社

本社 大阪市東區南久寶寺町四
 出張所 東京市小石川區西江戸町三一
 工場 阪急沿線 豊中市刀根山
 工場 阪神沿線 濱甲子園

サ ニ タ リ ザ ー

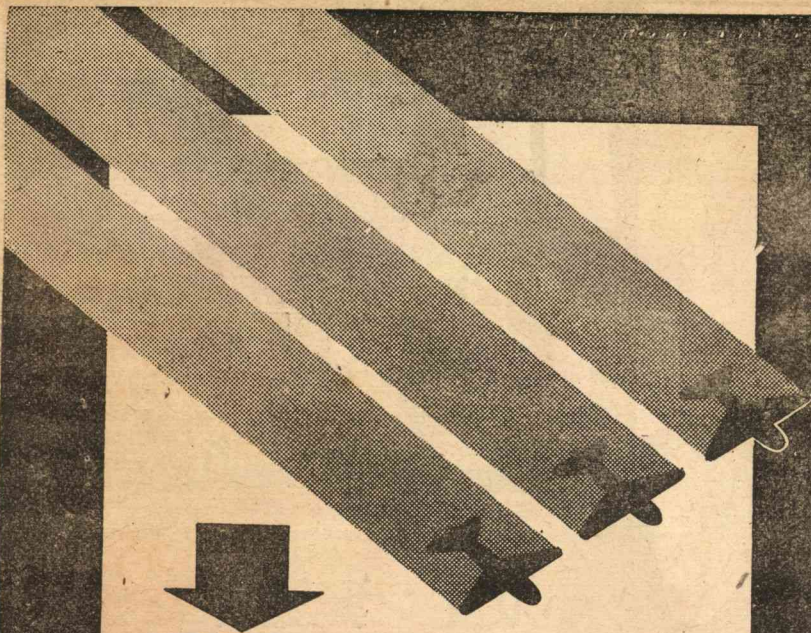
固
形
粉
末



製 造 元

三辰化學工業株式會社

東京市瀧野川區上中里三九四



カブト印齒刷子
 楠公印靴クリーム
 本舗
 各種刷子
 化粧用雜貨
 問屋

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

資社
合會

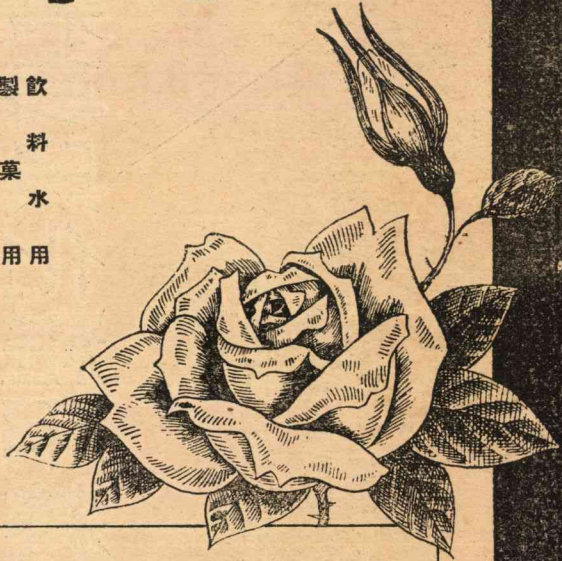
鳥飼商店

電話浪花(7)二五九八番 振替東京二二七三四番

香料

飲製化香白ホク香

リマ 粧 料
水 | | 粉 油 菓
ムド 水 水
用 用 用 用 用 用 用



東京市日本橋區本町四丁目
長谷川藤太郎商店

電話日本橋 (24) 三四五二番
三四八一番

工場 江戸川區小岩町七ノ一四七番
電話 小岩 五四〇番

婦人

小間物特殊化粧品
裝身具化粧用雜貨

卸

東京市日本橋區馬喰町三丁目

東京堂
阿部錠商店

電話浪花(67)一三六二番
振替東京二八四九四番



髪洗

モダン・シャンプー

養毛劑 モデナ

栄養化粧水

ザルモン

中年期御婦人用
二倍濃度
大瓶
小瓶

本舗 葛原工業所

東京市下谷區竹町一三二

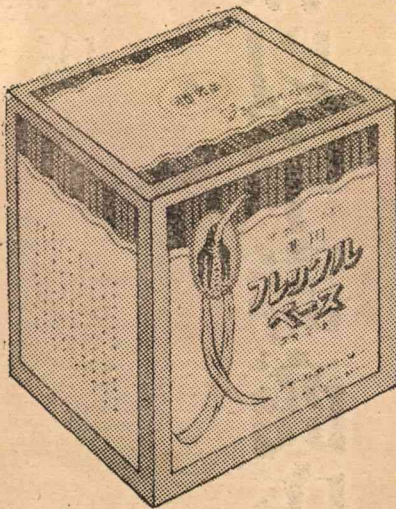


賣薬部外品之部

マイヤー 黒ボマード
フレツクル薬用洗顔クレーム

化粧品之部

フレツクル ローション
フレツクル アストローション
フレツクル パニシングクリーム
フレツクル コールドクリーム
フレツクル 洗顔パウダー(洗粉)
フレツクル ぬか 七袋入
薬用シャンプー
マイヤー 液體ボマード
マイヤース パニシングクリーム
マイヤース コールドクリーム
マイヤー セットローション



スチルマン本舖

株式會社 河田商會

東京市麴町區有樂町一ノ二
電話銀座(57)七〇四七番
振替東京三六七七二番

化粧品原料專門店

株式會社 三和以宇壽商店

東京市京橋區京橋二丁目一番地

電話京橋(56)三三五〇番三四六七番

振替口座東京三三一七四番



小柳スマート髪洗粉

シヤンパー

植物性

小柳香油・小柳ホマード
小柳クリーム・日満蠟燭

本 舗

有限 會社 柳 佐吉商店

東京市日本橋區小網町
電話茅場町(66)九四一番



鐘淵紡績株式会社製品
鐘淵実業株式会社製品
鐘実薬化学研究所製品

合資會社

鐘友商會

東京・日本橋・兜町・1/17区ビル206

電話・茅場町(66)2216・2219

振替東京173672番



KBK

カネボウ

化粧品

鐘庚薬化学研究所

東京 品川 大井



香料

株式會社
大阪市東區道修町二丁目四十五番地

小川香料店

電話北濱(23) 一六六六
一六六七
一六七八

振替貯金口座大阪二九六番

香料商
東京市日本橋區本町四丁目十五番地

小川商店

電話日本橋(24) 一四九一
一六八一

振替貯金口座東京六〇七番

工場
大阪市東區淀川區堀上通二丁目三十四番地

小川化學工業株式會社

電話北(36) 七三二〇番

臺灣
本社・工場
臺中州員林街三條別一七〇

臺北事務所
臺北市福住町三七八

魚池農場
臺中州新高郡魚池庄加道坑

大湖農場
新竹州大湖郡大湖庄

嘉義農場
臺南州嘉義郡中埔庄灣潭子

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
小川產業有限會社

電話日本橋(24) 四九一 番

婦人小間物必需雜貨問屋

東京市日本橋區橫山町七番地

會社名 **飛川商店**

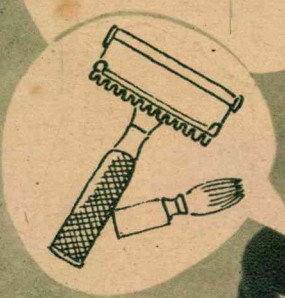
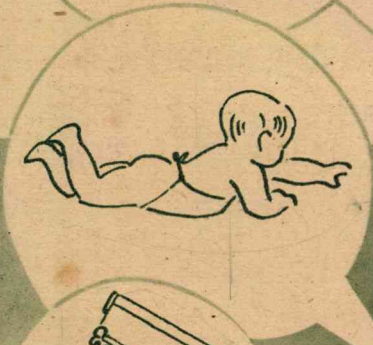
電話浪花(67) 二二五九番
二二五九番
振替口座東京七一七一二番



お母さんも、赤ちゃんも
そして、お父さんまでが
近頃では使っている一家
共用の人気品です！

洗顔は素肌美
つくる紋章時代

一層御勉強の程を
お願いいたします



⑤一七八

る創と美肌素12的効築 **紋章** 高質美白料

ムーリク顔洗 松葉精

堂仕奉 社會式株 品製脂油と品粧化

後一般報告事項並びに各地組合より提出の賣藥營業整備に關する議案につき慎重協議をなしたるが、檢討部門が多方面に渉るため議長より三十六名の委員を擧げて部門別に委員會に付託すること、決定し第一日の日程を終つた。越えて第二日は二十六日、日本橋清水ビルに於いて開催、全體委員長に竹村幸次郎氏を擧げて議長となし全體委員會を開催後、本舖賣藥部門、配給部門、直卸部門、配置賣藥部門、店頭賣藥部門の五部門に分ちそれ、小委員會を開催したが、これが整理のため議長の指名に依り東京、大阪、京都、富山、名古屋、三重、大和の七團體より一名づつの委員を出して萬全を期することとなして散會。

賣藥營業に續いて新藥新製劑の整備を行ふための一段階として、厚生省主催のこれが官民懇談會第一回は二十六日、厚生省會議室に於いて主催者側より宮田業務課長高田事務官、勝屋技師等その他の係官が出席、民間側よりは鹽原三共、池田第一、鳥居、小西等の關係者が出席の下に開會し、配給統制整備に就いて意見を交換。

東京製藥同業組合定時總會は二十六日、日本橋クラブに於いて開催、池田組長、役橋副組長、岡澤會計主任を始め役員、組合員百八十餘名が出席、來賓として警視廳岸本衛生課長が臨席、厚生省江下事務官の訓辭あつて後三谷持次郎氏を議長として、報告事項について役員改選を行ひ全部留任と決定議事終了後岸本課長の訓辭を聴取總會を終了、表彰式に續り三十年勤續十七名、二十年勤續百一名より表彰狀及び記念品を授與。

廣告税法の公布に依る廣告料專門委員會の專門委員の任命は二十八日付を以つて發令されたが、業界よりは三共製藥砂原宜雄、田邊商店内藤豐次、ライオン本舖山崎麻吉の三氏任命。

三 月

日本カプセル製造同業會では創立總會を二日、柳橋深川亭に於いて開催、厚生省より相山技師臨席發起人代表島村氏外二十六名が出席し、會運營に關する諸規定を制定、創立總會を終了後、相山技師

の訓辭を受け、晩餐會に移つた。

警視廳保安衛生部では厚生省通商組理事會議を五日警視廳衛生課長に於いて開催、警視廳側より岸本衛生課長以下各係官、藥莊側より吉田都南理事長を始め各藥莊理事長が參集、岸本課長の要綱説明の後、各理事長ともこれに就き懇談。

東京、大阪の兩製藥同業組合では五日、厚生省に對し連名を以つて着色標の不足に對し遮光方法の改正を要望する旨の陳情書を携行訪問、當該係官と會談、これを手交。東京錠劑製造組合の定時總會は六日、上野風月に於いて開催、竹島、山崎の正副理事長を始め組合員二十六名が出席し、會務、決算報告の後、役員改選を行ひ、全部重任と決定。

賣藥整備に關し全賣では十日、丸の内會館に賣藥整備協議會を開催。藤井賣理工事長を始め、大阪名古屋、京都、富山、大和、三重の各代表に全賣藥部より石井會長青柳專務理事外役員が出席し、陳情書原案案について石井會長より

詳細説明の結果、満場一致可決した。十二日本部役員はこれを携行厚生省を訪問陳情した。

東京優良品販賣會第九回定時總會は十一日日本橋クラブに於いて開催、來賓として警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長を始め各優良品販賣會代表者が臨席、齋藤理事長以下各役員會員約四百餘名が出席し、第六期營業報告定款改正等の諸議案を滞りなく終了後、岸本衛生課長の祝辭後、特別功勞者に賞品を授與。

東京賣藥卸賣昭和會では、國友外五氏が十三日、警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長を訪問、陳情書を提出した。その趣旨は當局案の賣藥統制に就いて日本賣藥統制配給株式會社が設立されるが、東京に於いては單獨の配給會社設立を要望。

日本學術振興會の調査員として木村雄四郎、武部勝治の兩氏は、厚生省囑託となり十三日付をもつて發令、佛印、マイ、マライの方面に藥用資源を調査。

東京藥業振興會譽田會長は十三日、警視廳松本藥事係長を訪問、

賣藥整備に就いて官民協力に依り審議會制度を設置されたことの嘆願書を提出。

東京府藥劑師會第二十回定時總會は十五日、神田帝國教育會講堂に於いて開催、警視廳三雲衛生検査所長、岸本衛生課長、松本藥事係長、高野警部、日藥より河合會長等が臨席、石井會長を始め各役員、代議員八十餘名參集、議事に先立ち警視總監の告辭あつて後竹中氏を議長として皇軍に對する感謝決議の件その他の議事終了後水質試験に對する市長よりの感謝狀及び前役員に對する同會よりの表彰狀を授與。

全國地方卸藥業聯合會臨時總會は十七日、上野精養軒に於いて開催、上田會長、鶴原、中村の兩副會長以下各會役員代表百餘名參集來賓として河合日藥會長、日本醫藥配給統制會社等より臨席を得て開會、大詔奉讀の後、議事に入り地方配給機關の整備確立等の當面の諸問題に就いて協議。

新藥新製劑の配給整備に關する厚生省主催の第二次官民懇談會は十八日、厚生省會議室に於いて開

催し、第一次同様の顔ぶれが出席し、第一回厚生省よりの提示案に就いて業者側より研究協議の結果が説明され、これらに就いて懇談を遂げるところがあつた。

藥事奉公會第一回定時總會は二十日、上野精養軒に於いて開催。厚生省より加藤衛生局長、高田事務官、小森技手、企劃院立野技手の臨席を得て大口會長、河合、鹽野兩副會長以下各役員及び各府縣よりの代表者が出席の下に開會。一般會務報告、皇軍に對する感謝決議等を終へたる後、懇談會に入り、醫藥品確保、藥事法改正等に就いて意見を交換した。

酒精ラックニスの一元的配給に伴ふ東日本酒精ニス工業會の創立總會は二十三日、京橋八重洲園に於いて開催し、役員選任、定款の制定等創立に關する一切の事項を協議し、東日本ニス製造業者の統制機關の設立を終つた。初代理事長には橋本長一郎氏が就任。

東京染料工業藥商業組合の臨時總會は二十四日、日本橋實聯講堂に於いて開催、南川理事長を議長として東部染料商業組合設立に伴

ふ同商組の解散決議事項に就いて協議し、本部商組への加入その他を決議。

細田部長の南方轉出に伴ふ警視廳保安衛生部長の後任は二十四日付をもつて内務事務官永岡文男氏任命。

神奈川縣藥劑師會は二十五日、横濱藥劑師會館に於いて定時總會を開催。清水會長の挨拶の後各方面の祝辭披露があり、所定の議事を終了したる後、小賣藥整理、賣藥營業整理に關する協議事項に移り、質疑應答、意見交換等あり多大の成果を得て散會。

東京賣藥製造組合では四月一日實施の廣告程完納に就いて緊急總會を二十八日、京橋珍滿本店に開催し、各本舗並びに幹事藤井龍角散本舗、來賓として大東亞宣傳聯盟より出席し、廣告税問題を慎重協議。

東京府賣藥卸賣業者整備組合では二十八日林理事長、國友副理事長外各理事代表は厚生省を訪問、宮田藥務課長、高田事務官を、更に警視廳に於いては岸本衛生課長松本藥事係長、高野警部と面接し

二十三日の總會の結果を報告、それぞれ陳情。

日本賣藥配給統制株式會社設立要綱に依り選任せられた左記十四發起人の第一回發起人會は、二十八日丸ノ内日本藥業クラブに於いて厚生省宮田藥務課長、高田事務官臨席の下に開催發起人代表森平兵衛氏の挨拶の後、要綱に基き會社設立に就いて協議。設立發起人如左。

- 森平兵衛、小林吉太郎、森下博、三田忠幸
- 藤田信二、赤橋英二郎、大木良輔、中田勇吉、長尾欽彌、星一、玉置源一郎、石井綱次郎、藤井得三郎、今松辰三郎

新藥新製劑の配給統制に關する厚生省主催の第三次懇談會は三十日、厚生省會議室に於いて開催、第一次、第二次の官民懇談會の結果に基き研究懇談を遂げた。この會談に於いて業者側より意見書を提出したが、これは大體官民双方の了解をみた。

東京府新藥新製劑原料配給統制組合の第二回總會は三十日、日本橋クラブに於いて開催。來賓として警視廳より松本藥事係長、藤森技師臨席、守隨理事長、吉岡事務理事外各理事組合員六十餘名出

席。松本藥事係長の訓示あつて後總會に移り、事績報告歳出歳入等を審議し散會。

四月

第六十二回日本藥學會總會は四日東大醫學部三階講堂に於いて開催、緒方、藤田正副會長以下役員會員三百餘名出席し、庶務報告、會計報告、細則改正、役員改選等の諸懸案をそれ、可決。

警視廳保安衛生部がその結成に對して盡力した賣藥整備協議會の結成式は六日、神田賣工事務所に於いて開催。警視廳より永岡保安衛生部長、岸本課長、松本藥事係長、天野警部等が出席、招請されたる賣工、藥事聯合會、藥事振興會、配賣同業會、賣藥製造卸同業會、藥同、製藥同組、府藥等の各關係業者、來賓として東京府荻原地方商工主事、遠藤書記等の臨席を得て開催、主催者側より岸本係長を挨拶、永岡部長の訓示あつて後議事に入り會則制定、役員選任等の諸懸案を終了した。尙ほ初代會長には賣工藤井理事長、副會長には製造卸上原理事長、配置賣藥堀

會長振興會譽田會長等就任。

東藥會十七年度總會は十一日淀橋東京藥學專門學校講堂に於いて開催、總會に先立ち南方經濟研究所三吉剛十氏の南方藥粧資源と題する講演を聴取、續いて總會に移り鍋島會長、荻村顧問、船戶副會長外會員五十餘名が出席し、一般會務報告、收支豫算等所定の議事を終了。

新藥新製劑の配給整備に關する第四次官民懇談會は十四日厚生省に於いて開催、厚生省側より宮田課長、高田事務官、竹内技師等の各係官、業者側よりは鹽野義三郎田邊五兵衛氏外十六氏出席し、第三次懇談會に於ける配給整備問題に就いて、官廳側、業者側よりそれぞれ意見の開陳があつた。

東京殺蟲防鼠消毒劑商組合では工業組合の事業發展に伴ひ、工業組合一本建てとしてこれが發展の解總を行ふこととなり、これが解散總會は十五日、兩國一平莊に於いて開催。白井組長、境野、小松の兩副會長以下組合員百餘名が出席し、所定の議事を終了したる後、役員並に功勞者に對し感謝狀を、

組合員には記念品を贈つた。

東京藥種貿易商同業組合では十六日、上野精養軒に於いて第二回定時總會を開催、官廳側より來賓として厚生省高田事務官、東京府係官、警視廳三雲検査所長、岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森伊藤各技師、日本橋區長、古田藥事奉公會理事長、青柳藥同副組長小西染工業組長等の臨席の下に守隨組長外役員參集し、昭和十六年度決算報告、同十七年度收支豫算役員選任等をそれ、可決、續いて第二十四回從業者表彰式を行ひ勤續三十年以上四名、二十年以上二十四名、十年以上七十九名の表彰を行ひ、それ、記念品、賞狀等を授與、小泉厚生大臣以下關係各方面の祝辭披露あつた。

國民醫療法の施行に伴ふ日本醫療團設立に關し、十六日これが委員長及委員が任命されたが委員長には厚生大臣小泉親彦氏が就任、委員には藥界關係より大口喜六、河合龜太郎の兩氏の任命をみた。第一回會合は二十日華族會館に開催。

東京府賣藥業者整備組合では

十八日林理事長は役員と共に厚生省を訪問し宮田藥務課長、高田事務官に會見し、東京府賣藥配給統制株式會社設立に關する事情を説明懇談。

東京、大阪兩賣藥工業組合の第二回賣藥整備打合せ會は二十日上野精養軒に於いて開催。東京側よりは藤井理事長、横出專務理事外全整備協力委員三十餘名、大阪側よりは森弘、竹村幸次郎氏外五名が出席し、懇談を遂げた。

東京、大阪兩賣藥工業組合の賣藥整備に關する第三回打合せ會は二十二日、上野精養軒に開催。東京側より藤井理事長を始め賣藥整備協力委員二十一名、大阪側より竹村理事長外五名出席、前回到引續き熱心なる懇談を遂げた。

東京府衛生綿小賣藥組合聯合會では二十二日京橋中央亭に於いて定時總會を開き、事業、決算の報告事項に引續き役員改選を行つた。

東京府乳製品卸商業組合第二回通常總會は二十二日、京橋中央亭に於いて來賓として農林省家治事務官、窪田技師、東京府小田、金

五 月

井兩技師、東京市野宗配給係長の
臨席、宮本理事長以下各役員、
組合員四十餘名出席、昭和十六年
度決算報告、同十七年度豫算その
他を審議可決。

東京工業藥品卸小分統制會では
二十三日、日本橋實聯講堂に於い
て定時總會を開催。林理事長以下
役員、組合員百餘名出席し林理事
長を議長として議事に入り、現名
稱を東京藥品小分卸同業會と變更
すること等七件の議案について審
議をなし散會。

警視廳主催に依る都下藥業關係
者より賣藥整備に關する直接的な
意見を聴くべき懇談會は、各所屬
の役員、組合員の外、主催側より
松本藥事係長、天野統制部主任、
江口主事補等が出席して左記の通
り懇談會を開催し、多大の成果を
得た。

- ▽十八日 東京賣藥工業組合
- ▽二十日 東京藥事聯合調查會
- ▽二十一日 東京藥業振興會
- ▽二十二日 東京配置賣藥同業會
- ▽二十三日 賣藥製造卸賣同業會
- ▽二十四日 東京藥業同業組合
- ▽二十七日 東京賣藥製造組合
- ▽二十八日 東京府藥劑師會

東部染料商組では第二回定時總
會を二日、日本橋實聯講堂に開催
會に關する諸議案を審議しそれ
ぞれ可決。役員選舉の結果は全役
員重任。

東部試藥工業組合第一回臨時總
會は日本橋クラブに開催。商工省
池邊技師、嵯峨物價局課長、菊地
事務官の臨席を得て開會。守隨理
事長を議長として事業統制委員、
異議採決委員、規格統制委員の選
任その他當面の協議事項に就て審
議を遂げた。

東京北豊島藥粧組合では第十回
通常總會を瀧野川區役所に於いて
開催。昭和十六年度の決算、同十
七年度の豫算等を始め十一件に涉
る議案について審議をなしたる後
商組中央會坂田指導課長より中小
商業者整備に關する講演を聴取し
て後散會。

東京藥粧商業組合聯合會第四回
通常總會は九日、日比谷松本樓に
開催、警視廳山崎技師、細川警部
の臨席を得て吉田會長以下各役員

出席し、吉田會長を議長として當
面の諸問題について審議をなし、
役員改選等を行ひ散會。同聯合會
今期に於ける配給總額は百四十萬
圓に及ぶ好成绩ぶりを示した。

警視廳保安衛生部衛生課藥事係
賣藥部の阿部德藏氏は二十年に涉
る警視廳勤務を十一日付辭令を以
つて勇退。同氏は十七年に涉つて
賣藥關係事務を執られた衛生係の
生字引とさへ云はれた人。

全國地方卸藥業聯合會第二回定
時總會は十四日丸ノ内中央亭に開
催。上田會長東代、中村、鶴原の
各副會長以下理事役員、道府縣卸
機關代表者出席の下に開會、賣藥
配給問題に就いて協議を遂げ、會
則一部を變更することを決議して
議事を終了。臨席の厚生省勝屋技
師外來賓等の祝辭あつて後散會。

東京江東藥粧商業組合では第十
回定時總會を本所區役所に開催、
警視廳藤森技師の臨席の下に三森
理事長を始め組合員三百二十餘名
出席し、東京江東醫藥品小賣商業
組合に名稱變更に従ふ定款の變更
その他十七件に涉る諸案件を審議
し來賓の祝辭を受け後散會。

日本醫藥品生産統制會社第二回
定時總會を十五日、日本橋クラブ
に開催。厚生省與新村屬臨席、竹
田社長以下各役員株主等々が出席
し定款の一部變更、配當金等をそ
れぞれ審議し散會。

都下有力藥局四百八十七名を會
員とする東京藥局會では十九日、
日比谷松本樓に於いて部長會を開
催中村會長及び伊澤副會長の病氣
事由に因を發し遂ひに解散と決定
青柳健次氏外四名の殘務整理委員
を擧げて社會狀態に鑑み二十餘年
の歴史を閉ぢることとなつた。

東京賣藥製造組合では定期總會
を日本橋珍滿に開催、堀内組長始
め各當番幹事、組合員四十餘名が
出席し、當番幹事の交替その他當
面の諸問題について協議。

商工省に於いては試藥の重要性
に鑑み生産と配給の圓滑を圖るべ
くその要綱作製に就き協議を遂げ
つゝあつたが、今回統制會社設立
委員會及幹事を銓衡左記の通り決
定。

- △東部副委員 東京試藥工業組合理事長守
- 藤屋太郎、株式會社國產化學研究所加藤芳
- 郎、小島化學株式會社小島義志、小西宗七
- 商店山田彌太郎、幹事東部試藥工業組合

副長大河三平、武田化學藥品東京支店長松岡敏郎

▽大阪側委員 十部試業工業組合理事長田村庄太郎、武田化學藥品株式會社柿沼三郎株式會社石津作商店石津作次郎、學田化學藥品株式會社岸田龍之助

上海邦人生業同業組合の創立總會は二十日日本橋クラブに開催。領警古木經濟主任業者百餘名出席し規約の審議、役員の選舉等をそれぞれ可決、古木經濟主任の訓示を聴取後散會。初代理事長は高島尾飯田氏就任。

全國藥粧商業組合聯合會では第三回通常總會を二十一日、日比谷松本楼に於いて開催。吉田會長、鈴木勇副會長各役員を始めとして全國商業組合代表五十餘名參集、厚生省より勝屋技師、警視廳より藤森、細川兩技師の臨席を得て開會、全國醫藥品小賣商組合聯合會と名稱を變更するに伴ふ定款變更その他の附議事項に就いて審議を遂げ、これに關する當局への陳情書等を決定散會。

厚生省の藥業統制要綱に基く日本生藥統制株式會社の創立總會は二十二日、大阪藤澤友吉商店に於いて開催され定款承認、取締役、監査役の選任等をそれぞれ決定し

た。同社は資本金百八十萬圓にて初代社長には藤澤友吉氏就任。

東京府醫藥品卸會社定時總會は二十五日、東京藥賣事務所に於いて開催。島居社長、中村専務以下各役員、組員出席し、第三期營業報告、利益金處分等の諸案件に就いて協議。

東京城北藥粧商業組合第九回通常總會は二十五日、藏前華道會館に開催。警視廳より藤森技師、鈴木警部補、所轄警察係官の臨席の下に開會、野田理事長を議長として各報告事項あつて後協議事項に移り當面の諸問題に就て審議をなし何れも原案可決確定。

全國賣藥業團體聯合會では二十五日神田事務所にて特別委員團會議を開催、全國より參集の各委員は石井會長を中心に厚生省よりの揭示要綱に依り賣藥の整備統合問題を協議、各地方の狀況等を聴取し懇談を遂げた。

内地の賣藥整備進捗に伴ひ臺灣に於いても賣藥整備要綱を作製し二十七日全島衛生課長、係長會に於いて發表した。これに依ると全島一企業體を原則とするも、階梯

として一州一企業體とし、臺東廳花蓮港廳一企業體に統合することとなつて居る。

富山縣賣藥工業組合では二十一日、商工會議所に第三回通常總會を開催、昭和十六年度剩餘金處分案を審議し、年五分の配當をなすことを決定、その他諸案件を附議可決。

東京中央藥粧商業組合第十回通常總會は二十八日、日本クラブに於いて開催。警視廳藤森技師、高野警部、所轄警察係官の臨席、組員百二十餘名出席、理事長代理玉井常務理事を議長として諸議案をそれぞれ審議可決。

藥事奉公會の全體役員會は二十九日丸の内中央亭に於いて開催、大口會長、慶松常任顧問、高橋顧問、協會副會長以下全役員出席の下に開會され、一般報告事項の從事業整備要綱案、醫藥品產業整備要綱案を協議したところ原案通り可決、成文の上厚生大臣及企畫院その他の關係當局へ提出。

東京賣藥工業組合では三十日神田區役所に於いて臨時總會を開催。藤井理事長以下役員十二名、

組員二百二十五名が出席し、厚生省より發表の賣藥整備要綱案をめぐつてそれ／＼の立場より質疑應答の後、議長藤井理事長より賣藥營業整備實施方法案を語りたる／＼の満場可決、これを關係當局へ手交することを決定散會。

六月

厚生省では新藥新製劑の公定價格設定に就いて本格的なる審議をなすべく準備をすゝめ、新藥新製劑規格設定委員會を設置非公式ながら左の委員を囑託とした。

今野建治(東郷技師) 石澤陸軍少將、清水海軍少將、知忠三(東大藥局長)

岡山縣下の賣藥整備は既設の東亞新藥株式會社を母體とし資本金十八萬圓を五十萬圓に増資し、同社の製藥を岡山配置賣藥商組、醫藥品卸商組、日本賣藥統制組合の三部門が配給すること、決定、これが認可手續等を終了した。

藥事奉公會では全體役員會に於いて可決した醫藥品產業整備要綱並に賣藥整備要綱の兩要綱を三日四日の兩日河合副會長、古田理事長同道にて厚生省、企畫院を訪問

提出したが、右要綱はあくまでも政府の方針に協力する趣旨の下に作製されたものである。

東京賣藥工業組合では五月の臨時總會に於いて可決せる賣藥營業整備實施案を三日、警視廳當局へ藤井理事長、堀内外四理事は矢田部書記長を帶同、係官にこれを手交したが、越えて八日は厚生省、企畫院を訪問し厚生大臣、企畫院總裁宛にそれぞれ提出。

東京賣藥卸賣業者整備組合臨時總會は四日神田産報支部に於いて開催、林理事長、國友副理事長以下理事、役員、組員三十餘名出席、國友副理事長を議長とし、東京府賣藥配給會設立促進に關する件に就いて協議をなし厚生省へ陳情することを決議し散會。

西部醫藥品中央配給統制組合では六日大阪日本製藥會社會議室に於いて解散總會を開催。鹽野理事長議長席に就き四件に涉る議案を審議可決し事務功勞者を表彰。

厚生省に於ては昭和十七年度第一回醫藥品その他衛生用物資の現在高を實施することとなり、八日厚生省告示第三百五十九號を以て

發令した。調査品目は亞鉛華等の六十七品目で消費量調査は本年四月一六月の三ヶ月間でその締切は本月三十一日まで、あつた。

賣藥製造卸同業會では十一日神田醫師會館に於いて臨時總會を開き、上原理事長、伊藤、渡邊兩副理事長以下會員多數が出席し賣藥營業整備に關する報告並びに意見を交換して散會。

日本海藻加里工業會の創立總會は十二日京橋アラスカに開催。苦汁加里、長石加里等の増産と集荷機構を一元化することとなつた。初代理事長には昭和電工の安西正夫氏就任。

十五日投票、十六日開票の東京市會議員選舉の結果藥業關係よりは日本橋區に於いては守隨彦太郎氏、淀橋區より石井福次郎氏、澁谷區より關口彌三郎氏、本所區より伊藤董氏がそれゝ當選。

日本新藥工業組合第三回總代會は十六日、東京學士會館に開催。厚生省安香課長、江下事務官、勝屋技師、商工省池邊、鈴木兩技師の臨席を得て鹽原理事長、高松常務理事以下全理事、總代四十名出

席の下に開會。定款變更、製品審査並取締規則制定等に就いて協議を遂げた。議事終了後、商工省池邊技師、厚生省江下事務官の訓示あつて後散會。

日本松脂配給統制協會では十六日大阪中の島公會堂に於いて農林省片山技師、軍地技師等の臨席を得て全國松脂採取五十餘名が出席し官民懇談會を開き、配給計畫立案を中心に協議を遂げた。

厚生省醫藥制度調査會の業議院側委員は各省の委員設置に伴ひ一應整理の上、十九日付を以つて改めて左の八氏が任命されるに至つた

醫藥制度調査會委員如左。
今牧嘉雄、井阪豐光、大口喜六、添田敬一郎、高見之通、武知勇郎、三宅正一、山田清

厚生省に於ては醫藥衛生用品の本格的配給統制を九月より行ふが暫定的な醫藥用ゴム引布製品の暫定的配給統制を行ふため、これが統制機關の設定、事業の開始運用等に就き協議するため十九、二十

日の兩日厚生省に於いて發起人會を招集、木村衛生課長、古海事務官の出席を得て協議を遂げた。

警視廳保安衛生部では二十二日

同廳衛生課長に於いて本年度、四月、六月分の切符統制統制醫藥品の各團體別割當を行ふため警視廳側より岸本課長、松本係長外係官、民間側より郎師會、齒科醫師會、獸醫師會、審議會、卸會社等より多數出席の上官民協議會を開催、それゝの立場より意見を開陳した。

大阪製藥同業組合では二十二日大阪染工聯合館に於いて定時總會を開催、瀧野、永島正副組長を始め、各役員、代議員出席し決算報告、業務報告等に引續き昭和十七年度の豫算役員補缺選舉等をそれぞれ附議決定した。缺員中の副組長は鹽野義商店當選。

東京府藥劑師會では二十二回定時總會の決議に基き、陸海軍各方面に感謝状を送付するところがあつたが、これに對し南方最高指揮官寺内大將より、感謝状が到達した。

富山縣に於ける藥業者が打つて一丸となり、保健衛生及び宣撫工作に資するため資本金十九萬五千圓、借入金八十萬五千圓の大東亞藥品交易統制會社の創立總會は二

十四日、商工會議所に於いて開催された。同社は第一期計畫において現地販賣價格千四百五十萬圓を製劑せんとする國策統制會社である。

警視廳保安衛生部では厚生省の指示に従ひ二十六日府下全賣藥業者の總數並に最近年度の賣藥製造實績(販賣價格でなく實收入額)を調査することとなり。各警察署長宛に通牒を發するところがあつたが、今回は各警察署が中心となり各警察署管内の營業者をして申告せしめ、これを取まとめ七月九日までに警視廳に於て集計することとなる。

西部試藥工業組合では第一回總會を二十七日大阪染工會館に於いて開催。定款變更、事業統制規程等の十件の議案に就き慎重協議を遂げ、それら可決確定。

賣藥營業整備要綱に據る配置賣藥の整備に就て配給統制機關の設定は左の十府縣と決定これが業者代表として各府縣三名宛、三十名は三十日厚生省に於て官民協議會を開催統制機關の設立やその事業實行方法について意見を交換し

た。設立決定府縣如左。

東京府、愛知縣、滋賀縣、奈良縣、富山縣、大阪府、岡山縣、香川縣、佐賀縣、熊本縣

小泉厚生大臣は三十日の開議に於て賣藥業の整備問題に關し大略左の如き報告をなし、多大の注目を惹いた。

四十萬方に及ぶ現在の多數賣藥を整理し、生産配給の機構整備に着手しつゝあるが、全國的に大體順調なる整備が進められつゝある。

七月

配置賣藥の配給統制に關する厚生省主催に依る官民協議會は三十日、一日の兩日同省會議室に於いて開催。厚生省より加藤衛生局長

宮田藥務課長、高田事務官、警視廳より岸本課長、松本警部、天羽警部等を始めとして各府縣よりの代表者が參集し、統制團體の設置につき協議を遂げるところがあつたが、愈々配置賣藥の劃期的體制を整へるため七月中に設立認可申請を行ひ十月より一齊に藥務を開始することを目標に邁進することを決議。

六月一日よりその藥務を開始せ

る關東州醫藥品統制株式會社では内地との連絡を圖るため、關東州警察部衛生係、關東局齋藤技師、渡邊衛生主事を始め中橋社長以下重役四名は六月二十八日大連發、七月一日東京着各官廳出先官廳を訪問、それらの要務を果した。

東京府醫藥品配給統制審議會では一日神田藥同事務所に中央總會を開催、石井委員長を始め各役員百貨店業者、卸業者、衛材卸商組等に、警視廳より神森、山崎兩技師、細川統制主任等の臨席の下に開會、當面の諸問題を審議可決。

東京工業藥品協會では十日、丸の内中央亭に於いて定時總會を開催、各役員の外に組合員八十名出席し昭和十六年度決算報告、同十七年度の豫算承認等を可決。

山口縣宇部藥粧小賣商業組合では七日、商工會議所に於いて總會を開催、組合員五十餘名出席し、國民貯蓄組合結成について協議満場一致可決。

日本貿易振興株式會社では七日大手町同社に商工省貿易課足立技師、厚生省井川技師等の出席を得て藥業關係者に依る第三國向藥品

輸出につき輸出統制機關問題を中心に官民協議會を開催し隔意なき意見の交換を行つた。

大阪府賣藥同業組合では賣藥企業整備に備へて委員會を設置することを九日、全體委員會に於いてその委員を選任した。即ち賣藥本館整備調査委員會の委員長小林吉太郎氏、副委員長小林知一氏、外委委員十三名。藥局、藥店整備調査委員會の委員長長山本直美氏、副委員長千葉聖太郎氏、外委委員十四名。連絡交渉委員會には委員長梶尾虎三氏、副委員長長山本直美氏、外委委員八名を任命。

東京府醫藥品配給統制株式會社では十日藥買事務所に臨時總會を開催、定款變更、代表取締役一名増員その他について審議それら可決。

東京府下に於ける七藥莊商業組合並びに三醫藥品小賣商業組合の昭和十六年度に於ける配給額を表したが、これに依ると壹千二百八十四萬圓の巨額に達し各商組が配給機關としての任務を遺憾なく發揮されたことがうなづける。各組合の總配給額如左。

▽都府廳 二二一七八九六四七四〇〇
藥粧 二一七〇〇二一八八八〇〇▽江東藥粧
一九六四八四四八〇〇〇▽山手藥粧 一九
五六九〇三五一六〇〇▽城西藥粧 一二一六
七四〇〇六六六〇〇▽中央藥粧 一八六八一六
三〇〇一五〇〇〇▽城北藥粧 一一九〇五四三〇
〇九〇〇▽北多摩醫 一一七八五二二五〇
▽八南醫藥 九九二〇〇〇五五五〇〇▽西多摩
醫 四〇二七八〇〇〇〇

東京製藥同業組合では十三日の
定例役員會に於いて資材逼迫に對
策を講じつゝあつたが、今回組合
内に醫藥資材部を設置し資材共同
調達に對處することとなつた。

熊本縣藥劑師會では今回、南方
藥事更新團を結團し會長光多仁一
郎氏の名をもつて、日藥會長河合
龜太郎氏宛に陳情書及び南方藥事
更新團規定を手交、具體的指導方
を陳情し來つた。

建國十周年記念滿洲藥學大會は
十七日より二十日までの四日間新
京に於いて開催、内地、朝鮮、華
北より有力藥學者が參會、日滿華
一の藥學奉公の赤誠を示し多量
の感銘を與へた。この第一日は藥
學會總會、藥劑師會總會、技術部
會、病院藥局長會、第二日は谷民
生部大臣臨席の下に記念式典、第
三日に演題五十八、五博士特講の

學術講演會をもつて多彩なプログ
ラムを終り、大會出席者一同は谷
民生部大臣の招待晚餐會に臨み和
氣藹々裡に散會。

日本學術振興會では十八日藏前
工業會館に於いて硝子及耐火物第
三十四部會の中、硝子關係委員會
及研究會を開いたが、今回は特に
特殊委員會に於いて研究された硼
砂、硼酸に關する協議が行はれ多
大の感銘を與へた。

全日本藥種商聯盟本部では二十
一日より三日間大阪中の島中央公
會堂に藥種商講習會を開催し聽講
者多數參加し多大の成果を收め
た。

厚生省では統制醫藥品及衛生材
料配給の重大任務の遂行に就て現
在の藥粧聯合會の弱體に鑑み、強
力なる連絡協調機關として日本醫
藥品小賣商業組合聯合會を設置せ
しめ國民保健衛生上完璧を期す
ることとなり、これが設立協議會
を二十二日、厚生省大會議室に開
催。厚生當局より加藤衛生局長、
高田事務官、勝屋、竹内兩技師が
臨席、名府縣より參集の代表者六
十七名が出席し、厚生當局よりの

指示事項を中心に聯合會設立に就
て慎重なる協議を遂げ、設立委員
として吉田達次氏外十一名を擧げ
て萬全を期することと決定。

東京配置賣藥同業會では東京府
配置賣藥商業組合の創立總會が二
十三日開催されるので、これが諸
準備を整へる爲め二十日八重洲園
に臨時總會を開き、出資引受口數
の割當、定款の審議等を行つた。

厚生省の指示に基き東京府管内
の配置賣藥業者は共同購入、共同
販賣を目的としてその結成を準備
中であつた東京府配置賣藥商業組
合の創立總會は二十三日東日會館
に於いて厚生省竹内技師、警視廳
岸本衛生課長、松本藥事係長、天
羽警部、東京府中川屬の臨席を得
て全員出席の下に開催。堀發起人
總代を議長として定款制定、事業
計畫、役員選舉等の諸案件を審議
可決後、來賓代表として臨席の竹
内技師、岸本課長、中川屬の激勵
の挨拶あつて後滞りなく創立總會
を終了。

藥事奉公會では藥事制度改善に
關する委員會を設置、これが第一
回委員會は二十五日、本町藥貿事

務所に於いて開催、委員長慶松博
士、副委員長松尾東衛試所長以下
全委員出席し藥事制度全般に互る
重要事項に關し審議を行つたが、
閉會後賣藥整備共助施設に關する
委員會を開催し、河合副會長を中
心に慎重研究をなげた。

東京藥粧商業組合聯合會では二
十七日、江戸橋同事務所内に理事
會を開催、吉田會長以下全理事出
席し日本醫藥品小賣商業組合聯合
會設立に關する件を協議。

行政簡素化實施案に基き部局の
廢合をまつて二十八日情報局より
發表をみたが、その中厚生省關係
の中、保険院を廢し本省六局（人
口、生活、衛生、豫防、労働、職
業）を四局（人口、民生、醫務、
勞政）とし衛生局と豫防局を統合
して醫務局、労働局と職業局を統
合して勞政局となつた。

日本賣藥配給株式會社第二回發
起人會は二十八日厚生省會議室に
於いて開催、三月三十八日第一回
發起人會に於いて審議されたる諸
案件を中心に加藤衛生局長、高田
事務官、勝屋、竹内兩技師は發起
人大木良輔氏外十二名が協議を遂

八月

げたが、事業計畫を速かに樹立し十月一日より事業開始するやう努力することを申合せ散會。

福岡縣に於ける賣藥企業整備は縣當局の斡旋のもとに縣下千三百の業者を整理統合、縣下一圓を一企業體の株式會社となし、資本金は百萬圓と決定、事務所は福岡市に工場は縣下數ヶ所に置くことと決定。

東京賣藥工業組合第二回定時總會は三十日産組中央會講堂に開催藤井理事長以下各役員、組合員出席の下に開會され、組合員激増に伴ふ理事増員の件、監事改選の件等を審議可決し、總會終了後、懇談會の形式に於いて賣藥整備問題に關する経過報告、意見交換等を行ひ散會。

警視廳保安衛生部では厚生省の指示に依り本月末日を期し亞鉛華六十六品目の在庫調査を行ふこととなり、これが準備に萬全を期して居るが、これが調査に先立ち各警察署長宛に通牒を發して實施に萬遺漏なきを期した。

滿洲漢藥組合中央會の傘下として漢藥の輸出、蒐實生産機關たる東亞漢藥會社の創立總會は一日開會同社は資本金一千萬圓の四分の一拂込に依り結成。

商工省、學界、民間の各關係方面に於いて新興工業として有機合成化學工業の發展を期し有機合成化學協會の結成を企畫して居たが一日帝國ホテルに於いて關係方面の多數出席の上創立總會を開催し會長には眞島利行氏就任。

城北醫藥品小賣商業組合では三日、同事務所内に役員會を開催。組合新加入者外四件をそれ、審議可決、終つて後、信用評定委員會、營業統制委員會を開催。

東京府醫藥品配給審議會では三日東京藥同事務所に特別委員會を開催。統制法令違反者の處置、中央委員、地區委員解任等に關する件につき隔意なき意見を交換。

藥粧廣告肅正聯盟では警視廳の指示に基き中山豐三氏外十名の委員を擧げて、市電、地下鐵、バス、

省線等の掲示ポスターの華美なるものや、醜惡なるものは二十日迄に撤去することとなつた。

大日本國防化學協議會では藥劑師の職能を活用すべく政府並びに軍方面との連絡なり、今回内務省防空研究所囑託として東京四十三名、神奈川一名、長野六名、熊本五名を發表。

南方藥事研究會では四日芝水交社に於いて南進懇談會を開催。矢野藥劑大佐理事長、深谷主計大佐副理事長以下各役員の外、同業紙關係者出席の上、研究會今後の問題について協議。

東京錠劑製造組合では七日、上野風月堂に於いて臨時總會を招集竹島理事長以下各役員、組合員二十三名出席、共同作業以下八項に涉る報告事項、組合維持費變更の件等をそれ、附議決定。

日本で始めて生れた日本、泰國合辨に依る日泰藥品興業株式會社は七日富山縣滑川町滑川會館に創立總會を開催、タイ國前藏相サラサス氏(代)外株主百五十三名は關係係官の臨席を得て開會、所定の審議事項をそれ、決定した。

同社は資本金二百七十萬圓で初代社長はサラサス氏、副社長に八尾菊次郎氏就任。

厚生省では八日付をもつて日本賣藥配給統制會社の取扱ふべき本舖賣藥五千三百十二種を指定したが、この中東京一五〇〇、京都一〇四、廣島一四二等であるが、各府縣所屬の賣藥工業組合よりその方名が發表されることとなつた。

商工、厚生兩省で告示第十七號を以つて昇汞錠及消毒用昇汞の價格改正を行つたが今回の告示に依ると約一割五分方値上となつた。

東京、大阪の兩藥種、兩製藥の四組合では藥用墨不足に伴ふ紙箱等の使用許可に關する公定藥價の改定陳情書を作製十三日厚生省及び商工省へ提出これが陳情を行つた。これは藥局方調査會に於いてもこの要望を理由あるものと認め厚生大臣に答申藥局方を改正することとなつた。

東京に於ける賣藥卸機關の整備については關係者間に於いて協議中のところ厚生省の通牒に基き警視廳では十七日關係者を同會議室に招集、配給機關の設立について

九月

意見の交換を行つたが卸商業組合にすべきか統制株式會社にすべきかを各々研究立案すべきこととし散會。

賣藥の單純化については各府縣に於いてそれ／＼審議中であつたが富山縣に於ける賣藥數も數百に上り、これが整備について富山縣賣藥工業組合幹部が二十二日厚生省を訪問、種々懇談を遂げた結果約九十種に整理することとなつた。

大阪府配置賣藥商業組合では二十五日、軍人會館に於いて創立總會を開催。定款制定、營業統制委員、役員等を選任、輝しき發足をなした。同組合の有資格者は六十六名。

警視廳保安部では厚生省當局の指示に基きて賣藥及賣藥部外品の願肩書受理方針につき二十六日付をもつて各警察に對して通牒を發した。これに依ると新規發賣は受理せず、讓受渡は企業許可令に基き、警視廳の指示に依る場合以外は受理せざることを四項目に依るものであつた。

藥事奉公會内の共榮團藥事對策委員會主催に依る南方藥事講演會は一日電氣俱樂部に開催、衛生試驗所黒部技師、木村藥學博士、日本生藥統制會社武部勝治氏の講演あり聽講者も多く多大の收獲を收めた。

東京府醫藥品配給統制審議會に於ける第三期中央委員改選後の總會は二日藥同事務所に開催。各組合より代表出席、警視廳より神森山崎兩技師、細川警部の臨席の下に開會、石井得次郎氏を議長として當面の諸問題について協議、正副委員長は石井相次郎、吉田達次青柳健次の三氏重任。

警視廳より第一回の調製の配給割當を受けた東京府藥劑師會ではその購入券を府藥各支部に送付した。今回の配給は大三圓四五、中三圓五〇、小三圓四〇の三種。

日本賣藥貿易株式會社の設立總會は七日新大阪ホテルに開催。發起人代表竹村幸次郎氏の經過報告を始め重役の選任等も滞りなく終

る。南方方面への輸出も急速整備の上全國一元化を期して新發足。警視廳の指導下いよ／＼具體的に設立計畫の緒につきつゝ、東京府賣藥配給統制會社では八日上野精養軒に發起人會を開催、左の如き準備委員及び參與を選任した。

▽設立準備委員、大木卓、玉置新治、中田清兵衛、林愷次、國友秀夫、福島郡雄
▽臨時委員、川手秀次郎、西尾信藏、西村豊七
▽參與、片山利喜壽、黒部辰次郎、松田金之助

日本配置賣藥統制協議會では九日、東日會館に發會式を舉行、厚生省指定に依る二府八縣の任意配給機關の代表者が參集、竹内技師臨席の下に開會、規約制定、役員選舉等をそれ／＼審議。初代理事長には富山縣就任。

日本配置賣藥工業組合聯合會では原料資材の確保と賣藥營業整備に伴ひ全購聯の賣藥の街頭進出阻止に關する陳情書を作製、關係組合代表は十二月厚生省を訪問手交の上意見を述べ、終つて後商工省企畫院へも提出。

配置賣藥の配給統制に關する厚

二七〇

生省、地方廳係官配置賣藥各統制機關に依る官民協議會は十一日厚生省大會議室に開催。臨席の木村藥務課長、高田事務官、竹内技師を中心に出席者七十餘名は、配置區域決定その他に就いて審議を行つた。

豫てより藥事制度改正に關し藥事奉公會では調査委員會を設置調査中のところ、漸くその成案を得るに到つたので十二日河合副會長は厚生省衛生局を訪問、藥事制度改正に關するこれが要綱を提出。

大阪府賣藥工業組合では十二日大阪クラブに臨時總會を招集、役員改選の結果、各理事は重任、營業統制委員は十名増員と決定。

クレゾールの輸入杜絶に伴ひクエノール類統制會社クレゾール部の解散は大坂北洋に於いて開催剩餘金の處分法につき協議の結果陸海軍省に各十萬圓を、有機合成化學協會に十萬圓を獻金することとなつた。

東京、大阪、京都、秋田、長崎の五團體が設立發起人となり準備を進めて居た日本乳製品卸商業組合聯合會では二十二日東京京橋中央

亭に總立總會を開催。二十四團體が加盟。初代理事長には東京卸組合理事長宮本來治民就任。

厚生省に於ける配置賣藥整備協議會で屢次に渉る協議の結果一世帯に於ける配置賣藥は左の十八種と決定した。

▲下痢止 ▲外傷藥 ▲皮膚藥 ▲痔藥 ▲氣付藥 ▲婦人病藥 ▲解熱劑 ▲鎮痛劑 ▲鎮靜劑 ▲小兒五疳藥 ▲目藥 ▲整腸劑 ▲膏藥 ▲驅蟲劑 ▲打粉 ▲巴布劑 ▲健胃劑

全國に率先去る三月縣下十名の卸賣業者が企業合同の結果、結成を見たる栃木縣統制醫藥品配給會社では新事務所の落成式を二十六日來賓として縣係官本舖その他の關係者八十餘名參會の下に盛大なる祝賀會を兼ねて行つた。

十月

東京商工會議所では第十回大詔奉戴日の八日優良商工従業員表彰式を舉行、滿三十年以上の勤續者を表彰したが、藥業關係者は二十三名に昇つた。

厚生省衛生局長加藤於兔丸氏は宮城縣知事に榮轉したため後任に

は同生活局長灘尾弘吉氏が就任八日事務の引繼を終了。

日本賣藥配給統制株式會社では第二回設立發起人會を丸の内工業クラブに於いて開會。厚生省木村藥務課長、竹内技師臨席を全發起人出席の上、厚生省より指定されたる五千三百十二品目に付検討を加へる外今後の設立事務について協議。

全國地方卸藥業聯合會の第四プロック(栃木、群馬、埼玉、千葉、茨城)及び第五プロック(東京、神奈川、静岡、山梨)の合同協議會は十日、本町事務所内に開催。日藥聯の共同購入中止方を要望する申合をなした散會。

半島製藥會に多大なる功績を収めつゝある朝鮮藥學會が創立三十周年を迎へたので十一日朝鮮藥學專門學校講堂で總會を開催。名譽會頭慶松博士以下九十一名の功勞者に感謝表彰狀を贈與、會頭には玉虫氏重任。

日本セラチン工業組合及び日本洋膠工業組合の創立總會は十二日大東亞會館に開催。商工省池高事務官、大森技師の臨席の下に定款

審議、役員選任等の諸案件を審議決定した。セラチン工組理事長には東邦セラチン株式會社、日東洋膠工組理事長に新田帶革製造所がそれ、就任。

東京醫藥品小賣商業組合聯合會では十二日同事務所會議室に警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、細川警部の臨席を得て日本醫藥品統制會社、東京醫藥品統制會社、代行店及び組合役員二十二名が出席の下に醫藥品配給統制に關する懇談會を開催、今後に萬全を期するところがあつた。

藥事制度改善を調査審議すべき醫藥制度調査會總會は十三日、厚生省會議室に開催、小泉厚生大臣以下二十名の幹事、委員出席の上當面の諸問題について審議するところがあつた。尙當日小泉會長より指名に依る委員は如左。

▽委員長 大久喜六▽委員 慶松勝左衛門 松井茂、河合龜太郎、北島多一、添田敬一郎、森平兵衛、武知勇郎、實吉純郎、血脇守之助、鹽野義三郎、大西虎之助、高見之通、石井編次郎、赤木朝治、中川望、千石興太郎、山路佐、今牧嘉雄、山田清、近藤次繁

曩に重要物資管理營團をして任意供出に依る第一次買上を行つた

が、これが強制買上の態勢を整へるため十五日付商工省令第六十四號を以つて告示、藥品關係にありては硼砂、硼酸、プロム加里グリセリン等を指定、一定量を越ゆるものを重要物資管理營團又は代行機關を経て供出せしむることとなつた。

南方藥事研究會第二回懇談會は十五日芝水交社に於いて會員參集の下に開會、會長矢野藥劑大佐、副會長深谷主計大佐を中心に胸襟を開いて懇談をするところがあつたが、會長指名のもとに理事、監事相談役を設けた。

富山縣に於ける本舖賣藥二百名の整備統合について中田清兵衛氏外十二名を發起人と定め新企業體の設立に關し協議中のところ漸くその成案を得るに到つたので十五日第一回の發起人會を開催。

日本學術協會第十八回大會には藥學界より參加、十六日から三日間京都帝大に開催。京大藥學部刈米教授よりの講演があり參會者一同に多大の感銘を與へた。

厚生、商工兩省の指導を得て日本醫藥品生産統制會社では全國の

局方アルコール製造業者をして地域的に組合を結成すべく準備中のところ漸く完了。東京酒精局管内の業者、東京二十五、神奈川一、群馬六、富山一、山梨一をもつて東部局方酒精製造組合を結成これが創立總會は十九日日本橋クラブに開催。

東京實業藥劑師會では本年をもつて創立以來三十周年を迎へたので二十日記念式に先立ち淺草本願寺に物故會員百一名の追悼會を開催會員遺族には花瓶を贈呈、上野精養軒では終了後記念式を舉行。

東京府管内に於ける小新藥新製劑業者に原料配給をなして居つた東京府新藥新製劑原料配給統制組合では、醫藥品の配給統制確立に伴ひ發展の解消を遂げるため二十一日濱町日本橋クラブに解散總會開催。

日本配置賣藥統制協議會では二十一日藥同事務所、岡田、佐賀を開き、富山、奈良、岡山、佐賀滋賀等より代表者出席し、厚生省へ提出すべき配置統制計畫案につき種々意見を交換、午後には打掃つて厚生省を訪問、該案を手交。

醫藥品配給問題に關し全國地方卸藥業聯合會では醫藥品配給部門連絡機關の設置要望に對し、聯合會々長上田實氏の名を以つて意見書を作製、厚生大臣及び醫藥調査委員に提出。

東京賣藥工業組合では二十二日藤井理事長外四名が警視廳に出頭岸本衛生課長に面接、賣藥整備具體案を正式に提出し運用方針について種々打合せをなし、意見の交換を遂げた。

日本賣藥配給株式會社では第三回設立發起人會を二十三日丸の内工業クラブに開催、厚生省より木村藥務課長、竹内技師臨席發起人代表森平兵衛氏以下全員出席の下に開會、定款資本金その他の議案について審議。

日本藥賣配給統制株式會社第三回設立發起人會は二十三日丸の内工業クラブに開催、厚生省木村藥務課長、竹内技師臨席、設立發起人總代森平兵衛氏以下の各發起人出席し、資本金増額、定款草案配給取扱品目等に關する検討を加へ意見を交換した。

日本染料商業組合聯合會では二

十四日神田染料會館に臨時總會を開催、全役員會員參集、一部定款變更を滿場一致可決、役員改選の結果南川理事長が重任、聯合會創立二周年に當り六氏の功勞者に記念品及感謝狀を贈呈。

賣藥生産整備の警視廳の諮問機關たる東京賣藥整備協議會では二十四日賣藥工組に於いて、警視廳より岸本課長、松本係長、天野主任の各係官、委員側より堀、上原の兩副會長以下各役員出席の上當面の事項につき隔意なき意見を交換した。

貿易統制令の改正に伴ふ貿易一元化に依り日本工業藥品輸出組合は發展の解消を遂げ化學製品輸出振興株式會社へ吸収されることとなり、二十日丸の内會館に解散總會を開催、商工省足立技師、米倉技師の臨席の下に開會、剩餘金處分案、財産處分案等に就いて審議。

日本藥用石鹼統制株式會社では二十六日交詢社に於いて臨時總會を開催、曩に厚生省管轄下に統制會社として新發足に伴ふ定款變更の件未拂込徴收の件その他に就て

協議。成案を當局に提出することとなつた。現在資本金十九萬五千圓半額拂込を全額拂込とすることとなつた。

大阪製藥同業組合では二十七日染工聯合會館に臨時總會を開催、資材部設置に伴ふ定款一部改正の件その他について協議した。

東部中間物染料統制組合では化學統制會の下部機構としてその結成を急いで居たが、二十日神田染料會館に商工省稻見合成課長、山口技師、黑澤事務官の臨席を得て創立總會を開催。その他の所管事項を審議可決し初代理事長には相良佐男氏就任。

東京製藥同業組合では二十七日日本橋俱樂部に於いて臨時總會を開催、昭和十八年度豫算、同賦課金徴收方法等につき審議をなしそれ附議決定をなした。新に醫藥資材部設置につき報告承認となつたが、加入者数は二七〇名、引受口数は五五〇口に上つた。

商工省よりの慫慂に依る西部染料製造工業組合を主體に中間物染料を包含せる西部染料統制組合は二十八日大阪染料會館に創立總會

を開催、定款制定、賦課金決定、役員選任等の諸案件を審議決定。

日本學術振興會の本年度後期學術研究援助補助の件は二十八日の定例理事會の結果、東京帝大藥學科教授松谷七郎博士と決定。

大阪醫藥品卸株式會社では二十九日大阪藥種卸組合事務所に於いて總會を開催。營業報告、定款一部變更、監査役改選、取締役増員等を附議決定。

去る八月二十八日重要産業團體令に依つて指令を受けた化學工業統制會では三十日帝國ホテルに石黒農林次官、山本化學局長以下關係係官及び委員、會員百五十餘名參集、準備委員長鈴木忠治氏會の下に開催、定款、豫算等の諸案件を可決、會長、役員の選舉等に移り、石川一郎氏會長に就任、終つて石川會長の挨拶岸尚相、井野農相等の訓辭があり、創立總會終了。

十一月

九州藥學會第十五回總會は十月卅日、十一月一日、九大醫學部講

藥 業 藥 品

堂に開催、第一日は藥劑部長委員會第二日は總會を開催、會員八十餘名參集諸般の報告承認の後、會長選舉を行ひたるところ熊本藥專校長藤田穆氏當選、總會終了後特別講演會を開いた。

東亞共榮圏の擴大強化に伴ひ醫藥品の需給が加速的に増加を辿りつゝあるに鑑み、これが輸出業者の整備を行ひ化學製品輸出振興日本貿易振興等に於いて既に南方方面輸出を開始しつゝあるが、新藥新製剤の一元的輸出を行ひつゝある日本藥品輸出會社では資本の増加、人員の擴充等を圖る等目覺しき發展振りを示して居る。

厚生省の行政簡素化に依り人口問題研究所及厚生科學研究所を統合して新に厚生省研究所を設置これが官制は一日付勅令を以つて公布された。新研究所は芝區白金臺町一の三九に設置され人口民族部國民營養部、産業安全部等の分室も設けられた。

中央地方を通じて全面的に實施を行つた行政簡素化に従ひ厚生省衛生局に今回豫防局を統合、醫務藥務、醫療、防疫の四課に分ち衛

生行政の簡素強化を圖つた。初代の衛生局長には灘尾局長、醫務課長には吉澤課長、藥務課に木村課長、醫療課長に引地技師、防疫課長に南崎技師就任。

大阪藥種卸組合第七回模範従業員表彰式は三日大手前國民會館に開催、三十年以上上一名、二十年以上十名、十年以上三百十五名に對して表彰状及記念品を授與、最後に厚生省灘尾衛生局長、大阪府知事等の祝辭があつた。

行政簡素化に依る警視廳衛生課の廢課に伴ふ解散式は四日、同課長に於いて十餘年間勤織の岸本衛生課長の挨拶あり、一同晝食をもにし別裡を惜しんだ。

厚生省では四日告示第六四一號を以つて第三種醫藥品百四十四品の指定をなした。これを以つて昨年五月の醫藥品衛生材料の生産配給統制規則の公布と共に七十二品目、本春の追加百六十六品目と共に三百十品目が指定された譯で局方品の約半數が配給統制品となつた。

時局即應の行政簡素化に伴ひ警視廳の衛生課は廢課され東京府へ

移管、警視廳内の醫務課の大部分と衛生課に於ける取扱事務中の一部を除いた衛生事務とを保持して新に東京府に保健課が新設されることとなつた。然しこれが整理に伴ひ十餘年間衛生課長として重責を擔つて居た岸本課長は文書課長に、松本藥事係長は保安興行課長に榮轉。

醫藥制度調査會總會は九日、厚生省會議室に於いて開催。會長小泉厚生大臣以下二十七名の幹事及委員の出席あり、小泉厚生大臣の挨拶あつて後、木村幹事の特別委員會決定案を朗讀、次いで大口委員長を中心し藥事制度改善に對する審議を重ね特別委員會案を滿場一致可決。

東京賣藥工業組合では豫てより生産整備實施に對する細則を審議中のところ、その成案を得十日附を以つて各關係者に通牒を發した。これに依ると生産実績の整備豫想基準は五十萬圓以上と決定する模様。

日本配置賣藥統制協議會では十一日大東亞會館に臨時總會を開催理事長富山縣、理事東京府、奈良

縣、熊本縣、廣島縣、愛知縣並に各府縣代表者四十名が出席し、富山縣廣瀬理事長より創立總會以後の経過報告を聴取、ついでに區域決定、全府縣一戸一袋主義等に就て協議を重ねた。

東京製藥同業組合主催の藥學回收協議會では十二日丸の内會館に關係係官の臨席の下に開會、現下の硝子壘の生産減少に對應するため當局後援の下に主催團體、關係團體聯合にて各方面へ趣旨書を發送回收運動に拍車を掛けることを協議した。これが主催、協力團體は左の如し。

東京製藥同業組合、日本醫藥品生産統制株式會社、日本醫藥品配給統制株式會社、日本新藥工業組合、東京醫藥品配給統制株式會社、東京醫藥品小賣商業組合聯合會、東京藥材商會同業組合、東京藥業同業組合、東京賣藥工業組合

神奈川縣藥劑師會では十三日横濱教員會館に大會を開催、會員四百餘名出席、來賓として縣知事、市長の代理出席、勳績役員代議員六名の表彰式を終つてより過般南方生藥視察より歸朝したる木村藥學博士の講話を聞き最後に福永海軍少佐の軍事講演があり、一同晚餐をもして散會。

柔軟カプセルの品質向上と増産資材の研究調査を目的とせる日本プロセル製造同業會では日藥會長河合藥學博士を顧問に推戴することとなり、これが就任歓迎會を十三日京橋中央亭に開催、厚生省相山技師、日本醫藥品生産會は衣笠代表取締役の來賓、臨席、組合員三十餘名の出席を得て開會、各來賓の祝辭、河合顧問の挨拶等があり隔意なき意見を交換。

日本藥劑師協會主催に依る藥學地方藥劑師講習會は十四、十五、十六日の三日間東大醫藥部講堂に開催、衛生試驗所技師、帝大醫學部大岡教授、厚生科學研究所川崎教授、平本教授等の講師が各日を擔任、多大の感銘を與へた。

東京賣藥工業組合では十六日旅籠町事務所に於いて役員會を開催全役員出席の下に開會、賣藥營業整備その他に就いて隔意なき意見を交換、續いて原料獲得に就き委員會を結成することと決定した。

全國地方卸藥業聯合會第三回臨時總會は十六日丸の内中央亭に開催、厚生省竹内技師、塚原理事官大日代議士等の來賓臨席、全國道

府縣の代表八十名出席の下に開會

▽一、醫藥品未端配給機構整備に關する件
▽二、國策即應の爲本會機構再充實の件
▽三、統制醫藥品販賣價格に關する件
▽四、名稱變更に關する件

等に就いて協議するところがあり竹内技師、塚原理事官、大日代議士よりの訓示があり散會、同聯合會は全國醫藥品配給統制聯合會と改稱した。

厚生省では新公定價格の設定を待たず従来の價格で日本生藥株式會社及東邦生藥統制株式會社等を経由、従來通りの系路に依り生藥の配給を行ふこととなり廿日付厚生省阪衛第一四五六號及同七號を以つて發令。

日本藥劑師會第二十一回定時總會を十八日東京日比谷松本樓に開催、厚生省灘生衛局長、木村藥務課長、竹内技師等の係官臨席の下に開會、河合會長の挨拶、大日顧問の挨拶に引續き功勞議員左記の十三名を表彰したる後議事に入り諸案件を協議するところがあつた。

(東京) 蕪善彌、大塚朝雄、島田初次、草尾順(三重) 田中善太郎、中江貞之、鈴木甚左衛門(鳥取) 林兼太郎(山口) 樋口彰一(静岡) 依田四郎(岩手) 福田鐵雄(高

(知) 徳直左衛門(和歌山) 赤根由次郎

東京府醫藥品配給統制審議會では第二十一日丸の内中央亭に今回追加された三種統制醫藥品五十七品目の府下小賣業者一箇年間に於ける需要量調査の主旨徹底を期する爲め警視廳より岸本課長、松本係長の臨席裡に石井委員長を中心に地區委員長會議を開催。

賣藥製造本舖及び、賣藥問屋として巨大なる存在を有する大木合名會社では、東京醫藥品小賣商業組合聯合會との間に契約調ひ、東京府下一圓に於ける配給網を一任することとなり二十三日兩者の共同聲明書を發表。

東京に於ける賣藥整備と履行して大阪府に於ける賣藥整備委員會では二十四日大阪賣藥工業組に於いて府衛生課西田技師、野田技師臨席の下に全委員參集、竹村委員長を中心に議案を審議、整備統合の標準額は百萬圓以上とし整備統合の協調的合意に基き原則として十名以上を統合することとなる模様。

生藥の需要増加と共に醫藥品としての重要性が加はるに伴ひこれ

必需の圓滑を圖らんと日本生藥
統制株式會社では、二十六日東京
藥會會議室に官、學、軍、民の一
大懇談會を開催した。當日は陸軍
省醫務局より島澤少佐、柴野大佐
海軍省より村田大佐、企劃院岡本
技師、技術院内海技手、厚生省井
川、五十嵐技手に、民間側より藤
井得三郎、竹村幸次郎、藤澤友吉
藤村重合等の各需要者が出席し長
時間極めて熱心なる意見の交換が
あり意義ある懇談會を終了。

全國二百二十の醫藥品小賣商業
組合を結ぶ日本醫藥品小賣商業組
合聯合會では二十六日比谷松本
樓に於いて創立委員會を開催、厚
生省より木村藥務課長、本網屬、
警視廳より岸本課長、東京府より
加藤保健課長、藥事奉公會河合博
士等の臨席を仰ぎ、吉田發記人總
代以下百七十餘名參集の開會、議
長決定以下十四號に涉る議案に就
いて慎重協議を遂げ、續いて衛生
局長の訓示代讀、木村藥務課長の
訓示、來賓として岸本課長、河合
藥事奉公會副會長の祝辭あつて後
榮えある創立委員會を閉じた。

藥 業 品

め移轉をなした。
新事務所 淺草區田町二二四
電話淺草九二七〇
新使命を荷つて日本醫藥品小賣
商業組合聯合會が設立されるに至
つたので、全國醫藥品小賣商業組
合聯合會は發展の解消を遂げるこ
となつたのでこれが臨時總會は
二十七日、日比谷松本樓に於いて
開催、吉田會長以下各理事四十餘
名參集のもとに開會、解散決議文
外所管事項を決議、目出度く發展
的解散式を舉げた。
曩に結成せる日本醫藥品小賣商
業組合聯合會では、過般發展の解
消を遂げた全國醫藥品小賣商業組
合聯合會の既存事業をそのまゝ承
認することゝ決定、これが事務の
整理、引繼を完了した。
北陸四縣藥劑師會では製藥企業
整備に適し中央集中主義でなく地
域的に矯正整備を行來て云ふこ
とゝ、南方關係藥業團體の統一
強化促進の兩件に就いて全役員の
決議に依り新潟縣藥劑師會長常務
理事佐藤將治氏より日藥宛に提出
亞鉛華等百五十七品目が今回新
に配給統制醫藥品として第三種に

指定され、實施に移されることゝ
なつたので東京府醫藥品需給調査
會では購入券制度採用と決定し昭
和十八年一月より實施されること
となつた。統制品目左如。

亞鉛華、亞鉛華ゴム絆創膏セネ
ガシロップ、ターバスタム、單軟膏
橙皮シロップ、葡萄糖、硼酸軟膏
醫藥制度調査會特別委員丹平商
會社長森平兵衛氏は、醫藥制度調
査會より厚生大臣に答申した藥業
制度改善方策の全文を關係方面に
配付、八十一議會に提出せらるゝ
重大案件として業界の大意を喚起
した。

山梨縣下の賣藥製造業者の整理
投合は今回山梨縣賣藥生産株式會
社が設立され、業者は賣藥全部を
新會社へ譲渡し、厚生省の指導の
下に藥劑の需給賣藥調製の向上を
圖ることゝなつたが、同社は資本
金十萬圓以下つて本社を甲府市に
置き縣下に七工場を設ける。
東京製藥同業組合では舊事務所
の狹隘のため今回、日本橋區本町
三ノ三河合ビル内に移轉した。電
話は日本橋一八九七番が架設。
日本藥劑師會河合會長及び常任

役員に對する感謝文は總會決議に
依り決定したが、河合會長は昭和
七年三月日藥會長就任以來十年に
及ぶものである。

大日本國防化學協會第九回の定
時總會は十九日、日比谷松本樓に
開催、武井理事司會の下に開會、
國民儀禮を行ひたる後河合會長の
挨拶引續き上田内務省防空局長の
祝辭、高橋課長の會務報告豫算承
認等であり當面の事項に就いて懇
談

醫藥制度調査會の答申内容が全
面的に取り入れられた藥業に關す
る法律案要綱が、二十日の閣議に
於いて決定したが、本法は藥劑師
及藥劑師會の國策即應の活潑なる
活動を促すことが趣旨であり從來
までの藥劑師法藥品營業並に藥品
取扱規則賣藥法等は、この法律に
依り統一されることゝなつた。
東京府藥劑師會では、二十日神
田同會事務所に於いて定例役員會
を開催石井會長、船戶副會長以下
各理事、顧問が出席し、醫藥用空
壘の回收要綱その他當面の諸問題
に就いて協議。

全國藥業組合一覽

和和十七年
一月一日現在

組名	事務所	代表者名
豐原藥業組合	樺太豐原町	青柳 久平
樺太西海岸藥業組合	樺太真岡町本町四丁目	酒井 法弘
札幌藥業組合	札幌市南三條西三ノ一七、青柳方	谷黑 莊平
小樽賣藥販賣組合	小樽市色内町、谷黑方	同
釧路藥種商組合	釧路市大川町五二、酒井方	同
函館藥業組合	函館市末廣町八〇、濱野方	同
旭川藥業組合	旭川市一條通一八、岩田方	同
青森藥業組合	青森市末町、南方	同
岩手縣藥業組合	盛岡市加賀町新小路一	同
秋田藥業組合	秋田縣増田町、村田方	同
北秋田藥業組合	同 縣大館町	同
山形藥業組合	山形市、商工會議所内	同
宮城縣藥種賣藥同業組合	仙臺市東二番町六〇	同
宮城藥業組合	同市新傳馬町一九	同
郡山藥品營業組合	郡山市中町、根本方	同
水戸市賣藥業組合	水戸市下市本町四ノ一八	同
水戸賣藥營業組合	同市向井町、成井藥局内	同
栃木賣藥業組合	栃木市、商工會議所内	同
宇都宮藥業組合	宇都宮市、商工會議所内	同
前橋藥業組合	前橋市幸町六、鈴木方	同

埼玉縣藥種賣藥同業組合	埼玉縣栗橋町三四一	關 貞三
千葉縣藥業組合	千葉市本町一、國松方	國松貞三郎
安房藥業組合	千葉縣勝山町、池田方	池田 篤
千葉縣銚子海匯藥業組合	銚子市新生、美呂津方	美呂津 太兵衛
東京藥業同業組合	東京市神田區錦町一ノ二一	石井綱次郎
東京賣藥製造組合	同市同	同
東京藥種貿易商同業組合	同市日本橋區本石町四ノ七	守隨彦太郎
東京製藥同業組合	同市同	同
東京染料工業同業組合	同市日本橋區本町二ノ三カダ	池田 文次
神奈川縣藥種賣藥同業組合	橫濱市中區花咲町二ノ六九	小西喜兵衛
山梨縣藥種賣藥商組合	甲府市八日町三、廣瀬方	市倉佐次郎
甲府賣藥同業組合	甲府市近習町三七、中田方	廣瀬要三郎
新潟市藥業組合	新潟市古町通八番町、鈴木方	鈴木 吉平
富山縣賣藥同業組合	富山市表町四、昭和會館内	荒木 甚助
金澤藥業組合	金澤市南町四〇	石黒 傳六
福井藥業組合	福井市大和下町、桐山方	桐山正之助
敦賀藥業組合	敦賀市旭通、山本方	山本 九良右衛門
長野縣藥業組合	長野市、縣衛生課内	岡野 庄平
南信賣藥同業組合	松本市中町四七二	岡野美岐雄
岐阜縣賣藥同業組合	岐阜市神田町六一〇	森 清一
武儀那藥業組合	岐阜縣開田町一四四	前田 誠重
惠那藥業組合	同縣惠那郡岩村町、高柳方	森 右衛門
滋賀縣賣藥同業組合	滋賀縣田賀郡油日村猪都九三	野崎 衛七
靜岡縣藥業組合	靜岡市、縣衛生課内	飯田 鉦吉
名古屋藥種同業組合	名古屋市中區吳服町二ノ二二	同

藥 業 品

名古屋藥業組合 三河藥品賣藥同業組合 名古屋賣藥同業組合 碧海郡藥業組合 三重藥品賣藥業同業組合 京都賣藥同業組合 與謝郡藥業組合 舞鶴藥業組合 綾部藥業組合 天田郡賣藥業組合 神戸藥種賣藥同業組合 尼ヶ崎市藥業組合 姫路藥業組合 明石藥業組合 播磨藥業組合聯合會 大阪府賣藥同業組合 大阪製藥同業組合 大阪藥種卸仲間組合 大和賣藥同業組合 奈良縣藥業同業組合 田邊藥組合 鳥取縣賣藥業組合 鳥取縣藥種商組合 鳥取縣藥賣組合聯合會 鳥取市藥業會 米子賣藥業組合	同市同 豐橋市中之町一八八ノ四 名古屋市中區吳服町二ノ二二 愛知縣碧海郡高濱町吉濱 津市下郡田町一、四三〇 京都市中京區蛸藥師寺町東入 裏寺町 京都府宮津町本町、三井方 同府新舞鶴三條通大門、藤本 同府綾部町、遠坂方 福知山市、驛前、赤玉藥局内 神戸市湊東區中町通一ノ六 尼ヶ崎市尼ヶ崎町宮町一三〇 姫路市成徳町三二 明石市樽屋町、成定方 姫路市竹田町、勝原藥局内 大阪市東區高津北之町五三 同市東區道修町二ノ一六 同市同 奈良市高天町一二 同市橋本町、柳生方 和歌山縣田邊町下屋敷町 鳥取市縣衛生課内 同 同 鳥取市川端町四、山田方 米子市立町一丁目、岩宮方	荒川長太郎 黒田 高 今堀辰三郎 田山八十吉 伊藤徳次郎 三井長右衛門 藤本 勇三 遠坂 憲治 高田 範夫 上山 林吉 國、太一郎 藏本 隆三	米子藥業會 島根藥業組合 松江藥業會 岡山縣賣藥同業組合 東兒藥業組合 津山藥業組合 廣島縣藥種賣藥同業組合 廣島藥業組合 吳藥業組合 下關藥業組合 岩國藥業會 德島縣藥業同業組合 香川縣藥業同業組合 四國藥業聯合會 松山藥種商組合 愛媛縣藥種商組合 高知縣藥種賣藥同業組合 福岡縣藥業組合 福岡縣藥種商組合 門司藥業會 大牟田藥業會 藤津藥種賣藥同業組合 田代賣藥同業組合 長崎藥學會 熊本藥事協會 東彼杵郡藥業組合	同 市紺屋町、稻富方 同 市紺屋衛生課内 同 市南田町於江藥業會館内 岡山縣吉備郡惣社町四五七 同縣兒島宇野 津山市村木町五、戸井方 廣島市鹽屋町三一 同市同 吳市中通五、梅本方 下關市、商工會議所内 山口縣岩國町本町一丁目、近 藤方 德島市西新町二 高松市西内町五四 松山市、商工會議所内 同市港町五、河野方 同市同 高知市汐江町高知藥劑會館内 福岡市千代町、十字屋藥局内 同市須崎浦町、山本方 門司市本町、鶴原藥局内 大牟田市 佐賀縣鹿島町高津原、二九六一 同縣三養基郡田代村 長崎市天船町四ノ一、牟田方 熊本市知足寺町一四 長崎縣大村町四七二、中尾方	同 衛生 課長 佐々木廣市 西生圓治郎 中村保太郎 戸井 暢 渡邊 高一 石井安太郎 梅本岩之進 近藤 勇 佐藤徳三郎 今澤義三郎 河野 寛藏 同 小川 澄夫 白水象次郎 山本八之丞 鶴原 誠藏 徳永清四郎 前山 專一 牟田 康彦 鳥井 健男 中尾 守助
---	--	--	--	--	---

藥業品

組名	事務所	代表者名
鹿兒島縣藥業組合	鹿兒島市山之口町二七	小牧 德藏
鹿兒島市藥種業組合	同市大黒町七、梅北方	梅北 雄藏
基隆藥業組合	基隆市義重町	吉原彦三郎
臺北市藥業組合	臺北市京町一ノ五二	田中 利弘
臺中藥業組合	臺中市大正町、田中方	白井 一
嘉義藥業組合	嘉義市榮町二ノ四七、白井方	角谷 力男
臺南藥業組合	臺南市本町三の一五、角谷方	安藤 彦市
高雄藥業組合	高雄市山下町一ノ二二安藤方	李 東 善
京城賣藥製造組合	京城府本町三ノ七〇	森川定次郎
京城藥種卸商組合	同府本町三ノ二五	古城龜之助
京城藥品組合	同府旭町一ノ二四	造 鐘 回
朝鮮漢藥業組合	同府長橋町七二ノ四	柳橋 秀夫
釜山藥業組合	釜山府辨天町一	大黒 酉松
朝鮮藥友會	同府同 大黒南海堂内	
小樽藥種賣藥化粧品商業組合	小樽市錦町二十一	岡島元治郎
帶廣藥種賣藥化粧品小賣商業組合	帶廣市大通南九丁目	石神 清二
旭川藥種賣藥小賣商業組合	旭川市一條通リ七丁目	中保 恭一
札幌藥種賣藥商業組合	札幌市南五條西六ノ九	横田 繁作
青森縣藥品衛生材料卸商業組合	青森市大字安方町一四八	菊池 長之
青森縣藥品衛生材料小賣商業組合	青森市浦町字橋本九五	西澤平治郎
保證責任釐江藥品衛生材料商業組合	岩手縣水澤町鹽釜	住吉 健藏
下閉伊藥品衛生材料小賣商業組合	宮古市宮古第一號地割	船越賢太郎

岩手縣藥品衛生材料卸商業組合	盛岡市仁玉第四地割	横山 茂七
西磐藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣一關町大町五一	佐藤 久吉
盛岡藥品衛生材料小賣商業組合	盛岡市仁玉第四地割	村井 源一
岩手縣中部藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣花卷町黒川口	小田嶋 喜兵衛
氣仙沼藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣氣仙郡盛岡	須藤覺三郎
氣仙沼藥品衛生材料小賣商業組合	宮城縣本吉郡氣仙沼町字釜前一六	大内 源吾
釜石醫藥品衛生材料小賣商業組合	釜石市大字釜石	村松 義一
宮城縣藥品衛生材料小賣商業組合	仙臺市東二番丁六〇	遊佐 壽助
山本醫藥品衛生材料小賣商業組合	能代市大町二九	高橋 良福
秋田縣衛生材料卸商業組合	秋田市檜山本町	小泉 四郎
秋田縣醫藥品卸商業組合	秋田市松山本町	佐野龜太郎
北鹿醫藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣北秋田郡鷹巢町	渡邊 力
仙北醫藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣仙北郡大曲町	藤田慶次郎
由利醫藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣本莊町中横町	眞壁 忠七
秋田醫藥品衛生材料小賣商業組合	秋田市龜ノ丁西土手町	山田 儀助
秋田縣平鹿郡增田町	秋田縣平鹿郡增田町	村田善五郎
山形縣衛生材料卸商業組合	山形市六日町七四五	工藤菊太郎
山形縣醫藥品卸商業組合	山形市六日町七四五	同
同	同	同
福島市中町一二	福島市中町一二	大和田佐助
郡山市字本町五三	郡山市字本町五三	瀧田 德藏
茨城縣衛生材料卸商業組合	茨城縣廳内	加納賢次郎
茨城縣醫藥品小賣商業組合	同	金子 八郎右衛門
茨城縣藥品衛生材料卸商業組合	同	加納賢次郎
足利藥業商業組合	茨城縣廳内衛生課内	加納賢次郎
栃木縣藥業卸商業組合	足利市伊勢町一八五	内山 和足
	宇都宮市大工町四七五	黒崎 秀昌

塩那藥業小賣商業組合
 宇都宮藥業小賣商業組合
 安蘇那藥業小賣商業組合
 栃木縣下都賀藥業小賣商業組合
 上都賀藥業小賣商業組合
 伊勢崎商業小賣商業組合
 高崎藥品小賣商業組合
 北甘樂那藥業小賣商業組合
 太田藥業小賣商業組合
 吾妻藥業小賣商業組合
 邑樂藥業小賣商業組合
 群馬縣藥品衛生材料卸商業組合
 桐生市醫藥小賣商業組合
 澁川醫藥小賣商業組合
 多野醫藥小賣商業組合
 碓氷藥品小賣商業組合
 利根藥業小賣商業組合
 前橋藥業小賣商業組合
 比企藥業小賣商業組合
 埼玉縣醫藥品卸商業組合
 浦和醫藥小賣商業組合
 川口醫藥小賣商業組合
 埼玉北部醫藥品小賣商業組合
 入間醫藥品小賣商業組合
 深谷醫藥品小賣商業組合
 川越醫藥品小賣商業組合

栃木縣那須郡大田原町
 宇都宮市杉原町二、三、五
 栃木縣佐野町六八六
 栃木市室町二、三、六
 栃木縣鹿沼町鹿沼一、八六、一
 伊勢崎市本町九一
 高崎市中紺屋町十三
 高崎市中甘樂富岡町
 群馬縣太田町一八七番地
 群馬縣中之條町八六〇、一
 群馬縣館林町乙三一、四
 前橋市中川町一九
 桐生市本町五、六、八
 群馬縣澁川町二、四、四、八
 群馬縣藤岡町三、六、三
 群馬縣松井田町四七〇
 群馬縣沼田町八八七
 前橋市細ヶ澤町一五
 埼玉縣比企郡松山町
 浦和市
 同
 川口市錦町一六一
 熊谷市熊谷三〇三一
 埼玉縣飯能町
 埼玉縣深谷町
 川越市大字川越八七二

關 仲之助
 入野健太郎
 谷 泰一郎
 橋本儀三郎
 相場、恭治
 辻 卯之助
 倉林 三郎
 小出 良策
 武川 信一
 小坂橋萬龜
 猪越五三郎
 田所安太郎
 齋藤 玉吉
 宮前 養平
 西須 唯吉
 大塚 唯吉
 生方 誠
 鈴木 愛三
 岩崎 歌吉
 間坂哲太郎
 松澤 藤助
 渡邊 源藏
 寺田 源藏
 大河原 政五郎
 高橋卯三郎
 服部政五郎

大宮醫藥品小賣商業組合
 埼玉縣藥品小賣商業組合
 埼玉縣衛生材料商業組合
 東部醫藥品小賣商業組合
 兒玉醫藥品小賣商業組合
 秩父郡醫藥品小賣商業組合
 千葉縣醫藥品卸商業組合
 千葉縣衛生材料卸商業組合
 印旛郡醫藥品小賣商業組合
 銚子醫藥品小賣商業組合
 千葉醫藥品小賣商業組合
 夷隅郡醫藥品小賣商業組合
 香取郡醫藥品小賣商業組合
 市川市醫藥品小賣商業組合
 安房郡東部醫藥品小賣商業組合
 山武郡醫藥品小賣商業組合
 長生郡醫藥品小賣商業組合
 船橋市醫藥品小賣商業組合
 市原郡醫藥品小賣商業組合
 東葛醫藥品小賣商業組合
 海匝醫藥品小賣商業組合
 安房西部醫藥品小賣商業組合
 君津郡醫藥品小賣商業組合
 東京府衛生材料卸商業組合
 東京北葛醫藥品小賣商業組合
 東京江東醫藥品小賣商業組合

埼玉縣大宮市
 埼玉縣岩槻町岩槻二、四、二、五
 埼玉縣北埼玉郡忍町
 埼玉縣北葛飾郡栗橋町
 埼玉縣兒玉郡本庄町四一九七
 埼玉縣秩父町
 千葉市吾妻町衛生試驗室內
 同
 千葉縣佐倉町新町一九五
 千葉縣銚子市新生
 千葉市末廣町一、二、七
 千葉縣大多喜町櫻臺區
 同佐原町一之二
 同市川市川五五五
 千葉縣鴨川町三、〇、三、三
 同東京町東金九九三
 同茂原町高師八七六
 船橋市本町一、八、一、七
 千葉縣市原郡始崎三三六
 同野田町野田三四
 同八日市場町
 館山市長須賀一七六
 千葉縣君津郡木更津町一、四、四
 東京市日本橋區小傳馬町二ノ九
 同澗野川區澗野川町一、八九
 東京市本所區江東橋一ノ七

篠崎 隆藏
 渡邊 晟
 新聞 良助
 關貞 三
 中原政太郎
 片山 喜藏
 土屋 弓三
 同
 篠崎 俊
 美呂澤 太兵衛
 淺田 雅夫
 尾高 政一
 小川欣一郎
 北澤 宇吉
 關 好衛
 鈴木 岐一
 山倉 法明
 大野 祐通
 鈴木和四郎
 茂木 林藏
 澤田德三郎
 原内 德重
 長谷川 新一助
 松浦 仁一
 鈴木 勇雄
 三森 兼藏

東京中央醫藥品小賣商業組合	同芝區愛宕町一ノ三四	伊澤 弘芳
東京都南醫藥品小賣商業組合	同目黒區下目黒三ノ四九七	吉田 達次
東京城西醫藥品小賣商業組合	同澁谷區幡ヶ谷原町九〇二	松本 金重
東京城北醫藥品小賣商業組合	同淺草區芝崎町一ノ八	野田 萬治
東京山之手醫藥品小賣商業組合	同牛込區新小川町一ノ一四	荻村 武郎
西多摩醫藥品小賣商業組合	東京府北多摩郡府中町	島田竹三郎
東京府八郡醫藥品小賣商業組合	八王子市横山町九三	岸 榮
神奈川縣和漢藥師商業組合	横濱市中區長者町二ノ二一	肥沼安五郎
横濱醫藥品小賣商業組合	同中區花咲町二ノ六九	植木 萬作
横須賀醫藥品小賣商業組合	横須賀市若松町二二	市倉佐次郎
相模原都醫藥品小賣商業組合	神奈川縣相原村橋本五三七	山田 元文
神奈川縣三浦醫藥品小賣商業組合	同葉山町堀内九三六	古藤 春一
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	小田原市新玉四ノ五四〇	橋 劉 漢
神奈川縣厚木町二、五六四	神奈川縣厚木町二、五六四	吉田 義生
中部醫藥品小賣商業組合	平塚市平塚新宿一、四七八	内田幸次郎
湘南醫藥品商業組合	藤澤市藤澤五九	岡田德太郎
神奈川縣醫藥品卸商業組合	横濱市伊勢佐木町	松永 貞郎
川崎醫藥品小賣商業組合	川崎市濱町一ノ一二	諸貴 久左衛門
新潟市醫藥品小賣商業組合	新潟市東中通一番町	吉 邨 朝
柏崎醫藥品小賣商業組合	柏崎市、柏崎商工會議所内	佐藤 將治
新潟縣醫藥品卸商業組合	新潟市東中通一番町	大橋爲三郎
新潟縣衛生材料卸商業組合	同	佐藤 將治
新潟縣北蒲原岩船醫藥品小賣商業組合	新双縣新發田町西ヶ輪	同
西蒲原郡醫藥品小賣商業組合	新潟縣吉田町	澁木文次郎
魚沼醫藥品小賣商業組合	新潟縣小千谷町	大關 泰藏
		大塚 定吉

富山縣配置賣藥商業組合	富山市總曲輪	廣瀬 重造
富山縣賣藥商業組合	富山縣福野町	鶴居孫之丞
富山縣藥品卸商業組合	富山市總曲輪日報ビル	金岡又左衛門
富山縣農藥商業組合	高岡市横田町	多田太三郎
富山縣賣藥進物用品卸商業組合	富山市總曲輪	太田貞一郎
富山縣衛生材料卸商業組合	富山市太田口町	福森 敏龜
富山縣東部醫藥品小賣商業組合	富山市古鍛冶町	中田 勇吉
富山縣西部醫藥品小賣商業組合	高岡市守山町	朝山小三郎
石川縣衛生材料卸商業組合	金澤市下堤町六一	安藤 謙治
石川縣醫藥品卸商業組合	金澤市下近江町四三	同
石川縣南部醫藥品小賣商業組合	小松市龍助町五四	竹田 正
石川縣中部醫藥品小賣商業組合	金澤市下堤町六四	英 安 吉
石川縣北部醫藥品小賣商業組合	七尾市檜物町三〇	守 佐 亮
福井縣衛生材料卸商業組合	福井市照手上町	齋藤長九郎
大野藥種賣藥小賣商業組合	福井縣大野町七間	玉木 得三
福井縣南越醫藥品衛生材料小賣商業組合	福井縣武生町蓬萊七七	伊藤久兵衛
福井縣中越醫藥品衛生材料小賣商業組合	福井縣金津町六日八ノ四ノ一	伊藤 勝吉
福井縣北越醫藥品衛生材料小賣商業組合	福井市壽町一八	鷺田土三郎
福井縣大野郡醫藥品衛生材料小賣商業組合	福井縣大野郡勝山町袋田九三	橋本 嘉藏
福井縣南農藥品衛生材料小賣商業組合	福井縣下吉田町	白崎 剛太郎
福井縣北農藥品衛生材料小賣商業組合	山梨縣下吉田町	白須小四郎
北都留郡藥種賣藥商業組合	山梨縣大月町	鯨岡 廣一
南都留郡藥種賣藥商業組合	山梨縣西八代郡大河内村角町	依田 富重
甲府藥種小賣商業組合	甲府市泉町九一	大塚 正重
山梨縣醫藥品衛生材料卸商業組合	同下連雀町二ノ七	宮澤 良道
山梨縣農藥劑商業組合	同甲府商工會議所内	相原 魁

北巨摩藥種小賣商業組合	飯田藥品小賣商業組合	松本藥品商業組合	長野縣北信濃種商業組合	上伊那藥品小賣商業組合	長野縣北信濃種商業組合	長野藥業商業組合	南安晏藥品小賣商業組合	木曾醫藥品小賣商業組合	長野縣藥品小賣商業組合	諏訪藥品小賣商業組合	岡谷醫藥品小賣商業組合	北佐久郡藥種商業組合	上田藥品小賣商業組合	南佐久醫藥品小賣商業組合	小縣郡藥種小賣商業組合	北信藥草移出商業組合	飛彈醫藥品商業組合	岐阜縣中濃醫藥品小賣商業組合	岐阜縣土岐惠那郡醫藥品小賣商業組合	岐阜縣醫藥品卸商業組合	岐阜縣衛生材料卸商業組合	美濃醫藥品小賣商業組合	濱松藥種賣藥小賣商業組合	靜岡藥種小賣商業組合	駿遠醫藥品小賣商業組合
山梨縣韭崎町	飯田市	松本市中町	長野縣神鄉村豐野山本方	長野市妻科信濃衛生會館內	長野縣北佐久郡志賀村	長野市南嶺町	長野縣豐科町	長野縣福島町商工會內	長野市妻科信濃衛生會館內	長野縣諏訪町	岡谷市三、四一六	長野縣小諸町	上田市上田	長野縣野澤町野澤一	長野縣神川村大瓦	長野縣古間村大字古間	高山市馬場町二、一〇〇	岐阜縣美濃町二、三〇六	同中津町一、七五六	岐阜市三番町六	同	同三番町	濱松市池町一二一	靜岡市五番町六	靜岡縣堀ノ内町五丁目
山本彦佐久	大原六兵衛	住山 哲也	飯島佐平治	久保田力藏	渡邊治之助	池龜直太多	佐野 祐吉	角滿覺兵衛	久保田力藏	久保田力藏	大和 秀雄	柳田森四郎	關 末司	相馬朝四郎	吉田萬太郎	中山 寅吉	伊藤松太郎	西部金一郎	服部 正次	篠田豐四郎	井上松治郎	森 清一	鈴木 五八	小出岩太郎	櫻井 長谷
靜岡縣衛生材料卸商業組合	靜岡縣醫藥品卸商業組合	靜岡縣藥種賣藥小賣商業組合	中遠醫藥品小賣商業組合	沼津醫藥品小賣商業組合	清水醫藥品小賣商業組合	伊豆醫藥品小賣商業組合	靜岡藥種賣藥小賣商業組合	庵原郡藥種賣藥小賣商業組合	名古屋醫藥品商業組合	中島郡藥種賣藥小賣商業組合	幡豆郡醫藥品小賣商業組合	知多郡醫藥品小賣商業組合	海部郡醫藥品小賣商業組合	碧海郡醫藥品小賣商業組合	岡崎醫藥品小賣商業組合	愛知縣屋北醫藥品小賣商業組合	瀨戶醫藥品小賣商業組合	愛知縣衛生綿卸商業組合	東三醫藥品小賣商業組合	西加茂郡醫藥品小賣商業組合	愛知縣衛生材料卸商業組合	三重縣衛生材料卸商業組合	三重縣藥品賣藥商業組合	三重縣醫藥品卸商業組合	滋賀縣配置賣藥商業組合
靜岡市八幡本町四ノ五一ノ一	靜岡市西門町二四	靜岡市五番町	靜岡縣磐田町中泉六一二	沼津市上本町六九	清水市松原町三丁目	三島市廣小路	靜岡市一番町三	庵原郡由比町北田	名古屋市東區添地町三	愛知縣萩原町	愛知縣西尾町大字櫻木	半田市字中村三一	愛知縣津島町	同高濱町	岡崎市連尺町二六	一宮市	瀨戶市大字瀨戶	名古屋市中區上堅杉町	豐橋市萱町五一	愛知縣舉母町	名古屋市中區兒玉町二	桑名市	津市下部田二六ノ八	同	甲賀郡大原町大原市場
岡本 快造	齋藤重五郎	小出岩太郎	水野 政治	鈴木 木	眞長 兵衛	君澤 安	小出岩太郎	鈴木義兵衛	橫井 龜吉	林 萬三郎	千葉 蝶二	小栗 半左衛門	早川 三郎	山脇 治祿	大山甚八郎	岡本勝次郎	松本 鎌吉	神倉龜太郎	黒田 高	山田 七十郎	大橋 光師	山田 光三	田山八十吉	同	渡邊 守雄

藥 業 品

日高西牟婁種實卸商業組合	和歌山縣衛生材料卸商業組合	和歌山縣醫藥品卸商業組合	鳥取縣醫藥品卸商業組合	鳥取縣衛生材料卸商業組合	鳥取縣東部醫藥品衛生材料小賣商業組合	鳥取縣中部醫藥品衛生材料小賣商業組合	鳥取縣西部醫藥品衛生材料小賣商業組合	鳥根縣衛生材料卸商業組合	松江醫藥品小賣商業組合	島根縣醫藥品卸商業組合	邑智郡醫藥品小賣商業組合	能義郡醫藥品小賣商業組合	那賀郡醫藥品小賣商業組合	雲南醫藥品小賣商業組合	美濃郡醫藥品小賣商業組合	鹿足郡醫藥品小賣商業組合	箴川郡醫藥品小賣商業組合	岡山縣藥種實業小賣商業組合	岡山縣衛生材料卸商業組合	岡山縣醫藥品卸商業組合	尾道地方醫藥品小賣商業組合	吳醫藥品小賣商業組合	下關醫藥品化粧品商業組合	山口縣東醫藥品小賣商業組合	
和歌山縣田邊町大字榮町	和歌山縣北江町	和歌山縣北江町一五	鳥取市上魚町四八	同	同	東伯郡倉吉町大字東岩倉町八	米子市糺町二ノ一四六	松江市天津町	松江市殿町	同白湯本町	島根縣川本町	同廣瀨町	同太田町	同濱田町	同木次町	島根縣石見町	同津和野町	出雲市	岡山市下石井二八九	同上石井三〇	同紙屋町八九	尾道市土堂町六〇五	吳市中通五丁目二三	下關市西南部町二八	山口縣柳井町古開作
澁川 増造	沖井 一夫	松山達之助	林 兼太郎	同	山田 芳藏	進藤孫衛門	稻田松太郎	森谷 榮助	佐藤 登	加藤文太郎	寺本 周二	庄林 武夫	吉川 豐博	永田 廉	奏野 千松	飯塚 幸一	伊藤利兵衛	中村 晨男	久山 峻	小野荒太郎	藤澤 英男	鳥居 哲	梅本光之助	土谷德治郎	佐村 信一

山口醫藥品小賣商業組合	防府醫藥品小賣商業組合	宇部醫藥品小賣商業組合	岩國醫藥品小賣商業組合	周陽醫藥品小賣商業組合	長門醫藥品小賣商業組合	板野郡藥業小賣商業組合	那賀郡藥業小賣商業組合	三好郡藥業小賣商業組合	德島藥種小賣商業組合	海部郡藥種商業組合	阿波麻名藥種小賣商業組合	德島縣醫藥品卸商業組合	德島縣藥卸商業組合	美馬郡藥種小賣商業組合	德島縣衛生材料商業組合	香川縣衛生材料卸商業組合	香川縣醫藥品卸商業組合	香川縣藥種小賣商業組合	今治藥種實業商業組合	愛媛縣西邊藥品衛生材料小賣商業組合	愛媛縣宇和島地方醫藥品衛生材料小賣商業組合	愛媛縣東邊醫藥品衛生材料商業組合	愛媛縣衛生材料卸商業組合	高知縣衛生材料卸商業組合		
山口市新道二、三四〇	防府市大字西佐波合、三四	宇部市商工會議所内	岩國市役所内	德山市三二二	萩市大字橋本町二四	德島縣板野郡撫養町岡崎字二	等道路東四八	德島縣新野町	德島縣三好郡池田町	德島縣船場町一四八	德島縣日和佐町	德島縣麻植郡鴨島町	德島市西新町一丁目	德島市内通町	德島縣脇町一七九	德島市大通三丁目	高松市五番町四六	同	高松市五番町四六	今治市大字今治村	愛媛縣喜多郡大洲町	宇和島市	愛媛縣新居郡西條町	松山市	高知市新市町一四一	高知市本丁筋三ノ七八
井上藤四郎	福本 貞式	佐村 信一	進藤 勇	淺田 敏高	行本 盈三	泉 利文	長尾 六平	久保漆 眞四郎	多田 道長	花川 馨	川眞田忠義	鈴江直三郎	三好實三郎	内田 聖二	亭島彦三郎	岡内 昌三	同	今澤義三郎	青野 榮	佐野 義夫	二宮 福源	桑原 薰躬	戸井眞喜太	合田 茂平	小川 澄夫	

藥 業 品

高知縣中央醫藥品小賣商業組合	同棧橋通り一ノ一二四	池上 禎純
高知縣東部醫藥品小賣商業組合	高知縣後免町二七五	吉本朋太郎
高知縣高岡郡醫藥品小賣商業組合	同須崎町須崎一、七二三	小川佐太郎
高知縣幡多醫藥品小賣商業組合	同幡多郡中村町字中村	木戸 龜吉
福岡醫藥品商業組合	福岡市春吉上四十川町一七四	磯田 元藏
久留米藥種賣藥商業組合	久留米市三本松町五四	安部榮九郎
北九州藥事小賣商業組合	八幡市中本町二丁目	德永清四郎
商業組合大牟田藥業會	大牟田市古町三	原田平五郎
福岡縣衛生林科卸商業組合	福岡市上小山町二七	梁井吾三郎
福岡縣醫藥品卸商業組合	福岡市下店屋町一	川野 三郎
南筑藥種賣藥商業組合	福岡縣柳河町大字京町七二	中島 雄造
八女郡藥種賣藥小賣商業組合	福岡縣福岡町本町一ノ七	武本寅五郎
嘉穂南部醫藥品小賣商業組合	福岡縣山田町上山田町一、四七	坂田 家藏
直方地方醫藥品小賣商業組合	直方市古町三ノ八六四	武井久兵衛
朝倉郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣甘木町一、七四五	田村要三郎
粕屋郡醫藥品小賣商業組合	福岡市宇美町四、〇五一	本岡 秀一
筑紫郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣二日市町大字二日市	原田 正三
京都郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣行橋町字大橋	籠田小二郎
浮羽郡醫藥品小賣商業組合	同浮羽郡吉井町一、二九六	古田 健藏
三井郡醫藥品小賣商業組合	同三井郡善導寺町大字飯田八	井上 傳一
遠賀郡賣藥小賣商業組合	福岡縣遠賀郡折尾町一、五二	大山 圓作
遠賀郡醫藥品小賣商業組合	同遠賀郡中間町中間四、〇五	上田利七郎
飯塚市醫藥品小賣商業組合	飯塚市一、一〇二	松永十太郎
門司醫藥品商業組合	門司市櫻田二ノ一、六九ノ〇	前山 專一
鹿島醫藥品小賣商業組合	佐賀縣鹿島町津原	谷口 滿一
唐津醫藥品小賣商業組合	唐津市	

杵島郡賣藥商業組合	佐賀縣武雄町	山口重次郎
三養基郡醫藥品小賣商業組合	佐賀縣鳥栖町	高島 直城
佐賀市郡醫藥品小賣商業組合	佐賀市中ノ小路	中ノ子正人
杵島郡醫藥品小賣商業組合	佐賀市武雄町	山口重次郎
佐賀縣神醫藥品小賣商業組合	佐賀縣神崎町	小林 博
諫早醫藥品小賣商業組合	諫早市榮町五六	山口 八六
長崎縣衛生材料卸商業組合	長崎市榎津町三一	西脇 進
長崎縣醫藥品卸商業組合	同	同
西彼醫藥品小賣商業組合	長崎市東紺屋町一三	森 直一
佐世保醫藥品小賣商業組合	佐世保市名功町六二	東 七太郎
南高醫藥品小賣商業組合	島原市上之町九〇〇	宮崎 康夫
北松醫藥品小賣商業組合	長崎縣平戸町四一四	木寺隆一郎
壹岐醫藥品小賣商業組合	同壹岐郡田河村	岩谷 直次
長崎醫藥品小賣商業組合	長崎市材木町十三	岩田 康彦
東彼醫藥品小賣商業組合	長崎縣大村町四七〇	中尾 守助
對馬醫藥品小賣商業組合	長崎縣嚴原町今屋敷	永瀧利吉郎
別府醫藥品小賣商業組合	別府市大字別府三三四	時枝 壽作
大分縣醫藥品小賣商業組合	大分市大分二二五六ノ一	吉村 益次
大分縣醫藥品卸商業組合	同	同
日田醫藥品小賣商業組合	日田市大字日田	岩尾照太郎
中津藥種賣藥商業組合	中津市一、四五一	奧永 齊
南海郡那藥種賣藥商業組合	佐伯市佐伯二三八	山本 大祐
玖珠郡藥種小賣商業組合	大分縣森町大字帆走二二一	財津 幹三
大分縣衛生材料卸商業組合	大分市大分二、五五六	吉村 益次
速見郡醫藥品小賣商業組合	大分縣杵築町一三〇	後藤氏次郎
宇佐郡醫藥品小賣商業組合	大分縣長洲町四、四四三	宮本 嘉代太郎

藥 業 品

大野郡醫藥品小賣商業組合
 東國東郡醫藥品小賣商業組合
 西國東郡醫藥品小賣商業組合
 直入醫藥品小賣商業組合
 北海道郡醫藥品小賣商業組合
 延岡醫藥品小賣商業組合
 宮崎藥種賣藥商業組合
 南那珂郡醫藥品小賣商業組合
 都城藥種商業組合
 宮崎縣醫藥品衛生材料小賣商業組合
 宮崎醫藥粧商業組合
 西諸縣郡醫藥品小賣商業組合
 宮崎縣高鍋醫藥品小賣商業組合
 宮崎縣妻醫藥品小賣商業組合
 西臼杵郡醫藥品小賣商業組合
 富島醫藥品小賣商業組合
 熊本縣醫藥品小賣商業組合
 熊本縣醫藥品小賣商業組合
 鹿兒島市醫藥品小賣商業組合
 鹿兒島縣醫藥品卸商業組合
 掛富郡醫藥品小賣商業組合
 川邊郡醫藥品小賣商業組合
 日置郡醫藥品小賣商業組合
 川內醫藥品小賣商業組合
 出水郡醫藥品小賣商業組合
 伊佐郡醫藥品小賣商業組合

同三重町大字市場
 大分縣國東町大字田深四八一
 同西國東郡高田町
 同直入郡竹田町
 大分縣北海道郡臼杵町
 延岡市柳澤町三二
 宮崎市桶通五丁目
 宮崎縣飯肥町三、八九三
 都城市前田町一五二
 宮崎市桶通五ノ六
 同桶通五ノ七四
 宮崎縣小林町一六六
 同高鍋町七〇六
 同妻町
 同高千穗町三田井
 同富島町八、〇一一
 熊本市辛島町二四
 同南新坪井町一三七
 鹿兒島市樋之口町四三
 鹿兒島市吳服町五八
 鹿兒島縣掛宿町十二町八一七
 同川邊郡萬世町六、一二三
 同日置郡伊集院町德重四四七
 川內市向田町七、〇一三
 鹿兒島縣出水町八、〇三二
 鹿兒島縣伊佐郡大口里二〇二九

岩井岩太郎
 手島 一次
 宮崎 重吉
 堀 一郎
 堤 正利
 佐藤 幹
 仲田 豐
 平部 俊弘
 福崎 勝吉
 坂元 龜一
 原 隆
 松ヶ迫 佐一郎
 中川 助三
 田村 隆三
 宗 桂三
 福森 末義
 緒方作次郎
 吉井守之助
 吉松 森三
 小牧 德藏
 原田 盛二
 吉峯 菊二
 山下利太郎
 山口德之助
 橋元 忠助
 古川 國彦

始良郡醫藥品小賣商業組合
 贈嶽郡醫藥品小賣商業組合
 肝屬郡醫藥品小賣商業組合
 沖繩縣醫藥品卸商業組合
 沖繩縣醫藥品小賣商業組合
 沖繩縣衛生材料卸商業組合

同始良郡國分町
 同贈嶽郡岩川町五十町六五三
 鹿屋市中名
 沖繩縣廳衛生試驗室內
 同

林豐 造
 山之内善二
 花田 政盛
 金城 保吉
 名城 嗣頼
 高良 盛慶

工 業 組 合

青森縣賣藥工業組合
 山形縣賣藥工業組合
 宮城賣藥工業組合
 西蒲原郡毒消小賣工業組合
 中越賣藥工業組合
 上越賣藥工業組合
 下越賣藥工業組合
 山形縣賣藥工業組合
 茨城縣賣藥工業組合
 栃木縣賣藥工業組合
 群馬縣賣藥工業組合
 千葉縣賣藥工業組合
 埼玉縣賣藥工業組合
 東京賣藥工業組合
 日本新藥工業組合
 東京醫藥衛生雜貨工業組合

青森市大字大野字長島一六
 山形市六日町七四五
 仙臺市國分町四六
 新潟縣西蒲原郡卷町大字卷甲二、五三七
 同古志郡上組村攝田屋一二六
 高田市役所內
 同
 山形縣衛生課內
 水戸市
 宇都宮市大町九七
 前橋市紺屋町七一
 千葉市本千葉町四五
 埼玉縣栗橋町三、四一七
 東京市神田區仲町二ノ一二
 同芝區白金臺町一ノ一四
 同日本橋區馬喰町三ノ三

久保内 健太郎
 工藤菊太郎
 大内 市郎
 齋藤 倉藏
 古澤仁 太郎
 高橋 佐助
 矢野 慶治
 土屋菊太郎
 稻村玄三郎
 藤井源太郎
 細野仙太郎
 鈴木 峻一
 關 貞三
 藤井得三郎
 岩垂 亨
 内山 武

橫濱市賣藥工業組合
 神奈川縣賣藥工業組合聯合會
 川崎賣藥工業組合
 橫須賀賣藥工業組合
 相模賣藥工業組合
 富山縣賣藥工業組合
 富山縣頭垢製造工業組合
 石川縣賣藥製工業組合
 福井縣賣藥工業組合
 長野縣賣藥工業組合聯合會
 長野賣藥工業組合
 木曾賣藥工業組合
 松本賣藥工業組合
 南安曇郡賣藥工業組合
 東信賣藥工業組合
 飯田賣藥工業組合
 諏訪賣藥工業組合
 靜岡縣藥品賣藥工業組合
 岐阜縣藥品賣藥工業組合
 三重縣藥品賣藥工業組合
 滋賀縣賣藥工業組合
 山梨縣藥品賣藥工業組合
 愛知縣賣藥工業組合
 近江日野賣藥工業組合
 京都府賣藥工業組合
 大阪府賣藥工業組合

橫濱市磯子區丸山町七
 橫濱市中區花咲町二ノ六九
 川崎市宮前町三六
 橫須賀市若松町七二
 神奈川縣小田原市十字一ノ三
 富山市表町四
 富山市平次町四一
 金澤市南町四三ノ一
 福井市吉野下町六九
 長野縣西筑摩郡福島町六一
 長野市南縣町一、一三三
 長野縣西筑摩郡福島町六一
 松本市南深志伊勢町二六七
 長野縣南安曇郡豐科町
 上田市大字上田五、八二一
 飯田市大字飯田九〇
 諏訪市大字上諏訪
 靜岡市本町通三の四二
 岐阜市三番町
 津市下部田町二六ノ八
 滋賀縣甲賀郡大原村大原市場
 甲府市上連雀町
 名古屋市東區京町二ノ五
 滋賀縣蒲生郡日野町大字大窪
 京都市下京區五條河原町通
 大阪市東區谷町二ノ二六

清水藤太郎
 清水藤太郎
 吉村 朔
 中村忠一郎
 外部藤右衛門
 荒木 甚助
 松浦吉次郎
 石黒 傳六
 高橋 良馬
 角間覺兵衛
 地龜直太多
 角間覺兵衛
 橫山 雅夫
 井上 虎雄
 藤岡 利三
 關口 善三
 阿部 高光
 秋山佐兵衛
 森
 田山八十吉
 吉岡 藤吉
 五味 寛光
 今堀辰三郎
 吉田 源平
 久保田
 庄左衛門
 森 平兵衛

大阪粉末藥品工業組合
 大和賣藥工業組合
 日本配置賣藥工業聯合會
 和歌山縣賣藥工業組合
 鳥取縣賣藥工業組合
 鳥根縣賣藥工業組合
 岡山縣賣藥工業組合
 高知縣賣藥工業組合
 兵庫縣賣藥工業組合
 廣島縣賣藥工業組合
 山口縣賣藥工業組合
 愛媛縣藥品賣藥工業組合
 德島縣賣藥工業組合
 香川縣賣藥工業組合
 長崎賣藥工業組合
 佐世保賣藥工業組合
 福岡縣上藥工業組合
 宮崎賣藥工業組合
 佐賀縣賣藥製造工業組合
 玉名郡賣藥工業組合
 熊本賣藥工業組合
 大分縣賣藥工業組合
 南日本製腦工業組合
 鹿兒島縣賣藥工業組合
 沖繩縣賣藥工業組合

大阪市東區淡路町一ノ二五
 奈良縣南葛城郡御所町
 同
 和歌山市元町奉行十二ノ七
 鳥取市片原三ノ三四
 松江市白湯本町
 岡山縣吉備郡總社前
 高知市本丁筋七九
 神戶市神戶區下山手通六ノ三
 九ノ一四
 廣島市富士見町八九
 山口市田町
 松山市豐坂町
 德島市西新町一丁目
 高松市五番町四六
 長崎市袋町二六ノ五
 佐世保市名切町六二
 福岡市渡邊通一實業會館內
 宮崎市橋通五丁目
 佐賀縣鳥栖町大正町
 熊本縣玉名郡江田村
 熊本市鹽屋町二ノ四七
 大分市大分二、二五六
 鹿兒島市易居町四八
 鹿兒島市山之口町八六
 那霸商工會議所內

桑田利三郎
 中島大兵衛
 金尾 義信
 三田 常藏
 大村久兵衛
 松井儀三郎
 江口 武雄
 小川 澄夫
 上田 實
 渡邊 高一
 佐村 清一
 松田喜三郎
 大伏 元貞
 赤澤忠太郎
 橫田 東作
 東 七太郎
 松井 規
 原田直太郎
 天本龍之助
 林田榮次郎
 布田 尙
 吉村 益次
 片岡 秀實
 小牧 德藏
 板橋 叶

各府縣藥劑師會

昭和十七年十一月現在

〔東京大阪を除く〕

北海道藥劑師會 札幌市北二條西二ノ七
會長 黑澤節二 副 森信、長島貞一

京都藥劑師會 京都市下京區河原町四
會長 中野忠八 副 宮本佛三、大原伴吉

神奈川藥劑師會 横浜市磯子區丸山町七
會長 清水藤太郎 副 諸貫久左衛門、谷岡忠治

兵庫藥劑師會 神戸市神戶區下山手通
會長 上田實 副 中井傳次郎、吉田繁男

長崎藥劑師會 長崎市櫻町一ノ二
會長 李田康彦 副 松浦殿、森吉三

新潟藥劑師會 新潟市西區島町
會長 佐藤將治 副 吉村駒藏、田中竹次郎

埼玉藥劑師會 埼玉縣北葛飾郡栗橋町
會長 關貞三 副 篠崎隆藏、堀内真二

群馬藥劑師會 前橋市本町三ノ一
會長 宮前善平 副 倉林三郎、奈良貞吉

千葉藥劑師會 千葉市末廣町一丁目一
會長 小川欽一郎 副 淺田雅夫、長田清

茨城藥劑師會 水戸市北三ノ九一九
會長 金子八郎右衛門 副 倉持彦一郎、金子廣吉

栃木藥劑師會 宇都宮市旭町
商工會議所内

奈良藥劑師會 奈良市今在家町五二
會長 飯野彌助 副 相馬恭治

三重藥劑師會 三重縣阿山郡上野町田
會長 田山八十吉 副 田中新介

愛知藥劑師會 名古屋市中區區見町二
會長 岩田利三郎 副 後藤田次、小栗半左衛門

静岡藥劑師會 静岡市本通一丁目商工
會長 鈴木五八 副 大石善一

山梨藥劑師會 甲府市下連雀町二ノ七
會長 宮澤良道

滋賀藥劑師會 大津市坂本町
會長 小島弘太郎 副 青井秀雄

岐阜藥劑師會 岐阜市高野町一丁目森
會長 渡邊俊一 副 井上辰治、森清一

長野藥劑師會 長野市妻科實塚 信濃
會長 飯野左平治 副 横山雅夫、關末司

宮城藥劑師會 仙台市元町三二二
會長 鈴木浩文 副 櫻井政吉

福島藥劑師會 郡山市本町五三三
會長 根本祐太郎 副 福田鐵雄、建部正夫

岩手藥劑師會 盛岡市仁王第四地刺字
會長 横山茂七 副 福田鐵雄

青森藥劑師會 青森市古川美法二
會長 藤瀧金太郎 副 久保内健太郎

山形藥劑師會 山形市六丁目七四五
會長 工藤菊太郎 副 藤田豊治

秋田藥劑師會 秋田市龜之町堀反町二
會長 山田儀助 副 佐野龜太郎

福井藥劑師會 福井市吉野下町六九
會長 高橋良馬 副 伊藤勝吉、大岡顯

石川藥劑師會 金澤市石浦町二〇ノ二
會長 石黒傳六 副 英安吉方

富山藥劑師會 富山市總曲輪三六六
會長 北野治作 副 田中勇吉、金子好造

鳥取藥劑師會 鳥取市川端四ノ二九
會長 大村久兵衛 副 稻田松太郎

島根藥劑師會 松江府石橋町四二五
會長 伊藤利兵衛

岡山藥劑師會 岡山市大供二ノ三九
會長 林源十郎 副 戶井良昌、藤原義男

廣島藥劑師會 廣島市國泰寺町三四四
會長 前田常次郎 副 後藤吟藏

山口藥劑師會 山口縣玖珂郡柳井町大
會長 佐村清一 副 進藤勇、水井泰三

和歌山藥劑師會 和歌山市元町奉公町二
會長 三田常藏 副 八木源平、加藤政藏

德島藥劑師會 德島市幸町三ノ二〇
會長 富士谷文藏 副 川真田忠義、刺石憲

香川藥劑師會 高松市五番丁四六
會長 今澤義三郎 副 森田虎三郎、安部繁雄

愛媛藥劑師會 松山市一番町七番地
會長 家本清次郎 副 遠藤省一、森教夫

高知藥劑師會 高知市本町二二一
會長 西田利榮 副 池上碩輔、野瀬上

福岡藥劑師會 福岡市渡邊通一丁目、
會長 古賀常吉 副 側島レ一、山口源次

大分藥劑師會 大分市大字 説田通橋通
會長 吉村益次 副 岡本彌八郎、瓜生田定

佐賀藥劑師會 佐賀市松原町中ノ小路
會長 中野子正人 副 野中萬太郎

熊本藥劑師會 熊本市花畑町九五
會長 光田仁一郎 副 重松運夫

宮崎藥劑師會 宮崎縣宮崎郡瓜生野村
會長 坂本龜一 副 日高義正

鹿兒島藥劑師會 鹿兒島市山ノ口町八六
會長 小牧德藏 副 吉永水洗耳

沖繩藥劑師會 郡那市上嘉町一ノ二六
會長 長田紀助 副 我部政敏

朝鮮藥劑師會 京城府本町三ノ三〇

京城府藥劑師會 同黃金町六ノ一八

高麗藥劑師會 同大平通二ノ二八五

各植民地藥劑師會

臺灣實業藥劑師會 臺北市表町一、三井
關東州藥劑師會 大連市大連醫院藥局内
出張所内

滿洲藥劑師會 奉天市千代田通一六

大連實業藥劑師會 大連市千代町五

奉天實業藥劑師會 奉天市青島町七、
奉天市太陽堂内

法規法令

例言

一、「法規法令」は昭和十七年度中に制定或ひは改正公布された業界関係のものに輯録することを建前とする點に於いて例年の通りである。但し「國家總動員法」のみは前年度に重複して掲出した。

一、本年度中に公布を見た法規の中には「企業許可令」「企業整備令」及び「廣告税法」等重要なるものあり、その他關係法令は頁の許す限りこれを掲げ、「賣薬部外品取締規則」「賣薬法」「商店法」「諸届書式」等は前年に準じて掲載を見合せた。必要の節は昭和十六年版を参照されたい。

國家總動員法中

改正〔改正全文〕

昭和十三年四月法律第五十五號
昭和十六年三月法律第十九號

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時（戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ）に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
- 二 國家總動員上必要なる被服、食料、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要なる醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要なる船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
- 五 國家總動員上必要なる通信用物資
- 六 國家總動員上必要なる土木建築用物資

及照明用物資

七 國家總動員上必要なる燃料及電力

八 前各號に掲ぐるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、裝置其の他の物資

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要なる物資

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ

一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出入又は保管に關する業務

二 國家總動員上必要なる運輸又は通信に關する業務

三 國家總動員上必要なる金融に關する業務

四 國家總動員上必要なる衛生、家畜衛生又は救護に關する業務

五 國家總動員上必要なる教育訓練に關する業務

六 國家總動員上必要なる試験研究に關する業務

七 國家總動員上必要なる情報又は啓發宣傳に關する業務

八 國家總動員上必要なる警備に關する業務

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要なる業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむること

を得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國、地方公共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若は解雇、就職、従業者若は退職又は賃金、給料其の他の従業條件に付必要なる命令を爲すことを得

第七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り労働争議の豫防若は解決に關し必要なる命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若は勞務の中止其の他の労働争議に關する行爲の制限若は禁止を爲すことを得

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若は輸入の制限若は禁止を爲し、輸出若は輸入を命じ、輸出税若は輸入税を課し又は輸出税若は輸入税を増課若は減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用若は收用し又は總動員業務を行ふ

者をして之を使用若は收用せしむることを得

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若は第二回以後の株金の拂込に付制限若は禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若は債務の保證に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは總動員業務たる事業を営む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集に付商法第二百九十七條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することをを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若は登録實用新案を實施することを得

政府は戦時に際し國家總動員上必要あると

きは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要なる土地若は家屋其の他の工作物を管理、使用者若は收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若は收用せしむることを得

第十四條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用若は收用し又は總動員業務を行ふ者をして特許發明及登録實用新案を實施せしめ若は鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用せしむることを得

第十五條 前二條の規定に依り政府の收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下るとき又は第十三條第三項の規定に依り總動員業務を行ふ者の收用したるもの收用したる時より十年内に不用に歸したるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若は舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受くることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若は改良を制限若は禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若は改良を命ずることを得

第十六條の二 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命

令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戰時に際し國家總動員
上必要あるときは勅令の定むる所に依り事
業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若
は休止又は法人の目的變更、合併若は解散
に關し必要なる命令を爲すことを得

第十七條 政府は戰時に際し國家總動員上必
要あるときは勅令の定むる所に依り同種若
は異種の事業の事業主間に於ける當該事業
に關する統制協定の設定、變更若は廢止に
付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更
若は取消を命じ又は統制協定の加盟者若は
其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其
の統制協定に依るべきことを命ずることを
得

第十八條 政府は戰時に際し國家總動員上必
要あるときは勅令の定むる所に依り同種又
は異種の事業の事業主又は其の團體に對し
當該事業の統制又は統制の爲にする經營を
目的とする團體又は會社の設立を命ずるこ
とを得
前項の命令に依り設立せらるる團體は法人
とす

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者
其の設立を爲さざるときは政府は定款の作
成其の他設立に關し必要なる處分を爲すこ
とを得

第一項の團體成立したるときは政府は勅令
の定むる所に依り當該團體の構成員たる資
格を有する者をして其の團體の構成員たら

しむることを得

政府は第一項の團體に對し其の構成員（其
の構成員の構成員を含む以下之に同じ）の
事業に關する統制規程の設定、變更若は廢
止に付認可を受けしめ、統制規程の設定若
は變更を命じ又は其の構成員若は構成員た
る資格を有する者に對し團體の統制規程に
依るべきことを命ずることを得第一項の團
體又は會社に關し必要なる事項は勅令を以
て之を定む

第十六條の二の規定に依り設
備若は權利の讓渡若は出資を命じ又は第十
六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じた
る場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する
債務の承繼及其の擔保の處理に關し必要な
る事項は勅令を以て之を定む

第十六條の二の規定に依る設
備若は權利の讓渡若は出資、第十六條の三
の規定に依る事業の讓渡若は法人の合併又
は第十八條第一項若は第三項の規定に依り
設立せらるる團體若は會社に付ては勅令の
定むる所に依り課税標準の計算に關する特
例を設け又は租税の減免を爲すことを得

第十九條 政府は戰時に際し國家總動員上必
要あるときは勅令の定むる所に依り價格、
運送賃、保管料、保險料、賃食料、加工賃、
修繕料其の他の財産的給付に關し必要なる
命令を爲すことを得

第二十條 政府は戰時に際し國家總動員上必
要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙

業界關係
法令索引

〔自昭和十三年四月〕
〔至昭和十七年九月〕

▽昭和九年年鑑發刊以來、本年鑑の法
規法令に欄に掲載された法規類の數
はかなりの數に昇つてゐるが、それ
らが必要とする際舊年鑑を利用して
頂くため、茲にその索引を掲げた。
▽下部の數字は年鑑の年號であつて例
へば⑨は昭和九年版年鑑に掲載され
てあることを示す

▽ゴツク體は本號に掲載せるものを
示す

國家總動員法 昭和十三年四月法律第五十五
號、昭和十六年三月法律第十九號改正 ⑩

價格等統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三
號、昭和十五年十月勅令第六七七號、昭和
十六年九月勅令第八四一號、昭和十七年二
月商工農林省告示第一號 ⑪⑫⑬⑭

同 施行規則 昭和十四年十月勅令第一三號
昭和十五年十月閣令第一二號、昭和十六年
一月閣令第一號第二號、同五月閣令第一三
號、同九月閣令第二一號、昭和十七年四月

同 施行規則 昭和十四年十月勅令第一三號
昭和十五年十月閣令第一二號、昭和十六年
一月閣令第一號第二號、同五月閣令第一三
號、同九月閣令第二一號、昭和十七年四月

其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を爲すことを得

政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるものの發賣及頒布を禁止し之を差押ふることを得此の場合に於ては併せて其の原版を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若は使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若は材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業の事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲

さしむることを得

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若は修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若は修理を爲さしめ又は國家總動員上必要なる設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令又は第六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若は停止若は法人の目的變更若は解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし

閣令第一三號 昭和十四年十月勅令第七〇號

賃金臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇號

同 施行規則 同年厚生省令第三四號

同 勞働局長通牒

同 會社職員給與臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇六號

同 令第七〇六號

同 施行規則 同閣令第十四號

同 電力調整令 昭和十四年十月勅令第七〇八號

同 施行規則 昭和十四年十月逕信省令第四六號、昭和十七年八月逕信省令第九二號

同 青少年雇入制限令 昭和十五年一月勅令第三六號

同 賃金統制令 昭和十五年十月勅令六七五號

同 會社經理統制令 昭和十五年十月勅令第六八〇號、昭和十六年九月勅令八五九號、昭和十六年十二月勅令第一二三四號、昭和十七年一月閣令第一號、昭和十七年二月閣令第四號

同 從業者移動防止令 昭和十五年十一月勅令第七五〇號

同 生活必需物資統制令 昭和十六年四月勅令第三六三號

同 貿易統制令 昭和十六年五月勅令五八一號

同 同 施行規則 昭和十六年六月商工農林省令第四九號 同 七月同省令第一〇號、昭和十七年四月商工農林省令第一號

同 醫藥品及衛生材料生産配給統制規則 昭和十

又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る買受の價額は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む

總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受ける事業を監督し之が爲必要なる命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第三十一條の二 左の各號の一に該當する者は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

一 第八條の規定に依る命令に違反したる者

二 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は十年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又は

所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

一 第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者

二 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

三 第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

四 第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

一 第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

二 第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

三 第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者

四 第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者

五 第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第十七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

六 第二十三條の規定に依る命令に違反し

六年五月厚生省令第一五號

小麥粉等製造配給統制規則 昭和十六年七月

農林省令第五八號

陸運統制令第二條による指定 昭和十六年八月

月鐵道省告示第一五三號

重要産業團體令 昭和十六年八月勅令第八三一號

一號

同 施行規則 昭和十六年九月閣令一九號

配電統制令 昭和十六年八月勅令第八三二號

同 施行規則 昭和十六年九月閣令一九號

會社所有株式評價臨時措置令 昭和十六年八月勅令第八三三號

月勅令第八三三號

株式價格統制令 昭和十六年八月勅令第八三四號

四號

金屬類回收令 昭和十六年八月勅令第八三五號

同 回收物件及施設指定規則 昭和十六年九月閣令第二〇號

重要輸出品取締法 昭和十一年五月法律第二六號

輸出入品等に關する臨時措置に關する件 昭和十二年九月法律第九二號

臨時輸出入許可規則 同年十月商工省令第二三號

三號

輸入石鹼取締規則 大正四年六月農商務省令第一〇號

輸出獸毛製刷毛取締規則 大正十年八月農商務省令第二六號

關東州、滿洲國及び中華民國向輸出調整に關する件 昭和十四年九月商工省令第五三〇

保有を爲さざる者

七 第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に依る懲用に應ぜず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二 第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す

一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二 第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者

三 第二十五條の規定に依る命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 第十八條第一項の規定に依る命令に違反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二 第十八條第六項の規定に依る命令に違反したる者

三 第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

四 第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者亦前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役又は禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若し忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若し科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員又は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十五條 公務員又は其の職に在りたる者

號

重要輸出品取締法施行規則改正 昭和十四年六月商工省令第二六號

輸出石鹼指定標準 同商工省告示第一三一號

輸出刷子統制令 同年十一月商工省告示第三一號

奢侈品等製造販賣制限規則 昭和十五年七月商工農林省令第二號

同製造禁止販賣制限除外規定 昭和十五年十月商工農林告示第十七號

同規則による物品指定 昭和十五年七月商工省告示第三三九號、同第三四〇號、同第三四一號、同第三四二號、同商工農林告示第四九號、昭和十六年九月商工省告示第八四九號、第八五〇號、第八五一號改正

同 特免指定 昭和十五年九月商工省告示第五〇二號

同規則第二條第二項による販賣禁止商品 小麥粉等配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六五號

澱粉類配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六八號

ニツケル使用制限規則 昭和十五年八月商工省令第六二號

圓域輸出調整令 昭和十五年八月商工省令第六六號

植物油脂及植物油原料種實配給統制規則 昭和十五年十一月農林省令第一〇六號、昭和十七年六月農林省令第四九號

昭和十五年十一月農林省令第一〇六號、昭和十七年六月農林省令第四九號

昭和十五年十一月農林省令第一〇六號、昭和十七年六月農林省令第四九號

本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の祕密を漏泄又は竊用したる時は二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社其の他本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員若は使用人又は其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の祕密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社其の他本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員又は使用人其の擔當する統制事務に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又

は人の業務に關し第三十一條の二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の從業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す

第五十條 本法施行に關する重要事項（軍機に關するものを除く）に付政府の諮問に應ずる爲國家總動員審議會を置く

國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

企業許可令

昭和十六年十二月十日
勅令第千八百四號

用紙規格規則 昭和十五年十一月商工省令第九四號、同十二月同省令一〇九、十六年三月同省令一九號

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則 昭和十五年十二月商工省令第一〇六號、十六年一月同省令第五號、昭和十七年八月商工省令第五七號

石油配給統制規則改正 昭和十五年十二月商工省令第一〇九號

石油配給第一〇九號 昭和十五年十二月商工省令第八七〇號

硬化油等配給統制規則 昭和十六年五月商工省令第四九號

同 第一條の指定 昭阪十六年五月商工省令第四四二號

鐵製品製造制限規則 昭和十六年九月商工省令第八二號

同 物品指定 昭和十六年九月商工省令第八四八號

退職積立金及退職手當法 昭和十一年法律第四十三號

商店法 昭和十二年三月法律第二八號

同 施行令 同年八月勅令第六一九號

同 施行規則 同厚生省令第二十五號

臨時租稅增徴法 昭和十二年五月法律第三號

北支事件特別稅法 同八月法律第六六號

同 施行規則 同勅令第四一九號

支那事變特別稅法 昭和十三年三月法律第五一號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む以下同じ）

第十六條の規定に基く事業に屬する設備の新設、擴張又は改良の制限及國家總動員法第十六條の三の規定に基く事業の開始又は委託に關する命令は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業の整備統制の基礎を確立することを目的とす

第三條 閣令を以て指定する事業（以下指定事業と稱す）を開始せんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は重要産業團體令に依る統制會にして主務大臣の指定するもの（以下指定統制會と稱す）の承認を受くべし

前項の許可又は承認は工場、事業場、店舗其の他の事業を行ふ場所（事業を行ふ場所一定せざる業態の事業に付ては事業を行ふ區域を含む）毎に之を爲す但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず行政官廳又は指定統制會必要ありと認むるときは第一項の許可又は承認に條件を附することを得

第四條 指定事業を行ふ者其の事業を他人に委託せんとするときは閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くべし

第五條 相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときは相續人は第三條の許可又

は承認を受けたるものと看做す但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず

前項但書の場合に於ては相續人は主務大臣の定むる期間を限り第三條の規定に拘らず其の承繼したる事業を行ふことを得

前項に掲ぐる相續人前項の期間内に第三條の許可又は承認を申請したる場合に於て其の申請に對する處分の日迄前項に同じ

第一項の場合に於ては相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の旨を行政官廳に報告すべし

第六條 指定事業に屬する設備にして主務大臣の指定するもの、新設、擴張又は改良を爲さんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くべし

第七條 指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者又は其の相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の事業を行ふ旨を行政官廳に報告すべし

第八條 指定事業を行ふ者其の事業の全部若の一部を廢止したるとき又は其の事業を他人に委託したる場合に於て其の委託終了したるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の旨を行政官廳に報告すべし

第九條 本令に依り許可又は承認を要すべき事項に付他の法令に依る行政官廳の許可、

同 施行規則 同勅令第二〇〇號

醫療關係者職業能力申告令 昭和十三年八月勅令第六〇〇號

暴行爲等取締規則 昭和十四年十二月商工農林省令第一號改正、十五年六月同省令第一號、十六年七月同省令第一號

同規則の規定による様式に關する件 昭和十五年六月商工農林省令第九號

同規定の例外の場合指定 昭和十五年七月東京府警視廳告示第一號

物品稅法 昭和十五年三月法律第四〇號

商工省所管重要物資現在高調査規則 昭和十六年二月商工省令第七號、同八月同省令第七四號

同規則による調査物資 昭和十六年九月商工省告示第七八二號

國民更生金庫法 昭和十六年三月法律第四二號

同 施行令 昭和十六年六月勅令七三一號

國民勞務手帳法 昭和十六年三月法律第四八號

重要物產同業組合法 明治卅三年三月法律第三五號、大正五年三月法律第一五號改正

同 施行規則 大正五年五月省令第八號、大正七年七月省令第二四號改正大正九年八月省令第四五號改正

同 第十條の四第三項の規定による重要輸出品の種類 大正七年七月告示第二四〇號追加、同十月告示第三三三號追加

行ふ區域を含む第八條、第十一條、第十三條又は第十七條に於て以下同じ)を管轄する行政官廳(其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會)に提出すべし

一 委託せんとする事業の範圍

二 委託の豫定期及期間

三 委託せんとする事由

四 委託者の氏名又は名稱及住所

前項の申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 委託者の行ふ事業の概要を記載したる書面

二 團體たる受託者に在りては定款、寄附行為其の他に準ずるもの財産目録、貸借對照表及損益計算書、個人たる受託者に在りては履歴書

第一項の申請書は受託者の連署を要す

第八條 相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときは相續人は相續の事實を知りたる日より六十日以内に相續ありたることを證する書面を添附し其の旨の報告書を其の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし

第九條 令第六條の許可又は承認を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を當該設備の屬する事業を行ふ場所を管轄する行政官廳(其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會)に提出すべし

一 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備及其の能力

二 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備に依り生産、加工、修理又は保管を爲すべき物資の種類

三 工事の著手及完成の豫定期

四 設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする事由

第十條 事業に屬する設備の新設、擴張又は改良に付臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受くる場合及同條但書の規定に依り許可を受くることを要せざる場合に於て令第六條の許可又は承認を受くることを要せず

第十一條 指定事業の指定ありたる際に其の事業を行ふ者又は其の相續人は其の指定ありたる日より六十日以内に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を其の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし

一 工場、事業場

二 現場、事業場、店舗其の他の事業を行ふ場所の位置又は事業を行ふ區域

三 物資の生産、加工、修理、販賣又は保管の事業に在りては其の取扱物資の種類

四 當該事業を開始したる時期

第十二條 指定事業を行ふ者其の事業の全部又は一部を廢止したるときは其の旨を記載したる報告書に其の事由を記載したる書面を添附し遲滞なく之を廢止したる事業を行ひたる場所(事業を行ふ場所一定せざる業態の事業に付ては事業を行ひたる區域を含む)を管轄する行政官廳に提出すべし

沖繩縣令 昭和七年二六號
北海道廳令 同年三七號
賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第一四號改正
同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正
臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號
毒物劇法營業取締規則(摘要) 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正
同 改正 昭和十年內務省令第四四號第四五號
藥種製藥毒劇物營業試驗手數料改正の件 昭和十年十月勅令第二九六號同內務省令第六二號、同年十一月警視廳令第二五號、同第二六號
美容術營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第二三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同年十二月二九號改正
物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正
廣告物取締法 明治四十四年法律第七〇號
同 施行細則 大正三年四月警視廳令第一〇號、昭和二年一月、昭和七年十月改正

①—⑩

第十三條 指定事業を行ふ者其の事業を他人に委託したる場合に於て其の委託終了したるときは遲滞なく其の旨を記載したる報告書を委託者の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし

第十四條 指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者又は其の相續人第十一條に掲ぐる期間内に其の事業の全部又は一部を廢止したるときは其の廢止したる事業に付ては同條乃至前條の報告書は之を提出することを要せず

第十五條 令第九條第二項の規定に依り法令を定むること左の如し

藥品營業並藥品取扱規則第二十一條

第十六條 令第十條第二項の證票は別記様式に依る

第十七條 本令に依り主務大臣に提出すべき書類は事業を行ふ場所を管轄する地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）を経由すべし但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず

第十八條 本令に依り行政官廳に提出すべき報告書は其の事業に付指定統制會あるときは當該指定統制會を統由すべし

第十九條 令及本令に於て行政官廳とあるは別表指定事業の欄に掲ぐる事業に付各同表所管行政官廳の欄に掲ぐるものとす

第二十條 主務大臣必要ありと認むるときは本令に依り提出すべく申請書又は報告書に

關し別段の定を爲すことを得

第二十一條 本令に定むるものを除くの外令及本令の施行に關し必要なる事項は主務大臣之を定む

附 則

本令は企業許可令施行の日より之を施行す

別 表

分 類 指 定 事 業 (業) 所 管 行 政 官 廳

(一) 工 業

(3) 化 學 工 業

八〇 ゴム製品製造業(ゴム製品加工工業を含む) 商工大臣

八五 石鹼製造業 同

八六 蠟燭製造業 地方長官

八九 セルロイド製品製造業 同

九一 硬化油製造業 商工大臣

九二 蠟製製造業 同

九三 蠟製品(蠟燭を除く)製造業 同

九四 油脂製品(脂肪酸を含む)製造業 同

九五 香料製造業 同

一〇九 合成樹脂工業 地方長官

一一〇 防蝕劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法又は郵務部品の取縮規則の適用あるものを除く)製造業 同

一一一 防臭劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法の適用あるものを除く)製造業 同

同 施行規則 昭和十三年九月警視廳令第四七號改正 14-15

懸賞抽籤附販賣取縮法規 明治四十二年八月内務省令第二〇號、大正十四年六月警視廳令第二十六號、大正十四年六月内訓甲第一號、大正十四年十一月大阪府令第一一六號、同訓保第五二二號 14-15

御肖像に關する取締方 明治卅一年十二月内務省諭告 10

商品券取締法 昭和七年九月法律第二八號 同施行規則 11-15

企業許可令 昭和十六年十二月勅令第一〇八四號 18

同施行規則 昭和十六年十二月閣令第三八號 18

企業整備令 昭和十七年四月勅令第五〇三號 18

同施行規則 昭和十七年五月商工、大藏、陸軍、海軍、司法、逓信、厚生省令第一號 18

纖維製品配給消費統制規則 昭和十七年一月商工省令第四號、昭和十七年一月商工省令第六號、昭和十七年六月商工省令第四三號、昭和十七年七月商工省令第五〇號 18

廣告税法 昭和十七年二月法律第五九號 18

同施行規則 昭和十七年三月勅令第九七號 18

動物油脂配給統制規則 昭和十七年九月農林省令第七一號 18

植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則 昭和十七年九月農林省令第七〇號 18

一三 化粧品類賣(薬部外品の取締規則の適用するものを除く)製造業 商工大臣

一四 齒磨(賣薬部外品取締規則の適用あるものを除く)製造業 地方長官

一五 亞鉛華製造業 商工大臣

一六 油脂製造(精製工程迄)業(桐油搾油業を除く) 農林大臣

一七 窯業及土石工業 地方長官

一八 ガラス製品(板ガラスを除く)製造業 同

一九 陶磁器製造業 同

二〇 製材及木製品工業 商工大臣

二一 コルク製品製造業 同

二二 マツチ軸木製造業 同

二三 衣料品類販賣業

一 絲、針、釦等裁縫用手藝用品小賣業 地方長官

二 洋品及洋裝雜貨小賣業 同

三 半襟細貨小賣業 同

四 住居用品類販賣業 同

五 荒物小賣業(臺所用其他の家庭用雜品小賣業) 地方長官

六 其他雜品販賣業

七 賣薬部外品卸賣業 地方長官但し東京府に在りては警視總監同

八 賣薬部外品小賣業 同

九 塗料販賣業 地方長官

一〇 化粧品又は齒磨の卸賣業 商工大臣

一三 化粧品(浴用石鹼を含む)又は齒磨の小賣業 地方長官

一四 貴金屬又は寶石類の小賣業 同

一五 珊瑚眞珠又は鼈甲の小賣業 同

一六 擬革製品又はヴェルガナイスト・フアイバー製品 同

一七 革製品卸賣業 商工大臣

一八 革製品小賣業 地方長官

一九 ゴム製品卸賣業 商工大臣

二〇 ゴム製品小賣業 地方長官

二一 セルロイド生地販賣業 商工大臣

二二 硬化油販賣業 同

二三 油脂製品(石鹼及蠟燭を含む)卸賣業 同

二四 油脂製品(石鹼及蠟燭を含む)小賣業 地方長官

二五 蠟製品(蠟燭を除く)卸賣業 商工大臣

二六 蠟製品(蠟燭を除く)小賣業 地方長官

二七 香料販賣業 商工大臣

二八 マツチ小賣業 同

備考 指定事業より除く事業左の如し

一 中央卸賣市場法第十條の規定に依り許可を受けたる者が中央卸賣市場に於て卸賣の業務を爲す場合に於ける當該事業

二 左に掲ぐる者の行ふ事業
大正十五年勅令第九號第二條の免許を受

- けたる會社
- 日本製鐵株式會社
- 國際電氣通信株式會社
- 帝國燃料興業株式會社
- 日本輸出農産物株式會社
- 日本石炭株式會社
- 帝國石油株式會社

企業整備令

昭和十七年四月十二日
勅令第五百三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)

第十六條の二の規定に基く事業に屬する設備又は權利(水の使用に關する權利を除く以下同じ)の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關する命令及國家總動員法第十六條の三の規定に基く事業の委託、讓渡、廢止若しは休止又は法人の合併若しは解散に關する命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業を整備し又は之が爲事業に屬する設備若しは權利の利用を有效ならしむることを目的とす

第三條 主務大臣は必要ありと認むるときは物資の生産(加工を含む以下同じ)、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の事業にして主務大臣の指定するものに屬する設備又は權

利に付一般的に讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動を制限又は禁止することを得
 前項の設備又は權利は主務大臣之を指定す
 第四條 主務大臣は必要ありと認むるときは
 物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入又は
 保管の事業に於て主務大臣の指定するもの
 に付一般的に當該事業の全部又は一部の讓
 渡、廢止又は休止を制限又は禁止すること
 を得

前項の規定に依り主務大臣の指定する事業
 を營む法人の合併又は解散の決議は主務大
 臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生
 ぜず

第五條 主務大臣は必要ありと認むるときは
 物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入若は
 保管の業を營む者（以下事業主と稱す）又
 は主務大臣の指定する法人に對し其の事業
 に屬する設備若は權利の讓渡若は貸渡を命
 じ又は事業主若は主務大臣の指定する法人
 に對し當該設備若は權利の讓受若は借受を
 命ずることを得

前項の規定に依る命令を受けたる者は他の
 法令に拘らず讓渡又は貸借を爲すことを得
 第六條 前條の場合に於ける讓渡又は貸借の
 條件は當事者間の協議に依る

前項の協議は主務大臣の認可を受くるに非
 ざれば其の效力を生ぜず
 第一項の協議調はず又は協議を爲すこと能
 はざるときは主務大臣は讓渡又は貸借に關
 し必要なる決定を爲すことを得

第七條 知れたる擔保權の目的たる設備又は
 權利に付第五條第一項の規定に依る讓渡又は
 讓受の命令ありたる場合に於て當該擔保
 權を消滅せしむるに非ざれば企業を整備し
 又は當該設備若は權利の利用を有效ならし
 むること困難なるときは當事者は擔保權の
 處理に付擔保權者に協議することを得

前項の協議調はず又は協議を爲すこと能は
 ざるときは當事者又は擔保權者は當該事項
 に付主務大臣の裁定を申請することを得
 第八條 前條の規定は知れたる賃借權其の他
 の權利の目的たる設備又は權利に付第五條
 第一項の規定に依る命令ありたる場合に之
 を準用す

第九條 讓渡を受くる設備又は權利に付知れ
 たる擔保權の存する場合に於て當該擔保權
 が第七條の規定に依り消滅するときは當該
 設備又は權利の讓渡價格を支拂ふべき者は
 其の讓渡價格を供託することを要す但し同
 條の協議又は裁定に於て別段の定を爲した
 るときは此の限に在らず

前項の場合に於ては當該擔保權者は供託金
 に對し其の權利を行ふことを得
 第十條 主務大臣は第五條第一項の規定に依
 り事業に屬する設備の讓渡又は貸渡の命令
 を爲したる場合に於て必要ありと認むると
 きは第六條の協議又は決定前と雖も當該設
 備を占有する者に對し必要なる事項を指定
 して當該設備の讓受又は借受を爲すべき者
 に當該設備を使用せしむべきことを命ずる

ことを得
 前項の場合に於て主務大臣は必要ありと認
 むるときは當該設備の讓受又は借受を爲す
 べき者をして相當の擔保を供託せしむるこ
 とを得

前項の規定に依り供託したるものの處理に
 付ては第六條の協議又は決定に於て必要な
 る定を爲すべし
 第十一條 主務大臣は必要ありと認むるとき
 は事業主に對し其の事業に屬する設備又は
 權利を株式會社、株式合資會社又は有限會
 社に出資すべきことを命ずることを得此の會
 社に於て主務大臣は出資の相手方たる會
 社に對し必要なる事項を命ずることを得

第五條第二項及第六條乃至第八條の規定は
 前項の場合に之を準用す
 出資する設備又は權利に付知れたる擔保權
 の存する場合に於て當該擔保權が前項に於
 て準用する第七條の規定に依り消滅すると
 きは當該擔保權者の上に出資に對し割當てられ
 たる株式又は持分の上に出資を有す但し同
 條の協議又は裁定に於て別段の定を爲した
 るときは此の限に在らず

前項の質權に關し必要なる事項は命令を以
 て之を定む
 第十二條 事業に屬する設備に付第五條第一
 項又は前條第一項の規定に依る命令を受け
 たる者は當該設備の滅失、毀損其の他已む
 を得ざる事由に因り命令に應ずること能は
 ざるに至るべきときは國家總動員法第三十

一條の規定に基き遲滞なく之を主務大臣に報告すべし

前項の規定は事業に屬する權利に付第五條第一項又は前條第一項の規定に依る命令を受けたる者に之を準用す

第十三條 第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る讓渡、貸渡又は出資に命令を受けたる者は讓渡、貸渡又は出資に支障を及ぼす虞なき場合を除くの外主務大臣の許可を受くるに非ざれば當該設備又は權利を讓渡し、貸渡し其他當該設備又は權利に關し新なる處分を爲すことを得ず

第十四條 第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き事業に屬する設備又は權利の讓渡又は出資を受けたる者當該設備又は權利に付讓渡其の他の處分を爲さんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし

第十五條 事業に屬する設備又は權利に關し強制競賣手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續、土地收用法に依る使用者は收用の手續又は國家總動員法第十條若は第十三條の規定に基き使用者は收用の手續其他此等の手續に準すべきものの進行中なるときは其の進行中に限り當該設備又は權利に關しては第五條第一項又は第十一條第一項の規定は之を適用せず

第十六條 工場財團又は鑛業財團に屬するものは第七條(第十一條第二項に於て準用する場合を含む)の規定に依り擔保權の消滅

したる場合を除くの外第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き讓渡又は出資ありたる後と雖も仍原財團に屬するものとす

第十七條 主務大臣は第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き事業に屬する設備又は權利を讓渡又は出資したる者をして第十八條の規定に依り債務の承繼ありたる場合を除くの外讓渡又は出資を受けたる者が擔保權の實行に因り受くることあるべき損失の補償に充つる爲命令の定むる所に依り相當の擔保を供託せしむることを得讓渡又は出資を受けたる者は前項の規定に依り供託せられたるものの上に質權を有す

第十八條 主務大臣は第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡又は出資を命じたる場合に於て讓渡又は出資したる者をして當該設備又は權利を擔保とする債務を引續き負擔せしめ置くことを適當ならずと認むるときは國家總動員法第十八條の二の規定に基き命令の定むる所に依り讓渡又は出資を受けたる者をして當該債務の全部又は一部を承繼せしむることを得

前項の場合に於ける承繼價格其の他の承繼に關する條件は當事者間の協議に依る

第六條第二項及第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第十九條 主務大臣は必要ありと認むるとき

は事業主に對し事業の委託、受託、讓渡若は讓受又は事業主たる會社の合併を命ずることを得

第五條第二項第六條乃至第十條及第十二條乃至前條の規定は前項の規定に依り事業の讓渡又は讓受の命令ありたる場合に之を準用す

第五條第二項及第六條の規定は第一項の規定に依り事業の委託若は受託又は會社の合併の命令ありたる場合に之を準用す

第二十條 第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及前條第二項第三項に於て準用する場合を含む)の協議若は決定、第七條第八條(第十一條第二項及前條第二項に於て準用する場合を含む)の協議若は決定又は合併其の他當該協議に基き會社が事業の讓渡、合併其の他當該協議、決定又は裁定に於て定められたる事項の實行を爲さんとするに付株主總會又は之に準すべきもの決議、同意等を必要とする場合に於て其の決議、同意等を得ること能はざるときは會社は主務大臣の認可を受け當該事項の實行を爲すことを得

第二十一條 本令に規定するものの外第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項に於て準用する場合を含む)の決定及第七條(第八條、第十一條第二項及第十九條第二項に於て準用する場合を含む)の裁定並に第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依り事業に屬する設備

又は権利の讓渡又は出資を命じたる場合及第十九條第一項の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於ける讓渡又は出資したる者の負擔する債務の承繼及擔保の處理に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第二十二條 主務大臣は必要ありと認むるときは事業主に對し事業の全部又は一部の廢止又は休止を命ずることを得

第五條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二十三條 國家總動員法第二十七條の規定に基き補償すべき損失は前條第一項の規定に依る命令に因る通常生ずべき損失とす前項の規定に依る損失補償請求の時期に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第二十四條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き事業主、第五條の規定に依り主務大臣の指定する法人其他關係者より必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類、設備其他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第二十五條 主務大臣は本令に定むる職權の一部を地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）又は當該主務大臣の所轄する官衙の長に委任することを得前項の規定中地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）

に關する規定は樺太及南洋群島には之を適用せず

第二十六條 第五條、第六條（第十二條第二項及第十八條第三項に於て準用する場合を含む）、第七條（第八條及第十一條第二項に於て準用する場合を含む）、第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條（事業の委託、受託、讓渡、讓受及會社の合併に關する場合を除く）及第二十四條中主務大臣とあるは軍事上特に必要ある設備又は

權利に付ては陸軍大臣又は海軍大臣とす前項の場合を除くの外本令中主務大臣、他の大臣、所管大臣又は當該大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす

前條中地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長とす

第二十七條 主務大臣本令に依り命令を爲さんとする場合に於て當該設備若は權利に屬する事業又は當該事業が他の大臣の所管に屬するものなるときは當該所管大臣に協議すべし但し陸軍大臣又は海軍大臣軍機保護上特に必要ある設備又は權利に付命令を爲さんとする場合は此の限に在らず

主務大臣本令に依り命令を爲さんとする場合に於て當該命令が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

主務大臣本令に依り命令を爲さんとする場合に於て當該事項が他の法令に基き他の大臣の許可、認可、承認、免許等を要するものなるときは當該大臣に協議すべし

附則

本令は昭和十七年五月十五日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十七年六月十五日より之を施行す

（參照）

昭和十三年 四月一 法律第五十五號 國家總動員法抄録

第十條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十三條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若は登録實用新案を實施することを得

政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要な土地若は家屋其他の工作物

を管理、使用若は收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若は收用せしむることを得

第十六條の二 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若は休止又は法人の目的變更、合併若は解散に關し必要なる命令を爲すことを得

第十八條の二 第十六條の二の規定に依り設備若は權利の讓渡若は出資を命じ又は第十六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する債務の承繼及其の擔保の處理に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り

第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若は休止若は法人の目的

變更若は解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條、第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號は南洋群島に於ける國家總動員に關する件なり

企業整備令 施行規則

昭和十七年五月十三日、
商工、大藏、陸軍、海軍、
司法、農林、遞信、厚
生省令第一號

第一條 企業整備令(以下令と稱す)第五條

第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

- 一 當事者の氏名(法人に在りては其の名稱及代表者の氏名とす以下同じ)及住所
- 二 當該設備又は權利の表示

三 讓渡又は貸借の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二條 令第六條第三項の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる事項を記載し且當事者連署したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

- 一 讓渡又は貸借に關する契約の内容
- 二 讓渡價格又は貸貨料の算出の基礎
- 三 協議の顛末

第三條 主務大臣令第六條第三項の決定を爲す場合に於ては期間を指定して當事者に意見書提出の機會を與ふ

決定は理由を附したる決定書を以て之を爲し其の謄本を當事者に交付す

主務大臣決定を爲したるときは軍機保護上特に支障ある場合を除くの外官報を以て其の旨を公示す

第四條 當事者令第六條の協議又は決定に基き當該設備の引渡を完了したるときは其の旨を記載し且當事者連署したる届書を遅滞なく主務大臣に提出すべし

前項の規定は當該權利に付令第六條の協議又は決定ありたる場合に之を準用す

第五條 令第七條第二項の規定に依る裁定の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

- 一 申請人の氏名及住所
- 二 相手方の氏名及住所
- 三 當該擔保權及當該擔保權の目的たる設

備又は権利の表示

四 申請の目的及理由
前項の申請書には相手方の數に應ずる副本を添附すべし

主務大臣第一項の申請書を受理したるときは其の副本を相手方に交付し期間を指定して答辯書提出の機會を與ふ第三條第二項及第三項の規定は第一項に掲ぐる裁定に之を準用す

第六條 前條の規定は令第八條の規定に依る裁定に之を準用す

第七條 令第十條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當該設備を占有する者の氏名及住所
二 當該設備の屬する事業の事業主の氏名及住所

三 當該設備を使用すべき者の氏名及住所
四 當該設備の表示

五 使用の期間

六 令第十條第二項の規定に依り當該設備を使用すべき者をして擔保を供託せしむる場合に在りては擔保の種類及額並に之を供託すべき期限

七 其の他必要と認むる事項

第八條 令第十一條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所
二 當該設備又は権利の表示

三 出資の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項
第二條乃至第六條の規定は令第十一條第二項の場合に之を準用す

第九條 令第十一條第三項の場合に於て同條第一項の出資の相手方が株式會社なるときは當該會社は商法第二百九條第一項の手續を爲し當該株券を擔保權者に交付すべし

前項の規定は令第十一條第一項の出資の相手方が株式合資會社なる場合に之を準用す
令第十一條第三項の場合に於て同條第一項の出資の相手方が有限會社なるときは當該會社は有限會社法第二十三條第二項に於て準用する同法第二十條の手續を爲すべし

第十條 令第十二條第一項の規定に依る報告は左に掲ぐる事項を記載したる報告書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 當該設備の表示
二 滅失又は毀損の程度其の他命令に應ずること能はざる狀況

三 前號に掲ぐる狀況に至りたる時期及事情
四 其の他參考となるべき事項

前項の規定は令第十二條第二項に掲ぐる者の爲す報告に之を準用す

第十一條 令第十三條の規定に依る許可の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 當該設備又は権利の表示

二 當該設備又は権利に關し讓渡、貸渡其の他新なる處分の必要ある事由

三 前號に掲ぐる處分の時期及内容
四 其の他參考と爲るべき事項

第十二條 令第十四條の規定に依り主務大臣の許可を授くべき期間は當該設備又は権利の讓渡又は出資を受けたる日より五年とす但し主務大臣當該設備又は権利の讓渡又は出資を受けたる者に對し別段の期間を指定したる場合に於ては其の指定したる期間とす

第十三條 第十一條の規定は令第十四條の規定に依る許可の申請に之を準用す

第十四條 令第十七條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所
二 第十六條の協議を爲すべき期限

三 其の他必要と認むる事項
第十五條 令第十七條第一項の規定に依り擔保として供託すべきものは國債又は國債以外の有價證券にして當該設備若しくは權利の讓渡若しくは出資を受けたる者の同意したるものとす

第十六條 令第十七條第一項の規定に依り供託すべき有價證券の數量及擔保價格に付ては當事者間に於て協議すべし協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは主務大臣之を裁定す

第十七條 前條の規定に依る裁定の申請は左

に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 申請人の氏名及住所

二 相手方の氏名及住所

三 申請の目的及理由

第三條第二項及第五條第二項第三項の規定は前項に掲ぐる裁定に之を準用す

第十八條 第十六條の規定に依る協議調ひたるとき又は裁定ありたるときは當該設備又は權利を讓渡又は出資したる者は遲滞なく供託を爲し供託物受入の記載ある供託書の寫を當該設備又は權利の讓渡又は出資を受けたる者に交付すべし

第十九條 令第十七條第一項の規定に依り擔保を供託したる者は左に掲ぐる場合に於ては供託物の一部を取戻すことを得

一 當該設備又は權利の屬する工場財團若しくは鑛業財團又は財團に屬せざる當該設備又は權利を擔保とする債務の額が減少したるとき

二 當該設備又は權利の一部が擔保權者の同意を得て工場財團若しくは鑛業財團又は其の他の擔保物件より分離せられたるとき

前項の規定に依り供託物の取戻を爲したる者は遲滞なく其の旨を當該設備又は權利の讓渡又は出資を受けたる者に通知すべし

第十六條及第十七條の規定は第一項の場合に之を準用す

第二十條 令第十八條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交

付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 承繼せしむべき債務の表示

三 承繼の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

前項に掲ぐる命令に依り社債を承繼せしむべき場合は承繼人が株式會社又は株式合資會社なるときに限る

社債に付第一項に掲ぐる命令ありたるときは主務大臣其の旨を公告し且擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社に通知し其の他の債務に付第一項に掲ぐる命令ありたるときは主務大臣其の旨を債權者に通知す

第二十一條 前條第一項に掲ぐる命令ありたる場合に於ては債權者（擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社）は當該命令を受けたる者に對し意見を述べることを得

第二十二條 令第十八條第三項に於て準用する令第六條第二項の規定に依る認可の申請は債務の承繼價格其の他の承繼に關する條件を記載し且當事者連署したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

第二十三條 第三條の規定は令第十八條第三項に於て準用する令第六條第三項の規定に依る決定に之を準用す

第二十四條 主務大臣令第十八條第三項に於て準用する令第六條第三項の決定を爲す場

合に於ては第二十一條の規定に依り意見を述べたる者に對し期間を指定して意見書提出の機會を與ふ

第二十五條 第二十條第一項に掲ぐる命令に依り社債を承繼したるときは承繼人は遲滞なく其の旨を公告し且知れたる社債權者（擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社）及社債の總額を引受けたる者に各別に之を通知し其の他の債務を承繼したるときは承繼人は遲滞なく債權者に其の旨を通知すべし

第二十六條 第二十條第一項に掲ぐる命令に依り債務の承繼ありたるときは被承繼人は當該債務に關する信託證書其の他の契約證書及社債原簿の原本又は謄本其の他必要なる書類を承繼人に引渡すべし

第二十七條 令第十九條第一項の規定に依る事業の委託、受託、讓渡又は讓受の命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 委託又は讓渡の目的たる事業の範圍

三 委託又は讓渡の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二十八條 令第十九條第一項の規定に依る會社の合併の命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 合併の方法

三 合併の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二十九條 第二條乃至第七條及第十條乃至

第二十六條の規定は令第十九條第二項の場合に之を準用す

第二條乃至第四條の規定は令第十九條第三

項の場合に之を準用す

第三十條 令第十九條第一項の規定に基く命令に依り事業の受託若は讓受又は會社の合併を爲したるときは受託人、讓受人又は會社は運滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし

第三十一條 令第二十條の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 協議、決定又は裁定の内容

二 株主總會又は之に準すべきものの決議、同意等を得ること能はざる事情

前項の申請書には株主總會の議事録又は之に準すべきものを添附すべし

第三十二條 主務大臣前條第一項に掲ぐる認可を爲したるときは其の旨を告示す

第三十三條 令第二十二條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 廢止又は休止を爲すべき者の氏名及住所

二 廢止又は休止の目的たる事業の範圍

三 廢止の時期又は休止の期間

四 其の他必要と認むる事項

第三十四條 前條に掲ぐる命令に依り事業の廢止又は休止を爲したる者は運滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし

第三十五條 令第二十三條の規定に依る損失補償の請求は事業の廢止の場合に在りては廢止の後一年以内に、事業の休止の場合に在りては休止期間満了の後六月以内に損失補償請求書を主務大臣に提出して之を爲すべし

特別の事由ある場合に於て主務大臣の許可を受けたるときは前項と異りたる時期に損失の補償を請求することを得

第三十六條 前條の損失補償請求書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 廢止又は休止の目的たる事業の範圍

二 廢止の場合に在りては其の時期、休止の場合に在りては其の期間

三 補償請求の事由

四 補償請求額及其の算出の基礎

五 其の他參考と爲るべき事項

第三十七條 令第二十四條第二項の證票は別記様式に依る

第三十八條 令第二十四條第一項に定むる主務大臣の職權は地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）又は主務大臣の指定する所轄官衙の長之を行ふことを得

第三十九條 本則の規定に依り主務大臣（陸軍大臣又は海軍大臣を除く）に提出すべき書面は地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）を経由すべし但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず

第四十條 本則中官報とあるは陸軍大臣又は海軍大臣外地に於て公示を爲す場合に於ては朝鮮に在りては朝鮮總督府官報、臺灣に在りては臺灣總督府官報、樺太に在りては樺太廳公報、南洋群島に在りては南洋廳公報とす

附則

本則は企業整備令施行の日より之を施行す

別記様式（用紙の大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス）

（表面）

企業整備令第二十四條の規定に依る證票

（裏面）

第 號 昭和 年 月 日交付

官 當該官廳印

職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるとは命令の定むる所に

三〇七

法 規 法 令

依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

國家總動員法第四十二條第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

企業整備令第二十四條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き事業主、第五條の規定に依り主務大臣の指定する法人其の他關係者より必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

企業整備令施行規則第三十七條 令第二十四條第二項の證票は別記様式に依る企業整備令施行規則第三十八條 令第二十四條第一項に定むる主務大臣の職權

は地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）又は主務大臣の指定する所轄官衙の長之を行ふことを得

纖維製品配給 消費統制規則

昭和十七年一月二十日
商工省令第四號

昭和十七年一月三十日
商工省令第六號改正

昭和十七年二月十九日
商工省令第十三號改正

昭和十七年六月六日
商工省令第四十三號改正

昭和十七年七月二日
商工省令第五十號改正

第一條 物資統制令に依る纖維製品の配給、使用及消費の統制に付ては本則の定むる所に依る

第二條 商工大臣の指定する纖維製品（以下指定纖維製品と稱す）の製造を業とする者

（別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者並に指定纖維製品の製造及小賣を業とする者にして地方長官の指定するものを除く）は其の製造したる指定纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用（染、晒其の他の加工を除く）し又は之を別表甲號若は乙號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する物品の原料又は材料に使用するとき

い 御料品
ろ 軍用品
は 輸出品（關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く第十一條の場合を除くの外以下同じ）

二 別表甲號又は乙號に掲ぐる者の指示に基き他の物品の原料又は材料に使用するとき
三 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき
い 御料品
ろ 軍用品

は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの
四 纖維製品製造制限規則第二條の規定に依り商工大臣の指定する者に譲渡するとき
五 重要物資管理營團に譲渡するとき
六 特別の事情に依り商工大臣又は地方長官の許可を受けたるとき

第三條 別表甲號に掲ぐる者は其の製造し又は前條の規定に依り譲受けたる指定纖維製品を別表丙號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき
い 御料品
ろ 軍用品

は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に



料香

東京市日本橋區本町四丁目一番地
電話日本橋 一七五五・三六七二・三六七三

高砂化學工業株式會社東京支店

本社・臺北工場
東京工場
大阪支店
日高工場

臺北市大安字龍安坡十
東京市蒲田區本蒲田四ノ二
大阪市東區南久太郎町一ノ二四
和歌山縣日高郡矢田村

香料

東京市日本橋區本町壹丁目九番地

小林安太郎商店

電話(24) 一七〇九番
靜岡縣駿東郡大岡村三二八
岳南化學興業所



自然に毛髪を黒くする

スミレ 深ポマード

純植物性・賣薬部外品

純良特殊補色劑
配劑の整髪と染
毛の二重効果あ
る異色ポマード

△愛用者の熱
讃を賜はる

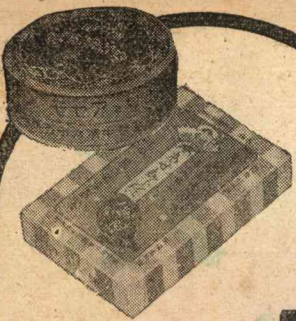
大小
一七五
七五

三町橋區橋本日本市京東

園華潮川小舖本

番七〇八〇花浪話電
番二三〇一

純無鉛



アセモ
タダレ
湯上
にり

おせぢらび



徳田商店

五町水清中谷區谷下市京東

オ

シ

ト

リ ホ マ ー ド 椿 香 油



傳統に輝く

日本髪に

銃後産業戦士の

整髪に……

オシドリ香水本舗

井上太兵衛商店

東京市日本橋區室町四ノ二
電話日本橋 (24) 2046 番



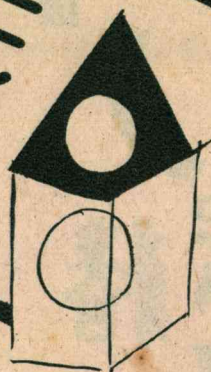
白色専用



ニキビに

ムソク ヨヨ

ムソク 顔洗 モソク



細メキにか小皺をとる

粉洗ココニモ 用薬



株式会社 モココ洗粉本舗

東京都杉並区高円寺一丁目五ノ一 電話(38)六二九六
野話 七五九六

用ふるもの

二 割當票と引換へに譲渡するとき

三 繊維製品製造制限規則第二條の規定に依り商工大臣の指定する者に譲渡するとき

四 第三十條の規定に依る命令に基き譲渡するとき

五 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第四條 別表乙號又は丙號に掲ぐる者は其の製造し又は前二條若は第九條の規定に依り譲受けたる指定纖維製品を別表丁號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき

い 御料品

ろ 軍用品

は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの

二 割當票と引換へに譲渡するとき

三 第三十條の規定に依る命令に基き譲渡するとき

四 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第五條 割當票の交付を受けたる者は割當票と引換ふるに非ざれば指定纖維製品を譲渡することを不得ず

第六條 割當票は地方長官又は纖維需給調整協議會之を發行す

法 規 法 令

地方長官又は纖維需給調整協議會は商工大臣の定むる數量の限度内に於て前項の割當票を發行すべし

地方長官又は纖維需給調整協議會は第一項の割當票の様式に付商工大臣の承認を受くべし

第七條 別表丁號に掲ぐる者は其の製造し又は第四條若は第九條の規定に依り譲受けたる指定纖維製品を之を取扱ふ團體にして地方長官の指定するもの（以下指定團體と稱す）及之を組織する販賣業者以外の者に譲渡することを不得ず但し第三十條の規定に依る命令に基き譲渡する場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

別表丁號に掲ぐる者は其の譲渡する指定纖維製品に付三月毎の配給計畫を定め豫め地方長官の承認を受くべし之を變更せんとするるとき亦同じ

前項の配給計畫の期間は當該配給計畫に付前項の承認を受くべき者が別表丁號に掲げられたる日の屬する月の翌月より之を起算す

第八條 指定團體は別表丁號に掲ぐる者以外の者より販賣其の他賣渡の用に供する指定纖維製品を譲受くることを得ず但し第九條の規定に基き同條第一項の販賣其の他賣渡を業とする者の譲渡する指定纖維製品を譲受くる場合、第三十條の規定に依る命令に基き譲渡する指定纖維製品を譲受くる場合

及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 指定纖維製品の販賣其の他賣渡を業とする者（別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者並に指定團體及之を組織する販賣業者を除く）は別表乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者に譲渡する場合及別表乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者の指示に従ひ譲渡する場合を除くの外其の指定纖維製品を譲渡することを不得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき

い 御料品

ろ 軍用品

は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの

に 割當票又は業務用衣料品購入票と引換へに譲渡ありたるもの

ほ 第二條但書第六號、第三條但書第五號又は第四條但書第四號の規定に依り譲渡ありたるもの

へ 毛製品ステープルファイバー等混用規則第一條但書、第二條但書又は第三條但書の規定に依り地方長官の許可を受け製造したるもの

二 左に掲ぐる命令の適用を受くる指定纖維製品を當該命令に基き譲渡するとき又は其の譲渡ありたる指定纖維製品を譲渡するとき

毛製品ステープルファイバー等混用規則
綿製品の販賣制限に關する件

輸出綿製品配給統制規則

昭和十三年商工省令第六十二號

纖維製品製造制限規則

輸出人造絹製品配給統制規則

奢侈品等製造販賣制限規則

織維層配給統制規則

輸出品用原材料配給統制規則

三 第三十條の規定に依る命令に基き讓渡するとき

四 重要物資管理營團に讓渡するとき
五 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

商工大臣又は地方長官は前項の指示に關し

必要なる事項を命ずることを得

第十條 前條第一項の販賣其の他賣渡を業とする者は同條同項の規定に基き讓渡する指定纖維製品を讓受くる場合を除くの外同條

同項の販賣其の他賣渡を業とする者より指定纖維製品を讓受くることを得ず

第十一條 商工大臣の指定する纖維製品（中古品を含む以下衣料品と稱す）の製造、加工又は販賣其の他賣渡を業とする者は賣渡

さんとする衣料品に付商工大臣の指定する點數に相當する小切符（有効期間内のものに限る）を買受人に屬する衣料切符より截取し之と引換ふるに非ざれば當該衣料品を賣渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する衣料品を賣渡するとき

い 御料品

ろ 軍用品

は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの

二 衣料品若は衣料品を原料若は材料とする物品の製造若は加工を業とする者又は衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者に其の製造、加工又は販賣其の他賣渡の用に供する衣料品を賣渡すとき

三 業務用衣料品購入票と引換へに賣渡すとき

四 第二條但書第六號、第三條但書第二號若は第五號又は第四條但書第二號若は第四號の規定に依り賣渡すとき

五 業務用衣料品購入票又は割當票と引換へに賣渡ありたる衣料品を賣渡すとき

六 第三十條の規定に依る命令に基き賣渡すとき

七 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

八 特に緊急の事由あるに依り警察署長の發給する證明書と引換へに之に記載したる種類及數量に相當する衣料品を賣渡すとき

九 世帯と同じくする家族に屬する衣料切符を使用し又は他人の委託を受け其の者に屬する衣料切符を使用して衣料品を買受けんとする者に其の衣料切符より賣渡

さんとする衣料品に付商工大臣の指定する點數に相當する小切符（有効期間内のものに限る）を截取し之と引換へに當該衣料品を賣渡すとき

衣料品の製造加工又は販賣其の他賣渡を業とする者が注文者より衣料品の提供を受け之と自己の有する衣料品とを使用して衣料品を製造し之を注文者に引渡す場合に於ては前項の適用に付ては當該衣料品の引渡は之を當該衣料品の製造に使用したる自己の所有に屬する衣料品（縫絲を除く）の賣渡と看做す

第十二條 前條の規定に依り小切符と引換へ衣料品を賣渡す場合に於て當該衣料品が商工大臣の指定するものなるときは衣料品の製造、加工又は販賣其の他賣渡を業とする者は同條に定むる小切符の外當該衣料品の種類及數量に相當する制限小切符（有効期間のものに限る）を衣料切符より截取し之と引換ふるに非ざれば當該衣料品を賣渡すことを得ず

第十三條 衣料切符は商工大臣之を發行し市町村長（之に準ずべきものを含む以下同じ）之を交付す

衣料切符は甲種及乙種の二種とし別記様式に依る

第十四條 小切符にして有効期間記載なきものは商工大臣に於て其の有効期間を指定したる場合に限り其の期間内有效とす

制限小切符にして衣料品の種類及數量の記

載なきものに在りては其の衣料品の種類及數量は商工大臣の指定する種類及數量とする第十五條 乙種の衣料切符は商工大臣の指定する地域に居住する者に、甲種の衣料切符は其の他の地域に居住する者に之を交付す

第十六條 市町村長は市町村（之に準ずべきものを含む以下同じ）の區域内に居住する者各一人に對し衣料切符一枚を交付すべし但し既決の囚人其の他市町村長に於て其の必要なしと認むる者に對しては之を交付せざることを得

第十七條 市町村長は前條の規定に依るの外左の各號の一に該當する者に對し其の申請に依り衣料切符を交付することを得

一 婚約の整ひたる女子

二 妊娠中の女子

三 外國に居住する者にして内地を旅行するもの

四 火災盜難其の他の災禍に依り衣料品を滅失又は毀損したる者

五 其の他特別の事情ある者

市町村長前項の規定に依り衣料切符を交付する場合に於ては其の必要と認むる衣料品の數量を超える數量に相當する小切符又は制限小切符は之を截取りて衣料切符を交付すべし

第十八條 前條第一項第三號に該當する外國人衣料切符の交付を申請せんとするときは自國の政府（本邦に派遣せられたる大使、公使、總領事及領事を含む）の發給する證

明書を市町村長に提示すべし市町村長前項に掲ぐる者に對し衣料切符を交付したるときは前項の證明書に其の旨を記入すべし

第十九條 本則に定むるものの外衣料切符の交付に關し必要な事項は地方長官之を定む

第二十條 業務用衣料品購入票は地方長官若しくは鑛山監督局長又は其の指定する者若しくは團體之を發行し業務用衣料品を必要とする者又は其の組織する團體に交付す

地方長官若しくは鑛山監督局長は商工大臣の定むる數量の限度内に於て業務用衣料品購入票を發行し又は前項の規定に依り指定する者若しくは團體をして發行せしむべし

前項の者又は團體の地方長官の定むる數量の限度内に於て業務用衣料品購入票を發行すべし

業務用衣料品購入票の様式は地方長官之を定む

第二十一條 本則の施行に關し市町村長の行ふ事務に關する費用は市町村に於て之を負擔すべし

第二十二條 割當票、衣料切符、截取りたる小切符及制限小切符並に業務用衣料品購入票は之を他人に讓渡し又は他人より讓受くことを得ず

第二十三條 小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票と引換へに衣料品を賣渡したる者は當該小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票に引換後遲滯なく消印を押捺

すべし

第二十四條 衣料品又は衣料品を原料若しくは材料とする物品の製造又は加工を業とする者は其の交付を受けたる衣料切符より使用せんとする衣料品の點數に相當する小切符（有効期間内のものに限る）を截取り之に消印を押捺し又は其の交付を受けたる業務用衣料品購入票に消印を押捺するに非ざれば業務用衣料品又は衣料品を原料若しくは材料とする物品の製造又は加工を爲す場合を除くの外其の製造若しくは加工の用に供する爲買受け又は其の製造若しくは加工を爲したる衣料品を使用することを得ず

衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者は其の交付を受けたる衣料切符より使用せんとする衣料品の點數に相當する小切符（有効期間内のものに限る）を截取り之に消印を押捺するに非ざれば其の販賣其の他賣渡の用に供する爲買受けたる衣料品を使用することを得ず

前二項の場合に於て當該衣料品が第十二條の規定に依り商工大臣の指定する衣料品なるときは業務用衣料品購入票に消印を押捺し當該衣料品を使用する場合を除くの外前二項に掲ぐる者は同項に定むる小切符の外當該衣料品の種類及數量に相當する制限小切符（有効期間内のものに限る）を其の交付を受けたる衣料切符より截取り之に消印を押捺するに非ざれば當該衣料品を使用することを得ず

第二十五條 前二條に掲ぐる者は毎月十日迄

に其の前月中に前二條の規定に依り消印を押捺したる小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票を取纏め此等と引換へ賣渡し又は此等に消印を押捺して使用したる衣料品の品名、數量及價額を記載したる書面を添へ之を其の組織する指定團體又は別表丁號に掲ぐる者に送付すべし指定團體は毎月二十日迄に前項の規定に依り送付を受けたる前月分の小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票並に書面を取纏め之を別表丁號に掲ぐる者に送付すべし

第二十六條 衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者は小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票と引換へ衣料品の買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第二十七條 第十一條但書第八號の證明書は第二十三條及前二條の適用に付ては之を小切符と看做す

第二十八條 何等の名義を以てするを問はず第二條乃至第五條、第七條乃至第十二條、第二十二條又は第二十四條の規定に依る制限又は禁止を免るの行爲を爲すことを得ず

第二十九條 商工大臣は別表甲號、乙號、丙號、又は丁號に掲ぐる者に對し指定纖維製品の種類、數量、期間、方法其の他必要な事項を指定して指定纖維製品の保有を爲すべきことを命ずることあるべし

第三十條 商工大臣衣料品の需給を調整する爲特に必要ありと認むるときは衣料品の販

賣其の他賣渡を業とする者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して衣料品の讓渡を命じ又は其の讓渡若は讓受に關し衣料品の種類、數量、時期、方法、相手方、配給區域其の他に必要なる命令を爲すことあるべし

地方長官衣料品の需給を調整する爲特に必要ありと認むるときは衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者に對し別表甲號、乙號又は丙號に掲ぐる者以外のものに對して前項の命令を爲すことを得

第三十一條 前二條の規定に依る命令を受けたる者物資統制令第十八條第一項の損失の補償の請求を爲さんとするときは處分事項の實施終了後之を請求すべし

但し商工大臣の承認を受けたるときは別段の時期に之を請求することを得

第三十二條 別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者は毎月二十五日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を別表甲號、乙號又は丙號に掲ぐる者に在りては商工大臣に、別表丁號に掲ぐる者に在りては地方長官に提出すべし

一 前月中に於ける指定纖維製品の種類別讓受數量
二 前月中に於ける指定纖維製品の讓渡先別種類別讓渡數量
三 前月末に於ける指定纖維製品の種類別在庫數量

四 別表丁號に掲ぐる者に在りては第二十

五條の規定に依り送付を受けたる書面に記載したる事項の概要

第三十三條 別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項に付眞實の記載を爲すべし

一 指定纖維製品の讓受先別種類別讓受數量及讓受の年月日
二 指定纖維製品の讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡の年月日

第三十四條 衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者にして小切符又は業務用衣料品購入票と引換へ衣料品を賣渡すものは帳簿を備へ左に掲ぐる事項に付眞實の記載を爲すべし

一 衣料品の讓受先別種類別讓受數量及讓受の年月日
二 衣料品の種類別賣渡數量

(小切符と引換へ賣渡したるもの及業務用衣料品購入票と引換へ賣渡したるものに分ち記載すべし)
三 毎月末に於ける衣料品の種類別在庫數量

附則

本則は公布の日より之を施行す
衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者(別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者を除く)

は本則施行の日現在に於ける衣料品の種類別在庫數量を昭和十七年二月十日迄に地方長官

に届出づべし

纖維製品配給統制規則は之を廢止す
纖維製品配給統制規則第一條但書 第二條但書、第三條但書又は第四條但書の規定に依り
商工大臣又は地方長官の爲したる許可は本則第二條但書、第三條但書又は第四條但書の規定に依り商工大臣又は地方長官の爲したる許可と看做す本則の適用に付ては本則第十一條但書第五號の場合を除くの外纖維製品配給統制規則第六條の規定に依り地方長官又は纖維需給調整協議會の發行したる割當票は本則第六條の規定に依り發行したる割當票と看做す
別表

甲 號

- 日本綿ス・フ織物製造株式會社
- 日本内地莫大小統制株式會社
- 全日本足袋共同販賣株式會社
- 日本タオル製造統制株式會社
- 日本夕オル製造統制株式會社
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 大日本毛織物工業組合聯合會
- 日本一般帽子工業組合聯合會
- 日本蚊帳工業組合聯合會

乙 號

- 作業衣團體服中央製造配給統制株式會社
- 既製服中央製造配給統制株式會社
- 和裝製品中央製造配給統制株式會社
- 布帛製品中央製造配給統制株式會社
- 全國中等學校制服商業組合聯合會
- 日本縫絲製造配給統制株式會社
- 日本絹縫絲製造配給統制株式會社

法 規 法 令

- 手編毛絲中央配給統制株式會社
- 日本寢具工業組合
- 日本絹人絹織物配給統制株式會社
- 日本麻織物元賣商業組合

丙 號

- 日本綿ス・フ織物配給株式會社
- 莫大小製品中央配給統制株式會社
- 足袋中央配給統制株式會社
- 夕オル中央配給統制株式會社
- 日本絹人絹織物配給統制株式會社
- 毛織物中央配給統制株式會社
- 毛布肩掛中央配給統制株式會社
- 日本敷物家具用裂地卸商業組合聯合會
- 日本帽子卸商業組合聯合會
- 日本蚊帳卸商業組合

丁 號

- 北海道纖維製品配給株式會社
- (以下各府縣纖維製品配給株式會社一略)
- 別記様式——略

廣 告 稅 法

昭和十七年二月二十一日
法律第五十九號

第一條 左に掲ぐる廣告には本法に依り廣告稅を課す

第一種

一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く

二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他命令を以て定むるものに依る廣告

第二種

一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

三 チラン其の他命令を以て定むるものに依る廣告

四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他命令を以て定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告稅の稅率左の如し

第一種 廣告 廣告の料金の百分の十

第二種 廣告

第一號 廣告 一個に付 二十錢

第二號 廣告 一個に付 十錢

第三號 廣告 一個に付 十錢

第四號 廣告 一個に付 十錢

二十錢
二十錢
十錢
十錢
十錢
十錢
十錢
十錢

第二號 廣告 一個に付 十錢

第三號 廣告 一個に付 十錢

第四號 廣告 一個に付 十錢

其の他千個又は其の端數に付 二十錢

其の他千個又は其の端數に付 五十錢

廣告の面積一坪又は其の

端數に付毎年二圓

年の中途に於て第二種第四號の廣告を開始したる場合に於ては其の年分の廣告税は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金は廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふ

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料者は特に低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金は其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依る

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず

一 國、北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體が廣告主たるもの

二 神社及法人たる宗教團體が廣告主たるもの

三 法令に依るもの

四 公の選舉に關するもの

五 其の他命令を以て定むるもの

第五條 第一種の廣告に對する廣告税は廣告を爲す者より、第二種第三號の廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製するものより、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主より之を徵收す

第六條 第一種の廣告を爲す者は毎月其の爲したる廣告に付其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は毎月其の作製したるもの

もの付其の種類毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に政府に提出すべし

申告書の提出なきときは又は政府に於て申告を不相當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定す

第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第二項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第三項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すべし

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者又は命令の定むる所に依り營業所毎に政府に申告すべし其の營業を廢

止せんとするとき亦同じ

第十條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種第三號に付取次を爲す業を營む者又は第二種第四號に掲ぐるもの作製を爲す業を營む者は命令の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告すべし

第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依り其の廣告に付必要なる事項を政府に申告すべし

第十一條 收税官吏は第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者又は第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其の他の物件を検査することを得

第十二條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十三條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は連脱せんとしたる者は其の連脱し又は連脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に滿たざるときは之を二十圓とす

第十三條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は連脱せんとしたる者は其の連脱し又は連脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に滿たざるときは之を二十圓とす

第十四條 第二種第一號又は第二號の廣告に

相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納稅證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱稅高二十倍の科料に處す但し科料額が五圓に滿たざる時は之を五圓とす

第十五條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

一 第六條第一項乃至第三項の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營みたる者

三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營みたるもの

前項第二號に規定する者に付ては直に其の廣告税を徴收す

第十六條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す

一 第十條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者

二 第十條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

三 第十一條の規定に依る收稅官吏の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若は忌避したる者

第十七條 第十二條の規定に違反し廣告に貼用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に

四圓の科料に處す

第十八條 第十四條又は前條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第一項の規定を適用せず

第十三條、第十四條又は前條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せず

第十九條 第一種若は第二種の廣告に付納稅の義務ある者、第二種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法を犯したるときは其の第一種若は第二種の廣告に付納稅の義務ある者、第二種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者を處罰す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行前より引續き第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本法施行の日に於て本法に依り申告したるものと看做す

本法施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二種の廣告に付ては本法施行の日より十日

以内に廣告に相當印紙を貼用すべし

本法施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依り本法施行後二月以内に其の旨を政府に申告し昭和十七年分の廣告税を納付すべし

前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する稅額の四分の三とす

廣告稅法施行規則

廣告稅法施行規則

昭和十七年三月二十三日
勅令第九十七號

第一條 廣告稅法第一條第一種第三號の規定に依り廣告税を課すべき廣告を定むること

左の如し

一 電柱又は之に類するものに依る廣告

二 電氣事業の設備に依る廣告

三 入場券又は乗車船券に類するものに依る廣告

四 入場券の袋又は之に類するものに依る廣告

五 諸藝の番附又は之に類するものに依る廣告

六 受取書、請求書又は此等に類するものに依る廣告

七 照明に依る廣告但し照明に依る廣告を爲す業を營む者の爲すものに限る

第二條 廣告稅法第一條第二種第三號の規定に依り廣告税を課すべき廣告を定むること

左の如し

一 カレンダー、商品目録、電話番號記入表、案内表、繪葉書又は此等に類するものに依る廣告

二 燐寸に依る廣告

第三條 廣告税法第一條第二種第四號の規定に依り廣告税を課すべき廣告を定むること左の如し

一 綴帳、引摺又は此等に類するものに依る廣告

二 照明に依る廣告にして第一條第七號に該當せざるもの

三 廣告塔に依る廣告

第四條 廣告税法第四條第一號の規定に依り左の公共團體を指定す

一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區及町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべき團體

二 市町村學校組合、町村學校組合及學區水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合

第五條 廣告税法第四條第五號の規定に依り廣告税を課せざる廣告を定むること左の如し

一 社會事業の爲にする廣告

二 軍人の慰恤並に従軍したる軍人及軍屬の家族又は遺族の慰問其の他の軍事接護を目的とするに關する廣告

三 國防金品の獻納を目的とすること又は國防金品の募集に關する廣告

四 私立の幼稚園、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學、國民學校に準すべき各種學校並此等に準すべき私立學校が廣告主たる廣告

五 政事に關する結社が廣告主たる廣告

六 前號の結社に該當せざる公事に關する結社にして大藏大臣の指定するものが廣告主たる廣告

七 講演會又は演說會にして入場無料又は入場料二十錢以下なるものに關する廣告

八 第二種第一號又は第四號の廣告にして營業所又は事務所の爲にする廣告

第六條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は營業所毎に其の所在地、廣告又は作製するもの、種類、住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を營業所所轄稅務署に提出すべし

第七條 第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の種類及面積、廣告開始の年月日、廣告の場所並に住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を豫め廣告場所所轄稅務署に提出すべし

第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に前項に掲ぐる事項の外其の旨を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に廣告場所所轄稅務署に提出すべし

第八條 前二條の規定に依り申告したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし

第九條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者其の營業を廢止せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者營業所を移轉せんとするときは其の營業所を定め移轉先の所轄稅務署に申告すべし

第十一條 第一種若は第二種の廣告を爲す業、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を讓受けたる者は讓渡人と連署して其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十二條 廣告税法第六條第一項乃至第三項の規定に依る申告書は所轄稅務署に之を提出すべし

前項の申告書の提出なきとき又は税務署長其の申告を不相當と認めたるときは税務署長は其の課税標準額を決定すべし

第十三條 第二種第三號に掲ぐるもの、作製をなす者はその作製するものに自己の住所及氏名又は名稱を表示すべし

第十四條 第一種又は第二種の廣告を爲す業を營む者は其の爲したる廣告に付少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 廣告の種類
- 二 廣告の場所
- 三 廣告の年月日及期間
- 四 廣告の料金
- 五 廣告主及廣告に付取次を爲したる者の住所及氏名又は名稱

第十五條 第一種又は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者は其の取次を爲したる廣告に付少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 廣告の種類
- 二 廣告の場所
- 三 廣告の年月日及期間
- 四 廣告の料金
- 五 廣告主及廣告を爲す者の住所及氏名又は名稱

第十六條 第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 作製したるもの、種類數量及作製の日
- 二 他に引渡したるもの、種類、數量、價

額、引渡の日並に其の引取人の住所及氏名又は名稱

附則

本令は廣告稅法施行の日より之を施行す

廣告稅法附則第二項の規定に依り政府に申告せんとする者は營業毎に第六條の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き第一種若しくは第二種の廣告を爲す業、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營むことの事實を併せ記載し之を營業所轄稅務署に提出すべし

廣告稅法附則第四項の規定に依り政府に申告せんとする者は其の廣告に付第七條第一項の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き當該廣告を爲すことの事實を併せ記載し之を廣告場所轄稅務署に提出すべし

樺太廣告稅令

昭和十七年三月二十四日
勅令第二百三十一號

第一條 左に掲ぐる廣告には本令に依り廣告稅を課す

第一種

- 一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く
- 二 汽車、自動車、汽船其の他の交通運輸

機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告

第二種

- 一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
- 二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
- 三 チラシ其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告
- 四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告稅の稅率左の如し

第一種 廣告 廣告の料金の百分の十

第二種 廣告 一個に付 二十錢

第二號 廣告 一個に付 十錢

第三號 廣告 十錢

チラシ五百個又は其の端數に付 二十五錢

第四號 廣告 廣告の面積一坪又は其の端數に付毎年二圓

年中中途に於て第二種第四號の廣告を開始したる場合に於ては其の年分の廣告税は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金は廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふ

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若しくは低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金は其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依る

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず
一 國、市町村其の他樺太廳長官の指定する公共團體が廣告主たるもの
二 神社が廣告主たるもの
三 法令に依るもの
四 公の選舉に關するもの

第五條 第一種、第二種、第三號の廣告を爲す者より、第二種第三號の廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製するものより、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主より之を徵收す

第六條 第一種、第二種、第三號の廣告に付其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は毎月其の作製したるものに付其の種類毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主

は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に政府に提出すべし

申告書の提出なきときは又は政府に於て申告を不相當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定す

第七條 第一種、第二種、第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第二項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第三項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すべし

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 第一種若しくは第二種、第三號の廣告を營業とする者、第一種若しくは第二種、第四號の廣告を營業とする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す所に營業とする者は樺太廳長官の定むる所に依り營業所毎に政府に申告すべし其の營業を廢止せんとするとき亦同し

第十條 第一種若しくは第二種、第三號の廣告を爲す業者、第一種若しくは第二種、第四號の廣告に付取次

を爲す業者を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業者を營む者は樺太廳長官の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告すべし

第二種第四號の廣告の廣告主は樺太廳長官の定むる所に依り其の廣告に付必要なる事項を政府に申告すべし

第十一條 稅務官吏は第一種若しくは第二種、第三號の廣告を爲す業者を營む者、第一種若しくは第二種、第四號の廣告に付取次を爲す業者を營む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業者を營む者又は第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其の他の物件を檢査することを得

稅務官吏は廣告の檢査を爲すことを得

第十二條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とにかけて自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十三條 本令に定むるもの、外廣告税に關し必要なる規定は樺太廳長官之を定む

附則
本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
本令施行前より引續き第一種若しくは第二種、第三號の廣告を營む者、第一種若しくは第二種、第四號の廣告に付取次を爲す業者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業者を營む者本令施行後一月以内に其の旨を政府に申告すると

きは本令施行の日に於て本令に依り申告した

るものと看做す
本令施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二號の廣告に付ては本令施行の日より十日以内に廣告に相當印紙を貼用すべし
本令施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は樺太廳長官の定むる所に依り本令施行後二月以内に其の旨を政府に申告し昭和十七年分の廣告税を納付すべし
前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する税額の四分の三とす

朝鮮廣告稅令

昭和十七年二月二十四日
制令第二十號

第一條 左に掲ぐる廣告には本令に依り廣告

税を課す

第一種

一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く
二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他朝鮮總督の定むるものに依る廣告

第二種

一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類

するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

三 チラシ其の他朝鮮總督の定むるものに依る廣告

四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他朝鮮總督の定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告税の稅率左の如し

第一種 廣告 廣告の料金の百分の十一

第二種 廣告

第一號の廣告

二十錢

廣告の面積一坪を題するときは一個に付五十錢

第二號の廣告

一個に付

十錢

第三號の廣告

チラシ千個又は其の端數に付

二十錢

其の他千個又は其の端數に付

五十錢

第四號の廣告 廣告の面積一坪又は其の端數に付

毎年二圓

年の中途に於て第二種第四號の廣告を開始したる場合に於ては其の年分の廣告税は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金とは廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふ

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若は特に低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金を其の廣告の對價として適當取得し得べき金額に依る

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず

一 國、道、府邑面其の他朝鮮總督の指定する公共團體が廣告主たるもの

二 神社が廣告主たるもの

三 法令に依るもの

四 公の選舉に關するもの

第五條 第一種、第二種、第三號の廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製するものより、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主より之を徵收す

第六條 第一種、第二種、第三號の爲したる廣告に付其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は毎月其の作製したるものに付其の種類毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし
第二種第四號の廣告を翌年に互り續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月三十一日迄に政府に提出すべし
申告書の提出なきときは又は政府に於て申

告を不相當と認めたる時は政府は其の課税標準額を決定す

第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月末日迄に納付すべし

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第二項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第三項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すべし

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は朝鮮總督の定むる所に依り營業所毎に政府に申告すべし其の營業を廢止せんとするとき亦同じ

第十條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの作製を爲す業を營む者は朝鮮總督の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告すべし

第二種第四號の廣告の廣告主は朝鮮總督の定むる所に依り其の廣告に付必要なる事項を政府に申告すべし

第十一條 稅務官吏は第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者又は第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其他の物件を検査することを得

第十二條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の影紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十三條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす

第十四條 第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納税済證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱税高二十倍の科料に處す但し科料額が五圓に満たざるときは之を五圓とす

第十五條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す
一 第六條第一項乃至第三項の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者
二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲

す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營みたる者
三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營みたるもの
前項第二號に規定する者に付ては直に其の廣告税を徵收す

第十六條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す
一 第十條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隱匿したる者
二 第十條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

三 第十一條の規定に依る稅務官吏の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若は忌避したる者
第十七條 第十二條の規定に違反し廣告に貼用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に四圓の科料に處す

第十八條 第十四條又は前條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第一項の規定を適用す
第十九條 大正元年制令第四號第二條の規定は第二種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者に付之を準用す

附則
本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
本令施行前より引續き第一種若は第二種の廣

告を爲す業を営む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を営む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営む者本令施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本令施行の日に於て本令に依り申告したるものと看做す

本令施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二號の廣告に付ては昭和十七年四月十五日まで廣告に相當印紙を貼用すべし
本令施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は朝鮮總督の定むる所に依り昭和十七年五月三十一日まで其の旨を政府に申告し昭和十七年分の廣告税を納付すべし
前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する税額の四分の三とす

關東州廣告稅令

昭和十七年三月二十七日
勅令第二百五十九號

第一條 左に掲ぐる廣告には本令に依り廣告税を課す

第一種

- 一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く
- 二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

法 規 法 令

除く
三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他滿洲國駐劄特命全權大使の定むるものに依る廣告

第二種

- 一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
- 二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
- 二 チラシ其の他大使の定むるものに依る廣告
- 四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他大使の定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告税の稅率左の如し

第一種 廣告の料金の百分の十

第二種 廣告の料金の百分の十
一個に付 二十錢

第三號 廣告の料金の百分の十
一個に付 十錢

第四號 廣告の料金の百分の十
一個に付 十錢

第五號 廣告の料金の百分の十
一個に付 十錢

したる場合に於ては其の年分の廣告税は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金とは廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふ

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若は特に低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金は其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依る

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず
一 國又は大使の指定する公共團體が廣告主たるもの
二 神社が廣告主たるもの
三 法令に依るもの
四 公の選舉に關するもの
五 其の他大使の定むるもの

第五條 第一種 廣告に對する廣告税は廣告を爲す者より、第二種 第三號 廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製するものより、第二種 第四號 廣告に對する廣告税は廣告主より之を徵收す但し保稅地域より引取らるる、第二種 第三號 廣告に付ては引取られたる數量に應じ引取人より廣告税を徵收す

第六條 第一種 廣告を爲す者は毎月其の爲したる廣告に付其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種 第三號 に掲ぐるものを作製する者は毎月其の作製したるものに付其の種類毎に數量を記載したる申告書を提出す

告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第二種第三號の廣告を保稅地域より引取る者は引取の際其の廣告に付前項に準ずる申告書を政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし

第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に政府に提出すべし

申告書の提出なきときは又は政府に於て申告書を不相當と認めたるときは政府は其の課稅標準額を決定す

第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し第五條但書の場合に於ては引取の際之を納付すべし

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第三項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第四項の規定に依り申告を爲す際年分を納付すべし

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付し納稅濟證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 關東州外に輸出する第二種第三號の廣告に付ては大使の定むる所に依り廣告税を免除す

前項の廣告にして政府の指定したる期間内に輸出せられたることの證明なきものに付ては廣告を作製する者又は引取人より直ちに其の廣告税を徵收す但し災害其他已むことを得ざる事由に因り滅失したるものに付政府の承認を受くるときは此の限に在らず

第十條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は命令の定むる所に依り營業所毎に政府に申告すべし其の營業を廢止せんとするとき亦同じ

第十一條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者は命令の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告すべし

第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依り其の廣告に付必要なる事項を政府に申告すべし

第十二條 第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者は大使の定むる所に依りその營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告す

第十六條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す
一 第六條第一項乃至第四項の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者
二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營みたる者
三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若は第二種の廣告

べし第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其他の物件を検査することを得
稅務官吏は廣告の検査を爲すことを得

第十三條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十四條 詐偽其他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす

第十五條 第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納稅濟證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脫稅高二十倍の科料に處す但し科料額が五圓に滿たざるときは之を五圓とす

第十六條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す
一 第六條第一項乃至第四項の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者
二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營みたる者
三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若は第二種の廣告

に關し質問を爲し又は帳簿書類其他の物件を検査することを得
稅務官吏は廣告の検査を爲すことを得

第十三條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十四條 詐偽其他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす

に付取次を爲す業を営みたるもの
前項第二號に規定する者に付ては直に其の
廣告税を徴收す

第十七條 左の各號の一に該當する者は百圓
以下の罰金又は科料に處す

一 第十一條第一項の規定に依る帳簿の記
載を怠り若し詐り又は帳簿を隠匿したる
者

二 第十一條の規定に依る申告を怠り又は
詐りたる者

三 第十二條の規定に依る稅務官吏の質問
に對し答辭を爲さず若し虚偽の陳述を爲
し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若し
忌避したる者

第十八條 第十三條の規定に違反し廣告に貼
用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に
四圓の科料に處す

第十九條 第十五條又は前條の罪を犯したる
者は關東州裁判事務取扱令に於て依るこ
とを定めたる刑法第三十八條第一項の規定
を適用せす

第二十條 大正十一年勅令第二百號第一條の
規定は第十六條又は第十七條の罪を犯した
る者に付ては之を適用せす

第二十一條 大正十一年勅令第二百號第二條
の規定は第二種を爲す業を営む者又は
は第一種若し第二種を爲す業を爲す
業を営む者に付て之を準用す

第二十二條 本令に於て保税地域とは政府に
於て課稅物件を藏置し得べき場所として指

定したる場所を謂ふ

附則

本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
本令施行前より引續き第一種若し第二種
の廣告を爲す業を営む者、第一種若し第二種
の廣告に付取次を爲す業を営む者又は第二種
第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営む者
本令施行後一月以内其の旨を政府に申告する
ときは本令施行の日に於て本令に依り申告した
るものと看做す

本令施行前より引續き爲す第二種第一號又は
第二種第二號の廣告に付ては本令施行の日より十日
以内に廣告に相當印紙を貼用すべし

本令施行前より引續き爲す第二種第四號の廣
告の廣告主は大使の定むる所に依り本令施行
後二月以内に其の旨を政府に申告し昭和十七
年分の廣告税を納付すべし

前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對す
る廣告税は第二條に規定する稅額の四分の三
とす

貿易統制令施行

規則改正

昭和十七年四月十三日
商工、農林省令第一號

第十條中第一號を削り第二號中「指定物品を
關東州、滿洲及支那以外の地域」を「指定輸
出品を同條の規定に依り商工大臣の指定した

る地域」に改め同號を第一號とし第二號とし
て左の一號を加ふ

二 貿易爲替管理規則第十三條第一項の規
定に依る許可を受け輸出するとき

同條中第三號を削り第四號を第三號とす
第十條の二第一項中「指定物品」を「指定輸
出品」に、「商工大臣の指定したる者」(以下調
整機關と稱す)より買受け若し輸出の委託を
受け又は輸出の承認を受けたる者」を「商工
大臣の指定したる者」(以下輸出調整機關と稱
す)又は輸出調整機關より買受け、輸出の委
託を受け若し輸出の承認を受けたる者」に、

「關東州、滿洲及支那以外の地域」を「商工
大臣の指定したる地域」に、同條同項但書中
「前條第三號又は第四號に掲ぐる場合」を「前
條第三號に掲ぐる場合」に、同條第二項中「調
整機關」を「輸出調整機關」に、「指定物品」
を「指定輸出品」に改む

第十一條中第五號を第六號とし以下順次繰下
げ第四號の次に左の一號を加ふ

五 軍隊又は軍人に向け發送する附用品
第十一條の二中「調整機關」を「輸出調整機
關」に、「指定物品」を「指定輸出品」に改め
「超えて」の下に「輸出し」を加ふ

第十一條の三中「調整機關」を「輸出調整機
關」に、「指定物品」を「指定輸出品」に、買
受、を「買受、輸出」に改む

第十一條の四第一號中「買受手續」の下に
「輸出手續」を、同條第二號中「買受價格」
の下に「輸出價格」を加ふ

第十一條の六 指定輸出品にして其の第十條の二の規定に依る指定前第十條の規定に依る輸出の許可を受けたるものに付ては其の第十條の二の規定に依る指定後一月を限り第十條の二の規定に拘らず之を輸出することを得

第十二條中第一號を左の如く改む

一 第十二條の二の規定に依る指定輸入品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域より輸入するとき

同條中第二號を削り第三號を第二號とす

第十二條の二 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの(以下指定輸入品と稱す)は商工大臣の指定したる者(以下輸入調整機關と稱す)又は輸入調整機關より輸入の委託を受け若は輸入の承認を受けたる者に非ざれば之を商工大臣の指定したる地域より輸入することを得ず但し前條第二號に掲ぐる場合及特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者は當該指定輸入品の輸入に關し輸入調整機關の指示ありたるときは之に従ふべし

第十三條中「前條」を「第六號」に、同條第一號中「第五號」を「第六號」に改む

第十三條の二 輸入調整機關は指定輸入品に付商工大臣の定むる數量又は金額を超えて輸入し、輸入の委託を爲し又は輸入の承認

を爲すことを得ず

第十三條の三 輸入調整機關は指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認及販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

輸入調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認又は販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十三條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續に關する事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認の基準たる輸入價格及販賣價格に關する事項

三 輸入の委託及輸入の承認の條件に關する事項

四 其の他必要なる事項

第十三條の五 指定輸入品にして其の第十二條の二の規定に依る指定前第十二條の規定に依る輸入の許可を受けたるものに付ては其の第十二條の二の規定に依る指定後一月を限り第十二條の二の規定に拘らず之を輸入することを得

第十四條中「輸出地を管轄する税關を經由して」を削る

第十九條の二中「第十條の二に掲ぐる者」を

「輸出調整機關より指定輸出品を買受け若は輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者」に、「指定物品」を「指定輸出品」に、「調整機關」を「輸出調整機關」に、「第十條の二但書」を「第十條の二第一項但書」に改む

第十九條の三 輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者當該指定輸入品を輸入せんとするときは輸入調整機關より輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし

第十二條の二第一項但書の規定に依る承認を受たける者當該指定輸入品を輸入せんとするときは商工大臣の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし

第二十條中「七日以内」を「二週間以内」に改む

第二十條の二中「第十條の二に掲ぐる者」を「輸出調整機關より指定輸出品を買受け若は輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者」に、「指定物品」を「指定輸出品」に、「七日以内」を「二週間以内」に、「調整機關」を「輸出調整機關」に、「報告書の概要」を「報告書の概要並に其の前月中に輸出したる指定輸出品の品名、數量、單價、價額及輸出の年月日」に改め左の一項を加ふ

第二十條の二第一項但書の承認を受けたる者當該指定輸出品を輸出したるときは二週間以内

に其の品名、數量、單價及價額並に輸

出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十條の三 輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者當該指定輸入品を輸入したるときは二週間以内其の品名、數量、單價及價額並に輸入の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を輸入調整機關に提出すべし輸入調整機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要並に其の前月中に輸入したる指定輸入品の品名、數量、單價價額及輸入の年月日を商工大臣に報告すべし

第十二條の二 第一項但書の承認を受けたる者當該指定輸入品を數量ししたるときは二週間以内其の品名、數量、單價及價格並に輸入の年月日を記載したる報告書に輸入したることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

昭和十六年商工農林省令第十號附則第二項を左の如く改む
輸出調整機關又は輸入調整機關は昭和十七年五月十五日に至る期間を限り第十一條の三第二項又は第十三條の三第二項の規定に拘らず第十一條の三第一項又は第十三條の三第一項の規定に依らずして指定輸出品の買受、輸出、販賣、輸出の委託若しは輸出の承認又は指定輸入品の輸入、輸入の委託、

輸入の承認若しは販賣を爲すことを得
附則

本令は昭和十七年四月十六日より之を施行す關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件、昭和十四年農林省令第四十八號、關東州滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件並に南洋に對する貿易の調整に關する件は之を廢止す

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第一條又は第二條に規定する物品にして同令第一條の商品別統制團體又は同令第二條の地域別統制團體より輸出の承認を受けたるもの、昭和十四年農林省令第四十八號第一條の輸出水産物にして同條の指定團體より輸出の承認を受けたるもの、關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第一條の指定輸出品又は同令第六條の指定輸入品にして同令第一條の委託を受けたるもの、南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の指定輸出品又は同令第八條の指定輸入品にして同令第一條の輸出調整機關又は同令第八條の輸入調整機關より輸出の委託を受け又は輸入の委託を受けたるもの並に貿易組合第十八條の規定に依り命令ありたる場合に於て當該輸出組合より其の貿易組合第十五條の規定に依り輸出の承認を受けたる物品に付ては昭和十七年五月十五日に至る期間を限り第十條の二第一項又は第十二條の二第一項の規定に拘らず之を輸出し又は輸入することを得

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第一條但書若しは第二條但書、昭和十四年農林省令第四十八號第一條但書、關東州、滿洲國に關する件第一條但書若しは第六條但書又は南洋に對する貿易の調整に關する件第一條第一項但書若しは第八條第一項但書の規定に依り爲したる承認は之を第十條の二第一項但書又は第十二條の二第一項但書の規定に依り爲したるものと看做す

貿易統制令施行規則改正

昭和十七年九月二十五日
商工農林省令第四號

第十一條の七 指定輸出品に付輸出調整機關の變更ありたる場合に於ては其の變更後二月を限り變更前の輸出調整機關より指定輸出品を買受け、輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者は之を變更後の輸出調整機關より指定輸出品を買受け、輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者と看做す

第十三條の六 指定輸入品に付輸入調整機關の變更ありたる場合に於ては其の變更後二月を限り變更後の輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者は之を變更後の輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の

承認を受けた者と看做す

附則
本令は公布の日より之を施行す

動物油脂配給 統制規則

昭和十七年九月十五日
農林省令第七十一號

第一條 物資統制令に依る動物油脂の配給統制に付ては本則の定むる所に依る

第二條 魚油其の他農林大臣の指定したる動物油脂（油滓を含む以下特定動物油脂と稱す）の製造（他人に委託して製造又は精製を爲す場合を含む以下同じ）を業とする者又は其の團體は其の製造したる特定動物油脂を農林大臣の指定したる集荷機關（以下集荷機關と稱す）及集荷機關の指定したる者以外の者に譲渡すことを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 第十條の規定に依り同條の統制機關に賣渡す場合

二 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合

集荷機關及前項の規定に依り集荷機關の指定したる者以外の者は特定動物油脂の製造若しは精製を爲す者又は其の團體より其の製造し又は精製したる特定動物油脂を譲受することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限

に在らず

一 第十條の規定に依り同條の統制機關が買受くる場合

二 前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けて譲渡すものを譲受くる場合

三 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合

集荷機關第一項の指定を爲さんとするときは豫め農林大臣の承認を受くべし

第三條 前條第一項の規定に依り集荷機關の指定したる者は其の譲受けたる特定動物油脂を集荷機關以外の者に譲渡すことを得ず集荷機關は其の譲受けたる特定動物油脂を農林大臣の指定したる統制機關（以下統制機關と稱す）以外の者に譲渡すことを得ず但し農林大臣の指定したる場合は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 特定動物油脂の精製（他人に委託して精製を爲す場合を含む以下同じ）にして農林大臣の指定したるもの（油滓を含む以下指定動物油脂と稱す）の製造若しは精製を業とする者又は此等の者の團體は其の精製したる特定動物油脂又は其の製造し若しは精製したる指定動物油脂を統制機關以外の者に譲渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關以外の者は特定動物油脂の精製を爲す者、指定動物油脂の製造若しは精製を爲す者又は此等の者の團體より其の精製したる特定動物油脂又は其の製造し若しは精製したる指定動物油脂を譲受くることを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けて譲渡すものを譲受くる場合は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 特定動物油脂又は指定動物油脂（以下動物油脂と總稱す）の精製を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるもの（以下非ざれば動物油脂を其の精製の原料として使用する）ことを得ず但し農林大臣の指定したる場合は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 動物油脂の製造若しは精製を業とする者又は其の團體は統制機關より動物油脂の製造又は精製に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ動物油脂の製造又は精製を爲すべし

第七條 業務に關し動物油脂の輸入若しは移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる動物油脂を運滞なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 動物油脂の製造若しは精製を業とする者、動物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者、轉賣の目的を以て動物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の製造、精製又は取扱に係る動物油脂を使用又は消費することを得ず但し農林大臣の指定したる場合

又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 動物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者又は其の團體は統制機關より動物油脂の販賣其の他配給に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ動物油脂の販賣其の他配給を爲すべし

第十條 動物油脂の製造、精製若は販賣を業とする者、轉賣の目的を以て動物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の製造、精製又は取扱に係る動物油脂に付統制機關より價格等統制令第七條の規定に依り定むる最高販賣價格又は同令第二條第一項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる價格に依り買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

統制機關前項の規定に依り買入の申込を爲さんとするときは豫め農林大臣の認可を受くべし

第十一條 統制機關は其の取扱に係る動物油脂に付配給計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし

統制機關及集荷機關は毎月前月に於ける業務の状況を農林大臣に報告すべし
第十二條 農林大臣必要ありと認むるときは統制機關又は集荷機關に對し動物油脂の配給統制上必要な命令を爲すことあるべし
地方長官必要ありと認むるときは動物油脂の製造若は精製を業とする者、動物油脂の

販賣其の他賣渡を業とする者、業務上動物油脂の使用若は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し動物油脂の讓渡、讓受、使用又は消費に關し一般的に物資統制令第九條第十條、第十四條又は第十五條の命令を爲すことを得

第十三條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付動物油脂の配給統制上必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得
物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

附則

本令は公布の日より之を施行す
魚油配給統制規則は之を廢止す
魚油配給統制規則第七條の規定に依り爲したる承認は本則第十一條の規定に依り爲したるものと看做す
別記様式（用紙の大きさは日本標準規格A7とし中央點線の所より二つ折とす）

（表）

物資統制令第二十條の規定に依る證票

（裏面）

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

農林省又は
廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

國家總動員法第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

物資統制令第二十條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係者より統制物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若は統制物資、書類、帳簿等を檢査せしむることを得
前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし
動物油脂配給統制規則第十三條 地方長

官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付動物油脂の配給統制上必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得る物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則

昭和十七年九月十五日
農林省令第七十號

第一條 物資統制令に依る植物油脂原料、植物油脂及内地產大豆油粕の配給統制に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る

第二條 農林大臣の指定したる集荷機關以外の者は内地に於て生産せらるる植物油脂原料にして農林大臣の指定したるもの（以下内地產油脂原料と稱す）の生産者又は土地に付權利を有し小作料として之を受くる者より其の生産し又は小作料として受けたる内地產油脂原料を買受くる（代物辨濟又は交換に依り取得する場合を含む）ことを得

ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
一 第十條の規定に依り同條の統制機關が買受くる場合

二 種子用として買受くる場合
三 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合

前項の集荷機關は其の買受けたる内地產油脂原料を農林大臣の指定したる統制機關（以下統制機關と稱す）以外の者に譲渡することを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 業務に關し農林大臣の指定したる植物油脂原料（以下内地產油脂原料と稱す）の輸入し又は移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる内地產油脂原料を運滞なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 農林大臣の指定したる植物油脂原料（以下内地產油脂原料と稱す）の製造若は精製（他人に委託して製造又は精製を爲す場合を含む以下同じ）を業とする者又は其の團體は其の製造し又は精製したる植物油脂を統制機關以外の者に譲渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關以外の者は植物油脂の製造若は精製を爲す者又は其の團體より其の製造し又は精製したる植物油脂を譲受くることを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許

可を受けて譲渡すものを譲受くる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 植物油脂の製造を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるものに非ざれば内地產油脂原料又は外地產油脂原料（以下油脂原料と總稱す）を其の製造の原料として使用することを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

植物油脂の精製を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるものに非ざれば植物油脂を其の精製の原料として使用することを得ず但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 植物油脂の製造若は精製を業とする者又は其の團體は統制機關より植物油脂の製造又は精製に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ植物油脂の製造又は精製を爲すべし

第七條 業務に關し植物油脂の輸入し又は移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる植物油脂を運滞なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 植物油脂の製造若は精製を業とする者、油脂原料若は植物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者、轉賣の目的を以て油脂原料若は植物油脂を所有する者又は此等の者

の團體は其の製造、精製又は取扱に係る油脂原料又は植物油脂を使用又は消費することを得ず但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 油脂原料若しくは植物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者又は其の團體は統制機關より油脂原料又は植物油脂の販賣其の他配給に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ油脂原料又は植物油脂の販賣其の他配給を爲すべし

第十條 内地產油脂原料の生産を業とする者、植物油脂の製造、精製若しくは販賣を業とする者、轉賣の目的を以て油脂原料若しくは植物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の生産、製造、精製又は取扱に係る油脂原料又は植物油脂に付統制機關より價格等統制令第七條の規定に依り定むる最高販賣價格又は同令第二條第一項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

統制機關前項の規定に依り買入の申込を爲さんとするときは豫め農林大臣の認可を受くべし

第十一條 統制機關は其の取扱に係る油脂原料及植物油脂に付配給計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし

統制機關は毎月前月に於ける業務の状況を

農林大臣に報告すべし

第十二條 内地に於て大豆油粕の製造を業とする者又は其の團體は其の製造したる大豆油粕を統制機關以外の者に讓渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關以外の者は内地に於て大豆油粕の製造を爲す者又は其の團體より其の製造したる大豆油粕を讓受けることを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けて讓渡すものを讓受ける場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條及第八條乃至第十一條の規定は内地產大豆油粕にして統制機關が肥飼料用として販賣したる以外のもの(以下肥飼料用以外の大豆油粕と稱す)に之を準用す

第十三條 農林大臣必要ありと認むるときは統制機關に對し油脂原料、植物油脂又は大豆油粕の配給統制上必要な命令を爲すこととあるべし

地方長官必要ありと認むるときは内地產油脂原料の生産を業とする者、植物油脂の製造若しくは精製を業とする者、大豆油粕の製造を業とする者、油脂原料、植物油脂若しくは肥飼料用以外の大豆油粕の販賣其の他賣渡を業とする者、業務上油脂原料、植物油脂若しくは肥飼料用以外の大豆油粕の使用若しくは消費を爲す者又は此等の者の團體に對し油脂原料、植物油脂又は肥飼料用以外の大豆油粕

の讓渡、讓受、使用又は消費に關し一般的に物資統制令第九條、第十條、第十四條又は第十五條の命令を爲すことを得

第十四條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付油脂原料、植物油脂又は肥飼料用以外の大豆油粕の配給統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若しくは帳簿其の他の物件を検査せしむることを得

物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

附則

本令は公布の日より之を施行す

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則及大豆油等配給統制規則は之を廢止す

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第二條第一項但書、第四條但書若しくは第六條又は大豆油等配給統制規則第七條の規定に依り爲したる許可又は承認は本則第四條第一項但書、第五條第一項但書又は第十一條の規定に依り爲したるものと看做す

別記様式(用紙の大きさは日本標準規格A7とし中央點線の所より二つ折とす)

(表 面)

物資統制令第二十條の規定に依る證票

(裏 面)

第 號 昭和 年 月 日交付

農林省又は
廳府縣
官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

國家總動員法第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

物資統制令第二十條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係者より統制物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若しは統制物資、書類、帳簿等を檢査せしむることを得
前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を

示す證票を携帶せしむべし
植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則第十四條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付油脂原料、植物油脂又は肥飼料用以外の大原油粕の配給統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得
物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

會社經理統制令中 改正

昭和十六年十二月二十六日
勅令第千二百三十四號

第三十八條の二を削り第三十八條の三を第三十八條の二とし第三十八條の四を第三十八條の三とす
第四十條及第四十一條第二項中「第三十八條の四」を「第三十八條の三」に改む

附 則
本令は昭和十七年一月一日より之を施行す

會社經理統制令中 改正

昭和十七年一月二十六日
閣 令 第 一 號

第四十五條第三號中「信託會社」の下に「保險會社」を、無盡會社」の下に「取引所」を加ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す
〔參 照〕

昭和十五年 十月十 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄錄

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)に依り會社の提出すべき申請書報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する財務局出張所を経て提出すべし
二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營業事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)に

直接提出すべし
三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無黨會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

會社經理統制令施行規則中改正

昭和十七年二月二十八日
閣令 第四號

第十九條 令第二十條第四號の家族手當は社員に對し其の扶養家族一人に付月三圓の割合に依り計算したる金額を超えざる金額に依り支給するものに限る
前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持するものを謂ふ

- 一 配偶者（届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む）
- 二 滿六十歳以上の直系尊屬にして本人と同一戸籍内に在る者
- 三 滿十八歳未滿の直系卑屬にして本人と同一戸籍内に在る者
- 四 不具發疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

附則
本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
〔參照〕

法 規 法 令

昭和十五年 十月十日 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄録
第十九條 令第二十條第四號の家族手當は基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額（其ノ金額が十圓ヲ超ユルトキハ十圓）を超えざる金額に依り支給するものに限る

前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持する者を謂ふ

- 一 配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）
- 二 滿六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍内に在る者
- 三 滿十八歳未滿の子にして本人と同一戸籍内に在る者
- 四 不具發疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

價格等統制令中改正

昭和十七年二月三日
商工、農林告示第一號

物品税法第一種の物品にして一組又は詰合せたるもの（昭和十六年十一月十一日農工省告示第六號ニ依り額ノ指定アリタルモノヲ除ク）の物品税を課せらるる場合に於ける小賣業者販賣價格は其の個々のもの（容器ヲ含ム）の小賣業

者販賣價格（物品税ヲ課セラルル物品ニ付テハ物品税ヲ加算セザル率）の合計額に物品税法第二條に規定する税率に依り算出したる税額を加算したる額とす

價格等統制令施行規則中改正

昭和十七年四月十六日
閣令 十三號

第十五條第八號を左の如く改む

八 貿易統制令施行規則（昭和十六年農工省令第九號）第十條の二の規定に依る輸出調整機關の關東州、滿洲及支那に對する指定輸出品の輸出價格、輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける受託者の關東州、滿洲及支那に對する輸出價格、同規則第十二條の二の規定に依る輸入調整機關の關東州、滿洲及支那よりの指定輸入品の輸入價格並に輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の關東州、滿洲及支那よりの輸入價格

八の二 貿易統制令施行規則（昭和十六年農工省令第九號）第十條の二の規定に依る輸出調整機關の指定輸出品の買受價格及販賣價格、輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調

整機關の受領價格並に規則第十二條の二の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格
同條中第十號を左の如く改め第十二號を削る
十 削除

附 則

本令は公布の日より之を施行す
從前の第十五條第八號、第十號又は第十二號の規定の適用を受くべかりし價格に付ては仍從前の例に依る

〔參照〕

昭和十四年^{十月十日} 閣令第十三號價格等統制令施行規則抄録
第十五條 統制令第十二條第三號に掲ぐる價格等は左に掲ぐるものとす

八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格及輸出價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸入品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格

十 昭和十五年商工省令第百十五號（南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條の規定に依る輸出調整機關の指定

輸出品の買受價格、販賣價格及輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調整機關の受領價格並に同令第八條の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格
十二 貿易統制令施行規則（昭和十六年^{商工省令第九號}）第十條の二の規定に依る調整機關の指定物品の買受價格、販賣價格及調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格

植物油脂及植物油

脂原料油實配給統

制規則中改正

昭和十七年六月三日
農林省令第四十九號

第一條中「椰子油」の下に「菜種油」を加へ「落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地產のものを除く」を「菜種、落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地產のものを除く」に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

〔參照〕

昭和十五年^{十一月} 農林省令第百六號植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規

則抄録

第一條 本則に於て植物油脂とは亞麻仁油、荳油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油其の他農林大臣の指定したる油脂を謂ひ植物油脂原料とは植物油脂の製造原料たる植物種實（落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地產のものを除く）を謂ふ

臨時租稅措置法施

行規則改正

昭和十七年六月二十四日
大藏省令第四十五號

第一條の四十七第一項を左の如く改む

昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月三十一日までに營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては臨時租稅措置法第一條の二十の規定により營業の全部又は大部分を廢止したる後に到來する各納期（廢止すべき昭和十七年分所得稅又は營業稅を輕減又は免除す）
第一條の五十 臨時租稅措置法第一條の二十の規定に依り所得稅又は營業稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては營業の全部又は大部分を廢止したる時より二十日以内に昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條又は營業稅法第十六條の

申告と同時にその旨所轄稅務署に申請すべし
臨時租稅措置法第一條の二十一の規定により所得稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては昭和十七年五月三十一日まで昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條の申告と同時にその旨所轄稅務署に申請すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す昭和十七年分所得金額又は純益金額決定後本令施行前に於て營業の全部又は大部分を廢止したる個人の第一條の五十第一項の規定に依る昭和十七年分所得稅又は營業稅の輕減又は免除の申請は本令施行後十四日以内に所轄稅務署に之を爲すべし

〔參照〕

昭和十三年四月一日大藏省令第二十一號
臨時租稅措置法施行規則抄錄

第一條の四十七第一項

昭和十六年一月一日以後昭和十七年分所得金額又は純益金額決定前に營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては臨時租稅措置法第一條の二十の規定に依り昭和十七年分所得稅又は營業稅の輕減又は免除す
第一條の五十 臨時租稅措置法第一條の二十及第一條の二十一の規定に依り所得稅又は營業稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年五月三十一日迄に昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條又は營業稅法第十六條の申告と同時にその旨所轄稅務署

に申請すべし

電力調整令施行規則中改正

昭和十七年八月十九日
逓信省令第九十二號

第一條 新に電力を受電し又は受電電力を増加して電力の消費を爲さんとする者は左の規定に従ふべし

一 新規受電電力若は増加受電電力一千キロワット以上のもの又は現在の受電電力(法令に依り認容せられたる最大電力を謂ふ以下之に同じ)三千キロワット以上のものに在りては逓信大臣の認可を受くべし

二 新規受電電力若は増加受電電力百キロワット未満のもの又は現在の受電電力五百キロワット以上三千キロワット未満のものに在りては逓信局長の認可を受くべし

第二條第三號を左の如く改む

三 受電電力常時電力、期間常時電力(受電期間又は受電電力に關する條件を附記すべし)、補給電力、豫備電力、融通電力の別及其の合計を記載し受電電力を増加せんとするものに在りては現在の受電電力を附記すべし
同條第五號を左の如く改む

五 受電開始豫定期日 受電電力が新規受電電力に達する迄の毎月の受電豫定(最大電力及電力量)を附記すべし

同條第六號を左の如く改む

六 電力消費裝置の施設場所 道府縣郡市町番を記載すべし

同條第六號の次に左の二號を加ふ

七 電力消費裝置の概要 新設又は増設せんとする電力消費裝置の種類、用途、容量、箇數及使用周波數を記載すべし

八 受電電力を算定せる根據 電力消費裝置の説明し且新規受電又は増加受電後に於ける一日の豫想負荷曲線圖を添附すべし電力を増加して使用せんとするものに在りては最近一年間に於ける毎月の受電實績(最大電力及電力量)及最近に於ける一日の代表的負荷曲線圖を添附すべし

第二條の三 受電電力百キロワット以上の自家用電氣工作物施設者は毎日の最大電力及電力量を記録し二年間之を保存すべし

第二條の四 受電電力五百キロワット以上の電力消費者其の受電電力を減少し又は受電を廢止したるときは電力調整令第十一條第一項の規定に基き遲滞なく左の區別に依り逓信大臣又は逓信局長に届出づべし

一 減少又は廢止前の受電電力三千キロワ

給統制規則中改正

昭和十七年八月一日
商工省令第五十七號

ツト以上のものに在りては逓信大臣
二 其の他のものに在りては逓信局長
前項の届書には左の事項を記載すべし
一 減少又は廢止したる事由
二 電氣供給事業者
三 減少又は廢止したる受電電力常時電
間常時電力、特殊電力、補給電力、豫備
電力、融通電力の別及其の合計並に減少
又は廢止前の受電
電力を附記すべし
四 減少又は廢止したる期日
第三條の二 電氣供給事業者受電電力百キロ
ワット以上五百キロワット未満の電力消費
者に對し電力の供給を減少又は廢止したる
ときは電力調整令第十一條第一項の規定に
基き逓信局長に届出づべし
第十條中「第二條、」の下に「第二條の四、」
を加ふ

定する場合は此の限に在らず
一 新規受電電力又は増加受電電力一千
キロワット以上のものに在りては逓信
大臣
二 其の他のものに在りては逓信局長
第二條 第一條の規定に依り認可を受けん
とするときは申請書に左に掲ぐる事項を
記載し之を當該官廳に提出すべし
三 受電電力 常時出力、期間常時出力(受
電期間を附記すべし)、特殊
出力(受電期間又は受電電力量に關す
る條件を附記すべし)、補給出力、豫備
出力、融通出力の別及其の合計を記載
し受電電力を増加せんとするものにな
りては現在の受電
電力を附記すべし
五 受電開始豫定期日 受電電力が新規受
電電力に達する迄の毎月
の受電豫定を附記すべし
六 電力消費装置の施設場所及概要
第十條 第二條、第四條、第五條第一項又
は第七條の規定に依り申請書又は届書を
逓信大臣に提出する場合に於ては同時に
其の副本を事業地を管轄する逓信局長に
提出すべし
第三條の規定に依り申請書を逓信局長に
提出する場合に於ては同時に其の副本を
事業地を管轄する地方長官(東京府に在
りては警視總監)に提出すべし

第一條第一號中「調整機關(以下調整機關と
稱す)を「輸出調整機關(以下輸出調整機關
と稱す)に、「指定物品」を「指定輸出品」に
て關東州、滿洲及支那以外の地域に輸出する
もの」に改め、「又は南洋に對する貿易の調整
に關する件第一條の輸出調整機關(以下輸出
調整機關と稱す)より註文を受け同條の指定
輸出品にして同條の地域に輸出するもの(以
下南洋向指定輸出品と稱す)の製造を爲さん
とする者」を削り同條第二號及第三號中「及
南洋向指定輸出品」を削る
第五條中「調整機關又は」を削る

附則
本令は公布の日より之を施行す
〔參照〕
昭和十五年十二月 商工省令第百六號輸
出品原材料配給統制規則抄錄

第一條 商工大臣の指定したる者(以下配
給機關と稱す)は左に掲ぐる場合を除く
の外商工大臣の指定したる輸出品用原材
料(以下指定輸出品用原材料と稱す)を
販賣することを得ず但し商工大臣の指示
に従ひ販賣する場合及特別の事情に依り
商工大臣の承認を受けたる場合は此の限
に在らず
一 貿易統制令施行規則第十條の二の調

附則

本令は昭和十七年九月一日より之を施行す
本令施行の際現に從前第一條及第二條の規定
に依り申請書の提出せられあるものに付ては
仍從前の規定に依る

〔參照〕

昭和十四年 十月十 逓信省令第四十六號電
力調整令施行規則抄錄

第一條 新に電力を受電し又は受電電力を
増加して電力の消費を爲さんとする者
は左の區別に依り逓信大臣又は逓信局
長の認可を受くべし但し告示を以て指

輸出品用原材料配

整機關（以下調整機關と稱す）より註文を受け同條の指定物品（以下第三國向指定輸出品と稱す）の製造（加工を含む以下同じ）を爲さんとする者又は南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の輸出調整機關（以下輸出調整機關と稱す）より註文を受け同條の指定輸出品にして同條の地域に輸出するもの（以下南洋向指定輸出品と稱す）の製造を爲さんとする者に販賣するとき

二 輸出註文（關東州、滿洲又は支那向の輸出品及南洋向指定輸出品以外のものを除く以下同じ）を受け第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品（關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く以下同じ）の製造を爲さんとする者に販賣するとき

三 輸出註文を受けたる者（以下輸出者と稱す）より註文を受け第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品の製造を爲さんとする者に販賣するとき

第五條 第一條第一號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは運滞なく調整機關又は輸出調整機關の註文（當該註文に付變更ありたるときは其の註文）に係る物品を製造し之を調整機關又は輸出調整機關に販賣すべし但し當該註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣（商工大臣特に定めたるとき

は地方長官）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

勞務調整令改正

昭和十七年七月二十八日
厚生省告示第四百七十號

「三」中「四」の「た」を「れ」とし「よ」の次に「た」針布製造業を加ふ「四」中「九」農業用機械器具製造業を「九」農業用及水産業用機械器具製造業に、「二」の「い」度量衡器製造業の下の括弧内の「軍需用」を「軍需用、工業用及商業用」に改む

「五」の中「六」顔料の下の括弧内の「軍需用紺青及ベンガラ」を「軍需用紺青、軍需用及生擴用亞鉛華、軍需用及生擴用鉛丹並にベンガラ」に改め、「二」の「よ」を「れ」とし括弧内の「活性炭及木炭」を「活性炭、木炭及活性白土」に改め「か」の次に「豆炭及煉炭製造業」を加ふ

「八」中「七」セメント製品製造業の下の括弧内の「軍需用」を「軍需用及生擴附帶用」に改む

「九」中「七」絲組物製造業を「七」組紐製造業（軍需用及生擴用のものに限る）に、「一〇」フェルト製造業の下の括弧内の「軍需用」を「軍需用及工業用に改め」「二」被縫業の下の

に「軍需用のもの及勞働作業衣に限る」を加ふ

「一三」に左の一號を加ふ

（四）乾燥野菜類製造業（軍需用のものに限る）

「一四」中「一」印刷業（兌換銀行券、郵券及官報類印刷等に限る）を「一」印刷業（紙幣、銀行券、郵券、官報類、國債券、勸業債券類軍用地圖及國定教科書の印刷業に限る）に「四」の「は」ベルト製造業を「は」ベルト及パツキング製造業（軍需用及生擴用のものに限る）に改め「七」の次に左の一號を加ふ

（八）紙製品製造業にして左に掲ぐるもの

い クラフト紙袋製造業（セメント、製粉、石灰、肥料、工業藥品、木炭、砂糖、精米麥及豆炭用のものに限る）

ろ 紡績用紙管製造業

二九 取引所營業、有價證券引受業（有價證券引受業法により免許を受けたるものに限る）

三〇 船舶解撤業

三一 大東亞共榮圏域内南方地區に於ける物資の生産、蒐荷及配給に關する事業（軍の指揮又は委託を受けて行ふものに限る）

昭和十七年七月二十八日
厚生省告示第四百七十一號

「五」を削る

「六」を「五」に繰上げ同號中「物資の配給の」を「物資の生産、配給及金融の」に改む

業界本舖問屋一覽

▼「業界本舖問屋一覽」に収録してあるのは全国に於ける小間物化粧品・荒物・雑貨関係の主な製造本舖、問屋、販賣會社等である。
 ▼化粧品本舖並に小間物化粧品問屋のうち、東京、大阪、京都、名古屋の部だけは別個に纏めて利便に供した。
 ▼本年鑑としては最初の調査であるだけに多少の不備は免れない。
 御注意を頂いて次回に完璧を期したい。

商 號 又 は 氏 名	主なる發賣品	所 在 地
アモレ商會	化粧品	日本橋區濱町二の八八
朝日商會	荒物・化粧品	京橋區京橋一の二の八
朝日堂株式會社東京出張所	化粧品	小石川區西江戸川町三一
アイアル商事株式會社	化粧品・雜貨	牛込區東五軒町三五
淺野しやう	化粧品	下谷區龍泉寺町四〇七
川口屋商店	同	同 二長町二二五
東清人	同	向島區吾嬬西二の九八
荒川四郎	化粧品・小間物 化粧品・頭髮用油 香水	中野區江古田一の二・三
伊藤太郎	化粧品・蠟燭・髮油 薰油・植物油	京橋區銀座西四の五
池田屋油店	化粧品	芝區二本榎一の六
石川靖一郎	化粧品	王子區豐島町一の三七
石倉日進堂	化粧品・齒磨 荒物・化粧品	淺草區左衛門町一
石野善三郎	雜貨	同 雷門一の六の八
市野重吉	化粧品	同 千束町一の三五
井田兩國堂	化粧品	本所區龜澤町一の一九
多喜屋商店	化粧品・和紙・荒物・雜貨	淀橋區下落合一の四九一
五十嵐敏雄	化粧品・雜貨	王子區王子町一、一八四
今村八郎	化粧品卸	世田ヶ谷區玉川與澤町一の三
石井啓久	クリム・ベルツ 其の他製造卸 ウテナ化粧品配給 元並に附帶する各 種雜貨類	板橋區板橋町三の二、三
ウテナ販賣株式會社	化粧品・雜貨	日本橋區橫山町一〇
馬部巳之五郎	荒物・化粧品	荏原區平塚五の四六
宇野繼五郎	荒物・雜貨・化粧品	神田區須田町一の三の二
海田ツネ	荒物・雜貨・化粧品	淀橋區角筈一の三
榎本鐵太郎	化粧品	中野區本町通五の一九
大山勇次郎	化粧品・小間物・雜貨	日本橋區桶町五
大野金一郎	化粧品・小間物	日本橋區馬喰町二の三の一
東光堂小川商店	化粧品	日本橋區濱町二の六二
大木合名會社	賣藥・藥品・化粧品	神田區鍛冶町三の三
岡崎商店	理髮・化粧品・器具 齒磨・藥品・化粧 品・雜貨	淺草區小島町一の一九の二
花生堂販賣株式會社	化粧品・小間物・雜貨	日本橋區橫山町七番地一二
花生堂物産株式會社	同	同 橫山町一〇番地
花生堂藥品株式會社	化粧品・小間物・雜貨 藥劑・食料品 藥品・醫藥補助品	同 橫山町一〇番地
カガシ東京商事株式會社	化粧品	同 橫山町一〇番地の七

業 界 一 覽

加藤物産株式會社東京支店	小 森 敬 三	各種物産・藥品・化粧品・其他 線香・雜貨 釜屋支本舖・齒刷 子・鑄針・カイロ灰 クラブ化粧品 醫藥品・化粧品・雜貨	同 本町三の三河合ビル	後 藤 清 太 郎	化粧品・雜貨	日本橋區馬喰區二の二の七
釜屋 第一販賣株式會社	釜屋 敬 三	釜屋支本舖・齒刷子・鑄針・カイロ灰	同 小網町二の八	小 西 安 兵 衛 商 店	荒物・雜貨	同 本町二の五
式會社	式會社	クラブ化粧品	同 小網町三の一	同	同	同 小網町二の十二
式會社	式會社	醫藥品・化粧品・雜貨	京橋區橫町二の七の四	小 林 捨 次 郎	荒物・紙・雜貨	日本橋區濱町一の二
式會社	式會社	化粧品・雜貨	同 橫町三の三	小 若 勝 一 郎	荒物・紙・雜貨	同 小網町二の十二
鐘淵商事株式會社東京販賣出張所	鐘淵 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	淺草區鳥越一の四	三 勇 商 店	荒物・紙・雜貨	同 小網町二の十二
開 花 堂	開 花 堂	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	櫻 井 傳 和 店	荒物	同 小網町二の十二
川 野 立 志 堂	川 野 立 志 堂	硝子器及合成油脂 藥品販賣	淺草區鳥越一の四	坂 田 正 雄 八	化粧品	同 小網町二の十二
川 崎 青 美 堂	川 崎 青 美 堂	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	齋 藤 彌 八	荒物・雜貨・紙類	同 小網町二の十二
加 藤 佐 美 堂	加 藤 佐 美 堂	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	清 水 時 雄	化粧品	同 小網町二の十二
近 磯 商 店	近 磯 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	松 榮 商 事 合 資 會 社	化粧品	同 小網町二の十二
井 善 商 店	井 善 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	下 田 嘉 右 衛 門	化粧品	同 小網町二の十二
木 下 七 左 衛 門	木 下 七 左 衛 門	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	志 村 邦 造	化粧品	同 小網町二の十二
協同油脂販賣株式會社	協同 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	上 州 屋 商 店	化粧品	同 小網町二の十二
共進社興業株式會社東京出張所	共進 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	資 生 堂 東 京 販 賣 株 式 會 社	化粧品・雜貨・藥品	同 小網町二の十二
旭 明 光 會 社	旭 明 光 會 社	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	資 生 堂 第 一 セ ー ル ス 株 式 會 社	化粧品・雜貨・藥品	同 小網町二の十二
青 林 堂 木 林 工 業 所	青 林 堂 木 林 工 業 所	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	資 生 堂 第 二 セ ー ル ス 株 式 會 社	化粧品・雜貨・藥品	同 小網町二の十二
北 川 信 三	北 川 信 三	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	資 生 堂 第 三 セ ー ル ス 株 式 會 社	化粧品・雜貨・藥品	同 小網町二の十二
共 同 製 罐 工 場	共 同 製 罐 工 場	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	資 生 堂 第 四 セ ー ル ス 株 式 會 社	化粧品・雜貨・藥品	同 小網町二の十二
木 下 之 助	木 下 之 助	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	椎 名 伍 助	化粧品・雜貨	同 小網町二の十二
黑 田 市 之 助	黑 田 市 之 助	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	鈴 木 義 明 商 店	化粧品・雜貨	同 小網町二の十二
相 國 屋 本 店	相 國 屋 本 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	角 倉 商 店 東 京 支 店	化粧品・雜貨	同 小網町二の十二
桑 原 常 太 郎	桑 原 常 太 郎	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	杉 山 鐵 五 郎	化粧品・雜貨	同 小網町二の十二
喜 三 屋 商 店	喜 三 屋 商 店	硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	芹 田 商 店	化粧品	同 小網町二の十二
		硝子器及合成油脂 藥品販賣	同 橫町三の三	田 中 吉 兵 衛	化粧品	同 小網町二の十二

業 界

實製藥株式會社販賣會	玉置商	泰昌商事株式會社	田村商	鐘友商	田中石鹼販賣有限會社	杉山支	武孝商	大正製藥	津田麻商	塚本商	塚田商	つる	東京堂株式會社	東寶健康化學研究所	土井勇	鳥羽輕金屬製作所	長瀬商事株式會社	中村茂八	柳久商	中林庄兵衛	百助商	理容之日本	中村與市	中島義清	ニッサン石鹼販賣株式會社	日理株式會社	東京支店	
藥品・化粧品	藥品・藥品・化粧品	化粧品・賣藥・食料品	化粧品	鑛紡藥化學研究所	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品	理研化粧品發賣元	化粧品	化粧品	化粧品	化粧品	賣藥・藥品・雜貨	賣藥・藥品・雜貨	賣藥・藥品・雜貨	口紅・眉筆・顏紅・各種化粧品	各種化粧品・藥品・藥劑品・醫藥品	荒物・雜貨	化粧品	化粧品	演劇・畫用化粧品	百貨助化粧品	理容器具化粧品	紙類・荒物・雜貨	化粧品	化粧品	化粧品	化粧品

同 富澤町五番地六	同 本町一の九の二	同 室町二の二、三共ビル	同 日本區多町一の三	同 日本橋區淺町一ノ一七カツ	同 淺草區淺草橋二の一の二	同 本所區綠町四の三四	同 豐島區西巢鴨四の五三〇	同 高田南町三の七二四	同 日本橋區小網町二の四	同 本町四の五	同 本郷區湯島天神町三の一	同 向島區吾嬬町西二の三四	同 日本橋區橫山町九番地	同 品川區五反田五の一〇一	同 荏原區小山町三の七九	同 向島區吾嬬町西二の七九	同 日本橋區馬喰町二の一の五	同 花王ビル内	同 小網町一の二	同 京橋區入舟町一の七	同 神田區司町二の八の一	同 淺草區駒形二の四の六	同 下谷區上野北大門町十二	同 帝博ビル二階一八號	同 王子區王子町一〇七二	同 足立區千住四の五三	同 淺草區淺草橋二の一の二	同 淺草橋一の三
-----------	-----------	--------------	------------	----------------	---------------	-------------	---------------	-------------	--------------	---------	---------------	---------------	--------------	---------------	--------------	---------------	----------------	---------	----------	-------------	--------------	--------------	---------------	-------------	--------------	-------------	---------------	----------

日本石鹼化粧品合同輸出株式會社	日本エホナイト株式會社	橋本硝子製作所	廣瀨製作所	平野新	浪華商會	船部留之助	藤澤良三	古屋友成堂	堀田文右衛門	芳誠商事株式會社	星野幸次郎	油松商店東京營業所	丸共株式會社	丸善服裝雜貨卸店	松本伊兵衛商店	牧原本	マスタール特定品中央配給株式會社	秋田屋商店	丸久關口商店	松浦嘉七	松下喜代次	眞鍋商會	南川商會	宮井商會	三瓶啓二	三瓶伊藏
化粧品・石鹼・雜貨	輸出 石鹼・雜貨	エホナイト及合成樹脂製造	化粧品硝子製造	各種蠟燭製造	齒磨・荒物・化粧品	化粧品	化粧品・雜貨	荒物・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品	雜貨類	齒磨化粧品	和紙化粧品・雜貨	オリヂナル化粧品	化粧粉	化粧品	丸善化粧品	製造服原料及藥品	マスタール化粧品、特定品、荒物	化粧品	化粧品	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	荒物・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨

同 神田區元久右衛門町一の七	同 蒲田區西六郷三の五二	同 城東區龜戸町四の一五五	同 淺草區七軒町四	同 荒川區町屋一の五二八	同 神田區須田町一の二四	同 下谷區龍泉寺町九二	同 豐島區西巢鴨三の三、七四	同 淺草區下落合二の六〇七	同 淺草區芝崎町二の一	同 本所區綠町三の十二	同 神田區錦町一の一〇	同 品川區大井立會町四七三	同 日本橋區橫山町九番地	同 日本橋區通三の一の六	同 本町三の一の七	同 京橋區新川一の五	同 麻布區霞町一	同 下谷區入谷町一二	同 淺草區上平右衛門町一〇	同 同山谷二の五	同 板橋區志村清水町一二二	同 淀橋區戸塚町三の八六五	同 日本橋區小舟町二〇五	同 同小網町三の一の三	同 目黒區下目黒二の三三七	同 同上目黒八の四四八
----------------	--------------	---------------	-----------	--------------	--------------	-------------	----------------	---------------	-------------	-------------	-------------	---------------	--------------	--------------	-----------	------------	----------	------------	---------------	----------	---------------	---------------	--------------	-------------	---------------	-------------

村田繁治郎	化粧品	日本橋區本町四の十三の四
村上政安	荒物・雜貨	向島區寺島町六の五三
森友商會	ベルボン化粧品代 オリオン脂取紙本 糊・化粧品	日本橋區小網町二の七
モロゾフ製菓株式會社	荒物	京橋區木挽町四の四
茂木化粧品合資會社	雜貨	神田區鍛冶町一の六
柳佐吉商店	化粧品・窗磨	日本橋區小網町三の九の一
山栗油脂株式會社	化粧品・窗磨	同 通三の一大同生命館三五號
山口豐永堂	化粧品・窗磨	神田區三崎町二の二〇の五
山下正太郎	口紅・類紙・眉墨製 造・シヤア・替身 ・毛・ロイヤル製 化粧品・雜貨・窗磨	本所區東兩國四の一
米山清七商店	ライオン窗磨・窗 關係製品・雜貨・窗磨	同 千歲町一の一二の六
山本吉五郎	ライオン石鹼各種 製品他雜貨・窗磨	足立區千住仲町三五
式會社	關係製品・雜貨・窗磨	淺草區淺草橋一丁目淺草橋ビル内
式會社	關係製品・雜貨・窗磨	向島區向島須崎町二四八
脇會社	關係製品・雜貨・窗磨	日本橋區橫山町七番地一

小間物問屋〔大阪市〕

秋本郁太郎	小間物・雜貨	東區北久寶寺町二の三一
井上徳商店	同	東區南久寶寺町三の二五
石崎仲三	同	東區博勞町二の二三
合名會社大島兼商店	窗刷子・化粧品・雜貨	東區南久寶寺町一
大谷伊太郎	小間物・雜貨	東區南久寶寺町二の五
大島清二郎	同	東區北久寶寺町二の三二
大村治助	婦人雜貨・小間物 掃刷子・セルロイ 下用品	東區北久寶寺町一の四三
要彌三郎商店	各種・雜貨	東區南久寶寺町二の二一
要清營業部	各種・雜貨	東區南久寶寺町二の三
合名會社鍵谷商店	小間物雜貨	東區南久寶寺町二の五二

垣立商店大阪店	同	南區順慶町二の三一
合名會社大和家商店	同	東區南久寶寺町一の二二
楠正敏	同	東區南久寶寺町三の三五
國金惠次郎	同	東區南久寶寺町二の五三
古住商雄	小間物・柳裁縫具	東區南久寶寺町二の四〇
澤三雄	小間物・雜貨	南區上本町筋三の一五
杉本與吉商店	同	東區南久寶寺町一の七
杉本彌次郎	同	東區南久寶寺町二〇四
菅野誠七	同	東區粉川町二七
高橋重商店	同	東區南久寶寺町一の二七
谷川兵衛	小間物・雜貨	東區南久寶寺町二の三四
種田兵衛	同	東區北久寶寺町一の四五
田出十一郎	同	天王寺區上汐町三の五三
寺澤覺兵衛	同	東區南久寶寺町三の六
寺內石夫	同	南區安堂寺橋通二の四八
鳥井號商店	同	東區博勞町一の二二
株式會社西岡貞商店	窗刷子・化粧容器	東區南久寶寺町二の二七
林員良	小間物・雜貨	東區南久寶寺町一の二七
馬場惣合名會社	同	東區南久寶寺町二の六五
服部時計店大阪支店	同	東區博勞町四の一七
宮本庄七商店	同	東區瓦町一の四三
三ツ輪工業株式會社	同	南區西清水町八
森本商店大阪出張所	同	東區玉造町四三〇の一
村岸利一	同	東區博勞町二の五一
山下芳治郎	同	東區南久寶寺町一の四
山下平兵衛	同	南區順慶町通一の四二
山中平兵衛	同	南區順慶町通二の一四

業 界 一 覽

山下庄藏同

北區太融寺町四一

小間物問屋〔名古屋市〕

合資會社味國屋商店	小間物・雜貨	中區末廣町二の一七
合資會社淺野商店	同	中區鐵砲町三の二八
伊藤長三郎	同	中區門前町二の四
中彦商	同	中區末廣町二の一八
伊藤誠彦商店	同 頭飾品	中區三ツ葺町五〇八
伊藤良助商店	同 化粧雜品	中區南武平町三の六
合資會社大橋大吉會社	同	中區末廣町一の八
大野喜助	同	中區鐵砲町三の一五
合資會社尾關屋商店	同	中區末廣町二の二七
桑山喜重郎商店	同	中區南桑名町二の五
佐竹銚三郎	同	中區末廣町三の二九
合資會社竹市商店	同	中區住吉町三の二
花木德三郎	同	中區末廣町二の一八
中島敬祐商店	同	中區末廣町一の六三
野原文吾	同	中區末廣町二の一七の二
松永平吉	同	中區萬町三の七
森本善七商店	同	中區鐵砲町三の九
渡邊儀一	同	中區末廣町二の一七

小間物問屋〔京都市〕

青木修三	リユースンロール	下京區楠筒通五條西入ル
株式會社今與商店	小間物・雜貨	下京區五條通堺町西入ル
宇野原常郎商店	同	下京區高倉通五條下ル

上田善一郎商店

鹿の子絞製造

下京區松原通室町角

上野鼈甲店

鼈甲頭飾品

下京區鉄屋町通佛光寺

大江商店

手藝材料

下京區西洞院通一條上ル

川越彦次郎

小間物・雜貨

下京區五條通河原町西入

近藤彌商

鹿の子絞製造

上京區五條通西洞院東入ル

合名會社近藤興商店

メリスリボン・人絹織物

中京區烏丸通五條

榊儀商

袋物・煙管

下京區松原通寺町西入

宅間末之助商店

袋物・煙管

下京區高倉通北入

種田茂兵衛商店

鹿の子絞り・手藝材料

下京區五條通柳馬場西入ル

玉谷信太郎

百合姿米舖

下京區室町通五條南入ル

高橋商

袋物

下京區寺町松原上ル

寺澤覺兵衛

小間物・雜貨

上京區小川通今出川下二三四

中井龍商

半袴・帶

下京區島原出口思案橋北入

中川袋物店

袋物

下京區高辻通烏丸西入

中島伊兵衛商店

袋物・小間物

下京區御幸町通松原上ル

中野直商

小間物・雜貨

下京區五條通柳馬場西入

福井勝秀

縫針・手藝品

下京區三條通寺町東入

古谷嘉七

小間物・雜貨

下京區五條通鉄屋町西入

藤林正商

髮掛・雜貨

下京區五條通東洞院東入

藤井東盛堂

婦人雜貨・小間物

下京區五條通柳馬場西入ル

松尾商

鹿の子絞り・服裝

下京區五條通富小路西入ル

宮川芳太郎

小間物・雜貨

下京區柳馬場五條下ル

三浦本

鹿の子絞り

下京區高辻通東洞院東入ル

三上金治

絞製製品

下京區富小路通松原下ル

山日忠兵衛商店

小間物・雜貨

下京區建仁寺四條下ル

化粧品本舗【全國の部】

商號又は氏名
主たる發賣品
所
在
地

北海道

長谷川四郎	二三化粧品	札幌市南二條西四の一
石田一雄	ハコI化粧品・ハ カI精製油	同 南二條西一の上
内山哲		函館市地蔵町三
水谷喜右衛門		同 若松町二
皆川常一郎		同 稻穂町東七の二五
市岡油脂化學工業所	カイ子化粧品	小樽市色内町三の一二
旭精油株式會社	アサヒ精製料	旭川市四條通一四の左三號

山形縣

鈴木吉助		山形市宮町二、〇〇二
莊司吉助		同 旅籠町四四三
中銳喜市		同 八日町八六〇
五十嵐善五郎		鶴岡市上肴町五八
前田三治郎		酒田市米屋町三七
鈴木新三郎		東村山郡金井村大字吉野宿
大泉恒吉		最上郡新庄町十日町三一

福島縣

ウロコ屋橋本重信		福島市上町四十八
富屋齋藤佐兵衛		郡山市字中町二〇

業
界
一
覽

商號又は氏名
主たる發賣品
所
在
地

茨城縣

山形屋薄長十郎		若松市上一の町六
平野鐵之助		平市一の二四
今泉次左衛門	髮油・香油・蠟燭	安達郡二本松町字龜谷
海澤孫四郎	双松香油・双松ク リーム	同 二本松町本町一の三六
岡田寅造	岡田の香油・岡田 のクリーム	岩瀬郡須賀川町東四の二

埼玉縣

磯友商店	髮油・椿香油 髪かつら香油・鹿 島椿	眞壁郡下妻町新地上町
禰原製油店		行方郡津知村
近幸堂香油店	みやこ椿香油・東 洋香油・天人シヤ ンブー	下館町大町二丁目
大山長七		鹿島郡銚田町四八の一
吉見堂油店		土浦市小櫻町三一八八
金澤武藏	香油製造	久慈郡大子町大子六九二
竹内康二	水府香油	久慈郡太田町二二三三
山中金四郎		水戸市榮町一八四六
		猿島郡飯島村大字幸田

銀座堂本舖	銀座堂化粧品	大宮市大宮三七七一
矢澤貞男		川越市大字松郷四二五
歌代歌之助		熊谷市大字熊谷三三六七
中田八十右衛門		北埼玉郡羽生町大字羽生四 二四二
金田香造商店	志ちが香油	兒玉郡本庄町二、七八六
藤井經平	サード化粧品	本庄町三、九五七

業界一覽

武藏野製油所

武藏野純精油

本庄市七軒町朝日通

新潟縣

小黒喜三郎

ホリキン香油

新潟市本町通六番町

村山油店

岩船郡村上町

上大川前通七番町

堀田金五兵衛商店

高田市東本町五丁目

三條市二ノ町

和田政吉

同

同

松永嘉平

同

同

田中彦四郎

同

同

峯村政吾

同

同

山梨縣

秋山虎藏

美園香水糖

甲府市橋町一

秋本乙次郎

ムスク香粧品

同

原田香油店

横濱化粧品・昇揚香油・カシ

同

深澤源之甫

オリマ化粧品

同

ミドリヤ本店

鹿島香水・ボマ

同

鹿島屋商店

同

同

神奈川縣

加藤安太郎

カネボウ化粧品

横濱市磯子區丸山町四八五

鐵淵紡績株式會社玉川工場

同

同

株式會社成和商會

アミノコロン

同

寶製藥株式會社

ツユキシヤンプー

同

鶴見英雄

ラルーナ

同

株式会社巴里院
ボンジー美粧料研究所
丸善藥店和田治衛
山下清藏

コールドリアン
ボンジー化粧品
丸善齒磨油

三四二
同 中區本牧元町一八二
同 鶴見區東寺尾一三五三
同 中區辨天町二の三四
同 中區伊勢崎町六の一〇

東京市

安藤井筒堂

オリゲナル香水・化粧品安藤石堂

日本橋區鵜殿町二の四

安藤商店東京支店

口中香鏡カオール各種蠟燭・油・販賣

京橋區木挽町一の二三

朝井清輔

オモダカ化粧品

下谷區竹町十七

安達香粧品研究所

ヂヤスローズ香粧品

目黒區上目黒八の二四九

東和興業研究所

七寶クレンジー

荏原區西戸越一の九二八

厚美商事株式會社

オシドリ椿香油

王子區王子町四の一四

井上太兵衛

井筒養髮料

同 人形町三の一

井筒屋商店

天然並一級化學合成香料並果實エツ

芝區西芝浦四の一

伊京胡蝶園

石鹼化粧品・御園

麻布區本村町一四五

井田京榮堂

メスマ化粧品

本所區堅川二の六

粧和理化學工業所

ケンコリ歯粉

下谷區二長町一八〇

ラモナー美粧園

ドエツバ化粧品

同 金杉二の一八の一

三友美粧會

ドエツバ化粧品

深川區新大橋三の七の四

石井石鹼工場

ドエツバ化粧品

城東區大島町八の二〇八

牛山清商人

ドエツバ化粧品

同 麴町區一番町九

永野廣商會

ドエツバ化粧品

荒川區日暮里町八の九四三

銀座廣容館

ライラック化粧品

日本橋區本町二の二の一

エフイム、ポイホジン

パリスルビナ化粧品

芝區高輪南町三〇

業 界 一 覽

三ツ木商會	溫浴劑、毒蟲驅除劑、製造	荒川區尾久町八の二、七、五九	ウテナ化粧品	世田ヶ谷區島山町二一九
小川潮華園	毛染ポマード・白毛染王冠	日本橋區桶町三番地八	香料卸小賣	日本橋區本町一の九の九
岡島	墨獅子白毛染木箱	同 桶町七番地七	香料及工業藥品製造	同 本町四の三の五
太田榮治郎商店	ローレル化粧品	淺草區柳橋二の一の一の七一	ビエルク香料藝術研究所	豐島區日之出町一の一八
岡本信太郎商店	ボンジョー美粧料	京橋區京橋二の二の三の八	小林化粧品製造所	本所區東兩國三の七
大東化學工業所東京支店	テルミー化粧品	同 銀座西八の三の一	小 松 商 店	同 東兩國四の六〇
大島椿製油所	大島椿・大島椿香油・つやじまん大島椿ポマード	小石川區音羽町五の一三	宏和理化學株式會社	下谷區長者町一の一
小倉林吉商店	鷲馬チツク・ベジリン化粧品	牛込區早稻田鶴卷町二八六	キンシ化學研究所	瀧野川區上中里町一五六
イーガル商會	イーグルポマードセントラル化粧品	中野區水川町九	小 林 商 店	蒲田區東蒲田一の十七の一
中央香粧品研究所	花王石鹼木箱	澁谷區鷺谷町四五	丘K生物化學研究所	品川區南品川五の二七四
花王石鹼株式會社長瀬會	紙	日本橋區馬喰町二の一の五	小泉商店東京出張所	同 北品川一の一二七
大盛商會	紙	京橋區京橋二の六の一〇	クレオ研究所	同 北品川三の二四一
河田商會	ニード洗粉	赤坂區溜池町二	境野香料店	日本橋區本町四の二の三
加藤辰次會	化粧用香料卸	神田區元久右衛門町二の三	齋藤滿平本店	淺草區上平右衛門町一
極光商會	各種化粧品	同 猿樂町一の五の一	佐々木香料店	同 下谷區下坂町一一
加藤商會	洗顏テニワ小ツツ	同 岩本町十三番地	齋藤錦星堂	同 新坂本町七九
鐘紡化學研究所	カネボウ化粧品	品川區大井權現町三六九九	カオリーノミセ	本所區石原町三の三一の六
柏木偕三郎	香油	王子區王子町三の八	伊勢半本店	目黒區上大崎二の五七八
近源商會	ヘチマコン	日本橋區横山町六番地七	齋藤三友堂	同 大森區新井宿四の二〇〇
共和化學工業株式會社	製藥油脂製品・化粧品原料コン	同 麴敷町一の九	坂部化學研究所	目黒區向原町二二九
キツプ貿易株式會社東京支店	スキンヘロスバイ	神田區鍛冶町一の五	三 主 社	日本橋區小舟町二の四
井筒屋香油店	みづ、香油・すき	本所區堅川一の二二	昭和製藥株式會社	日本橋區本町四の一五の八
岸田化學研究所	エミル化粧品・キ	豐島區西巢鴨二の一九五三	篠崎 商 店	京橋區銀座西七の三の五
クリソン商會	クリソン整髮香油	京橋區銀座西五の五	資 生 堂	芝田區村町三の五の一
ク ラ ヤ 化粧品	ク ラ ヤ 化粧品	澁谷區代々木上原町一、〇七	昇 堂	神田區駿河臺一の六
楠本政太郎	アレミヤウ	目黒區中目黒四の二四五一	主 婦 之 友 社	

業界一覽

新 光 興 業 所
 昭 和 興 業 所
 庄 慶 商 店
 鈴 木 福 次 郎 商 店
 隅 野 叙 平 店
 杉 田 商 店
 銀座堂化粧品本舗東京店
 精 光 堂
 生 化 工 業 研 究 所
 整 興 化 學 工 業 株 式 會 社
 曾 田 香 料 株 式 會 社
 高 砂 化 學 工 業 株 式 會 社
 東 一 工 業 製 藥 株 式 會 社
 京 支 店
 京 支 店
 寶 製 藥 株 式 會 社
 大 日 本 雄 辯 會 講 談 社 商 事 部
 田 端 豐 香 園
 高 橋 東 洋 堂
 高 山 商 事 株 式 會 社
 葛 原 工 業 所
 イ オ ス 研 究 所
 瀧 澤 勇 昇 堂
 武 子 花 香 堂
 太陽製藥株式會社
 太陽製藥化學研究所
 昭和化學研究所

齒磨製造
 懷爐及懷爐灰製造
 F・ビノールクリ
 ナルビー化粧品
 テクノ化粧品
 アモンパバヤ
 銀座堂化粧品
 ノバ化粧品・エマ
 ナ達理化粧品
 シヤベトニツク
 石鹼・化粧品製造
 香料・油脂製造
 香料・藥品製造
 モノゲン
 ベジリ香水・リ
 ーガル化粧品
 アミノ洗粉
 ダイナール化粧品
 養毛料ワカミズ
 カツピー化粧品
 アイデア化粧品
 化粧品製造
 養毛劑モデナー・モ
 ダンシヤンブー・モ
 イオス洗顏クリ
 うた椿香油本舗
 油原料
 マニ化粧品
 製藥品・賣藥
 製藥品
 藥品並化粧品

蒲田區古市町二七番地一
 葛飾區本田原町十八
 城東區龜戶町一の八八
 日本橋區鶴鼓町二の五
 芝區白金今里町八四
 四谷區花園町六四
 豐島區池袋一の五四四
 麻布區六本木町四八
 蒲田區下九子町一九〇
 城東區龜戶町一の七九
 日本橋區本町四の一四の四
 同 本町四の一
 同 本町四の二の五
 同 本町三の二の一
 京橋區寶町二ノ二寶橋ビル
 同 築地一の六一の二
 小石川區音羽町三の一九
 牛込區市ヶ谷谷町五一
 同 東五軒町三五
 麹町區九段四の二の七
 下谷區竹町一二一
 本郷區駒込東片町一二八
 本所區厩橋二の一七
 深川區新大橋二の九の九
 品川區西大崎一の六八
 同 東大崎一の四六三
 豐島區西巢鴨四の五八

宅 間 末 廣 堂
 タ イ ガ ー 一 堂
 關 東 養 蜂 蜜 研 究 所
 中 外 産 業 株 式 會 社 東 京 事 務 所
 千 代 田 山 岸 商 店
 月 の 友 化 粧 園
 鶴 林 化 粧 品 研 究 所
 柳 屋 本 店
 富 家 賀 易 商 會
 東 西 電 球 株 式 會 社
 福 田 號 商 店
 東 亞 藥 粧 株 式 會 社
 德 田 唯 泰
 德 田 榮 宏 堂
 成 毛 英 之 助
 協 和 化 學 研 究 所
 中 島 營 業 部
 中 原 清 之 助
 內 藤 玉 子 堂
 中 山 太 陽 堂
 中 谷 精 香 社
 中 村 信 陽 堂
 中 島 啓 芳 堂
 日 本 藥 理 化 學 研 究 所
 中 澤 商 會
 永 森 勝 太 郎
 日 本 化 粧 品 株 式 會 社

白毛蠶繭
 サンエス化粧品
 蜂蜜美容料
 東洋物産並化粧品製造
 千代田整髮料
 月の友五番香水
 ミトセ白粉
 化粧品製造
 柳屋ボマー
 柳屋ボマー化粧品
 ナベニール化粧品
 ナベニール化粧品
 ミグランド化粧品
 ミグランド化粧品
 アキア化粧品
 あせ知らず
 各種化粧品
 備イラス・白毛染
 わかやなぎ
 シティ化粧品
 トビス化粧品
 コゼット化粧品
 打粉・木瓜粉・金粉
 シヤンブー
 クラブ化粧品
 パーキン化粧品
 オペラ化粧品
 養毛料ミクログン
 ビオネ特殊香粧品
 アモレ化粧品
 オンリー美容料
 北原化粧品・ネー
 ジ化粧品

同 雜 司 ヶ 谷 町 四 の 五 八 三
 淀 橋 區 戶 塚 町 二 の 五 五 七
 江 戶 川 區 小 岩 町 七 の 一 四 七
 日 本 橋 區 通 二 の 二 四 一
 柳 屋 本 店 内
 豐 島 區 池 袋 一 の 七 六 八
 淺 草 區 鳥 越 一 の 七
 淀 橋 區 柏 木 一 の 一 三 七
 日 本 橋 區 通 二 の 二 の 一
 麹 町 區 丸 内 二 の 二 〇
 郵 船 ビル 六 一 九 號
 同 有 樂 町 一 の 三
 日 本 橋 區 馬 喰 町 四 の 九 の 三
 本 郷 區 湯 島 天 神 町 三 の 一 一
 下 谷 區 谷 中 清 水 町 五
 淀 橋 區 角 筈 一 の 二 七
 日 本 橋 區 本 町 三 の 五 の 二
 同 横 山 町 九 番 地
 同 鶴 鼓 町 二 の 一 一
 京 橋 區 入 舟 町 一 の 七
 赤 坂 區 傳 馬 町 三 の 一 九
 京 橋 區 橫 町 二 の 七 の 四
 大 森 區 山 王 一 の 二 四 三 八
 牛 込 區 市 ヶ 谷 加 賀 町 二 の 三 三
 本 郷 區 駒 込 千 駄 木 町 一 三
 本 所 區 橫 川 橋 一 の 四
 蒲 田 區 道 塚 町 一 五 六
 淀 橋 區 戶 塚 町 二 の 二
 京 橋 區 木 挽 町 六 の 六

新 沼 黃 金 堂
 日本油脂化工株式會社
 日本ワイエス石鹼株式會社
 日本紅製造有限會社
 二幸練馬工場
 濱崎香料店
 長谷川藤太郎
 橋本徳次郎
 ハリキン興業株式會社
 橋本秀雄
 早川物産株式會社
 巴里
 東寶藥化學研究所
 原化學工業株式會社
 羽根田作兵衛
 平尾贊平商店
 所尾喜三郎商店東京出張
 美香園東京出張所
 樋口合名會社
 有限會社平井商事
 藤村一誠堂
 藤江化粧品研究所
 藤井ぼたん園
 福島東洋會
 芳島誠會
 厚美石鹼研究所
 松浦商店東京支店

化粧品
 イツク・ベクチオ
 石鹼製造
 口紅・顏紅・眉墨各
 種化粧品容器
 各種化粧品
 香料
 一級香料・油脂製
 品
 白美液
 ルーゾ化粧品
 コロナクリツプ・
 パロナベック化粧品
 香料・化粧品原料
 工業藥品
 巴里院化粧品
 真寶・パイン化粧
 料
 化粧用クリーム
 小町紅
 レート化粧品
 オカツ化粧品
 タマゴシヤンプー
 ヤバツク洗粉
 化粧品・賣藥・賣藥
 部外品
 ジョアン化粧品
 古代アヅキ洗粉
 水巴化粧品
 香入保丸風呂洗
 粉
 ホマレ石鹼
 石鹼製造
 各種化粧品
 ビタオール・みづ
 化粧品

深川區富岡町一の四の四
 杉並區高圓寺四の五八一
 蒲田區仲六郷三の八の三
 向島區寺島町四の二一一
 板橋區練馬貫井町二〇九九
 日本橋區濱町三の四
 同 本町四の九の六
 京橋區築地一の二四
 下谷區上野櫻木町五二
 淺草區淺草橋二の十五
 同 淺草橋三の一の五
 神田區東福田町一
 麻布區筈町八〇
 荒川區日暮里町二の二六五
 向島區寺島町二の一三三
 日本橋區馬喰町一の四の四
 同 夕ノ倉町四
 京橋區入舟町一の八の一
 豐島區要町三の六
 葛飾區高砂町一六六
 芝區金杉川口町二六
 芝區愛宕町二の九〇
 深川區毛利町三
 城東區龜戶町一の六七
 本所區綠町三の一の二の一
 王子區東十條一の二四
 日本橋區小舟町二の三

丸善商事株式會社
 松澤商會
 マスター化粧品株式會社
 尚美堂
 マーガレット商會
 增澤精油部東京出張所
 丸見屋商會
 宮坂商會
 三和以宇壽商店
 水戸開三
 三浦音次郎
 宮田更生堂
 東京スマドレ研究所
 向谷容堂
 桃谷順天館東京支店
 望月藤吉
 守屋化學工業株式會社
 モリカカ商會
 森下商店東京出張所
 葵香本舖
 モンココ洗粉本舖
 山敷神光堂
 山吉商會
 ロータリー商會
 日滿油脂工業社
 柳屋商會
 張瀨産業合資會社東京出張所
 ユキワ椿シヤンプー本舖

丸善ペーラム・セ
 サツプ及ゴヤ香
 水
 松澤ホーサン石鹼
 水晶白粉・トンボ
 マスター化粧品
 マーガレット化粧
 劑・ピカトン撥染
 劑
 ミモサ美髮料
 サワロ化粧品・セ
 ン
 部外品原料・賣藥
 部外品原料
 ビヤン化粧品
 ミニカラー・ミオヤ
 松風ボウダー・賣
 藥部外品製造
 スマドレ化粧品
 フケ止養毛料メグ
 ミ液
 明色化粧品・美顏
 化妝品
 プロアール
 マー齒磨
 香油・陳油・ポマー
 仁丹・露露・仁丹齒
 刷子
 ニニ養髮料
 モンココ洗粉・モ
 ジンコククリーム・
 加美文藥
 白毛・赤毛染若ケ
 代
 ロータリー化粧品
 小柳香粧品
 粉末石鹼製造
 ユゼ洗粉
 ユキワ椿シヤンプー

同 江戸橋二の八
 同 神田區多町一の三の三
 同 麻布區霞町一
 同 本郷區弓町一の十二
 同 向島區寺島町七の二四
 同 日本橋區兩國二〇番地一
 同 日本橋區本町三の三
 同 京橋區京橋二の一の〇
 同 淺草區松葉町一〇四
 同 本郷區弓町二の三
 同 荒川區日暮里町一の二八六
 同 澁谷區幡ヶ谷原町八九二
 同 王子區上十條二の八の一〇
 同 日本橋區本町二の七の一
 同 通三の二
 同 芝區本芝二の二三
 同 淺草區象潟町三の十二の一
 同 島越二の一
 同 牛込區市ヶ谷田町一の三
 同 杉並區高圓寺四の五八一
 同 京橋區橫町一の五城邊ビル一階
 同 淺草區藏前一の三の二
 同 下谷區谷中初音町四の二三
 同 城東區龜戶町五の五九
 同 江戸川區平井二の二五
 同 京橋區銀座西六の三
 同 杉並區天沼一の二一四

業界一覽

小川商店	香料製造	日本橋區本町四の一五の三
吉田俊藏	サフラン化粧品	澁橋區柏木二の四七七
理研化粧品株式會社	理研化粧品本舖	豐島區要町三の六
レオナルド化粧品株式會社	ムレオン洗顔クリ	神田區小川町一の三小川町
つやぶきん佐々木商店	ローヤル化粧品	京橋區銀座一の三の四
杉村香原料店	香料製造	日本橋區本町一の三
レッドエザール理化學研究所	あかのほ美容料	澁谷區交通一の二七
若尾商會	滋養飲料フエルボ	中野區宮園通五の四九
究所	ステイウエーブ	荒川區南千住町五の九八
エムプレス化學香粧研究	エムプレス化粧品	

静岡岡縣

西本油店	香油・ポマード・クリーム油	靜岡市鷹匠町一
ヤギセ油店	香油	同 下魚町五三
村上榮吉		同 新通三の一九
久保田勝五郎		清水市入口町九九
小池兼藏		濱松市海老塚町五一
安川儀平		同 四町二
松島銚造		沼津市上土町一二六

愛知縣

合資會社美香園	タマゴシヤンブ	名古屋市昭和區小針町三〇
月の化粧園加藤化粧品	月の化粧品・ミ	同 西區傳馬町五の四
部キシシ化學研究所	レボキシン・キン	同 中區八熊町五反畑三〇七
株式會社小林大藥房	薬毛劑ぬれつばめ	同 中區廣小路通七の三
大東化學工業所名古屋支店	テルミ化粧品	同 中區南大澤町通二の五
中外産業株式會社		同 東區長田町四の七八

岐阜阜縣

白木製油所	キンダ香油	岐阜市白木町三一
合名會社コスモス商會		同 長住町五の三、二五の
山勤商店		同 美園町三の三四
ホンネツト化粧料本舖		同 長住町一の一二
川村佐兵衛		同 白木町七〇
パリマー化粧料本舖		同 徹明通三の一、二
大橋宇一		大垣市中町五七二
山本正藏		高山市大字川西六四一

京都府

井上治三郎	名花糖・整髮料	京都市東山區百門前通り東
日本化學香料營業所	香料	下京區西入ル古西町
川瀬鐘吉	ゴロイ整髮料	三の三
合名會社昇英堂	モノゲン・ゲンブ	上京區室町通今出川上ル
第一工業製藥株式會社	石鹼	伏見區南部町七八
高橋伸行商店	京好み化粧品	下京區西垣小路久保町五〇
西川孝太郎		中京區高倉通り押小路上ル
八木英三		下京區五條通り高倉西入萬
源氏洗粉株式會社		壽町
		中京區御池新町西入ル橋立
		二條驛前

大阪府

赤松 卯藏 商店
 織崎 徳次 郎
 朝日 藥粧 品 製造 所
 株式會社 アカネ 屋 本舖
 伊東 胡蝶 園 大阪 支店
 和泉 商事 株式會社 大阪 出
 張 所
 井ノ内 製油 所
 合名會社 永廣堂 本店
 株式會社 宇野 達之助 商會
 上山 商店 ヘルメル 部
 ウテナ 商事 株式會社
 ウエスト 化學 研究所
 大阪 製油 株式會社
 株式會社 太田 榮 商店
 株式會社 小川 香料 店
 大槻 彩 芳 園
 岡田 化學 研究所
 本家 丸ぐらや
 小倉 商事 有限會社
 奧長 兄弟 商會
 カガシ 化粧 品 本舖
 花王 石鹼 株式會社
 鐘紡 サークル 株式會社
 大阪 販賣 出張 所
 會 陽 化學 研究 所

クリーン化粧料
 パーミーコゼット
 化粧料
 ヨソト化粧料
 三
 種化粧品
 アカネ磨粉・アカ
 ネ刷毛
 御園化粧品
 パビ
 リオ化粧品
 タモ印美髮料
 お染香油
 香料製造
 タンゴドラン
 ・白毛染劑
 ベルメル
 ウテナ化粧料
 ウエスト化粧料
 白鷺香油・ハクタ
 カクリウム
 ローレル化粧品
 プラジヤン化粧品
 各種香料製造卸
 伊豆膏美髮料
 ロダン化粧料
 白椿香油
 ベジリン化粧料
 馬化粧料
 丹雀イケン・シヤ
 ンブロー
 カガシ化粧品
 花王石鹼・花王
 クリウム
 カネボウ化粧品
 ナリス化粧料

東區北久寶寺町四の八
 西區北堀江上通一の二
 東淀川區豐崎東通三の七九
 堺市尾上町一の六
 東區北濱四の五
 東區兩替町一の二四
 南區高津四番町四九
 南區安堂寺橋通一の三六
 東區南久寶寺町三
 西區土佐堀通三の二九
 西區新町通一の四三
 東淀川區豐崎一の二〇
 東區博勞町一の六一
 東區内淡路町一の二五
 東區道修町一の四五
 本區内本町一の三四
 東區北新町一の六一
 南區心齋橋二の三三
 東淀川區豐崎町西通一の三三
 東淀川區本庄西通五
 東區淡路町三の二五
 西區立賣堀北通一の三四
 南區心齋橋筋二(鐘紡製品
 販賣店內)
 西淀川區海老江上四の四

香住屋石鹼有限會社
 金鶴香水株式會社
 株式會社 近源商店 大阪 出
 張 所
 木村 治 郎 商店
 共進會社 石鹼株式會社
 丸ノルミ 商店
 株式會社 小林 商店 大阪 支
 店
 株式會社 小西利七商店
 合資會社 境野香料店 大阪
 出張 所
 阪口 親 平 商店
 三辰洋行 化學 研究所
 鹽野 化學 株式會社
 島村 大 阪 支 店
 合名會社 純美堂 商會
 株式會社 昇英堂 大阪 出張
 所
 株式會社 資生堂 吹田 工場
 スキナ 屋 中 田 商店
 三晃堂 鈴木 章 太 商店
 鈴木 博 美 堂
 鈴木 善 三 商店
 株式會社 壽毛 加 社
 株式會社 生 化 工業 研究 所
 大阪 出張 所
 會田 香料 株式會社 大阪 出
 張 所
 田村 香料 株式會社
 合資會社 田中 安 香料 店
 高砂 化學 工業 株式會社 大
 阪 支 店

かすみや公益石鹼
 香油化粧品・香
 ハミカキ
 品香水・丹頂化
 チェマコロン・ハ
 チマクリウム
 植物油・油腫原料
 牛乳・石ケン
 クルミ・オイル
 ライオン磨粉
 化粧品原料一切
 香料及除臭劑製造
 カミノモト
 紋章洗顏クリーム
 各種香料・化學製
 品・製造卸
 鈴器美髮料
 クリーン磨粉
 ゴコー磨粉料
 實生堂化粧品
 スキナ脂取紙・ス
 キナ化粧料
 イソラ化粧料
 頭髮化粧料
 ベリタス整髮料
 スモカハミガキ
 シヤベトニツク化
 粧品
 芳香原料
 香料 商
 香料 商
 各種香料・藥品製
 造卸

尼崎市 湖江 新家 一
 東區 十二軒 町 一七
 東區 平野 町 二の二
 南區 鹽町 通三
 旭區 今福 町 三〇五
 東區 小橋 西之町 三六
 東區 博勞 町 三の二三
 東區 瓦町 一の二二
 東區 博勞 町 一の六三
 天王子 區 上本 町 五の二二
 布施 市 高井 田 西 二の 一七
 東區 道修 町 三の 一一
 東區 北久寶 寺 町 四の 三四
 西區 新町 通 五の 三一
 北區 壺屋 町 二の 三八
 吹田市 東町 一五〇 四の 一
 西區 立賣 堀 北 通 一の 一八
 天王 寺 區 小 宮 町 五 二
 此花 區 上 福 島 北 一の 五 四
 住吉 區 阿 倍 野 筋 五 的 六 六
 西 淀 川 區 御 幣 島 町 三 五 三
 浪 速 區 元 町 一の 七 四 六
 南 區 安 堂 寺 橋 通 一
 東 區 淡 路 町 二 的 三 五
 東 區 道 修 町 一 的 一 八
 東 區 南 久 太 郎 町 一 的 二 四

藥界一覽

株式會社 谷回春堂
 株式會社 丹平商會
 寶製藥株式會社 大阪支店
 太陽堂製藥株式會社
 大東化學工業所
 田中善株式會社
 高木美容化學研究所
 有限會社 月の友化粧園
 天 贊堂
 株式會社 巴屋化粧品製造
 東西電球株式會社 大阪支店
 株式會社 中山太陽堂
 帝國化粧品俱樂部
 ヒオネ特殊化粧品本舗
 阪出張所
 萬兩毛染研究所
 日本化粧品輸出統制株式會社
 大 保商商店
 日本油脂株式會社 大阪支店
 ホンカ齒磨研究所
 西 村 十 字 堂
 株式會社 野村商店
 ハリキン興業株式會社 大阪出張所
 合資會社 聖林美容室 大阪支店
 株式會社 福田源商店
 株式會社 平尾贊平商店 大阪支店
 株式會社 平山化粧品部

寶藥製造業
 ナイス白髮藥
 アミノ洗粉
 化粧品・石ケン・ハ
 ミガキ・ハブラシ
 寶藥其他
 テルミー化粧品
 化粧品・洗粉・金鳥
 ラビサン化粧品
 月の友化粧料
 チエリ化粧品
 各種化粧品製造
 電球・石ケン・ハミ
 ガキ・ハブラシ
 クラブ・カテイ化
 化粧品
 化粧品製造
 萬兩毛染料
 各種化粧品製造
 芳香原料
 ニツサン石鹼
 ボンカハマガキ製
 造
 キンワ化粧品
 金鶴香油
 ハリキン化粧品・廠
 ハリウツド化粧品
 ランノ油粧料
 レッド化粧品
 ヘクネ化粧品
 マ

東區伏見町二の一
 南區順慶町三の三一
 北區極上町十
 浪速區水崎町四〇
 東成區深江町三の三二
 東成區南中道町二の六六
 住吉區橋本町一
 天王寺區橋山通一の一七四
 北區信保町二の二〇
 東區十二軒町二四
 東淀川區中津本通一の九
 浪速區水崎町四〇
 同
 東成區猪飼野四の五五
 堺市二條通一の一
 東區館屋町一の四
 南區安堂寺橋通一の二六
 北區堂島濱通一の一
 浪速區東神田町八七二
 東成區林寺新家町一五七
 西區阿波座中通一の七
 東區博勞町二の一
 南區心齋橋筋一の一
 西區新町南通三の四一
 東區南久寶寺町四の六
 東區淡路町四の二三

眞鍋美王堂
 平尾喜三郎商店
 合資會社美香園大阪出張所
 美興堂株式會社
 ヒカソ美化學研究所
 株式會社 松浦商店
 丸見屋商店 大阪事務所
 合資會社 松本竹商店
 萬伸社 商事合資會社
 株式會社 マーガレット商店
 大阪出張所
 松村甚十郎商店
 三津乃屋商店
 三好梅壽堂本店
 三朝化粧品製造所
 ミヨシ化學興業株式會社
 大阪營業所
 合資會社 三宅堂
 三葉商會
 メルシー化粧品株式會社
 森下仁丹株式會社
 株式會社 桃谷順天館
 安田正化粧品株式會社
 ベルホン商會
 山崎昌平商店
 山發貿易株式會社
 株式會社 吉田久四郎商店
 山縣石鹼株式會社
 吉田實石鹼株式會社

珍光化粧品
 オカツ美粧料
 タマゴシヤンパー
 パノン醬髮料
 ビカソ化粧品
 ビタキール・ミブ
 化粧品・石ケン・洗
 滌・藥品・滋養品
 製造・販賣
 ローリング化粧品
 シヤベトニツク
 マーガレット化粧
 品
 お染髮料・シヨ
 イン化粧品
 メナミポマード
 髮付・香油製造
 ミサ化粧品
 石ケン・シヤンパ
 製造
 精製髮料
 クロバー化粧品
 メルシー化粧品
 仁丹齒磨・仁丹
 美顏化粧品・明色
 化粧品
 はこべ鹽齒磨
 ベルボン化粧品
 カルチエー・ケル
 クロ毛剃り羽
 美活石鹼
 都姫粉末石ケン
 化粧品・石ケン・ハ
 ミガキ・ハブラシ・靴
 クリーム

天王寺區南河堀町一二一
 東淀川區中津本通一の八
 東區農人町一の一〇
 西區西道頓堀通六の五
 西淀川區佃町二の二一五
 東區北久寶寺町二
 東區備後町二野村ビル四階
 西區南堀江通一の四七
 南區安堂寺橋通一の四三
 南區鍛冶屋町五六
 天王寺區大道一の一五五
 東區御差町三五
 西區寺山町五〇三
 東區上通三の三
 北區絹笠町九大江ビル
 東成區東小橋北之町三
 東區粉河町二二
 港區磯路町一の一
 東區玉堀町五四三
 港區市岡町五
 西區京町堀通一の二八
 南區高津四番丁六五
 西區長堀橋籠二の三七
 北區中之島二の一三
 東成區中濱町二三七の二
 西淀川區大和田町一六五九の一
 東淀川區國次町一一九一

株式會社和光堂大阪支店
合名會社 渡邊宗助商店
若水商榷株式會社

シツカロール
香料商
若水化粧品

東區南久太郎町一
東區平野町二の一
西區南堀江下通一の三二

兵庫縣

ウテナ石鹼本舖
岡田文美堂
カガシ化粧品本舖
共和商事株式會社
久保擴造商店
株式會社神戸紅屋商店
株式會社三星堂
有限會社 榮仁商店
株式會社 杉商會
西村化粧品部
西川香粧品部
杉商會
キング大和商會
美的素化學研究所
山本滿作商店
中亞化學研究所

カバシ化粧料
パピナノ化粧料
洗粉製造
ナビー化粧品
九十九香油
ターラン化粧品
キングシャンプ
美的肌洗粉・健康
シャンプ
洗粉・シャンプ
アンナ化粧品・ア
トリノ化粧品

神戸市兵庫區北仲町一一
同 兵庫區西出町一二八
同 葦合區脇濱町二
同 神戸區明石町三〇
同 林田區名倉町一の一
同 兵庫區水木通三の五八
同 葦合區北本町三の六
同 湊東區多開通六の六
同 兵庫區大國通六の八
同 葦合區御幸通五丁目
同 兵庫區江川町三四
同 兵庫區大開通六
同 葦合區琴依町二の二六
同 兵庫區水木通五四四
同 兵庫區水木通五の二九
同 灘區味混町三の一

秋澤德松
井關榮次郎
廣田龍吉商店

和歌山縣

花輪さ椿・美髮料
ホーライ香油・ホ
ーライ荒止め液

和歌山市北新戎之町
同 橋屋町一五中橋筋
同 橋岡町一

業 界 一 覽

島村富次郎

鈴農香油・鈴農養
毛ポマード

同 字須三七四

相部寶生堂
五島椿本舖五島有限會社
ニシキ椿本舖
吾平一椿本舖
御所椿本舖
かさばら橋本舖
山口油舖
正木油舖
日本藥理化學研究所
ビユテイ研究所
山崎忠兵衛
精華化學工業所

洗粉製造
五島椿
ニシキ椿
吾平一椿
御所椿
かさばら椿
ピオネ香粧品
ビユテイ化粧品
グロリー化粧品
ツク化粧品・エポ

福岡市壽通中央部
同 川端町
同 天神町
同 東壽通
同 馬場所町
同 箱崎町
同 新瓦町
同 竹若町
同 西新町汐入一〇四
同 藥院座
同 昭和通り
同 住吉上横田八八八

臺灣

花王石鹼株式會社長瀨商
會臺北出張所
高砂化學工業株式會社
新竹化粧工業合資會社

花王製品
香料
白粉製造

臺北市末廣町一の一三
同 大安宇龍安坡十
新竹市東門町三の一七五

朝鮮

東邦化學工業所
朝鮮製藥化學研究所
ヒカモンド化學工業所
會陽化學工業所

ビタカ化粧品・マ
ドカ化粧品
ヒカモンド化粧品
三好化粧品
ナリス化粧品

京城府敦岩町四八の五四
同 永登浦町二二七の七七
同 笠井町二七一
同 元町二の八八

眞田	大洋堂	近藤	晃陽	小林	丸治	後松	若松	後藤	栗原	栗木	久保	喜瀬	木村	北澤	河合	河合	加藤	掛本	金子	金子	川名	武傳	海渡	金森
住分	分店	高	商事	林伸	治商	屋東	松屋	藤昌	原富	木昇	保方	瀬川	村金	澤商	合政	合政	藤唯	特許	子秀	子朝	名光	傳商	渡商	森克
一店	一店	一店	株式會社	行	店	支店	支店	次	一店	一店	一店	三店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店
半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟	半襟
手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄	手柄
服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装	服装
裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品	裝品

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
兩國	兩國	室町	淺草	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三四番地一六	三四番地一六	四の二の五	區桂町一の二	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三	三筋町一の三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

坂卷	三枝	澤京	白澤	沙見	篠崎	下山	柴崎	志村	白賀	白勢	鹽谷	住新	須長	杉田	關口	關根	關口	會我	田中	高橋	高津	中原	田中	
小次郎	代三郎	治郎	宇重郎	儀兵衛	義夫	金太郎	三輪	州繁	いそ	加工場	信重	商重	商重	新吉	貞治	次郎	三郎	廣次	介郎	成郎	三郎	成郎	成郎	
小間物・雜貨	洋服背用品並子供用品雜貨製造卸商	刷子類製造販賣	美術大長製造卸	龜ぶし木箱	小間物・雜貨	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本	コリーフスカル本

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰	馬喰
三の二の二	三の二の二	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七	三の二の七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

三浦東京店	三浦商會	水野善治株式會社	丸元加工場	笹屋森本善七東京店	百瀬義之助	森留商會	森得之輔	吉田商會	安田商會	ヤマキ商會	吉村商會	吉澤商會	山三商會	山三商會	柳澤由雅商店	山本七郎兵衛	湯淺千代三郎商店	柳澤常吉本店	山口眞弘商店	吉川製作所	米持安之助	油井安之助	
鹿の子・手柄・リボ ン・半襟・帶揚・帶 縮卸 セルロイド生地並 加工品製造 小間物・雜貨 頭飾・小間物・婦 裝品卸・小間物・婦 セルロイド玩具・ 雜貨製造販賣 小間物・雜貨 整髪用・小間物・ セルロイド製品一 般雜貨 金屬・セル・シガレ バクトケース・コン パクト・雜貨・製造 小間物・雜貨・工 藝品 織物製ヘヤ・ネツ ト・織物製品・羽織紐 帶止・腰下ケ・プ ロ・チ・卸 小間物・雜貨	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

業界一覽

同 兩國十二番地二	同 淺草區淺草橋一の四の一	同 新福井町三	同 小島町二の九	同 向島區寺島町四の八五	同 中野區川島町三五	同 日本橋區橫山町七番地三・四	同 淺草區淺草橋一の四の三	同 本所區東兩國三の四	同 京橋區新富町三の六	同 日本橋區馬喰町四の一三	同 橫山町五番地三	同 橫山町七番地二	同 橫山町八番地六	同 橫山町一〇番地三	同 濱町二の二七	同 濱町二の七三	同 小網町一の一	同 通二の六	同 淺草區淺草橋一の四の四	同 淺草橋二の六の二	同 淺草橋二の一〇	同 淺草橋三の七の二	同 淺草橋三の一〇の二
-----------	---------------	---------	----------	--------------	------------	-----------------	---------------	-------------	-------------	---------------	-----------	-----------	-----------	------------	----------	----------	----------	--------	---------------	------------	-----------	------------	-------------

米田輝一	依田正藏	山本三之助	山松吉	山澤音吉	吉川伊三	吉原覺三	大和護製會	湯山商會	橫山一男	ライオン刷子株式會社	綿貫ヘヤピン製會所	柳屋多田支店	渡邊實
小間物	撥甲原料及製 品印 トシボモタン留 トシボ印留ネツ 本舖	セルロイド横綱 アレスボ印留ネツ セルロイド下月經帶 新製ビニールイカ ル・未廣帶止・フ ラコ・コーム製造元 小間物・雜貨卸 セルロイド製飾品 製造販賣 ビクトリア月經帶 本舖	小間物・化粧品	小間物・雜貨	ライオン製刷子及 婦人小間物 ヘヤピン本舖 化粧品・フレンチ卸 千代田齒刷子本舖	小間物・雜貨	小間物・化粧品	小間物・雜貨	小間物・雜貨	同	同	同	同
同 淺草橋三の一	同 淺草橋三の二七	同 淺草橋三の四一の四	同 柳橋一の二七の三	同 藏前二の九	同 鳥越二の一	同 新福井町五	同 葛飾區本田澁江町五〇〇	同 京橋區銀座三の三銀芳閣四階	同 下谷區西町六五	同 蒲田區東蒲田一の十七	同 淺草區三筋町二の三一の一	同 松葉町一一四	同 豐島區池袋三の一、四五五

化粧品本舖〔大阪市〕

朝日堂株式會社	荒木金助商店	大阪クラブ特定品販賣株式會社	アイテアル商事株式會社	大阪出張所	合資會社井澤商店	石谷泰藏商店	伊田商會	内田洋行
化粧品	同齒刷子	クラブ特定品	アイテアル化粧品	美容器具・化粧品	化粧品	同	同雜貨	同
東區南久寶寺町四〇四	東區北久寶寺町五の二六	南區瓦屋町五番丁一一	南區南綿屋町三六	此花區上福島北一の一七	東區內久寶寺町二の二八	東區南久太郎町一の一二	北區旅籠町二	港區辰巳町四の二四

17. 24. 15 25

業界

白松商會社	紙・雜貨	東區久屋町二の二
ライオン商會社	ライオン齒磨・齒刷	東區大津町四の二三
東支店	化妝品・齒磨	西區御幸本町通五の八
加藤化妝品部	化妝品	西區傳馬町五
クラブ化粧品愛知縣販賣株式會社	クラブ化粧品	西區菅原町三の一
養生堂名古屋販賣會社	化妝品・小間物	西區米屋町二
養生堂名古屋セールズ株式會社	齒磨・藥品・雜貨	西區米屋町二
谷田太兵衛商店	化妝品・雜貨	西區西枇杷島町十四
雙葉屋商店	化妝品・雜貨	西區島田町二の九
森下仁丹名古屋出張所	仁丹齒磨・齒刷子	西區西葛町二〇七
大阪屋本店	化妝品	東區聖代官町六
原錦粧堂	化妝品・小間物・雜貨	東區相生町一の一五
藤金商事株式會社	サカエ化粧品	千種區神田町一の四
村瀨鐵雄商店	化妝品	熱田區傳馬町三の四六
龜屋商店	化妝品・雜貨	中村區西日置町五の四

化粧品問屋〔京都市〕

愛須伊之助商店	化粧品	下東區東洞院通大條角
三信堂商店	同	下京區西七條八反町三一
東兼商店	同	下京區萬壽寺通柳馬場
池田正進堂	同	上京區立賣大宮町一
合名會社植村商店	同	上京區西堀川出の水斐
奥田利助商店	同	下東區五條通有樂町一
小野末商店	同	中東區竹屋町學町南入
片野省一商店	同	上京區新町通丸太町
木村玄三郎	同	下京區松原通高倉東入

三五六

小間物化粧品問屋〔全國の部〕

京都クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	下京區寺町通佛光寺上ル
國松周造商店	化粧品・雜貨	中東區西洞院通小路上ル
合資會社倉橋商店	化粧品・小間物雜貨	下京區松原通り新町西入ル
株式會社第一商店	化粧品	下東區松原通柳馬場西入ル
城內彌太郎	同	伏見區北尼崎町四八六
鈴木藤商店	同	中京區二條通堺町角八四
鈴木米商店	同	中京區第二高女前通三條
養生堂京都販賣株式會社	養生堂化粧品	下京區鉄屋町通五條鐵形町五六〇
株式會社	化粧品	同
高口岩次郎	同	下京區七條通西洞院西入
鶴金治商店	同	下京區浦小路通六條上ル
千葉貞商店	同	上京區西堀川通下立賣上ル
西脇章太郎	同	上京區河原町丸太町上ル二丁目
中川龜屋號	同	上京區大宮通寺の内上ル
西村勝美堂	同	上京區御幸町松原南入
福井藤太郎	同	上京區五條通富小路東鹽釜
三美堂	同	中京區藥業通兩町一六五
三上竹藏	同	下京區諏訪町通松原上ル
望月榮一郎	同	下東區寺町通竹屋町
松屋喜富	同	下東區大宮通八條下三丁目

北海道

札幌市北五條南五の十二

業 界 一 覽

大關文太郎商店
岩崎銀松洋品店

小間物・雜貨・化粧品
同

餘市郡餘市町大川町三八一
土川郡名寄町西四條南五丁目

樺

太

資生堂樺太販賣株式會社

資生堂化粧品
化粧品・小間物

豐原市大通南四の十二
同 西一條南六丁目

大和屋商店

化粧品

眞岡郡眞岡町本町一丁目

松村伊太郎商店

同

眞岡町本町一丁目

茶の木屋商店

同

眞岡町二の十九

鹽田源次商店

小間物

大泊郡大泊町榮町

佐味源喜智商店

小間物・化粧品

本斗郡本斗町中迫三の十五

青 森 縣

青森クラブ特定品販賣株式會社

クラブ化粧品
小間物・雜貨

青森市寺町八四

高橋忠二郎商店

小間物・雜貨

同 寺町四二

寺島末太郎商店

小間物・化粧品

同 寺町一の五

資生堂青森販賣株式會社

資生堂化粧品雜貨

同 大町三の三八

瀧谷吉次郎商店

小間物・化粧品

同 大町三九

樋口喜輔商店

小間物・雜貨

同 大町十四

青村善太郎商店

小間物・化粧品
雜貨

同 浦町

根城屋工藤新助商店

小間物・化粧品

同 八ノ戸市大字鍛冶町五二

福井年三商店

小間物・雜貨・化粧品

同 三日町十三

關藤吉商店

小間物・化粧品

同 十三日町一一九

同

同

同 弘前市土手町三四

岩 手 縣

三五八

石川與七商店
岩手クラブ特定品販賣株式會社

化粧品・雜貨
クラブ化粧品
資生堂・化粧品
小間物・化粧品

盛岡市新敷町一
同 材木町九〇
同 鍛冶町八二
同 紺屋町九七

資生堂盛岡販賣株式會社

雜貨

同 三戸町一四八

井上留吉商店

雜貨

同 茅町八〇

伊藤仙三商店

同

同 川原町十一

中儀商店

同

同 西磐井郡一關町地主町六七

千葉久之丞商店

小間物・化粧品

同 西磐井郡一關町字大町九八

佐屋本商店

雜貨

同 一關町大町三〇

守屋本商店

雜貨

同 東磐井郡千厩町一四三

日野屋分店

雜貨

同 稗貫郡花卷町川口

岩田金次郎商店

小間物・化粧品

同 氣仙郡高田町川原十七

菅野勝藏商店

雜貨

同 二戸郡福岡町字下草

澤屋米澤長五郎商店

小間物・化粧品

同 九戸郡野田湊二一四

中英商店

化粧品

同

秋 田 縣

中長本商店

小間物・雜貨・化粧品・化粧品

同 秋田市上通町三二

資生堂秋田販賣株式會社

雜貨

同 中通町十六

秋田縣クラブ特定品販賣株式會社

クラブ化粧品

同 保戸野本町二八

相房商店

雜貨

同 土崎港町

三加九商店

化粧品

同 本町四の一

鈴國商店

化粧品・雜貨

同 川反上五七

合名會社平澤商店

小間物・化粧品

同 馬口勞町十六

又久商店

小間物・化粧品

同 北秋田郡大館町大町四

キムラヤ商店

雜貨・化粧品

同 北秋田郡大館町大館五九

2447

佐渡長支店	小間物・化粧品・雜貨	伊達郡梁川町字上町五四
仙臺屋	小間物・雜貨	同 川保町瓦町十六
善方常吉商店	小間物・雜貨	安達郡小濱町字鳥居町七四
長尾辰己商店	化粧品	西白河郡矢吹町東側四七
白河商會	雜貨・化粧品	西白河郡白河町勘定町
伊勢平商店	雜貨	南會津郡檜原村豊成六〇
田村屋商店	化粧品・雜貨	田村郡船引町字南町通三五
資生堂藥房	化粧品・藥品	石城郡小名濱町中島
野村誠助商店	化粧品・雜貨	相馬郡中村町大手先八
平野勝太郎商店	小間物・雜貨	相馬郡原町新町七
江戶屋	小間物・化粧品	同 中村町
吉田屋小間物店	小間物・化粧品・雜貨	田村郡三春町大町四〇
		伊達郡梁川町字右城町

茨城縣

川文繼次郎商店	小間物・雜貨・化粧品	水戸市馬口勞町二、三〇
釘彦商店	小間物・化粧品	同 馬口勞町二、一三三
茨城縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 馬口勞町一、二、三二四
吉田屋	化粧品	同 馬口勞町二、一九二
松井光本屋	小間物・化粧品	同 本町五の八六五
養生堂茨城縣販賣株式會社	養生堂化粧品・雜貨	同 幸町七四七
柴沼繁之助商店	雜貨	土浦市土浦町大町一、二九
登利文商店	小間物・化粧品	同 土浦町九七七
武石清五郎商店	小間物・化粧品	同 土浦町中城町九四〇
上野源吉商店	同	同 土浦本町八三八
サノヤ分店	同	眞壁郡下館町大町一丁目

業界一覽

中島覺次郎商店	小間物・雜貨・化粧品	同 下館町二一〇
近江屋號	小間物・化粧品	同 下館甲二六
岡田屋化粧品部	化粧品・小間物・雜貨	稻敷郡龍ヶ崎町下町
萬福屋商店	同	同 龍ヶ崎町四四一
關谷てい商店	化粧品・雜貨	北相馬郡取手仲町
秋山元右衛門商店	小間物・化粧品	西茨城郡笠間町高福町一、三三七
太田愛之助商店	雜貨	同 新沼郡石岡町仲町六四六
久松安之助小間物店	小間物・雜貨・化粧品・藥品	同 石岡町仲町一二七
津の國屋小間物店	小間物・化粧品	結城郡結城町
松岡龍之助商店	小間物・化粧品・雜貨	那珂郡那珂湊町七の四八〇
菅沼平和堂	化粧品	足尾町松原昭和通三、三八

栃木縣

藤川屋	小間物・化粧品	宇都宮市大町一六六
上田屋小間物店	小間物	同 馬場町十三
阿部清四郎商店	雜貨・化粧品	同 材木町一、五一九
栃木縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 大工町二の四甲土
常陸屋商店	小間物・化粧品	同 大工町四七四
松村幸治商店	化粧品・雜貨	同 日野町二七
伏見	小間物	同 日野町二八
合資會社針喜本店	小間物・化粧品	同 日野町三四
養生堂宇都宮販賣株式會社	養生堂化粧品・雜貨	同 上河原町五六四
宇塚至誠堂	化粧品	同 相生町十一
岩井きん商店	小間物・化粧品	足利市伊勢町一八四
漆原岩吉商店	雜貨・石油	同 伊勢町一九二
中原屋商店	小間物・化粧品	同 井草町二四〇九

群馬縣

大澤眞一商店	同	同通り二の二、木三二
小出屋本店	小問物・化粧品・雜貨	栃木市旭町二丁目
杉江龜松商店	同	同 萬町一の三五八
柏屋商	小問物・化粧品	同 倭町二の三一八
叶屋本	同	同 栃木市倭町三、三二九
三島家商	同	同 上都賀郡藤沼町一、六一七
京屋本	同	同 今市町住吉町四七二
吉野屋商	同	同 安蘇郡佐野町伊賀町六六
		同 田沼町仲町

合資會社若松屋本店	化粧品・小問物	高崎市本町九五
清塚屋總本店	同	同 本町一一五
柿梗屋小問物店	小問物・化粧品・手藝材料	同 田町九五
カク々商	小問物・化粧品	同 連雀町七八
金子本	同	同 寄合町四八
資生堂群馬販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 新紺屋町十木
高橋本	小問物・化粧品	同 前橋市立川町八
群馬縣セラフ特定品販賣株式會社	小問物・化粧品・セラフ化粧品	同 立川町二〇
津の國屋	化粧品・雜貨	同 立川町四五
小松屋森本三次商店	雜貨	同 横山町四
新井カホル堂	小問物・化粧品	同 向町九
いとや小問物店	小問物・化粧品・雜貨	同 北曲輪町五四
		同 曲輪町八
		同 芳町七五
		同 榎町三七

埼玉縣

田邊仙太郎商店	小問物・化粧品	桐生市本町六の三七一
藤江小問物店	化粧品・小問物・雜貨	同 本町四、三四一
牧野屋支店	化粧品・小問物	同 伊勢崎市伊勢崎町本町三丁目
星野支店	同	同 伊勢崎町本町三の二〇八七
合資會社星野小問物店	化粧品・小問物・雜貨	同 伊勢崎町西町
星田仁助商店	同	同 群馬郡中太町二、三八九
合資會社和泉文商店	小問物・化粧品	同 多野郡藤岡町通六
中山勝次郎商店	同	同 利根郡沼田町一、一二八
宮下善次郎商店	小問物・化粧品・雜貨	同 沼田町一、〇二六
櫻川米次郎商店	同	同 新田郡太田町四丁目
大塚定吉	小問物・化粧品・雜貨	同 邑樂郡館林町乙二、六七四
武藏	同	同 邑樂郡館林町谷越町
合名會社小出商店	化粧品	同 北甘樂郡富岡町大字富岡
藍原小問物店	小問物・化粧品・雜貨	同 山田郡大間々田町大字大間々田一、四〇〇

足立屋	化粧品	浦和市二、一一六
嶋金本	同	同 大宮市大宮町三、八〇〇
資生堂埼玉販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 大宮三、八二四
近興本	小問物・化粧品	同 川越市高澤町八二〇
加賀屋	同	同 猪鼻町七八一
長谷川爲七商店	同	同 南町九〇五
埼玉縣セラフ特定品販賣株式會社	セラフ化粧品	同 熊谷市櫻町三五三〇
尾張屋本店	小問物・化粧品・雜貨	同 本町四丁目三、〇七十一
幸福屋	小問物	同 中町三四四
		同 三、四四八

千葉縣

さどや商店	小間物・化粧品	南埼玉郡葛蒲町葛蒲一六二
水野屋小間物店	小間物・化粧品	同 葛蒲町二二九
清盛堂	化粧品	同 葛蒲町三五九
小川屋本店	化粧品・小間物	北埼玉郡加須町加須八八七
角大支店	化粧品	北足立郡與野町新國道
有喜屋	小間物・化粧品・雜貨	兒玉郡本庄町二、八〇四
森田啓一郎商店	小間物	同 本庄町四、〇二七

伊藤省一郎商店	化粧品	千葉市吾妻町二の一〇五
池田清美堂	化粧品・雜貨	同 吾妻町二の一五二
秋元好友堂	小間物・化粧品・雜貨	同 吾妻町二の一、二二五
中村屋	化粧品	同 本町三の二七
金親竹治郎商店	化粧品・雜貨	同 本町三の三〇
伊藤千代商店	小間物・化粧品	同 新町九七
飯島優之助商店	化粧品・雜貨	同 龜井町七二
千葉クオア特定品販賣株式會社	クオア化粧品	同 榮町一一四
養生堂千葉販賣株式會社	養生堂・化粧品・雜貨	同 院内町四
鶴屋商店	小間物・化粧品	同 市場町一二六
高橋新二商店	同	同 千葉神社前
郷久本商店	雜貨	同 千葉神田二七二
寺島彦木郎商店	化粧品	同 本道二の十八八
石田藤吉	小間物・化粧品	同 新生一丁目
鶴月小間物化粧品店	小間物・化粧品・雜貨	同 新生町一の一〇
倉田秀三商店	小間物・化粧品	同 末廣町一の二十三
鈴木助治郎	同	同 新生一の一七

田中富藏屋	小間物・化粧品	鏡子市飯沼町一四五
中山本店	雜貨	〇〇八 館山市館山北條町館山一、
富田屋	化粧品・雜貨	君津郡木更津町一、五三八
實助商店	化粧品・小間物	同 木更津町一、六八八
いせや小間物店	雜貨	同 木更津町南町
鹽勤商店	小間物・化粧品	同 木更津町南町
常陸屋商店	化粧品・手藝品	同 木更津町田面通
近江屋商店	小間物・化粧品	東葛飾郡野田町二四六
梅直藏商店	同	同 野田町二七九
直井近藏商店	化粧品・小間物	同 野田町幸町三〇一
ちばや商店	同	香取郡佐原町下仲町
柳屋小間物店	同	同 佐原町イ九三
大木宗藏商店	小間物・化粧品	同 佐原町イ四八七
中村屋商店	雜貨	同 佐原町イ五〇二
片岡由藏商店	化粧品	同 小見川町
高木伊之助商店	小間物・化粧品	同 小見川町二九四
岡野文次郎商店	同	同 小見川町三木〇
鈴木春次商店	化粧品・小間物	同 山武郡大網町本町
小川泰三商店	小間物・雜貨	同 大網區本町三木八
メクヤ商店	小間物・化粧品	同 成東町
妻谷川竹三郎商店	小間物・化粧品	同 成東町
吉川三好堂	雜貨	同 東金町
立澤捨五郎商店	荒物・雜貨	同 東金町
太島忠平商店	小間物・化粧品	同 東金町
田中屋小間物店	同	印旛郡成田町
角貞小間物店	同	長生郡茂原町本町一
金床小間物店	同	海上郡旭町口の八三〇
		同 旭町口の八三二

業界一覽

大屋支店 小間物・化粧品
 澁谷八郎商店 化粧品
 海上郡旭町仲町通
 東葛飾郡行徳町關ヶ島

東京府

松本丸屋 化粧品・雜貨
 大邦雄商店 同
 橋本邦雄商店 荒物・化粧品
 石橋屋號 小間物・化粧品・
 雜貨
 合資會社大文字屋石川商店 化粧品・雜貨
 加藤商店 荒物・化粧品
 資生堂八王子販賣株式會社 貨物・化粧品・雜
 貨
 二見勸藏商店 小間物・化粧品・
 雜貨
 中村定七商店 化粧品・雜貨
 合名會社富塚秀次郎商店 同
 大即屋錦吾商店 同

神奈川縣

三共會 小間物・雜貨
 三浦會 同
 資生堂第一セールの株式會社 化粧品・雜貨
 喜屋榮堂 小間物・雜貨
 金子屋本店 化粧品・雜貨
 合資會社霜田商店 化粧品
 資生堂橫濱販賣株式會社 化粧品・雜貨
 清水世界堂 化粧品・藥品
 菊水堂 化粧品・雜貨

桐生商店 荒物・雜貨
 鎌倉屋並木商店 化粧品
 服部藤三郎商店 雜貨・化粧品
 株式會社細田利三郎商店 同
 古牧與平商店 化粧品・雜貨
 大八木政雄商店 小間物・雜貨
 合名會社高木福太郎商店 化粧品
 佐藤勉強堂 小間物・雜貨
 成和商事株式會社 化粧品・雜貨
 キネマ商事株式會社 同
 犬房雄商店 同
 齋藤龍雄商店 荒物・雜貨
 江畑榮太郎商店 小間物・雜貨
 小山彰三商店 同
 清田林藏商店 同
 本莊林平商店 荒物・雜貨
 新堀廣吉商店 化粧品・雜貨
 井上善太郎商店 荒物・雜貨
 寶子山卯之助商店 同
 山倉商店 化粧品・雜貨
 飯島兼次郎商店 荒物・雜貨
 伊藤辰次郎商店 荒物・雜貨
 岡部熊太郎商店 同
 岸三吉商店 同
 山田義夫商店 同
 片野龜吉商店 化粧品・小間物
 小泉喜助商店 化粧品・小間物

三六四

八王子市八幡町四の一
 同 南町十二
 同 南町十七
 同 東町二三
 同 八幡町五二
 同 八幡町二六
 同 寺町六一
 同 八日町四五
 立川市三、二、三
 府下町田町原町田
 同 同 一、一九八

横濱市中區長者町五の七〇
 同 中區長者町六の九五
 同 中區長者町九の一四二
 同 中區新川町二の三
 同 中區寺町二の一〇三
 同 中區宮川町三の五七
 同 中區辨天通四の六五
 同 中區松影町二の四三
 同 中區伊勢佐木町五の一
 二七

同 中區石川町五の十七八
 同 中區不老町二の一四五
 同 中區戶部町四の一四五
 同 中區不老町一の五八
 同 神奈川區子安通一八
 同 神奈川區子安通十の五
 同 神奈川區楠町二七
 同 鶴見區鶴見町八三五
 同 磯子區西根岸馬場町六
 同 磯子區丸山町四八五
 同 横須賀市若松町二三
 同 公郷町二、二二九
 同 不入斗町九三
 同 日出町二の一
 同 藤澤市藤澤七一〇
 同 藤澤一、四四七
 同 本町一の七一九
 同 小田原市幸町一の二四二
 同 綠町一の〇一
 同 小田原町井細田
 同 大鏑三二四
 同 愛甲郡厚木町二、五二二
 同 厚木町二六〇四
 同 川崎市旭町一の四一
 同 堀の内六五
 同 平塚市平塚新宿一、一四五
 同 平塚新宿一、〇七八

後藤幸治商店 同
 徳商商店 同
 同 新宿一、五二四
 同 平塚二、三〇一

新 潟 縣

野澤實治郎商店	雜貨・化粧品	新潟市本町通六番町甲三〇
石川カミツリ商店	化粧品	同 本町通七番町
クラブ化粧品新潟縣販賣株式會社	クラブ化粧品	同 上大川前通七番町
合資會社 川崎商會	雜貨・化粧品・小間物	同 本町通八番町
犬石天狗堂	小間物	同 本町通八番町
合資會社 大山商會	化粧品・雜貨	同 本町通八番町一、三〇四
資生堂新潟販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	同 東堀前通七の七、七五
飯田屋本商店	髪油・化粧品	同 東堀五、四四一
安井活五郎商店	小間物・雜貨	同 上大川前通三番町一三四
網千嘉吉商店	化粧品・雜貨	同 湊町三之町
真柄太郎吉商店	雜貨	同 礎町通式之町
ただ屋山田藤一郎	小間物	同 沼垂三五四
石橋支店	雜貨・小間物	同 長岡市表町二、九一一
入萬商商店	化粧品・小間物	同 千手三、八一七
石橋本商店	小間物・化粧品・雜貨	同 本町一の二二六
藤屋商商店	小間物・雜貨	同 本町一丁目
大原喜代治商店	化粧品・小間物	同 新町一丁目
品孫商商店	化粧品・雜貨	同 柳原町二六三
新潟縣西部クラブ特定品販賣株式會社	クラブ特定品	同 千手町三の七三三
西澤平吉商店	小間物・化粧品	同 柳原町二八九
森平次郎商店	小間物・化粧品・和洋雜貨	同 高田市本町二の一〇七
河内屋文吉商店	荒物・雜貨	同 本町四丁目

業 界 一 覽

石澤長太郎商店	小間物・化粧品	同 本町五の七一
小妻屋分商店	化粧品・油・鹽麩	同 本町六の五二
丸山喜太郎商店	小間物・雜貨	同 東町一の二七〇
園部榮吉商店	婦人小間物・化粧品	同 三條市大町
山一商商店	化粧品・雜貨	同 一之木戸
ホテイヤ商店	化粧品	同 二の町五九九
一文字屋	雜貨	同 二の町
田甚本商店	荒物・雜貨	北蒲原郡新發田町萬町三九四
本間高次商店	化粧品	同 新發田町上町元の一
野澤天吉商店	小間物・化粧品	同 新發田町上町甲十五
マツヤ小間物店	同	同 新發田町上町甲十五
都屋本商店	同	北蒲原郡白根町通四之丁
谷清本商店	雜貨・化粧品	同 新發田町上町甲十五
大長商商店	小間物・化粧品	同 北魚沼郡小千谷町本町一
矢島京平商店	化粧品	同 同 本町四丁目
宇賀山本商店	小間物・化粧品・雜貨	同 同 本町四丁目
小山小市郎商店	小間物・洋品・雜貨	同 同 本町四丁目
市川茂平治商店	小間物・雜貨・化粧品	同 同 本町四丁目

富 山 縣

資生堂富山販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	富山市中町五
富山縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 五番町一二
株式會社 成田商店	化粧品	同 西三番町
由島堂商商店	小間物・雜貨	同 西三番町十二
永見恒次郎商店	小間物・雜貨・小製品	同 七軒町十八
長越仙太郎商店	化粧品・磁寸	同 新町五〇

業界一覽

桃井良造商店	化粧品・雜貨・小間物	同 西提町十三
中市屋商店	小間物・雜貨	同 荒町四
板倉清平商店	小間物・雜貨	同 鍛冶町二〇
眞田正藏商店	小間物・化粧品	同 中野町十九
平山常次郎商店	藍甲細工	同 筒指町
安井榮次郎商店	小間物・化粧品・雜貨	同 泉町一
井本和平商店	荒物・雜貨	同 高岡市小馬出町
山利商商店	小間物・雜貨・化粧品	同 小馬出町四七
宮崎甚平商店	小間物・化粧品	同 一番町四一
松井資生堂	化粧品	同 坂下町一〇七
堀邊久盛堂	化粧品・雜貨	同 中新川郡滑川町一、八六四
淺尾洋品店	小間物・化粧品・雜貨	同 中新川郡魚津町字金屋町

石川縣

ナイテアル商事株式會社	雜貨	金澤市博愛町六三
金澤出張所	ナイテアル化粧品	
本川縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 松ヶ枝町三九
石黒フアーマシー	小間物・雜貨・化粧品	同 尾張町十
大森薰商店	化粧品・小間物	同 美町六七
佐賀村善親堂	化粧品	同 彦三小橋大通四
小泉他吉商店	小間物・化粧品	同 彦三八番丁九
島田商事株式會社	化粧品・小間物	同 下松原町二八
番頼之商店	同	同 本町通七六番戶
養生堂石川販賣株式會社	賣仕堂・化粧品・雜貨	同 十日町
野村商會	化粧品・雜貨	同 高岡町二六
石崎作太郎商店	小間物・化粧品・雜貨	同 三構二九
錦花堂	花藝製造	同 石浦町五四

福井縣

狩野彌吉商店	荒物・雜貨	同 上近江町三六
株式會社中小商店	小間物・化粧品	同 下近江町六八
伊藤一商店	同	同 小松市字茶屋町
瀧本卯吉商店	小間物・荒物・化粧品	同 三日市町
伊藤作太郎商店	同	同 七尾市桶町五
吉村永治商店	化粧品・雜貨	同 松本町
ヒギシ千代堂	小間物・雜貨・小間物	同 石川郡松任町字八日市町
福井縣治平商店	小間物・化粧品	同 福井市照手上町五
福井縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 照手中町一一三
野地正大堂	化粧品	同 佐佳枝上町四八
養生堂福井縣販賣株式會社	賣仕堂化粧品・雜貨	同 佐佳枝下町六九〇
德光政信商店	小間物・雜貨	同 佐久良上町四七の一
長原清太郎商店	化粧品・醬油	同 佐久良上町九七
木戸磯太郎商店	化粧品・美容・百貨	同 佐久良中町七四
三田崎政治商店	小間物・化粧品・貴金屬	同 尾上下町三〇
美濃屋商店	化粧品	同 敦賀市神樂區一八
矢鳥善三郎商店	同	同 神樂區二五
重金商商店	小間物・化粧品	同 神樂區二七
加川藏之助商店	小間物・荒物・化粧品	同 大內區八一の二
津田徳星堂	化粧品・賣藥	同 敦賀港境四
宇野貞吉商店	化粧品・雜貨	同 南條郡武生町吾妻
ニコニコヤ號	小間物・化粧品	同 武生町幸三六
清水愛治商店	小間物・化粧品	同 武生町桂
		同 武生町蓬萊五〇

長野縣

津田鳳鳴堂	化粧品・藥種・雜貨	今立郡栗田部町
角重商屋	小間物・化粧品	坂井郡三國町平木一〇六
たば粉屋	小間物・化粧品・日用百貨	同 三國町玉井四〇
中村金作商店	洋品雜貨・小間物・化粧品・玩具	大野郡勝山本町

合名會社青木商店	化粧品	長野市西後町一四
養生堂長野販賣株式會社	同	同 若石町二六六
美濃久商	化粧品・小間物	同 新町三
長野縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 伊勢町三三四
笠井萬吉商店	小間物・化粧品	同 權堂町
小妻屋號	小間物・雜貨	同 大門町
牧萬小間物店	同	同 南石堂町
株式會社夏目商店	雜貨	同 東後町十八
宮尾三郎商店	小間物・化粧品	同 末廣町十六
山田金藏商店	同	同 中央通り間御所町
かなめや商店	同	同 大門町
渡邊綱雄商店	同	同 元善五八
扇子屋油店	同	同 權堂町七丁目
合名會社高山化粧品店	化粧品	同 本町二丁目
合名會社緣屋商店	小間物	同 本町二の三二
アイディアル商事株式會社	アイディアル化粧品	同 宮村町六七
松本出張所	雜貨・化粧品・雜貨	同 松本市高砂町一の五一〇
養生堂信濃販賣株式會社	小間物・化粧品	同 六九町
ゆの源小間物店	雜貨	同 今日二の四九八
石原合名會社	和洋紙・荒物雜貨	

業界一覽

中德商	小間物・雜貨	同 伊勢町一丁目
永田治作商店	小間物・雜貨	同 上田市鍛冶町
若松	小間物・化粧品・雜貨	同 海野町三丁目
小口正一商店	小間物・化粧品	同 岡谷市小口
寶屋	同	同 住倉町
丸中	小間物・洋品	同 三田町銀座通
伏見屋本	小間物・化粧品・半袴	飯田市知久町一丁目
東屋本	小間物・化粧品	同 知久町
井上本	小間物・袋物・化粧品	同 知久町三
合資會社中島屋	小間物・洋品	同 知久町三丁目
佐々木與平商店	元結・水引	同 本九七三
丸田屋本	小間物・化粧品	同 八幡町
合名會社山崎長兵衛商店	同	同 傳馬町一丁目
柳田二助商店	同	北佐久郡小諸町銀座
宮川五郎兵衛商店	化粧品・玩具	南佐久郡野澤町十二
ミツラ小間物店	小間物・化粧品	諏訪郡下諏訪町
丸駒株式會社有賀商店	化粧品・雜貨	同 下諏訪町大社本通
三井屋商	小間物・化粧品	上伊那郡伊那町伊那町驛前
北島金吾商	同	同 高遠町
湊屋商	化粧品	高井郡縮内村八〇五八
林部林治商	化粧品・雜貨	上高井郡須坂町一九一
石橋屋宮島商店	化粧品・雜貨・洋品・食料品	諏訪郡川岸村橋場
萬屋商	化粧品・雜貨	更級郡稻荷山町
牧屋小間物店	小間物・化粧品	同 八幡本町
北澤政嗣商店	雜貨	更級郡川中島村
	雜貨	埴科郡屋代驛前通
	雜貨	同 屋代町本町一、九六五

石	金	商	店	化粧品	同	東町九香地
ヤマサン	塚本	商店	店	化粧品・雜貨	同	瀬戸市新道町
加藤美郎	商店	店	店	化粧品・日用雜貨	同	祖母町二、六〇九
近江	商店	屋	店	化粧品	半田市末廣町	半田市北大服町
伊藤兵二	商店	屋	店	雜貨	海部郡津島廣浦方	西春日井郡西杷島町南柏
葛宗	商店	店	店	化粧品・小間物	同	同
柏	商店	店	店	化粧品・雜物・雜貨	同	同
葛	商店	店	店	化粧品・雜物	同	同
中甚	商店	店	店	紙・雜貨	同	同
株式會社丸	商店	店	店	化粧品・日用雜貨	同	同
合資會社板倉	商店	店	店	化粧品・日用雜貨	同	同
舟羽	商店	店	店	日用雜貨	同	同
九三	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
陸美屋	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
尾崎市右衛門	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
山彦	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
加藤勝康	商店	店	店	日用品・雜貨	同	同
桔梗	商店	店	店	日用品・雜貨	同	同
雲井新吾	商店	店	店	日用品・雜貨	同	同
十	商店	店	店	日用品・雜貨	同	同

岐 阜 縣

宇野	勤助	商店	店	化粧品	同	岐阜市玉宮町二の一六
合資會社後藤久次郎	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	美園町二の十九
クラブ化粧品岐阜第一販	店	店	店	クラブ化粧品	同	美園町三の一
寶株式會社	店	店	店	化粧品・雜貨	同	美園町三の三四
杉村	勤次	商店	店	化粧品・雜貨	同	同

業 界 一 覽

島津	屋	店	店	化粧品	同	元町一の二四
美濃	屋	店	店	化粧品	同	元町五の一七
養生堂岐阜販賣株式會社	店	店	店	化粧品・雜貨	同	金町七の七
鏡屋	商店	店	店	化粧品・小間物	同	日本町五七
早川悅治郎	商店	店	店	小間物・化粧品	同	小熊町五五
合資會社松惣分	店	店	店	雜貨・化粧品	同	元濱町三九七
村木東一	商店	店	店	同	同	笠土居町二
百助	商店	店	店	小間物・化粧品	同	同
丸清	商店	店	店	小間物・化粧品	同	同
日比甚本	商店	店	店	小間物・化粧品	同	同
岐阜縣クラブ化粧品販賣	店	店	店	小間物・化粧品	同	同
株式會社	店	店	店	小間物・化粧品	同	同
外村庄太郎	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
合名會社山田英三郎	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
村上亮三	商店	店	店	化粧品	同	同
合名會社芋百	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
山下富三	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
合名會社杉久	商店	店	店	化粧品・雜貨・小間物	同	同
天丸や	商店	店	店	化粧品・理髮道具	同	同
下廣助太郎	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
大村紋治	商店	店	店	同	同	同
尾藤京松	商店	店	店	小間物・化粧品	同	同
安藤稔	商店	店	店	雜貨・化粧品・雜貨	同	同
野田屋分	商店	店	店	化粧品・雜貨	同	同
藤田合名會社	店	店	店	荒物・雜貨	同	同
カネマン	小間物店	店	店	小間物・化粧品	同	同

滋 賀 縣

業 界 一 覽

滋賀縣クラブ特定品販賣	クラブ・化粧品	大津市上京町四三
株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	同 湊町一六
資生堂滋賀販賣株式會社	雜貨	同 元會所町
橋 號 大津支店	化粧品	同 丸屋町二一
合名會社 西川商店	化粧品・小間物	同 土榮町
松村留次郎商店	同	同 彦根市一番町四八
寺居豐次郎商店	同	同 川原町甲四六
山中東造商店	化粧品・藥品	同 蒲生郡八幡町京街道市場
ニコ	小間物・化粧品	同 蒲生郡近江八幡町京街道通
寺居 號 支店	同	同 坂田郡長濱町伊部
林屋 本 店	同	同 長濱町祝一
林屋 東 店	同	同 長濱町御堂前
中島昇商店	化粧品	同 長濱町宮町
大野里 號	小間物・化粧品	同 神崎郡八日市町
大野屋 商店	同	同 犬上郡高宮町

三 重 縣

株式会社 三重販賣株式會社	化粧品・雜貨	津市萬町
資生堂三重販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 丸の内本町肆六、五
合資會社 水谷屋商店	化粧品・小間物	同 宿屋町六六四
青木榮二商店	同	同 山之瀨古町五〇五
西井政三商店	同	同 大門通り四丁目
伊藤香華堂	同	同 伊豫町五〇五
岡田 屋	化粧品	同 四日市市北町
田中利吉商店	化粧品・雜貨	同 四日市市袋町

三七〇

住倉屋 商店	小間物・化粧品	同 銀座通一丁目
加賀屋 商店	同	同 諏訪町
丸一 商店	同	同 新田町一、五四二
角利本 商店	同	同 濱町二、〇九五
橋爪五兵衛商店	化粧品・雜貨	同 宇治山田市浦口町
奧川本 商店	小間物・化粧品	同 船江町
小濱健三 商店	雜貨	同 會彌町
高橋又三郎 商店	小間物・化粧品	同 官後町
津清 商店	小間物・化粧品	同 桑名市本町
小林大藥房	化粧品	同 桑名市井戸町春日前
以登甚美山 商店	小間物・化粧品	同 上野市上野町大字農人町四
中居國產 商店	同	同 多賀郡尾張町本町二〇三
ニレキ 商會本店	同	同 尾張町新町一八二
糸屋 商店	化粧品・糸屋	同 北牟婁郡尾鷲町南町

京 都 府

合資會社 近藤商店	化粧品・雜貨	同 舞鶴市三條通驛前
出羽新太郎 商店	小間物・化粧品	同 平野屋町
松野駒藏 商店	同	同 平野屋町及びすや通角
淺場留 商店	小間物・化粧品	同 福知山市内江町六丁目
志田銀太郎 商店	同	同 西長町四
牧彌三 商店	化粧品	同 中野町
中庄 商店	小間物・化粧品	同 長町通り
谷村太兵衛 商店	同	同 新町通り
資生堂福知山販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 宇野中野三五の九
宮川佐兵衛 商店	小間物・化粧品	同 與謝郡宮津町宮本

合名會社 鹽喜商店	日用雜貨	同 宮津町川向
富田商店	雜貨・小間物・化粧品・小間物・化粧品	同 宮津町魚屋町
三丹クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 宮津町字宮本四六〇
小間物・化粧品	小間物・化粧品	同 市町大字下市本町
田中仙一商店	同	同 南桑田郡龜岡町河原町
よしみや商店	化粧品	同 向鹿郡綾部町南西町
山田兄弟商會	同藥品	同 相樂郡木津町

大阪府

松浦卯之助	小間物雜貨	堺市南旅籠町東三の一六
丸山磯右衛門	同	布施市長堂町一の三七
澤田定晴	同	同 小坂町五五五
宇野嘉夫	同	同 永和町二の八五
嘉田覺一	同	同 府下泉南郡貝塚町
嘉田正二	同	同 府下泉南郡貝塚町
若杉信夫	同	同 府下中河内郡太平寺三七五

兵庫縣

アイデア爾商事株式會社	アイデア爾化粧品	神戸市神戸區元町通六の六
神戶出張所	小間物・化粧品	同 湊東區上橋道四の三七
秋田政勝	化粧品・雜貨	同 葺合區小野柄通四の六七
有田商店卸部	化粧品・雜貨	同 湊東區多聞通三の九
伊藤安商店	同	同 湊東區下祇園町一〇七
稻垣泰商店	同	同 神戸區榮町通三の三七
カシノ神戸商事株式會社	カヤシ化粧品	同 神戸區吉田町一の二三
鐘紡サーピス株式會社	カネボウ化粧品	同 林田區榮町通六の二二
神戶クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 林田區榮町通六の二二

業界一覽

合符會社神戸中島商店	化粧品雜貨	同 神戸區山本通三の二六
小村屋商事有限會社	同	同 兵庫區下澤通二の三
竹本海吉商店	同	同 葺合區御幸通七の一
寶田長市	同	同 兵庫區南灘瀨川町三三
合名會社サヤ商店	同 小間物	同 神戸區元町通五の七八
阪下	化粧品	同 神戸區北長狹通二の一
養生堂神戸販賣株式會社	養生堂化粧品	同 神戸區加納町甲の三〇
榮仁商事有限會社	化粧品・小間物	同 兵庫區大開通六の八
株式會社播摩本店	同 雜貨	同 兵庫區東川崎町五の九
人見忠商店	同 雜貨	同 林田區北町二の二一〇
本田金一郎商店	化粧品	同 神戸區下山手通一の四
廣野保	同	同 須磨區大平町六の三四
合名會社ホテン堂	同 藥品	同 須磨區御屋敷通二の九
松見商事株式會社	同 雜貨	同 兵庫區湊町三の七七
水野徳次商店	同	同 葺合區旭通二の二二
水野萬商店	同	同 神戸區中山手通一の二
合資會社美馬商店	同	同 湊東區橋通四の五
池森號商店	同	同 林田區二番町一の五
前田竹松商店	同 雜貨	同 湊東區相生町四の八
八尾興三郎	同 香料藥品	同 林田區明和通一の六
尼子商事株式會社	同 雜貨	同 姫路市平野町
川淵重藏商店	小間物・化粧品	同 福中内新町六六
鹿彌鐵次商店	同 菓子・小間物	同 元鹽町四九の二
合資會社額田エッセイ堂	化粧品	同 葺美浦町一三
播磨クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 東本町六
兵庫縣クラブ化粧品販賣株式會社	同	同 光源寺前町九

資生堂姫路販賣株式會社	資生堂化粧品	同 本町六五
上田 藤 本 商店	化粧品	明石市東本町三七
合資會社 秋田屋商店	小間物・化粧品	同 西本町四〇
合資會社 櫻井商店	化粧品・雜貨	尼崎市南本町六の二三五
淡路化粧品合名會社	同	州本市外通町乙二四五
資生堂補正第一ビルズ株式會社	資生堂化粧品	武倉郡住吉村畔倉一二五
合資會社 左屋商店	小間物・化粧品	加古郡加古川町寺家町三五
松 野 政 吉	化粧品・小間物	同 加古川町四四二
橋 本 米 藏	化粧品	城崎郡豐岡町大開通一五〇
松 田 定 吉 商店	同 小間物	同 豐岡町京極通
田中稔造商店	同	加西郡北條町栗田八六
合名會社 正福寺屋商店	同	赤穂郡上郡町上郡七八六
原 田 顯 吉	同	宍粟郡山崎町二五〇
坂 戸 商 店	同	津名郡志築町一七〇六
福 永 商 店	同	揖保郡龍野町龍野七二八
矢 原 屋 商 店	同	宍粟郡山崎町山崎一〇二

奈 良 縣

森川菊松商店	小間物・化粧品	奈良市今小路町二四
資生堂奈良販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 今小路町六四
小林 益 大 堂	化粧品・藥品	同 元興町
合名會社 中谷玉水堂	化粧品・小間物	同 東寺林町二九
か ど や 本 店	化粧品	山邊郡丹波市町
松 本 商 會	同	高市郡神武御陵傍
福 島 貞 枝 商 店	同	同 八木町本町一丁目
奈良縣クラフ化粧品販賣株式會社	クラフ化粧品	高市郡八木町大字八木七七

和 歌 山 縣

井村義道商店	小間物・化粧品	高市郡今井町六八八
小 田 分 店	同	吉野郡下市町大字下市六一
北 村 本 店	同	同 大淀町大字下淵
安 川 爲 造 商 店	同	南萬城郡御坊町西本町一、一三八
油 半 商 店	同	北萬城郡高日町
井 岡 小 間 物 店	同	生駒郡郡山町大字埋町
宮 澤 小 間 物 店	同	同 郡山町柳二の一〇
岩 井 屋 商 店	同	同 字智郡五條町二〇五
楠 田 南 行 庄 丸	同	磯城郡田原本町三六五

和歌山縣クラフ特定品販賣株式會社	クラフ化粧品	和歌山市新通二の五
資生堂和歌山縣販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 新通四の三
廣 田 百 助 商 店	化粧品・雜貨	同 本町一の十一
廣 伊 本 店	同	同 萬町
前 田 荒 物 店	小間物・化粧品	同 橋向町二三
桃 木 郎 屋	雜物・臺表	同 本仲間町一の三
山 本 淳 二 商 店	化粧品・雜貨	同 新宮一
島 善 店	雜貨・小間物・化粧品	同 新宮市馬町
ま つ や 屋	化粧品・雜貨	海南市日芳町宮前町
大 中 三 郎 商 店	化粧品	同 日方四一八の六
田 幸 吉 商 店	雜貨・化粧品	同 田邊市北新町
山 本 種 吉 商 店	化粧品・小間物	同 今福町一六
川 廣 支 店	同	同 築町二の一
		有田郡湯淺町

竹芳商店 同
西德商店 同
湯淺町寺前
日高郡御坊町東町二丁目

島根縣

長岡明進堂 化粧品・小間物
誠 化粧品・雜貨
三成熊市商店 小間物・化粧品
小町屋本店 化粧品・理髮用具
神田新一商店 小間物・化粧品
梶谷種一郎商店 同
湯島彌一郎商店 同
島根縣クラブ特定品販賣株式會社 クラブ化粧品
資生堂島根販賣株式會社 資生堂化粧品・雜貨
佐々木林兵衛商店 荒物・乾物
片岡信助商店 小間物・化粧品
松原久一郎商店 小間物・雜貨

鳥取縣

斧谷百貨商店 小間物・化粧品
田中屋小間物店 同
鳥取縣クラブ特定品販賣株式會社 クラブ化粧品
幾代清二商店 同
あやめや 同
油屋惣兵衛 煉油・香油・化粧品
杉田恒藏商店 化粧品・糸物縫寸
鳴 化粧品・小間物

業界一覽

神庭常吉商店 化粧品・文具
津田重商店 小間物・化粧品
中田常市商店 同
米子市尾高町十〇
同 四日市町
同 四日市町

岡山縣

株式會社天生堂 化粧品
永井重三郎商店 小間物・雜貨
アイデアル商事株式會社 アイデアル化粧品
岡山出張所 雜貨
石川萬吉商店 化粧品
岡山クラブ化粧品販賣株式會社 クラブ化粧品
資生堂岡山販賣株式會社 資生堂化粧品・雜貨
田賀彦兵衛商店 化粧品
合名會社三ツ井屋商店 同
原合名會社 化粧品
陶本宗商店 小間物・化粧品
富岡兄弟堂 同
今 屋 化粧品
むぐらや化粧品店 化粧品・小間物
保都庸太商店 同
アラキ本商店 同
米屋小間物店 同
毛利小間物店 同
マツヤ本店 化粧品
藤尾正市商店 同
岡山市新西大寺町五六
同 新西大寺町六三
同 大供一の十七
同 山崎町六
同 驛前本通三丁目
同 内山下三〇七
同 伊福一七二
倉敷市濱田町
同 阿部町
同 阿部町
同 阿部町三八五
津山市橋本町五
同 堺町通り
上道郡雄神村大字原三三の五
同 西大寺町一、一九六
吉備郡總社町四八九
英田郡林野町一〇五
小田郡笠岡町
兒島郡味野町二
淺田郡玉島町四八五

廣島縣

田中善助商店	小間物・化粧品	廣島市堺町四丁目
ゲンマル堂總本店	同	同 堺町一丁目
岩本傳右衛門商店	同	同 寺町
株式會社 丸二屋商店	化粧品	同 中島本町十八
合名會社 鴨喜商店	化粧品・小間物	同 研屋町三二
中忠商店	同	同 堀川町
桑原才太商店	化粧品	同 天神町
竹本清香堂	同	同 塚本町四二
吉井商商店	化粧品	同 播磨屋町
佐久間兄弟株式會社	小間物・化粧品	同 播磨屋町
廣島クラア化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 細工町十三
廣島縣西部クラブ特定品	同	同 猿樂町七、八八一
販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 大手町三の三〇
資生堂廣島販賣株式會社	同	同 十日市町
合資會社 西作商店	化粧品	同 京橋町九六
重孫一商店	小間物	同 段原中町四〇〇
富士屋	化粧品・小間物	同 尾道市土堂町二五七の
石谷伊勢松商店	化粧品	同 土堂町七四四
廣島縣東部クラブ特定品	クラブ化粧品	同 土堂町
販賣株式會社	化粧品・小間物	同 土堂町八七
佐藤正巳商店	同	同 土堂町
主宅合名會社	同	同 土堂町
作田正夫商店	同	同 久保町本通り
大石有美堂	同	同 藥師堂町五九八
ヤマク商店	化粧品	同 中濱通
藤本政次郎商店	化粧品・雜貨	同 吳市本通六の一〇
岩崎利太郎商店	化粧品	同 本通九の五三
藪根兼太郎商店	小間物・化粧品	

木原福井堂	小間物	吳市榮町三の一の四
石邊始商店	化粧品	同 海岸通四丁目
岩田屋	化粧品	同 西本町八の三
大島屋	小間物・化粧品	同 福山市笠岡町二二の二
新常油	雜貨・油	同 笠岡町二三
石井圭一商店	化粧品・小間物	同 吉津町
松岡慶商店	同	同 吉津町二六六
東屋山路商店	同	同 吉澤町
岡崎化粧品店	同	同 福徳町三〇三
ハヤシ昭美堂	化粧品・小間物	同 福山市木橋橋南詰
みのり堂	同	同 胡町一九四
松本大黒堂	同	同 大黒町
眞盛商	小間物	三原市三原町
弘秀堂	化粧品・小間物	安佐郡深川村中深川
糸井一商店	同	同 深川村
伊藤德助商店	化粧品	同 佐伯郡二日市町
森藤商	小間物・化粧品	雙三郡三次町本通り
佐古春香堂	化粧品・雜貨・雜貨	山口市市中町郵便局前
久保田雜貨店	洋品・雜貨・小間物	同 下金古曾町三
クルス小間物店	小間物・化粧品	同 西門前町
小畑商事合資會社	荒物・雜貨	同 下關市東南部町一八五
株式會社 日の丸商會	荒物・雜貨	同 觀音崎町八一
日の本商事株式會社	同	同 同 一二
資生堂山口販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 唐月町一の一三

豊海郡小市町

株式会社 夏川本店	化粧品・雜貨	開西南郡町十二〇
藤津總本店	化粧品・雜貨	同 岬之町
山口縣下り特定品販賣株式会社	クオオ化粧品	同 貴船町九五人
伊藤藤回生堂	藥種・賣藥化粧品	宇部市西本町
マシヤヤ商店	化粧品・小間物	同 本町四丁目
西田小間物店	同	同 西區上町七
山本美王堂	同	同 東區常盤町一
たか	同	防府市宮市新町
九吉商	同	岩國中横町
德山商事株式会社	化粧品・小間物・雜貨	下松市驛通
古川數三商店	同	德山市吉屋町
玉野井本店	化粧品・小間物	萩市吉田町八一
藤本美粧堂	化粧品・雜貨・小間物・化粧品・小間物	玖珂郡柳井町四三二
加藤光雄商店	同	同 柳井町新市通り
カワノ小間物店	同	吉敷郡小郡町新町三二七七
		厚狹郡船木町驛通り

德島縣

いづみみや	化粧品・雜貨・小間物・金銀・小間物・雜貨製造	德島市佐古町二丁目
梅本幸藏商店	同	同 佐古町四丁目
德島化粧品株式會社	化粧品・雜貨	同 佐古町四の四二
西野屋	小間物・化粧品・雜貨	同 同 一九の一
つるがや本店	同	同 西横町一三
つるがや商店	同	同 西新町三〇
大石屋商店	化粧品・小間物	同 二軒屋町東九の一
資生堂德島販賣株式会社	資生堂化粧品雜貨	同 中道町三の三

業界一覽

カワノ小間物店	小間物・化粧品	德島市兩頭本道三丁目
泊伊之助商店	雜貨・小間物・化粧品・雜貨・袋物	板野郡撫養町五三

香川縣

株式会社 綾田商店	化粧品・小間物	高松市南新町十五
坂本卯一郎商店	同	同 西新通町七
三越マサ商店	同	同 片原町十一
イミヤト商店	同	同 同 十二
オミヤ婦人用品店	小間物・婦人用品	同 同 六七
栗田準三商店	小間物・化粧品	同 西瓦町四木西渡町三三七〇
資生堂高松販賣株式会社	資生堂化粧品雜貨	同 壽町二の二九
北四國クワ化粧品販賣株式会社	クオオ化粧品	同 鹽屋町八〇
大阪	小間物・化粧品	同 古馬場町
宇澤原貞商店	小間物・化粧品・婦人雜貨	同 丸龜町四の三〇
金光重光商店	小間物・化粧品	同 兵庫町四〇
株式会社 高木商店	同	同 田町三一自角
岡本住太郎商店	同	同 丸龜市本町一三三
御	同	同 濱町十一
大山新太郎商店	化粧品・雜貨	同 坂町二七
渡邊幸平商店	同	同 坂出市坂出町一、六七四
松島	化粧品・雜貨	同 新通町一、三八七
矢野房吉商店	化粧品	同 三豐郡觀音寺町大字觀音寺
松崎秀太郎商店	化粧品・小間物	同 觀音寺町
大西小間物店	同	同 觀音寺町大字觀音寺甲
カツラヤ化粧品店	同	同 仲多度津郡琴平町
		同 仲多度津郡多度津町南町

愛媛縣

和泉儀商店	化粧品・小間物	松山市唐人町三の十三
愛媛縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 三番町八
大塚繁惠商店	化粧品・小間物	同 大字古三津二、二八六
近藤忠次郎商店	同	同 木屋町三丁目
小松屋商店	化粧品・雜貨	同 兩堀端町
見山百之商店	同	同 三津濱新町
玉井貞長商店	同	同 湊町三丁目
合名會社 野本商店	小間物・化粧品・雜貨	同 湊町二の七四
セキ小間物店	小間物・化粧品	同 湊町四の七一
養生堂松山販賣株式會社	養生堂化粧品・雜貨	同 湊町四七五
株式會社 石崎商店	小間物・雜貨・化粧品	同 宇和島市本町七六
黒田利三郎商店	同	同 朝日町五四六
つとらや	同	同 惠美須町六二
森宗商店	化粧品	同 今治市本町二
長部宇一商店	化粧品・蠟燭・小間物	同 本町五三
藤井公誠堂	小間物・化粧品・藥種	同 常盤町五丁目
藤田秀雄商店	化粧品	同 西條市大町
山本商店	化粧品・小間物	同 新町一丁目
菊池旭堂	藥品・化粧品	同 八幡濱市幸町二丁目
だるまや商店	小間物・雜貨・化粧品	同 新町三丁目
みどりや	同	同 仲之町三八九
鹽出勝二商店	同	同 新居濱市中町本通り
吉田兼造商店	小間物・化粧品	同 宇摩郡三島本町
三宅克知商店	同	同 三島本町一、一六五
影浦重藏商店	化粧品	同 伊豫郡中町瀧町

岩城屋	同	喜多郡大州常盤町三丁目
丸善屋商店	化粧品・小間物	喜多郡大州常盤町三四
矢野泰商店	化粧品・小間物	同 大州中村町一丁目
はる美屋	小間物・雜貨・化粧品	同 温泉郡湯之町
松本透商店	化粧品・小間物	同 南宇和郡城邊町中町
增田茂雄商店	小間物・袋物・化粧品	同 周桑郡壬生川町

久保花王堂	小間物・雜貨・化粧品	高知市本町八二
小松虎次商店	化粧品・雜貨	同 新市町八幡通
高知縣クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 同 二一
養生堂高知販賣株式會社	養生堂化粧品・雜貨	同 新市町一四一
佐野敏雄商店	化粧品・小間物	同 本町筋四丁目
土佐商工株式會社	化粧品・雜貨・小間物	同 西紺屋町九
合名會社 畠中藤吉商店	化粧品・雜貨・食料品	同 西播磨屋町二六
廣松重富商店	化粧品	同 江之口伏石
尾崎本商店	小間物・雜貨	同 幡多郡中村町

大分縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	大分市西新町五の二、六三
澤間儀三郎商店	化粧品・小間物	同 西新町五丁目
小林二八堂	化粧品	同 中土市町
養生堂大分販賣株式會社	養生堂化粧品・雜貨	同 木工町五七九
中山善助商店	同	同 竹町通六丁目
土谷久雄商店	化粧品	同 別府市行合町
外村義一商店	同	同 不老町

法財入

東京都千代田区二番地
振替東京六七七七七番

大分市西新町五の二、六三

福 岡 縣

小野雄商店	水田屋本店	小野權造商店	島津屋	ヒコヤ商店	元木眞一郎商店	岡田政喜商店	山政號合資會社	宮本丸天堂	小林龍三商店	花神善通堂	野崎玉彦商店	小間物店	本店
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品
大分郡鶴崎町	日田市日田町	宇佐郡安心院町	直入郡竹田町	直入郡竹田町	佐伯市佐伯町	速見郡杵築町三九三	同	同	同	同	同	同	同

福岡出張所	井上興吉商店	磯野敬一商店	瓜生商店	小畑商事合資會社	小畑商店	前崎商店	平畑清次郎商店
同	同	同	同	同	同	同	同
福岡市藏本町四	同	同	同	同	同	同	同
福岡市藏本町四	同	同	同	同	同	同	同

業 界 一 覽

山本小間物店	小林浴盆會社	養生堂福岡販賣株式會社	精南縣ヤヤ化粧品販賣株式會社	三龜順次商店	三宅慶一郎商店	樋口薰商店	熊本守藏商店	久留米化粧品販賣株式會社	合名會社 島洋商店	福岡縣南部才特定品販賣株式會社	江頭新三郎商店	マキノ化粧品店	吉井號株式會社	大内不尤人商店	合資會社 大黒屋本店	筑豐クラブ特定品販賣株式會社	株式會社 矢野商店	北九州クラフト特定品販賣株式會社	和田號商店	有限會社 清水商店	工藤化粧品部	夏川本店	養生堂北九州販賣株式會社	高倉本店	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品	化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	化粧品・雜貨	化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	雜貨・小間物	雜貨・小間物	雜貨・小間物	雜貨・小間物	雜貨・小間物	雜貨	化粧品	化粧品	化粧品・雜貨	化粧品・小間物	化粧品	化粧品	化粧品	化粧品
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

三七七

東京屋商店	小間物・化粧品	同 本町四丁目
野村松三商店	化粧品	同 枝光寶町四丁目
鋤田安心堂	同	直方市古町二丁目
青柳本商店	化粧品・小間物	八女郡福島町本町
樋口謙吾商店	同	同 羽大塚町
玉光堂商店	薬種・膏薬・化粧品	築上郡築城六四二
菅野要二商店	化粧品	田川郡後藤寺町本町
中尾屋商店	化粧品・小間物	朝倉郡甘木町
紅屋化粧品店	同	糸島郡前原町
倉田本商店	同	山内郡柳河町
紅屋本商店	同	鞍手郡木屋の瀬町
三ツ木本商店	同	京都郡行橋町

佐賀縣

友貞義助商店	化粧品・小間物	佐賀市松原町四七
穩山藤太夫商店	化粧品	同 松原町九二
川崎竹太郎商店	小間物・化粧品	同 片田江
釜屋小部商店	化粧品・雜貨	同 八丁馬場
佐賀縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 水ヶ江町新道二六三
高口福太郎商店	小間物・化粧品	同 水ヶ江町一四八
油屋化粧品店	化粧品	藤津郡廣島町高津原二、九三
マールマ商店	小間物・化粧品	同 廣島町逆川
坂本英一郎商店	小間物・化粧品	藤津郡廣島町新町
牛島安雄商店	同	唐津市京町
森木小間物店	同	西松浦郡伊萬里町中下町
		神埼郡神埼町

長崎縣

資生堂長崎販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	長崎市銅座町一九
長崎縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 銅座町五四
合資會社 成宮商店	化粧品	同 銅座町
合資會社 内田商店	化粧品・雜貨	同 村木町
富永政彦商店	化粧品・小間物	同 廣馬場町四
丸橋三五郎商店	化粧品・小間物	同 築町
垣立寅藏商店	鼈甲品製造	同 今魚町五七
宮原力藏商店	同	同 江戸町六八
濱田屋竹内商店	小間物・化粧品	同 榎津町二〇
住吉	化粧品	同 西濱町六六
資生堂佐世保販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	佐世保市舊早岐町
新免支店	化粧品・小間物	同 島瀬町七九
永瀨屋本店	化粧品・小間物	同 常盤町七四
谷口爲八商店	小間物・雜貨	同 島原市堀町
近藤合名會社	化粧品・雜貨	同 中堀町
森竹雜貨店	日用品・雜貨	同 廣馬場町
		同 大村市大村郷

熊本縣

兒玉正陽堂株式會社	化粧品	熊本市吳服町三の二四
熊本縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 吳服町三の五七
高田松美商店	化粧品・小間物	同 紺屋町一〇
西田永堂	化粧品・小間物	同 紺屋町一丁目
資生堂熊本販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 横紺屋町一四

金澤本店	化粧品・小間物	同	河原町
合資會社 小島商店	荒物・雜貨・化粧品	同	南新坪井町
マサヤ商事株式會社	化粧品・小間物・雜貨	同	西外坪井町一の九
益田合名會社	化粧品・雜貨	同	明十枚橋通一〇
合資會社 河本屋商店	小間物・雜貨・化粧品	同	八代市舊八代町
竹内スズメ堂	齒刷子・化粧品	同	二の町
前田徳次郎商店	和洋雜貨・小間物	同	人吉市人吉町

宮崎縣

資生堂宮崎販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨・小間物・化粧品	同	宮崎市東雲町一の二
内村秀輔商店	化粧品・小間物	同	江平町二丁目
富田與三郎商店	同	同	旭通二丁目
來代クニエ商店	化粧品	同	橋通一丁目
栗林藤本商店	化粧品・小間物・雜貨	同	橋通一の五〇
宮崎化粧品小間物共販有限會社	化粧品・小間物	同	橋通一の五九
橋本銀三商店	化粧品・雜貨	同	橋通五丁目
宮崎縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同	橋通六の一八
武商店	化粧品・小間物	同	延岡市入幡町
小笠昌二商店	同	同	同本町一
竹田良平商店	化粧品	同	都城市中町二丁目
鈴木松之助商店	化粧品	同	宮崎郡佐土原町四丁目
高平原操商店	化粧品・小間物	同	西緒縣郡小林町

鹿兒島縣

北川キツ子商店

小間物・化粧品

鹿兒島市仲町松山通

合名會社 二貝屋商店	小間物・化粧品	同	仲町二七
大丸商店	化粧品・小間物・雜貨	同	仲町一四
資生堂鹿兒島販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	同	仲町一四
合資會社 藤崎商店	化粧品・小間物	同	山下町三四
天品商店	小間物	同	泉町二
是枝美生堂	小間物	同	山之口町一二
	ツグ桶製造・小間物	同	山之口町九〇

沖繩縣

橋見本商店	藥種・賣藥・化粧品	同	首里市當藏町一の七
資生堂沖繩販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	同	那覇市西本町五の二二
ミツヲ竹内商店	化粧品・雜貨	同	西本町五の二八
山下好妙堂	化粧品・洋品	同	東町二の六〇
新元龜次郎商店	小間物・雜貨・化粧品	同	上の藏町一の二五

臺灣

川崎洋行	小間物・和洋雜貨	同	臺北市京町一の二三
株式會社 神木洋行	化粧品・雜貨	同	京町二
臺灣クラブ特定品株式會社	クラブ化粧品	同	京町二〇の一
光起商行	化粧品・齒刷子	同	永樂町二の六
高進商行	化粧品・小間物・雜貨	同	永樂町二の八
老文記	化粧品	同	永樂町三の三七
合名會社 許文記商行	化粧品・雜貨	同	永樂町四の六七
合名會社 德昌商行	和洋雜貨・化粧品	同	入船町一の八
合資會社 新恒德商行	化粧品・雜貨	同	入船町一の八
廣生堂藥舖	化粧品・藥品	同	榮町四の二九

業 界 一 覽

阿波屋商	資生堂臺灣販賣株式會社	許泉昌商	南和商工株式會社	合名會社	福井屋商	李義興商	德利商	名取	廣裕魚商會支店	萬榮商	萬發商	丁水賴商	福利商	越智商	瑞興商	合資會社	永隆發本	回生堂	小野商店	新協源商	黃妙火商	合昌商	聯發商	和一商	山利商	
化粧品・小間物	資生堂・化粧品雜貨	小間物・和洋雜貨	和洋雜貨・化粧品	和洋雜貨	小間物・雜貨	小間物・雜貨	和洋雜貨・小間物	小間物・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨	小間物・化粧品	雜貨	和洋雜貨・化粧品	化粧品	化粧品・小間物	同	同	藥種・化粧品	化粧品・雜貨	洋品・雜貨・小間物	和洋雜貨	小間物・雜貨・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	雜貨	
同 築地町三の二	同 京町二の二三	同 本町二の一五	同 新富町三の八八	同 表町一の二六	同 之園町一九	同 大和町二の五	同 太平町三の一三	同 臺中市榮町四の五	同 綠川町三の七	同 綠川町四の一	同 新富町五の二六	同 臺中州員林郡員林五三二	同 臺中州員林郡埔鹽庄西勢湖	同 臺南市本町三の三〇	同 本町三の八七	同 臺南市本町三の一九六	同 宮町一の五	同 大宮町一の八七	同 錦町三	同 基隆市日新町三の六	同 彰化市南門	同 南門町二四	同 彰化字南門一七九	同 嘉義市北門町四の一四五	同 高雄市鹽濱町三	同 鹽濱町四の二

芳益商	成發商	會社	會社	株式會社	廣興商	宋祥九商	京仁クラブ特定品販賣株式會社	夏川富雄商	株式會社	資生堂京城販賣株式會社	藤川邦三郎商	壽美屋	株式會社	三田村貢商	株式會社	資生堂釜山販賣株式會社	南方新一商	玉植商	合資會社	釜山化粧品合資會社	山大會	株式會社	山大會	森野源之助商	
化粧品	同 小間物	同 タンゴドールン	同 化粧品・雜貨	化粧品・賣藥	化粧品	雜貨 卸	クラブ化粧品	化粧品・小間物	化粧品・齒磨	化粧品・雜貨	化粧品・洋品雜貨	小間物・雜貨	同	化粧品・雜貨	化粧品	同	同 雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・賣藥	化粧品・雜貨	化粧品・小間物	同	同	同	同
同 鹽濱町四の二九	同 湊町三の二六	同 榮町一丁目	三八〇	同 京城府南大門通二の二八六	同 南大門通四	同 南大門通四の七	同 壽町十三	同 壽町十四	同 本町二の二	同 黃金町二の一七五	同 大和町一の五一	同 永樂町二の九	同 旭町三の二	同 水標町四五	同 鐘路工の五	同 釜山府本町二の八	同 仁川府仲町三の三	同 京町二四〇	同 釜山府辨天町一の五三	同 本町三の三六	同 南濱町二の二二	同 大廳町一	同 大邱府錦町一の五	同 大田府本町一の一〇	

森 德 商 店	同	新 義 州 眞 砂 町 五
新 興 德 商 店	化 粧 品・雜 貨	同 眞 砂 町 六
平 北 化 粧 品 會 社	化 粧 品	同 常 盤 町 六
新 興 支 店	小 間 物・雜 貨	同 老 松 町 六 〇 二 五
平 安 ク ラ ブ 化 粧 品 販 賣 株 式 會 社	ク ラ ブ 化 粧 品	平 塚 府 山 手 町 三 〇
廣 田 小 間 物 店	小 間 物	同 大 和 町 一 一
廣 田 本 店	化 粧 品・雜 貨	同 黑 門 里 八 五
夏 川 分 店	化 粧 品・小 間 物	同 本 町 六
夏 川 分 店	同	同 本 町 四 一 二
小 田 村 正 忠 商 店	小 間 物・雜 貨	同 本 町 四 一 四
南 方 支 店	雜 貨	馬 山 府 元 町 一 四 二
大 同 支 店	小 間 物	鎮 南 浦 府 碑 石 町 七 五
須 崎 武 一 商 店	小 間 物・化 粧 品	同 三 和 町
山 大 商 會 青 木 甚 四 郎	同	群 山 府 大 和 町 四 條 通 九
村 田 禎 造 商 店	小 間 物・化 粧 品	同 元 町 三 番 地
松 岡 茂 藏 商 店	化 粧 品・雜 貨	清 津 府 明 治 町 十 七
山 大 商 會 辻 乙 次 郎	化 粧 品・小 間 物	同 敷 島 町 十 五
南 田 政 商 店	同	會 寧 府 本 町
南 方 利 夫 商 店	小 間 物	全 羅 南 道 麗 水 西 町
山 大 商 會 久 保 田 藤 次 郎	化 粧 品・小 間 物	木 浦 府 幸 町 二

大 連

資 生 堂 大 連 販 賣 株 式 會 社	資 生 堂・化 粧 品 雜 貨	大 連 市 榮 町 二
華 昌 公 司	化 粧 品	同 榮 町 二 〇 一 六
今 中 洋 行	小 間 物・化 粧 品	同 浪 速 町 三 〇 一 四 六
夏 川 支 店	同	同 浪 速 町 一 二 五

業 界 覽

桔 井 本 店	同 雜 貨	同 浪 速 町
合 資 會 社 大 連 洋 行	化 粧 品	同 磐 城 町
昭 有 盛 洋 行	化 粧 品・洋 品	同 常 盤 町 二 四
ア イ ス 藥 局	化 粧 品 雜 貨・洋 品	同 仲 町 二 七
寺 島 治 三 郎 商 店	化 粧 品・寶 藥	同 敷 島 町 四 九 五 品 比 呂
福 音 商 行	化 粧 品・雜 貨	同 山 縣 通 九 八
大 連 ク ラ ブ 特 定 品 販 賣 株 式 會 社	藥 種・寶 藥・化 粧 品 克 拉 布 化 粧 品	同 能 登 町 七 六
		同 伊 勢 町 八 九
		同 近 江 町 二 九

關 東 州		
宮 竹 清 介 商 店	藥 種・寶 藥・化 粧 品	旅 順 市 青 葉 町 七 二
萬 代 號	化 粧 品・雜 貨	同 敦 賀 町 四

大 陽 堂 藥 房	藥 種・寶 藥・化 粧 品	新 京 市 東 一 條 通
梅 田 婦 人 洋 品 店	小 間 物・婦 人 用 品	同 東 一 條 通 一 八
大 信 號	化 粧 品・雜 貨	同 日 本 橋 通 一 四 五
東 洋 藥 房	藥 種・化 粧 品	同 日 本 橋 通 一 五 三
滿 泰 洋 行	化 粧 品・小 間 物	同 中 央 通 一 一 六
平 木 洋 行	化 粧 品・小 間 物	同 銀 座 通
資 生 堂 新 京 販 賣 株 式 會 社	資 生 堂 化 粧 品・雜 貨	同 入 船 町 三 〇 一 一
丸 美 屋	小 間 物・化 粧 品	同 吉 野 町 二 〇 一 六
香 丁 藥 房	小 間 物・雜 貨	新 京 市 吉 野 町
廣 濟 堂 藥 房	藥 種・化 粧 品	奉 天 市 小 西 關 大 街 路 角
合 資 會 社 久 保 洋 行	化 粧 品	同 小 西 關 大 街

業界一覽

西尾洋行	雜貨・化粧品	同	小西門裡	川勝本	小間物・雜貨	安東市市場通り
扇利洋行	藥種・化粧品	同	小西門裡大街	一木藥店	藥品・化粧品	安東縣市場通り八
寺庄洋行	化粧品・雜貨	同	城内小西川裡	富屋洋行	雜貨・化粧品	安東市財神廟八二
上田園商會	雜貨・化粧品・卸	同	城内北川裡大街	昭盛	化粧品・雜貨	撫順西九條通五七
井上商會	小間物・雜貨	同	奉春日町	小松屋	小間物・雜貨	鞍山市北三家通
株式會社 服部本店	同	同	奉天市江の島町	大奉洋行	同	同
星野商會	小間物・雜貨	同	同	平野天平	化粧品・雜貨	鞍山北三條町二
水川榮一商店	同	同	同	森泰號雜貨部	和洋・雜貨	吉林市新開門街五六
夏川奉天支店	同	同	同	中島商店總井支店	洋和雜貨・化粧品	間島省總井街
すみれ屋	同	同	同	合名會社 裕奉號	化粧品	吉林市大馬路
松尾泰昌堂	小間物・化粧品・婦人雜貨・藥種・賣藥・化粧品	同	同	東山堂藥房	賣藥・化粧品	本溪湖桃月町一九
前田德商店	化粧品・文具	同	同	資生堂齊々哈爾販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	齊々哈爾賢良胡同四號
株式會社 熊野商會	化粧品	同	同	松浦洋行支店昭和祥	和洋雜貨・化粧品	同 雷宗胡同
西尾洋行	雜貨・化粧品	同	同	資生堂圖們販賣株式會社	化粧品・雜貨	四平街南二條通五
株式會社 滿洲資生堂	賣藥・化粧品・雜貨	同	同	丸昇堂大藥房	雜貨・化粧品	圖們中秋街二四號三
滿洲クラブ化粧品株式會社	クラブ化粧品	同	同	天壽堂藥房	賣藥・化粧品	同
資生堂奉天販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同	同	晚香堂大藥房	藥種・賣藥・化粧品	同
夏川商會	小間物・雜貨	同	同	東亞大藥房	藥品・化粧品	同
中村房一商店	同	同	同	仁濟藥房	同	同
安齋昭和號	藥種・化粧品	同	同	丸新洋行	食料品・化粧品・雜貨	同
泰昌堂藥房	同	同	同	佐々木藥房	化粧品・小間物・藥品	同
和信洋行	婦人小間物・化粧品・雜貨	同	同	白木實業公司化粧品部	同	同
三宅洋行	和洋・雜貨・小間物	同	同			
資生堂哈爾濱販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同	同			
盛倉洋行	化粧品	同	同			
株式會社 松浦洋行	雜貨	同	同			

上海

丸昇堂大藥房	雜貨・化粧品	同	上海吳淞路二三七號	三二二
天壽堂藥房	賣藥・化粧品	同	同	
晚香堂大藥房	藥種・賣藥・化粧品	同	同	
東亞大藥房	藥品・化粧品	同	同	
仁濟藥房	同	同	同	
丸新洋行	食料品・化粧品・雜貨	同	同	
佐々木藥房	化粧品・小間物・藥品	同	同	
白木實業公司化粧品部	同	同	同	

資生堂上海販賣株式會社	貨生堂化粧品・雜貨・荒物・小間物	同	崑山路一一六號
東壽	紙・荒物・小間物	同	崑山路一七二
上田	化粧品・雜貨	同	吳淞路四二八の四三〇
木村洋行	化粧品	同	北滿臺路八四
上海購買組合	化粧品・雜貨	同	狄思威路八一二
廣光堂大藥房	賣藥・藥種・化粧品	同	文路二八一

東寶化粧品店	化粧品	南京	太平路五號
重松藥房	化粧品・雜貨	同	大平路三號
玉圓洋行	化粧品	同	太平路二五五號
多田洋行	同	同	太平路二五三號
東亞公司	同	同	中山路九二號
中山太陽堂出張所	クラブ化粧品	同	中山路興業里二六號
丸甲洋行	化粧品	同	中山東路五號
上海購賣組合支店	同	同	下關大馬路二號
資生堂南京配給所	貨生堂化粧品・雜貨	南京	洪武路七四號

小林洋行	化粧品・雜貨	天津	日本租界旭街一八の三
中裕洋行	化粧品・雜貨	同	旭街四〇の一
川勝洋行	小間物・雜貨	同	曙街
滿泰洋行天津支店	化粧品・荒物・雜貨	同	花園街七
大信號支店	同	同	河北大經路國善里三四號
資生堂天津販賣株式會社	貨生堂化粧品・雜貨	同	須摩街一六の三

漢口	資生堂漢口販賣株式會社	貨生堂化粧品・雜貨・小間物・雜貨	漢口至善路一〇二號
齊藤光商店	同	同	同至善路二七三

北京	東華大藥房	藥種・化粧品	北京東單大街一九一
同	資生堂販賣株式會社北京配給所	化粧品・雜貨	六區北長街九一
同	柴仁公司	貨生堂化粧品・雜貨	東城船板胡同四四
同	北京太信號支店	化粧品・雜貨	西長安街一一〇號
同	今中北京支店	小間物・化粧品	東城米市大街二六一
同	佐野洋行	洋品・雜貨・化粧品	東城崇文門大街八四
同	日丸商會	小間物・雜貨	王府井大街師府圍

青島	太平商會	小間物・雜貨	青島市場三路
同	香川洋行	同	山東路一六二
同	白石洋行	同	山東路一六四
同	グアルマヤ行	化粧品・雜貨・小間物・賣藥・化粧品・雜貨	山東路一八四
同	赤尾洋行	藥品・雜貨	益都路二八
同	金森洋行	化粧品・雜貨	膠州路一三六

石家莊	昌平公司	洋品・雜貨・化粧品	河北省石家莊共榮街
同	大滿公司	小間物・雜貨・洋品・小間物・化粧品・雜貨	同親善街勸業市場

業界一覽

張家口

天和公司
 食料・雜貨・化粧品
 蒙疆張家口特別市

濟南

林洋行
 小開物・雜貨
 濟南市驛前
 同 經三路小偉六路

大同

竹盛號支店
 化粧品・雜貨・化粧品
 北支大同大北街一九一
 小松屋支店
 雜品・雜貨・化粧品
 同 大同大北街四

荒物雜貨本舖

石鹼

北海道石鹼株式會社
 粉末
 小樽市入月町六の九
 東北石鹼工業株式會社
 粉末
 仙臺市三百人町四五
 旭電化工業株式會社
 浴用洗滌
 東京市麴町區丸ノ内三〇
 厚美石鹼製造所
 粉末
 同 王子區東十條一の二四の五
 江戸川油脂化學工業所
 粉末
 同 江戸川區平井四〇八九
 合資會社大森油脂工業所
 浴用・洗滌・粉末
 同 大森區新井宿七の四五
 課 鐘ヶ淵實業株式會社油脂
 浴用・洗滌・粉末
 同 京橋區銀座二の一、三
 共ビル二階

協同石鹼株式會社
 浴用・洗滌
 同 京橋區銀座西六の三、朝日ビル別館
 金原石鹼製造所
 粉末
 同 荒川區町屋二の二四八
 共立化學工業株式會社
 粉末
 同 荒川區吾嬬町西六の九
 倉橋三平商會
 粉末
 同 荒川區日暮里町也二〇五
 五興產業株式會社
 油
 同 同 尾久町九の五三三
 株式會社 資生堂
 浴用
 同 京橋區銀座八の二一本社
 同 向島區寺島町四の七〇工場
 白鳩化學工業合名會社
 工業用
 同 江戸川區小松川一〇〇三
 鈴木武商店
 洗滌
 同 目黒區上目黒八の四三
 整興化學工業株式會社
 浴用
 同 同 城東區龜戶町一の三七九
 合資會社 相馬帝國社
 浴用
 同 同 向島區陽田町一の二六〇
 大日本油脂株式會社
 浴用・粉末
 同 同 日本橋區馬喰町二の三本社
 同 同 向島區吾嬬町東一の二工場
 田中石鹼株式會社
 洗滌
 同 同 荒川區日暮里町八の一喫
 第一油脂化學工業株式會社
 洗滌
 同 同 同 向島區吾嬬町西一の六本社
 同 同 同 東二の十三工場
 東京油落石鹼株式會社
 油
 同 同 芝區新橋二の二の八
 同 同 蒲田區下丸子九一
 日本油脂株式會社
 浴用・洗滌・工業
 同 同 芝區田村町一の二
 日本ワイエス石鹼株式會社
 洗滌
 同 同 王子區豐島町三〇工場
 日本曹達株式會社
 洗滌
 同 同 蒲田區仲六郷三の八
 平野油脂化學工業株式會社
 洗滌・粉末
 同 同 麴町區大手町二の八
 福島東洋舍
 洗滌
 同 同 下谷區竹町十二
 合名會社 芳誠舍
 浴用
 同 同 城東區龜戶町一の六七
 丸見屋商店
 浴用
 同 同 本所區綠町三の十一
 同 日本橋區兩國一〇一本社
 同 向島區寺島町也二〇四工場
 町山粉末石鹼製造株式會社
 粉末
 同 同 芝區金杉川口町二七
 合名會社 增田工業所
 加
 同 同 荒川區尾久町六の二〇九
 同 同 同 向島區吾嬬町東五の一七
 ミヨシ化學工業株式會社
 洗滌・工業用

合名會社 神崎商店
株式會社 チカラヤ
松榮商會
平野油脂化學工業株式會社
鐘淵實業株式會社
鈴木三陽堂
有限會社西尾製作所
スミダ化學工業合名會社
大日本油脂株式會社
株式會社 資生堂
ライオン油脂株式會社
日の丸
上原化學工業會
御幸商會
サボン商會
ローヤル化學研究所
マサツ石鹼製造所
旭油化學研究所

イギシクレンザー
ニツボン固形クレ
ンザー
練クレンザー
キンク練、粉末ク
レナボウクレンザ
カネヨクレンザー
カメクレンザー
カメクレンザー
イーグルスター練
クレンザー
クレンザー
資生堂粉末・固形
クレンザー
ライオン粉末・ク
レンザー
日の丸クレンザー
温泉クレンザー
ローヤル

東京市日本橋區兩國三二
同 本町四の九
芝區濱松町一の十一
同 下谷區竹町十二
同 品川區大井權現町三六九
同 豊島區西巢鴨二の五六
同 瀧野川區瀧野川町八四
同 荒川區尾久町九の三三
同 向島區吾嬬町東一の
同 向島寺島町四の七〇
同 江戸川區平井三の三九
千葉縣館山市北條八一四
長野縣諏訪市辨天町
大阪府住吉區天下茶屋二の三
同 天王寺勝山通二の五六
同 西區島津町一
同 大正區小林町一二四
同 旭區放出町外島一二七

日滿蠟燭工業社
寺島仁之助
日本油脂株式會社
石黒榮一
廣澤精造商店
海澤製蠟所
矢部良太商店
合名會社 藤本屋商店
日本キヤンドル株式會社
燭工場
山口蠟燭株式會社
廣島製蠟株式會社
八木蠟燭工場
東洋蠟燭株式會社
三浦賢之助商店
合資會社日本蠟燭製造所
松本蠟燭合名會社
昭和製蠟株式會社

洋 蠟 燭

懷 爐 灰

カプト屋蠟燭店
東京洋蠟製造所
株式會社 田安商店
米岡本店
山岡本店
栗橋蠟燭店

カプト印
松竹梅印
カネノ堅旗印
照世界

東京市豊島區西巢鴨一の四七
同 荒川區日暮里町六の五三
同 麴町區麴町二の三
同 本郷區駒込神明町一二
同 下谷區坂本町二の五
同 四谷區新宿參の二一

スキー・キング
空の梅
桃太郎灰
菊手灰
カクサン印
マルサン印

東京市中野區桃園町一四
同 神田區鍛冶町二の一二
同 芝區新橋六の二
同 本所區向島一の一八
同 栃木市泉町
同 嘉右衛門町

東京小間物化粧品商報要覽

東京小間物化粧品商報要覽

商報の歴史

明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞として、わが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や五十年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大なる業界の信頼を把握して居ります。

商報の使命

わが商報は創刊以來號を重ねること既に二千を超え、草創時代には月二回の發行でありましたが、その翌年月三回に改め、更らに大正三年には月四回に大正八年十一月から週刊に改め、毎週土曜日發行となつてをりました。が、用紙割當の削減により昭和十七年十二月から旬刊に改め、五日、十五日、二十五日の三回發行に改めると同時に純業界紙としての體形を整へ、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

商報の現勢

商報の頒布區域は、全日本、の版圖は、固よりのこと、滿洲、支那、南洋、印度、事變前までは歐米等の海

外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々殆ど刺す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者層は、各地に於ける著名の化粧品、小間物店、荒物雜貨店、藥局、百貨店に及び、これ等の店頭には、わが商報の影を見ざる處なきまでに行き互つて居ります。現在の商報は八頁建を以てその體型として居ります。

商報の組織

わが商報は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたものでありまして、昭和十五年その組織を改めて組合商報部に事業の一切を移讓の上組合役員中から發行委員を選び、商報經營の首腦部として大小の機務に參與して居ります。現在役員及職員如左

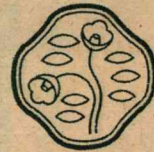
發行委員長	板倉安兵衛	平尾	贊平	鈴木	新吉
委員	三輪善兵衛	宮本	庄七	中山	豐三
	桑原啓造	田中吉兵衛		安藤福太郎	
	小林富次郎	天野	源七	長瀬	富郎
理事	日南田慶富				
總務部	平井	力造	田作	愛子	
	磨田健之助	藤本	基義	井澤	久子
	加藤善之助	宮	信一	品田	タイ
	大塚	保	廣川	愛子	高梨
	小松	久二			エイ
團體部	加藤	清二	川崎	啓三	永原
					茂雄

東京小間物化粧品商報案内

商報部	内田武次郎	伊藤	重雄	小川	澄明
	川崎藤三郎	山室	繁雄		
	鶴見	榮治	山	修正	
會計部	篠崎	滿治	小川	清	上田
	石合	由太郎	内藤	雅	植田
	吉田	廣一郎	山田	秀雄	後藤
化粧工組部	小川	台之助	足立	六三郎	黒沼
	荒井	京市	加藤	亮	野崎
					喜音
應召中	高橋	龍松			
使命	東京小間物化粧品卸商同業組合機關				
事業	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業				
創刊	明治二十八年六月二十一日				
所在地	東京市日本橋區馬喰町三ノ三市電淺草橋下車				
電話	浪花 (67) 二七番・二七番 一七九番・二七三番				
振替口座	東京一八五一七番				
發行委員	發行委員長板倉安兵衛 (以下七名)				
主幹	日南田慶富				
社員	現在社員四十餘名				
發行日	毎月三五の日				
購讀料	送金前金郵託とも二圓二十五錢、送金後寄附の郵便局振替口座東京一八五七七番へお振りになるのが一番便利であります。				
業界年鑑	毎年一回春季發行				
廣告	料金表はお申越次第進呈致します。				



大東亞に
雄飛する



資生堂製出品



資生堂化粧品 香水
 ローション 頭髮香
 水 化粧水 クリー
 ム 白粉 頬紅 口
 紅 眉墨 美爪料
 香油 煉香油 洗顏
 料 洗髮料 其他
 資生堂中藥齒磨
 資生堂齒刷子
 資生堂銀座石鹼
 資生堂せんたく石鹼
 資生堂セントツクス
 資生堂クリーナ
 資生堂クレンザー
 資生堂せんたく糊
 ベビーパウダー
 スフリン

共同責任を

御仕入は



小間物問屋
化粧品問屋
袋物

天狗印
メリヤス
花王印靴下
洋品雜貨

問屋 五森

東京市日本橋區横山町六番地角
田商會

電話浪花(67)〇〇五三八番
振替東京六六六六七番



御仕入は
森本本庄

電話長田六六六二番
振替東京一〇六六二番

大阪市東區玉造町
森本大阪出張所
小間物卸



須田商會

電話長田六六六二番
振替東京一〇六六二番
電話浪花(67)〇〇五三八番
振替東京六六六六七番

以て

御用命に

應ずる

弊店等へ……

小間物
服飾物
雜飾品
貨問屋

文房具筆墨
紙工品算盤

問屋 ㊦ 堤

東京市日本橋區横山町七番地

商 店

電話浪花(67)五〇八三番
三二〇〇番
振替東京一〇七九八番

服裝雜貨卸商

伊

藤

齊

商 店

電話淺草(84)四一三九番
振替東京一四八九九二番

各種帽子問屋

池

田

商 店

東京市日本橋區横山町六番地
龍虎印帽子發賣元

電話浪花(67)三六二一番
振替東京六四六二八番

東京市日本橋區横山町七番地

森本 東京店

電話浪花(67)三二〇〇番
振替東京一〇七九八番

店

海王印
ズボン、作業服
運動服其他
綿布加工品

川口

義朗 商店

東京市日本橋區横山町七番地

電話浪花(67)三二〇〇番(呼)
振替東京四七五九九番

香 料

曾田香料株式會社

本社

出張所

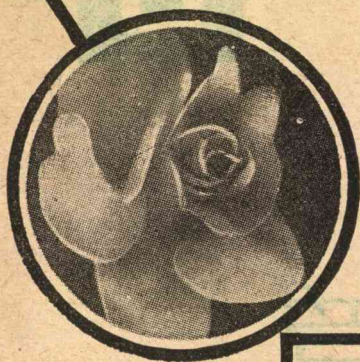
工場

傍系

東 京 市 日 本 橋 區 本 町 四 丁 目
 電 話 茅 場 町 (66) 六 四 二 四 · 六 四 二 五 番
 振 替 東 京 二 九 九 六 五 番
 大 阪 市 南 區 安 堂 寺 橋 通 一 丁 目
 電 話 船 場 (83) 三 六 八 五 番
 振 替 大 阪 六 三 七 六 一 番
 臺 北 市 兒 玉 町 四 〇 五

札 幌 市 外 琴 似 村 一 一 二 番 地
 電 話 札 幌 五 三 六 番
 青 森 市 沖 館 字 篠 田 二 六 六 番 地
 電 話 青 森 三 六 二 二 五 番
 臺 灣 曾 田 香 料 有 限 會 社
 本 社 東 京 市 日 本 橋 區 本 町 四 丁 目
 工 場 臺 北 市 外 新 莊 郡 鷺 州 庄 三 重 埔
 電 話 臺 北 一 六 六 八 八 番
 富 士 精 工 業 有 限 會 社
 本 社 東 京 市 日 本 橋 區 本 町 四 丁 目
 工 場 靜 岡 縣 由 比 一 〇 六 番 町

國產化粧品の 麗朗の源泉 香料



塩野化工株式會社

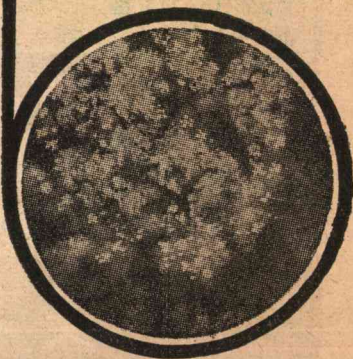
大阪市東區道修町三丁目
電話 北濱 (23) 3031・3032・1683

東京市芝區田村町鳥羽ビル

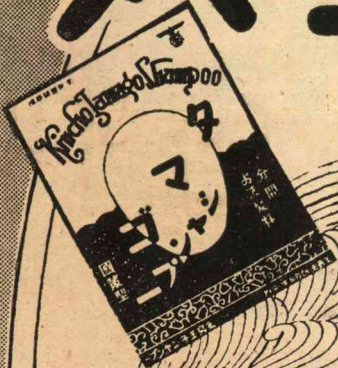
工場 大阪市東淀川區新高北通三丁目
電話 北 (36) 2 3 9 5

臺灣工場 臺灣新竹州竹東街上公館

四國工場 愛媛縣西宇和郡川之石町



タマゴシャンプー



葉効

タマゴ洗粉

會社 美香園 東京・名古屋・大阪

名香

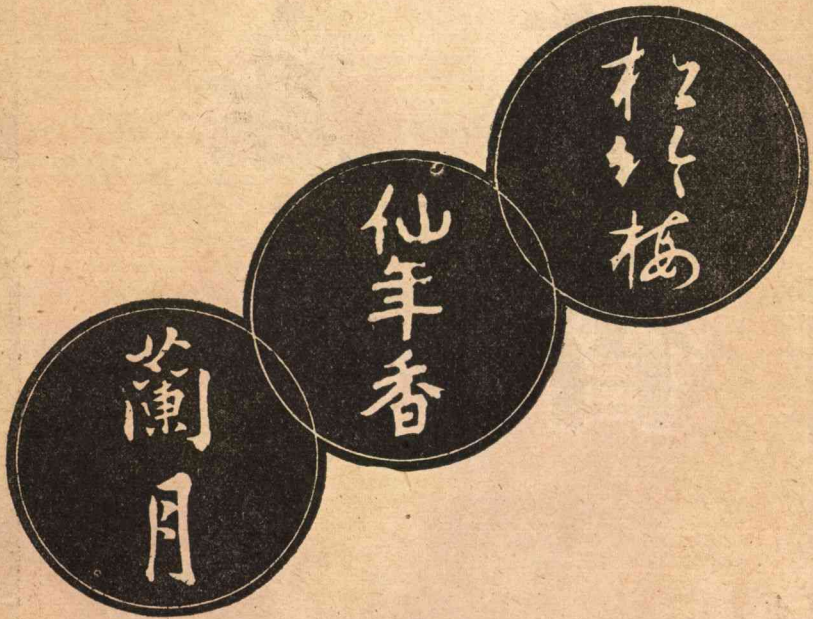
敷島香

姉妹品

松葉香

東京 敷島會
本舖 津川安正堂

香品高く匂ふ
孔官堂の名品



本 舗

孔 官 堂

大阪
東京

大阪

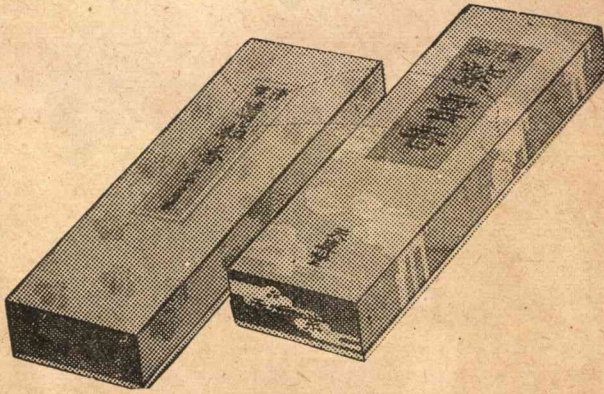
東京

大阪市西淀川区海老江上二丁目七〇
電話 福島 (45) 133・2572
7463・7464

東京市京橋區横町二丁目五番地
電話 京橋 (56) 5062

清和

紫雲香



淨薰

清和香

東京市日本橋區小網町

駒木銀三郎商店

電話茅場町一六〇四・一六〇五番

振替口座東京一〇七二九番

特製銘香

銘香

日陽香

中寸線香

勤皇香

短寸線香

六大洲

日陽香「月待」製



龍明堂

堺市材木町西二丁
電話五二五香

純國産

お髪の爲に一番よい!

ぼたん

園

髪あらい粉

本舗 藤井ぼたん園
東京 深川 四ツ目
電話 本所 三六五二
支店 東京 五三七一八

盛澤 旺潤 産給 主配

會



井上小四郎商店
 金屬製輸出向石 繪容器
 化粧品容器 シカレットケース
 セルロイド製石 繪容器
 化粧品容器 湯桶 洗面器
 東京市淺草區淺草橋一ノ八
 電話淺草(84)四〇七七
 振替東京一七九七七

井上商店製作所
 金屬石 繪容器
 化粧品容器輸出
 雜貨 製造
 東京市本所區千歲町三ノ云
 電話本所(73)〇七二九

井上小四郎商店
 ノート・學習帳・便箋
 封筒・洋手帳・紙工品
 ノ學・鳳凰・當選印紙工品發賣元
 東京市淺草區淺草橋一ノ八
 電話淺草(84)四五四六

吉田正二郎
 井上小四郎商店
 支配人
 東京市淺草區
 上平右衛門町一

櫻本米吉
 井上小四郎商店
 ノート部支配人
 東京市淺草區
 淺草橋一ノ五

井上捨吉
 井上小四郎商店
 販賣課長
 市川市
 眞間莊

堀江藤一商店
 文房具 事務用品
 字消ゴム クレオン鉛筆
 一般文具 卸商
 東京市日本橋區馬喰町
 電話浪花(67)四ノ三
 振替東京二七〇三

西村常三郎商店
 スマイル印商副子本舖
 大坂市東區北久寶寺町一
 電話櫻船場四八二八
 振替大坂四二九九八

村上幾太郎商店
 晃陽商アヲシ 耐水マツチ
 高級化粧品 化粧用雜貨
 晃陽商會 製造卸
 東京市神田區東神田一八
 電話浪花(67)二五一九

岡田福二郎商店
 一般文房具卸商
 女子裝商會
 東京市淺草區柳橋三ノ一
 電話淺草(84)五三八四
 振替東京一五六八三

桑畑直吉商店
 齒刷子 頭髮刷子 鬃刷子
 化妝品雜貨 卸商
 キンロー齒刷子本舖
 大坂市東區北久寶寺町一ノ四
 電話船場二五八三(呼)

米山清七商店
 日紅 爛紅 眉墨製造
 ミツキス紅本舖
 シャープ紅本舖
 東京市本所區千歲町一ノ四
 電話本所(73)三三〇七
 振替東京八二二五〇四

山崎弘商店
 文具事務用品
 紙製品一般製造卸
 東京市淺草區淺草橋三ノ二
 電話淺草(84)六六一二
 振替東京三〇五六二

竹中得四郎商店
 セルロイド文具
 製品各種製造
 東京市淺草區
 菊屋橋二ノ一ノ三

井上商店製作所
 工場長 鹽崎又治郎
 東京市本所區千歲町三ノ云
 電話本所(73)〇七二九

宮畑力松
 井上小四郎商店
 セルロイド製品製作部
 東京市本所區千歲町三ノ二
 電話本所(73)二四七六

水毛養オン

これこそ日本人の體質に最も合致せる、東洋三千年の昔から傳はる皇漢秘藥の養毛水
 斷然ノ群を抜くその藥効



多量に含まれたノ皇漢藥が整髪とともに毛根に滲透して、若禿、抜毛を防ぎ、フケ、カユミを去る特殊整髪料



オン毛ポマード

水毛養オン本舖

東京市本郷區湯島天神町
 電話下谷九七七一番
 郵便東京三三九六番

トーホー

美白力と藥効作用の素晴しい

藥用 東寶 洗顔 クリーム

美容に皮膚衛生に威力を發揮するトーホー洗顔クリームを股方のヒゲ剃にも高級石鹼の代りにも御試し下さい。色を白くし、ニキビ、吹出ものシミ、小ツボ、油顔を解消して眞珠の様なお肌を保ち、明朗健康な若肌を創ります。

賣藥部分品

全國有名化粧品店・藥店
 デパートに有り

トーホー 香水



トーホー香水本舖

東寶藥化學研究所

東京市麻布區斧町二八番
 振替東京四九〇五番

トーホー

巴里院眉すみ

ニコ
ブル
ド
ン
マ
ン



銃後女性の
若々しい明眸を創る

東京・本舗
巴里院



赤毛染
赤毛染

君の代

東京市浅草区蔵前一丁目三番地
本舗 山吉商店

電話 浅草(84) {二八八二番
六八五〇番
振替口座東京一九三七二番

サビナイ又

ミダ。プ安全替又

獨特の技術を誇る

切味保證付

日産安全剃刀替又製作所

營業部 東京市本所區千歳町一ノ十二

米山清七商店

電話本所(13)三三〇七番

振替口座東京八二二五四番

工場 千葉縣野田町清水二七

ローヤル化粧料

知性に輝く、簡素美には

佐々木の良心と技術の

製品を御愛用下さい。



目下銀座・橋本・東京
社會式株品粧化ルヤール口
店商木々佐んきふやつ
二七四〇九 橋本・話電

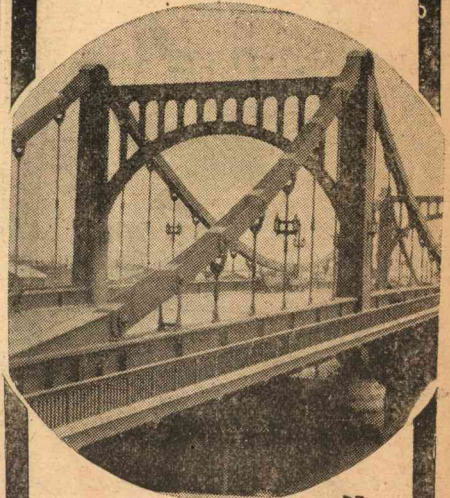
化粧品石鹼齒磨雜貨問屋

合資
會社

脇田盛眞堂

東京市日本橋區橫山町七番地一

電話浪花(67)〇〇四二番



化粧品

雜貨問屋

冬の女王

キヨス

入草藥

懷爐灰

發賣元



達用御軍陸

社有

川野立志堂

東京市深川區清澄町一丁目

電話本所(73)一四六七番

競馬千の

國產隨一の經濟的整髮料

携帶至便
洗髮容易
粘度快適
芳香優雅

東京・大阪 小倉商店



各種化粧品問屋

越前屋

松浦嘉七商店

東京市淺草區山谷二ノ五
電話淺草(84)一三二八番
振替東京一〇三三六一番

各種化粧品問屋

尾張屋

石川善三郎商店

東京市淺草區雷門一ノ六
電話淺草(84)一五六四番
振替東京一〇三二八番



本つけ櫛・すき櫛

セルロイド櫛

セルロイド容器

齒刷子

ひしや櫛製造發賣元

大阪市東區南久宝寺町貳丁目

ひしや要 弥三郎本店

電話船場四一三番
振替大阪千百十二番

化粧品・齒刷子
化粧用雜貨 卸商

太洋堂

大内重雄商店

東京市本所區東兩國一ノ一四

電話本所(73)三二九三番



ザレンシキ



十六錢

不思議な効力



◇ニューム、ガラス類はどんな
よこれでも簡単にふき取れ
て固形等の品の四倍もお
徳用です。

總代理店

東京市青山南町五丁目

三勇商店

千歳元結本舖
線杏雜貨問屋

發賣元 東京 神崎商店

電話青山 一九七番
工場 荏原六八〇一番
振替東京六一二四七番

印刷刷

浮出シール印刷は版代無料

意匠革新

ペーパー印刷

最廉價引受

既製ペーパー紙器
ポスター・封緘紙等は

何業用も常に
三萬余種有御利用を乞ふ

山田進堂印刷所
東京都荒草一丁目八番地
電話 〇六六〇 草浪

薬用 高級洗粉
姉妹品 エレガン
純粋粉ふのり
ふのり入植物性
エレガン高級髪洗粉
本品は植物質を主原料とし
て絶対に土や石鹸分を含有
せず、ニキビ・日やけ・
剃刀まけ、ハタケ等
の豫防となりお
肌が一番よい
洗粉。

製造發賣元
西澤商會
東京市城東區北砂町三ノ一五五
振替口座東京三九九七九番

売れ味で買れる

安全替刃



卸 貨 雜 子 刷 齒
各種安全替刃

晃陽商事株式會社

東京市神田區東神田十八
電話 浪花 672519番

小間物頭飾品製造卸



若松屋東京支店

東京市日本橋區横山町七ノ一
電話 浪花 (67) 二八三五番
振替東京八五九九番

火災予告

東京市日本橋區通り二丁目四番地



日本火災海上保險株式會社

電話日本橋 (24) 三三一—四番
三三九—八番

東京市麹町區大手町一丁目六番地



東京火災海上保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 四一三〇—五番
五一三五—九番

東京市麹町區丸ノ内二丁目十六番地(明治生命館)



大正海上火災保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 四三二—八番

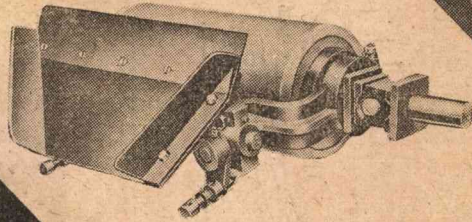
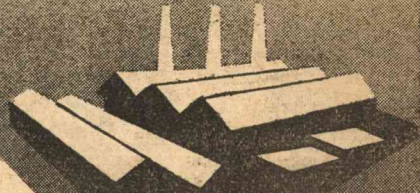
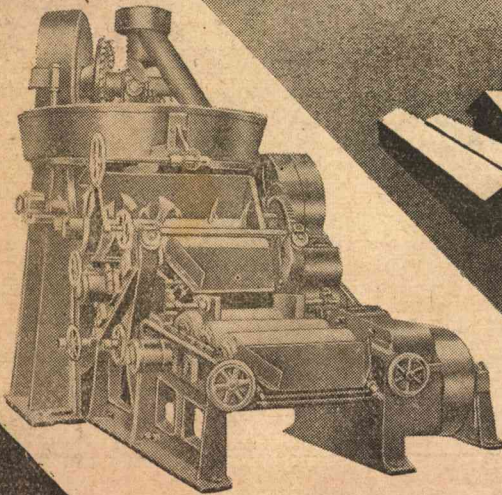
東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地



明治火災海上保險株式會社

電話丸ノ内 (23) 二一二—八番

化粧品製造機械



石材鋼鐵及チルド磁器製

煉合ロール

化粧品製造機械専門製作

日本薬業機械合資會社

東京市本所區龜澤町三ノ二五

工場 江戸川区東小松川三ノ三五九一

電話 墨田(74)三六五〇・墨田(74)五五〇七

本所(73)二二四一・江戸川一八七番

財団法人
日本糖業會

昭和十八年三月二十五日印刷
昭和十八年三月三十日發行

【定價金貳圓】

不許
複製

編輯兼
發行者 日南田慶富

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者 古川一郎
東京二〇四 東京市小石川區久堅町百八番地

發行所

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

〔出文務承認了四〇一〇五三號・五〇〇〇部〕

東京小間物化粧品卸商同業組合

電話浪花一七七一
振替口座東京一八七二、一七〇九、二七二三番

マルマン

香水香油



今評判の
髪あぶら……

製造本舗
藤油

大森藤太郎商店

東京市本所區東兩國一ノ一
電話本所(73)五三七九番

ム-リク^{バニシング}ナテウ

明るい美と健康を

創る優秀品……………



★ウテナバニシングクリームは、無脂肪純質の整肌用クリームですから、独特の美肌作用で皮膚の分泌機能を旺んにし、新陳代謝を促がしてお肌を健康に調整しキメを細かく養ひ肌アレの原因を防ぎます。日常生活には缺かす事の出来ない理想的なクリームとして斯界に誇る所以であります……………



ウテナ化粧品本舗

株式会社 久保政吉商店

液乳^シビ^ナテウ



合配Cンミタビ

★
新しい理
想的乳状
クリーム

ウテナビシー乳液は、皮膚の美白作用に優れた効果をもつビタミンCと本研究所獨特の栄養劑を配合し、優れた乳化劑の使用に依つて精製した、乳化の完全な吸収度の高い新しく優秀な乳状クリームです。



滲透力の優
れたクリーム

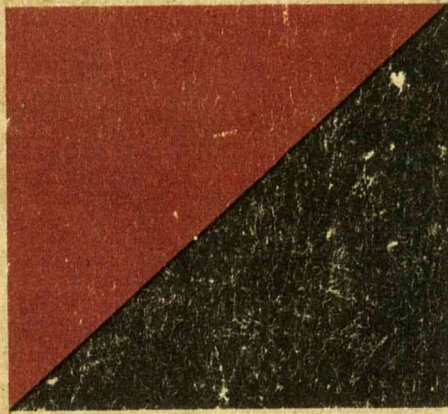
ユニスコールドクリームは優れた滲透力のあつる栄養クリームですから、ごく少量を以て素晴らしい効果を發揮し、つねに皮膚に弾力を與へ、小皺タルミ等の原因を豫防して弾力のあつる若肌を養ひます。

ム-リク^{ドル}スニユ

ナテウ
品製

りもまの肌お

ムーレクターレ



料肌整白乳

ドーフトーレ

店商平替尾平 社會式株 舗本料純化トーレ